

---

---

# 練馬区次世代育成支援行動計画

---

---

平成 22 年度(2010 年度)~26 年度(2014 年度)

〈素案〉

平成 21 年(2009年)11 月

練馬区

## 目次

第1章 計画の基本的考え方	1
第2章 子どもと家庭を取り巻く現状と課題	
1 子どもと家庭を取り巻く現状	5
2 練馬区における次世代育成支援の課題	14
3 前期計画での主な取組	17
第3章 行動計画の体系	
1 基本目標	19
2 練馬区次世代育成支援行動計画（後期）体系図	22
第4章	
事業計画	
I 子どもたちの「育つ力」と子育て家庭の「育てる力」を応援します	24
II 子どもと親の健康づくりを応援します	55
III 子どもの健やかな成長を助けるために教育環境を整備します	73
IV 子どもと子育て家庭を応援するまちづくりを進めます	83
V 支援が必要な子どもと子育て家庭を応援します	95
VI 計画の着実な推進を図ります	105
事業の概要	107
参考資料	142

## 第1章 計画の基本的考え方

### 1. 計画策定の目的

この計画は、次世代育成支援についての区の施策の方向と具体的な事業計画を定めることを目的としています。

また、子どもを含めた区民の皆様に計画の内容を分かりやすく発信し、区民の皆さんとともに計画を実現することを目的としています。

### 2. 計画策定の背景

国・地方公共団体は、これまで、子育てと仕事の両立支援を中心として、子どもを生き育てやすいようにするための環境整備に力点を置いたさまざまな対策を実施してきました。

しかし、平成 14 年1月に発表された「日本の将来推計人口」によると、従来、少子化の主たる要因であった晩婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」という現象が見られ、現状のままでは、少子化は今後一層進行すると予想されています。

急速な少子化の進行は、日本の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えることとなります。少子化の流れを変えるためには、改めて国・地方公共団体・企業等が一体となって、従来の取組に加え、もう一段の対策を進める必要があります。

こうした観点から、国は、平成 14 年9月に「少子化対策プラスワン」を取りまとめ、保育に関する施策など「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従来の取組に加え、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」という4つの柱に沿って、総合的な取組を推進することとしました。

また、これを踏まえ、国は平成 17 年度から 10 年間の集中的な取組をするための「次世代育成支援対策推進法」（平成 15 年7月法律第 120 号）を制定しました。この法律によって、都道府県、区市町村および事業主は、行動計画を策定して次世代育成支援対策を実施することが義務づけられました。これを受け、区では平成 17 年度～21 年度の5か年を計画期間とした次世代育成支援行動計画を策定しました。

しかしながら、平成 17 年に我が国は初めて総人口が減少に転じ、出生数が 106 万人および合計特殊出生率が 1.26 と、ともに過去最低を記録するという予想以上の少子化の進行が見られました。

このため、平成 18 年 6 月に少子化社会対策会議で決定された「新しい少子化対策について」を踏まえ、少子化対策の抜本的な拡充、強化を図ってきました。

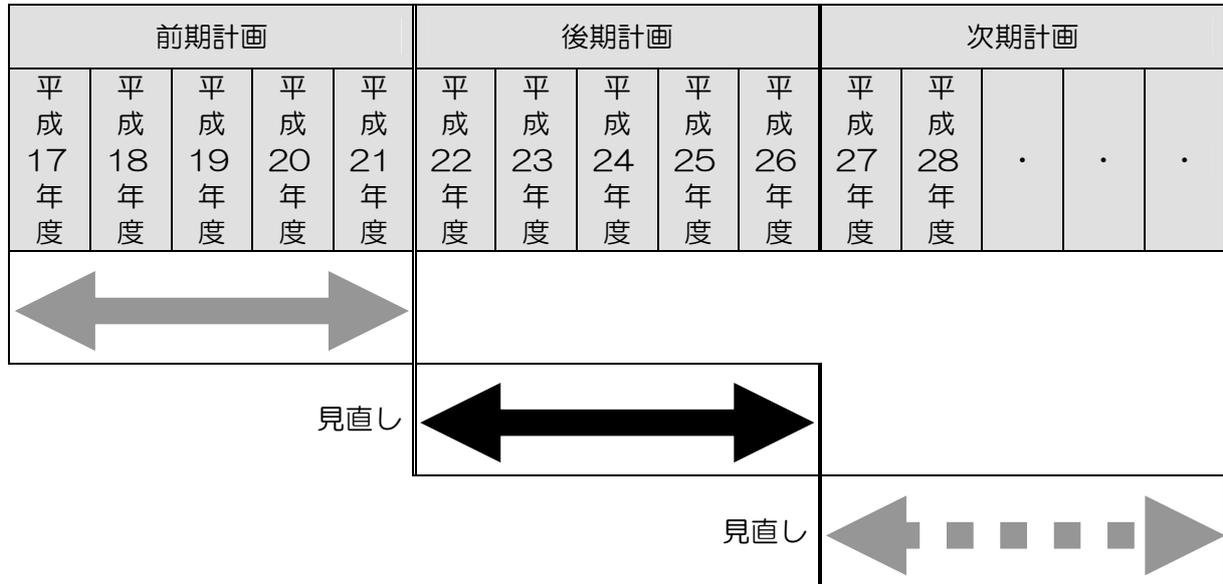
こうしたなかで、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議が設置され、結婚や出産・子育てに関する国民の希望を実現するためには何が必要であるかに焦点を当てて検討を進め、平成 19 年 12 月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられました。重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消には、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていく必要があるとされています。

この間、区では練馬区次世代育成支援行動計画に基づき、計画的に取り組みを進

めてきましたが、平成 21 年度に策定する基本構想および長期計画（平成 22 年度～26 年度）の考え方を取り入れながら、平成 22 年度から平成 26 年度までを計画期間とする後期の次世代育成支援行動計画を策定することとしたものです。

### 3 計画の期間

本計画は、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 か年計画のうち平成 22 年度から平成 26 年度までの後期 5 年間に計画の期間とします。



### 3. 計画の対象

- (1) この計画は、子どもと子育て家庭を含むすべての区民と区内の事業主、NPO、行政等すべての個人および団体が対象となります。
- (2) この計画では、「子ども」とは、おおむね 18 歳未満の児童をいいます。

### 4. 計画の位置づけ、他の計画との関係

この計画は、区の長期計画を上位計画とする、子どもと子育て家庭に対する施策をまとめた個別計画です。

また、この計画では、練馬区の今後の施策の方向や計画事業の具体的目標を定めています。区では、毎年度の財政状況を踏まえながら、この計画の実現に努めます。

この計画と関連する他の計画との関係は、つぎのとおりです。

#### (1) 基本構想・長期計画との関係について

「練馬区のめざす 10 年後の姿」を掲げ、4つの分野のはじめに子ども分野を置いている練馬区基本構想や平成 22 年度から平成 26 年度を計画期間とする、新たな長期計画を踏まえており、長期計画の「子ども分野」などの関連分野にある計画を含んでいます。

#### (2) 保育計画について

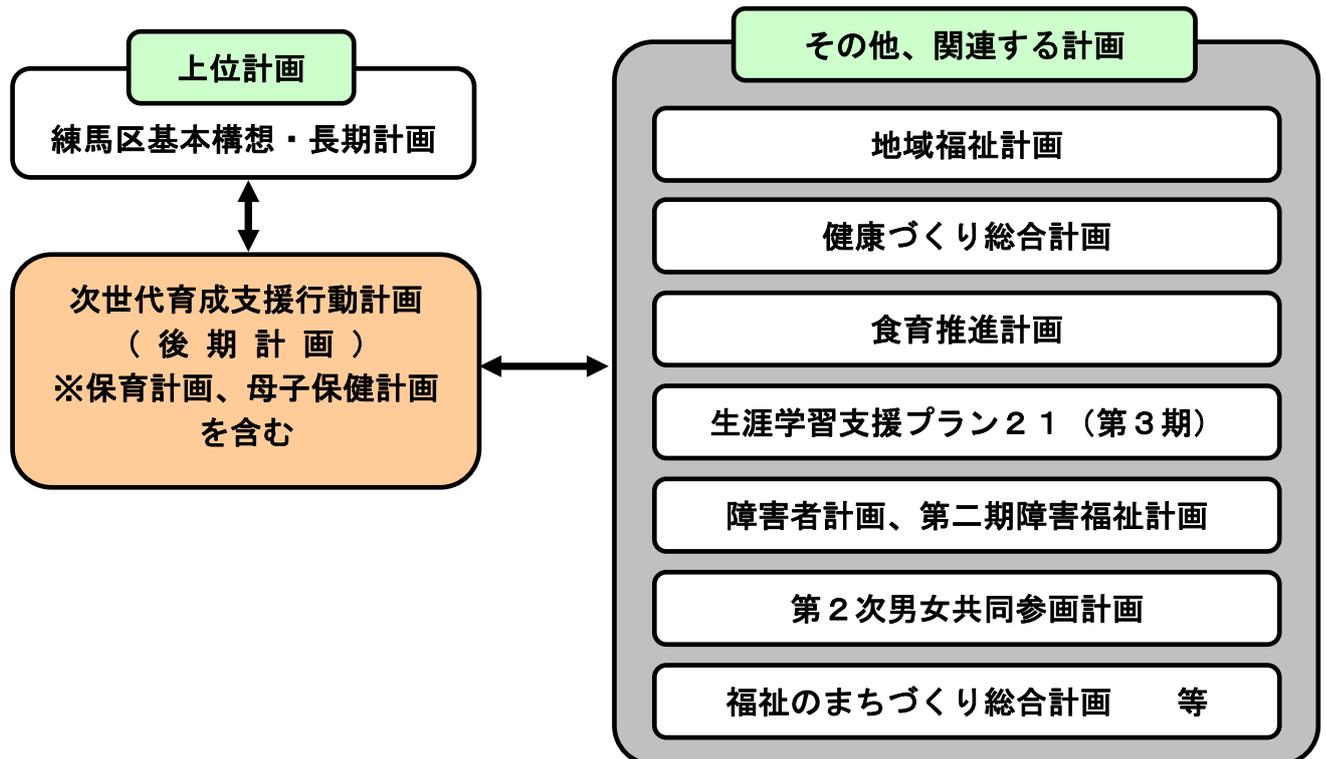
練馬区は、改正児童福祉法（平成 15 年 7 月法律第 121 号）の規定により、保育計画の策定が義務づけられています。この計画は、保育計画を含んだものとして策定しています。

### (3) 母子保健計画について

「市町村における母子保健計画策定指針」（厚生労働省 平成8年5月）により策定する母子保健計画についても、この計画の中に含んだものとして、策定しています。

(注1) 保育計画：保育の申込みのあった児童で、保育の実施がされていないもの（待機児童）の数が、50人以上いる区市町村は、策定する必要があります。

(注2) 母子保健計画：国の「健やか親子 21（21世紀の母子保健を推進する国民運動計画）」の趣旨を踏まえ、区市町村が策定することになっています。



## 5. 計画の基本理念

次代を担うすべての子どもたちが、健やかに生まれ、育つことは、社会の発展に欠かすことができません。このため、練馬区は、すべての子育て家庭が安心して暮らすことができ、すべての子どもたちが健やかに生まれ育ち、自立することのできる社会を築くために、子どもと子育て家庭を、区民との協働により地域で支えていきたいと考え、次世代育成支援行動計画（前期計画）を作成しました。そこでは、児童憲章や児童の権利に関する条約などを踏まえたうえで、以下の4点を基本理念としました。後期計画においても、これらの基本理念を引き続き掲げ、計画を推進していきます。

- (1) 子どもの最善の利益を考えるとともに、子ども自らの「育つ力」を大切にします。
- (2) 父親・母親を中心とした、家庭の「育てる力」を大切にします。

(3) 子育ての負担を家庭だけに負わせることなく、地域や職場が子どもと子育て家庭を応援します。

(4) 行政は、地域や職場と連携しながら、子どもと子育て家庭を応援します。

## 6. 計画目標

# 子育て、子育てをみんなが応援するまち ねいま

練馬区では、4つの基本理念を実現するため、「子育て、子育てをみんなが応援するまち ねいま」を前期計画に引き続き計画目標に掲げます。

父親・母親その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、地域社会全体で家庭の「育てる力」と子ども自らの「育つ力」を応援することによって、安心して子育てができるまち、そして、子どもが未来に希望を持ち、次代を担う力を身につけることのできるまちの実現をめざします。

## 7. 計画の推進および実施状況の公表

計画で示した施策の方向の推進や、具体的な事業の実施にあたっては、定期的に計画の実施状況を把握・点検することが必要です。そして、その結果をその後の事業の実施や、計画の見直しに反映させていくことが大切です。

計画の実施状況については、年度ごとに把握・点検し公表します。把握・点検にあたっては、区民の意見を反映させるため、公募区民、団体代表、学識経験者等で構成する「練馬区次世代育成支援推進協議会」を設置し、意見を聴きます。また、「練馬区次世代育成支援推進協議会」には、計画の実施状況の把握・点検だけでなく、施策に関する問題提起や提案を行っていただきます。

## 第2章 子どもと家庭を取り巻く現状と課題

### 1 子どもと家庭を取り巻く現状

#### ◆練馬区の現況

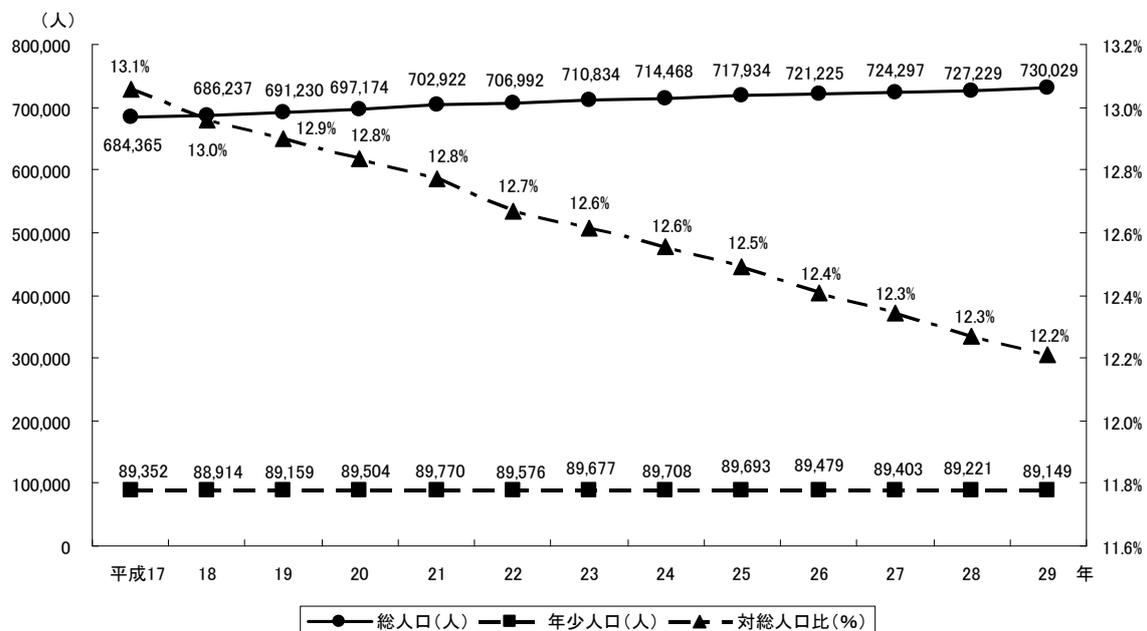
##### (1) 少子化の推移

練馬区の人口の推移を見てみると、総人口は増加していますが、年少人口はほぼ一定しています。総人口に占める年少人口の割合は年々減少しており、平成17年から平成21年の間に0.3ポイント減少しています。さらに、平成29年までの人口推計から、今後も総人口に占める年少人口の比率が減少し、高齢人口の割合が増加することが見込まれます。

世帯あたりの子ども数は、昭和55年までは1.8人でしたが、年々減少し、平成17年には1.6人となっています。全国、東京都より高い水準にありました。しかし、その後はどちらも減少を続け、平成19年には、出生数は5,947人、出生率も8.5となりました。この数字は、東京都より高く、全国より低くなっています。

一人の女子が一生の間に生む子ども数に相当する合計特殊出生率は、緩やかな減少を続け、平成17年度には過去最低の1.02となりました。その後、平成18年度1.04、平成19年度1.10と上昇しています。これは、東京都より高く、全国より低くなっています。

図表2-1 児童人口の推移



(平成17～21年1月1日現在、住民基本台帳および外国人登録原票、平成22年以降は平成16年1月～平成21年1月までの実績に基づく推計値)

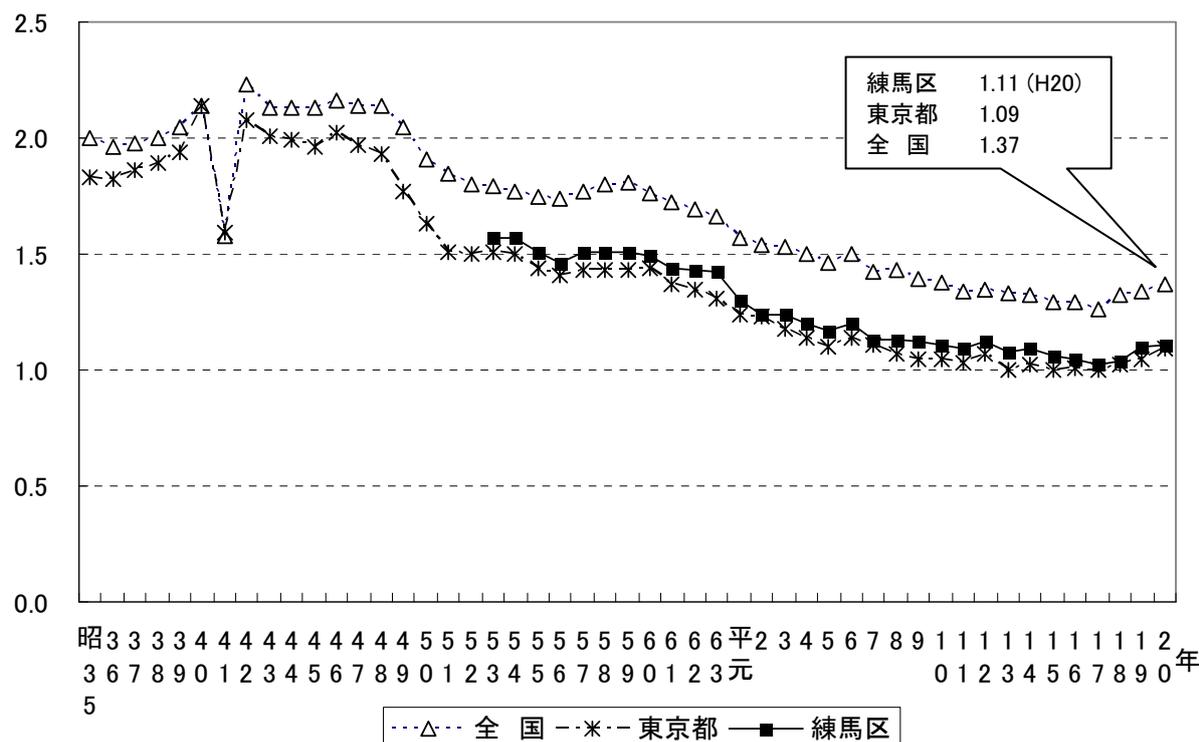
図表 2 - 2 年少人口、生産年齢人口、高齢人口の推移

	2005年 平成17年	2006年 平成18年	2007年 平成19年	2008年 平成20年	2009年 平成21年	2010年 平成22年	2011年 平成23年	2012年 平成24年	2013年 平成25年	2014年 平成26年	2015年 平成27年	2016年 平成28年	2017年 平成29年
年少人口 (0~14歳)	89,352	88,914	89,159	89,504	89,770	89,576	89,677	89,708	89,693	89,479	89,403	89,221	89,149
生産年齢人口 (15~64歳)	477,711	476,255	476,737	478,593	480,173	481,700	484,349	486,216	485,363	484,840	484,412	485,347	486,985
老年人口 (65歳以上)	117,302	121,068	125,334	129,077	132,979	135,716	136,808	138,544	142,878	146,906	150,482	152,661	153,895
合計	684,365	686,237	691,230	697,174	702,922	706,992	710,834	714,468	717,934	721,225	724,297	727,229	730,029
年少人口係数	13.1%	13.0%	12.9%	12.8%	12.8%	12.7%	12.6%	12.6%	12.5%	12.4%	12.3%	12.3%	12.2%
生産年齢人口係数	69.8%	69.4%	69.0%	68.6%	68.3%	68.1%	68.1%	68.1%	67.6%	67.2%	66.9%	66.7%	66.7%
老年人口係数 (高齢化率)	17.1%	17.6%	18.1%	18.5%	18.9%	19.2%	19.2%	19.4%	19.9%	20.4%	20.8%	21.0%	21.1%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(平成 17~21 年 1 月 1 日現在、住民基本台帳および外国人登録原票、平成 22 年以降は平成 16 年 1 月~平成 21 年 1 月までの実績に基づく推計値)

(注) 年少人口係数・・・0 歳~14 歳人口割合、生産年齢人口係数・・・15 歳~64 歳人口割合、老年人口係数・・・65 歳以上人口割合

図表 2 - 3 練馬区・東京都・全国の合計特殊出生率



出典：(出生数・出生率)「東京都衛生年報」(平成 15 年以前)、「人口動態統計」(平成 16 年以降)、厚生労働省「人口動態統計」

練馬区の率については、一部再計算しているため原資料と一致しない年がある。

(合計特殊出生率)「ねりまの保健衛生 (平成 21 年度版)」

※ 平成 20 年の数値は概数である。

(2) 家庭の状況

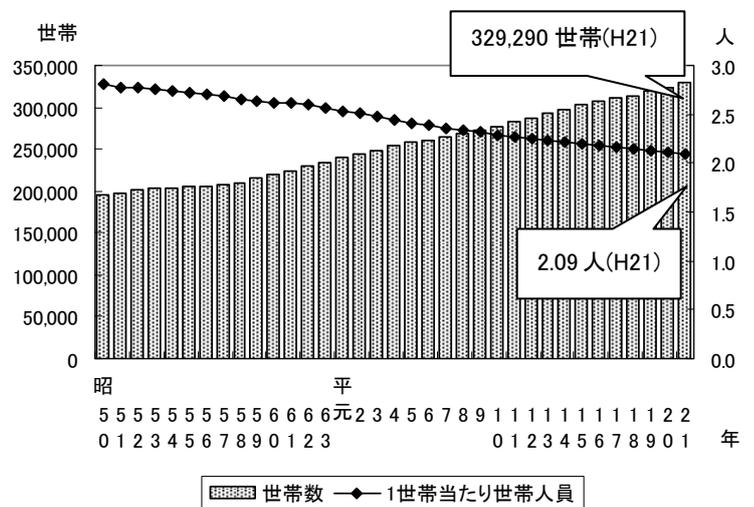
区内の人口は年々増加しており、平成 21 年では住民基本台帳による人口は 689,187 人となっています。しかし、1 世帯あたり世帯人員は、2.09 人で最も少なくなっています。

婚姻率は、昭和 46 年に人口千人あたり 12.3 と戦後最高となりましたが、その後 5 年間で急速に減少しました。その後、平成 16 年までは、6.9~7.9 とほぼ横ばいで推移してきましたが、平成 19 年には昭和 30 年以降最低の 6.2 となりました。

一方、離婚率は平成 14 年まではほぼ一貫して上昇し人口千人あたり 2.44 となりましたが、その後は下降し、平成 19 年は平成 7 年以来の 2.00 を下回りました。

図表 2 - 4 人口・世帯の推移

年	人口	世帯数	1世帯当たり世帯人員
平成7年	624,754	264,547	2.36
平成8年	627,662	268,548	2.34
平成9年	631,140	272,482	2.32
平成10年	635,827	277,532	2.29
平成11年	641,821	282,976	2.27
平成12年	646,729	287,745	2.25
平成13年	651,618	292,305	2.23
平成14年	657,377	297,517	2.21
平成15年	662,885	302,605	2.19
平成16年	667,512	306,942	2.17
平成17年	672,251	310,889	2.16
平成18年	674,123	314,248	2.15
平成19年	678,869	318,925	2.13
平成20年	684,107	324,194	2.11
平成21年	689,187	329,290	2.09



住民基本台帳 各年 1 月 1 日現在

図表 2 - 5 練馬区・東京都・全国の婚姻率、離婚率

年	練馬区		東京都	全国	東京都		練馬区		東京都	全国
	婚姻数	婚姻率	婚姻率	婚姻率	平均初婚 年齢(夫)	平均初婚 年齢(妻)	離婚数	離婚率	離婚率	離婚率
平成 1	4,360	7.1	6.8	5.8	29.3	26.7	888	1.44	1.48	1.29
2	4,442	7.2	6.9	5.9	29.3	26.7	931	1.50	1.51	1.28
3	4,773	7.6	7.0	6.0	29.3	26.7	1,136	1.82	1.63	1.37
4	4,575	7.3	6.9	6.1	29.3	26.9	1,058	1.68	1.70	1.45
5	4,921	7.8	7.2	6.4	29.4	27.0	1,102	1.74	1.78	1.52
6	4,872	7.7	7.1	6.3	29.5	27.1	1,190	1.88	1.81	1.57
7	4,767	7.5	7.2	6.4	29.6	27.3	1,213	1.91	1.83	1.60
8	4,847	7.6	7.1	6.4	29.7	27.4	1,298	2.03	1.89	1.66
9	4,727	7.3	6.9	6.2	29.7	27.6	1,330	2.06	2.00	1.78
10	4,847	7.5	7.0	6.3	29.9	27.7	1,434	2.21	2.16	1.94
11	4,505	6.9	6.8	6.1	30.0	27.9	1,510	2.30	2.21	2.00
12	4,996	7.6	7.2	6.4	30.1	28.0	1,565	2.38	2.24	2.10
13	4,968	7.5	7.3	6.4	30.4	28.3	1,612	2.42	2.35	2.27
14	4,894	7.3	6.9	6.0	30.5	28.4	1,635	2.44	2.34	2.30
15	4,463	6.9	6.8	5.9	30.7	28.7	1,631	2.28	2.30	2.25
16	4,331	7.0	7.0	5.7	30.9	28.9	1,482	2.24	2.24	2.15
17	4,195	6.9	6.9	5.7	31.2	29.2	1,569	2.19	2.19	2.08
18	4,432	6.4	7.2	5.8	—	—	1,435	2.06	2.12	2.04
19	4,394	6.2	7.1	5.7	—	—	1,364	1.94	2.13	2.02

出典：「東京都衛生年報」（平成 15 年以前）、「人口動態統計」（平成 16 年以降）、厚生労働省「人口動態統計」

### (3) 子どもと子育ての実態

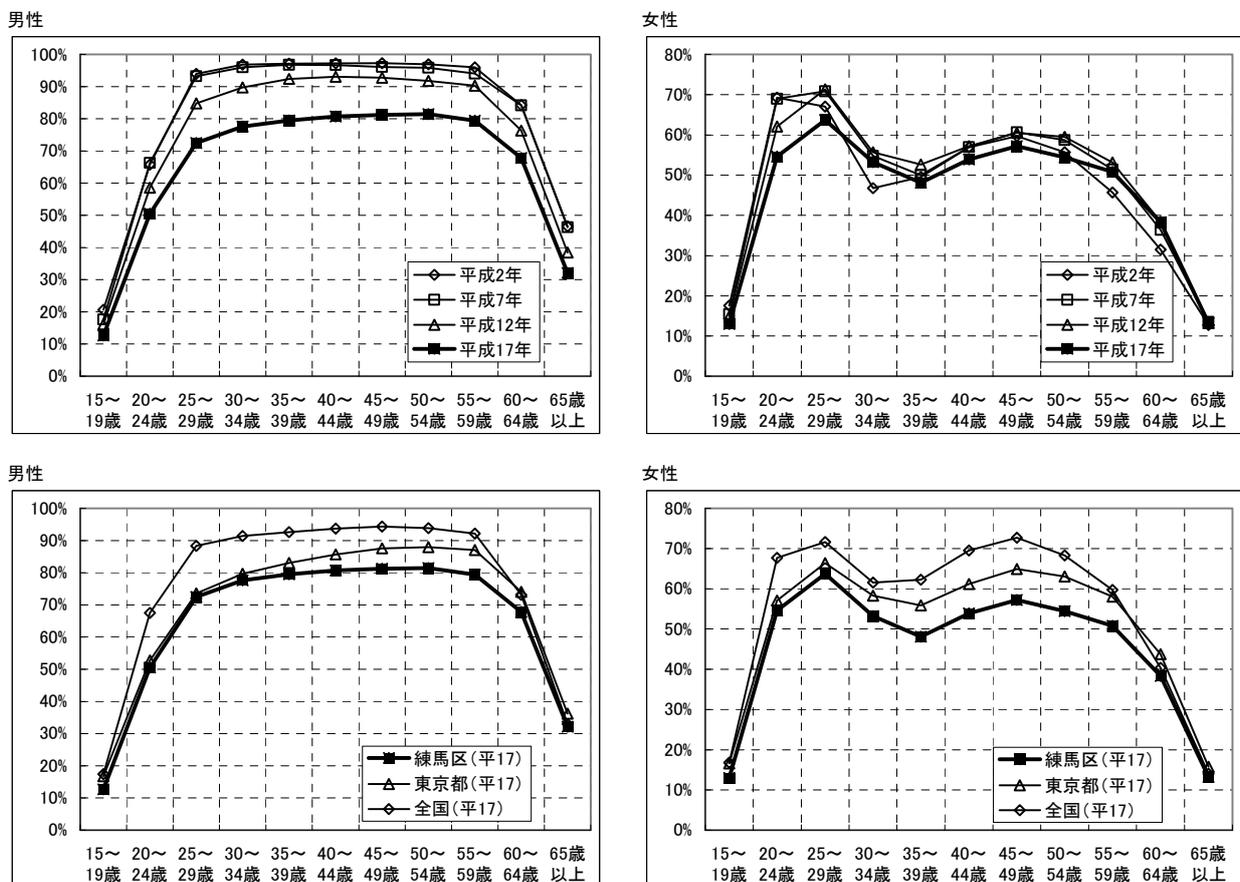
女性の労働力率を年齢階層別に比較すると、20歳代が高く、その後子育てに関わる30歳代で一旦大きく減少し、子どもが小学校高学年以降となる40歳以降で再び上昇、55歳以降で減少するいわゆる「M字曲線」を描いています。また、時系列で比較すると、平成12年までは、25歳以降の全年齢階層で労働力が上昇するとともに、M字の底が浅くなる傾向が見られましたが、平成17年は再び減少しました。一方、全国・東京都と比べると、30歳以降の労働力率が低く、出産で離職しそのまま職に就かない女性の割合が高くなっています。

男性については、各年齢階層とも、全国・東京都より低くなっています。

職業別の就業者数に占める女性の数は、事務従事者、サービス業従事者の2つが6割前後と高くなっています。なお、専門的・技術的職業従事者と管理的職業従事者の割合は、わずかですが増加しています。

出産と母親の離職については、「練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査（平成21年3月）」によると、「出産一年前にすでに働いていなかった」との回答が4割近くあり、「出産に伴い離職した」が3割を占めています。また、「出産に伴い離職した」人の中では「子どもがある程度の年齢になるまで子育てに専念したい」との回答が4割、「保育サービスと職場環境の両方整備なら継続して就労」が2割となっています。

図表 2 - 6 労働力率の推移



出典：国勢調査、各年10月1日現在

◆社会の動向

(1) 世界的経済不況

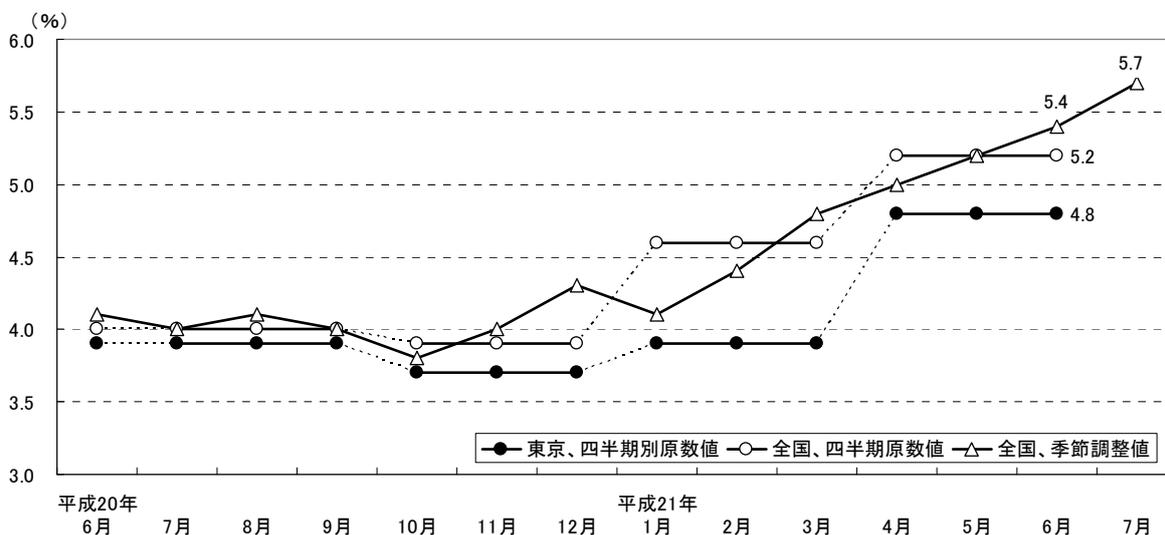
平成 19 年(2007 年)、サブプライムローン問題に端を発し、平成 20 年(2008 年)の大手証券会社リーマン・ブラザーズの経営破綻などによりアメリカから始まった金融不安は、100 年に 1 度と言われる世界同時不況を招きました。

わが国でも、円高、株安、消費の落ち込みなどにより、企業収益は大幅に減少し、企業の倒産が相次ぎ、雇用情勢も急速に悪化しました。

このような状況のなかで、平成 21 年 4～6 月の完全失業率(四半期別原数値)は 4.8%で、前年同期と比べ、0.9 ポイント上昇しました。

就業者数は 683 万 2 千人で、前年同期に比べ 4 万 6 千人(0.7%)減少し、2 年連続で減少しました。

図表 2 - 7 東京都、全国の完全失業率の推移



出典：東京都総務局「東京の労働力」、総務省「労働力調査」

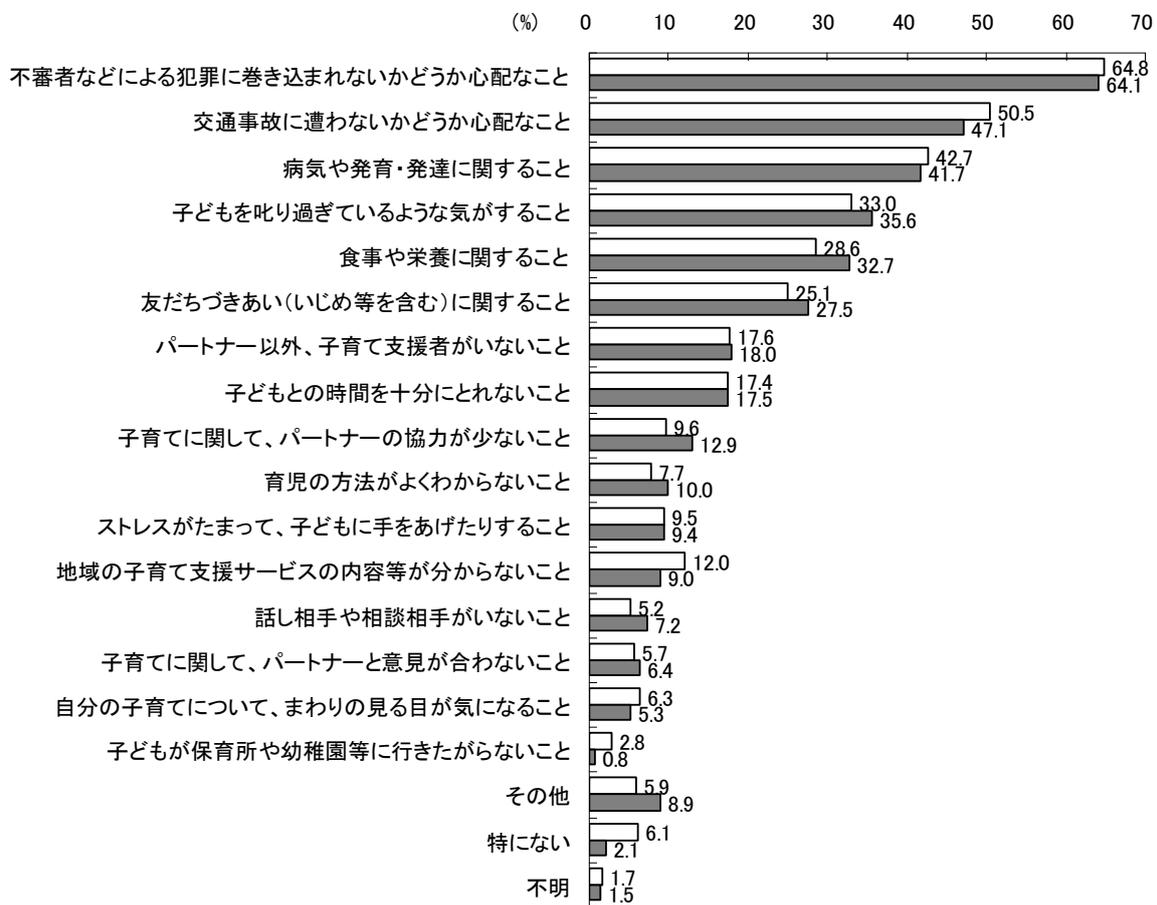
## (2) 生活の安全安心への関心

子育てで心配に感じていること、気になっていることについてのニーズ調査では、「不審者などによる犯罪に巻き込まれないかどうか心配なこと」が7割、「交通事故に遭わないかどうか心配なこと」が5割の回答があり、保護者の子どもの安全安心に対する関心の高さが伺えます。

また、新型インフルエンザの流行による学級閉鎖が拡大するなどの社会への影響が広がっていることにより、同インフルエンザに対する区民の関心が高まっています。

### ◆ 子どものことで心配に感じていること、気になっていること

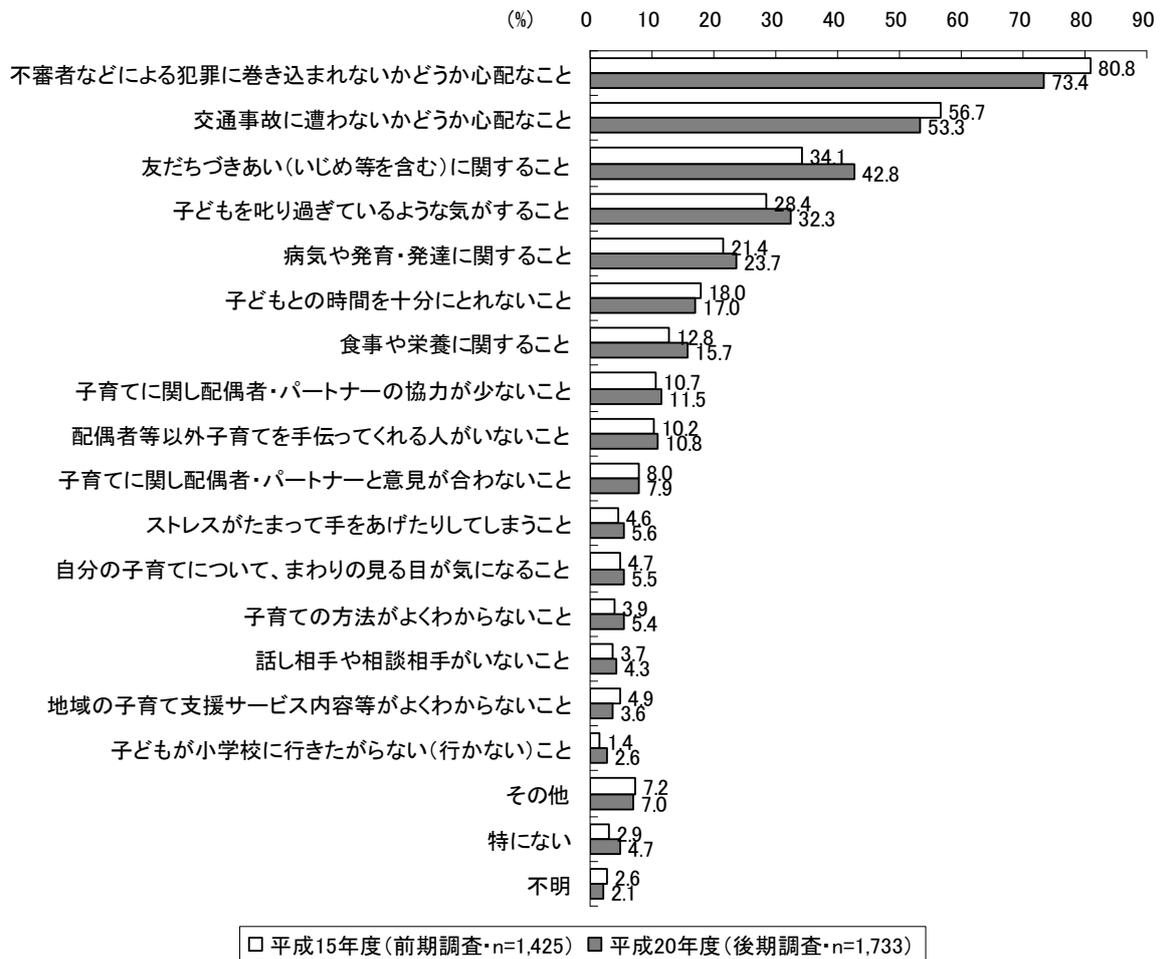
図表 2 - 8 就学前児童の保護者



□ 平成15年度(前期調査・n=1,023) ■ 平成20年度(後期調査・n=1,835)

出典：(前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書 (平成 15 年度)  
(後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書 (平成 20 年度)

図表 2 - 9 就学児童の保護者



出典：(前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書 (平成 15 年度)  
 (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書 (平成 20 年度)

### (3) 「新しい公共」と地域コミュニティの活性化

人々の社会参加意識が高まり、住民が自ら地域の問題に取り組んでいく活動が活発になっています。このような意識の変化を背景に、個人や町会・自治会・NPO・ボランティア団体、企業などが、行政との協働のもとに、地域における新たな公共的・公益的活動を担っていく「新しい公共」と呼ばれる取組が進められています。子育て支援の分野では、NPO・ボランティア団体や企業などが保育所や学童クラブ、子育て広場などの運営を担っています。また、子ども家庭支援センターは地域の子育て支援のネットワークの中心として、地域の子育て支援団体の支援や虐待予防に対応しています。

## 2 練馬区における次世代育成支援の課題

### (1) 地域で子育てを支える

核家族化の進行にともない、それぞれの家庭で代々培われてきた子育ての知恵や体験が親から子へ伝わらなくなっています。また、仕事などで昼間不在の家庭が増加するとともに、個人の生活を優先する傾向などを反映して、地域で対応してきた子育てなど生活の互助も失われがちです。このような状況の中、子育て中の親の孤独感や不安の増大といった問題が生じています。

地域の絆を強くして子育て家庭の交流等を促進するとともに、行政だけでなく地域や事業者と連携して社会全体で子どもと子育て家庭を支える仕組みづくりを進める必要があります。

### (2) 子育てと仕事が両立する社会を築く

女性の社会進出が増加している中で、子育てと仕事の両立は子育て家庭の大きな課題です。

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の改正など法制度は整備されましたが、男性は仕事、女性は家庭という固定的な性別役割分担意識が社会に残っており、子育て中の父母が働きやすい環境が実現したとは言い難い状況です。

こうした意識を改めるための広報・啓発・情報提供等を行っていく必要があります。

また、子育てと仕事が両立する社会を築くために、保育所の入所待機児童の解消や、残業など労働時間の延長に対応できる延長保育や子どもが病気になったときの病児保育、病後児保育など多様な保育サービスの充実も求められています。区では、平成 17 年度～21 年度に認可保育所の入所定員を 381 人、認証保育所の入所定員を 385 人増やしましたが、待機児童数は平成 21 年度には 429 人へと大幅に増えました。今後より一層の待機児童解消への取組が求められています。

### (3) 子どもの育つ力をのばす

少子化・核家族化が進行する中、子どもを取り巻く環境が厳しくなっています。また、都市化の進展にともない、子どもが集団で遊ぶ機会や、子どもの心のよりどころとなる居場所が少なくなっており、子どもたちの人間関係も希薄になっています。

人間関係を学ぶ機会を増やし、地域の中で子ども同士のつながりを強めるとともに、大人との交流の場を拡大することや、中高生を含む子どもの居場所が求められています。子どもが一人ひとりの能力に応じ、変化する社会の中でも主体的に生きていくことができるように、学力の向上や地域資源の活用等による生きる力を育てていく教育環境の整備が必要です。

### (4) 子どもと親の健康を確保する

健康の維持・増進は子どもが健やかに成長、発達し、幸福な家庭を営んでいくために欠かせない条件です。

平成 21 年に入って、新型インフルエンザが世界的に流行しました。練馬区でも

小・中学生の感染の拡大にともない、学級閉鎖などの対策をとってきました。今回の流行を通じて、新型インフルエンザなどの新たな感染症への初期対応などに課題があることが分かりました。

また、晩婚化や妊娠中も就業を続ける女性の増加などにより、高齢出産や低体重児の出生が増加傾向にあります。妊娠、出産から新生児にいたる高度で専門的な医療を総合的に提供する周産期医療については、ほとんどが区外の医療機関を利用しなければならない状態です。さらに、小児救急に対するニーズも高まっています。

一方、近年、子どもの食を巡っては、朝食の欠食やスナック類の間食が多いという状況が見られ、このような生活環境により、栄養の偏り、肥満傾向の増加など食に起因するさまざまな健康問題が起きています。

乳幼児期から正しい食事の取り方や望ましい食習慣を定着させるとともに、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図ることが大切です。

#### (5) 子どもの安全を確保する

平成 20 年度のニーズ調査によると、子育てで心配に感じていること、気になっていることについては、「不審者などによる犯罪に巻き込まれないかどうか心配なこと」が7割、「交通事故に遭わないかどうか心配なこと」が5割の回答があり、保護者の子どもの安全安心に対する関心の高さが伺えます。

子どもが健やかに成長するためには、子どもたちが暮らす地域社会が、子どもたちにとって安全・安心なまちでなくてはなりません。次代を担う子どもを守り、子育ての不安感を取り除くために、防犯対策や交通安全対策が強く求められています。

#### (6) 子育てしやすいまちづくりを進める

平成 20 年度のニーズ調査によれば、子育てをする上で、特に負担に感じていることとして「住居が狭い」が就学前児童のいる家庭では 10 項目中4番目、小学児童のいる家庭では 10 項目中3番目となっており、子育て世帯にとって、住居の問題は特に負担を感じる原因となっていることが分かります。

また、就学前児童の保護者に対する同調査で、子どもとの外出の際の困りごととして「建物がベビーカーでの移動に配慮されていないこと」「トイレがオムツ替えなどの利用に配慮されていないこと」「歩道も自転車能通过るなど、安心して歩けないこと」との回答が3割を超えています。

住環境は、子どもの健全な成長に大きな影響を与えるものです。また、道路や駅、公共施設などのバリアフリーのまちづくりやユニバーサルデザインの促進、子ども連れでも安心して外出できる環境の整備は、子育てしやすい社会を築いていくうえで大切な要素です。

子ども連れでも出かけやすい、子育て家庭にやさしいまちづくりを進めるとともに、安心して子育てできる住居の確保が必要です。

#### (7) 必要な支援を受けられる社会を築く

親が地域から孤立した状況で、子どもへの虐待などの事件・事故を引き起こしているということが指摘されています。子ども家庭支援センターに寄せられた児童虐

待に関する相談件数は、平成 17 年の 275 件から平成 20 年の 374 件と増加しています。児童虐待防止や早期発見に向けて、関係機関のネットワークの強化に加え、予防のための子育て支援策を充実する必要があります。

また、ひとり親家庭は子育てと生計を一人で担い、就労面でも不利な状況に置かれ、経済的に弱い立場になりがちです。ひとり親家庭の支援については、特に経済的自立を目指した事業の充実が求められています。

障害児が、乳幼児期から社会人となるまで、住み慣れた地域で必要な援助を受けながら自立や社会参加ができるように、一人ひとりの多様なニーズに応じた支援が求められています。また、近年、発達障害に対する関心が、高まっています。発達障害は人口に占める割合は高いにも関わらず、従来の施策では対応が十分とは言えません。家族を含め、社会全体における理解が不十分であり、発達障害者本人やその関係者は大きな不安を抱えています。

障害の早期発見や早期療養のほか、相談支援体制の構築や福祉・保健・子育て・教育などの関係機関のネットワーク化を図る必要があります。

### 3 前期計画での主な取り組み

練馬区では「次世代育成支援行動計画」（平成 17 年度～平成 21 年度）の計画目標「子育て、子育てをみんなが応援するまち ねりま」に基づいて、さまざまな施策を実施してきました。また、公募区民、地域住民組織・事業主、学識経験者、保健・福祉・教育関係者、行政職員から構成される「練馬区次世代育成支援推進協議会」を設置したうえで、次世代育成支援に関するさまざまな内容を検討・推進する仕組みに基づいて施策を推進してきました。

前期計画が 4 年終了した時点での主な実績として、以下のようなものがあります。計画策定当初に対して、毎年目標値を上方修正しているものも多いので、最新の目標値に達していない事業もあります。

計画事業のうち主なものの実施状況	21 年度末の目標値 (毎年の見直し後)	20 年度末の実績値
○子ども家庭支援センターの整備 17 年 8 月開設の練馬子ども家庭支援センターに続き、19 年 4 月に関子ども家庭支援センター、20 年 4 月に光が丘子ども家庭支援センターを開設しました。	・ 子ども家庭支援センター 3 か所	3 か所
○子育てのひろば 「ぴよぴよ」、「にこにこ」の新規開設とともに、民設子育てのひろばへの支援を行ってきました。	・ ぴよぴよ 5 か所 ・ にこにこ 63 か所 ・ 放課後児童等の広場事業 5 か所 ・ 民設子育てのひろばへの支援 8 か所	4 か所 62 か所 3 か所 6 か所
○ファミリーサポート（育児支えあい）事業 21 年 3 月末現在 援助会員数 318 人、利用会員数 4,254 人、活動件数 24,398 件 援助会員数拡大のために、講習会を 4 回から 5 回に増やしました。	・ ファミリーサポートセンター 3 か所	3 か所
○保育所待機児童の解消 認証保育所の増設、私立保育所の開設等により、受入枠の拡大を図ってきました。	・ 入所児童定員数 9,339 人 ・ 区・私立保育所 82 園、8,147 人 ・ 認証保育所 23 か所、635 人（B型含む） ・ 家庭福祉員 福祉員 46 人、138 人 ・ 駅型グループ保育室 8 室、75 人 ・ 保育室 9 室、169 人 ・ 幼稚園預かり保育 7 園、175 人	9,301 人 81 園、8,092 人 22 か所、623 人（B型含む） 43 人、124 人 8 室、63 人 9 室、169 人 7 園、175 人 認定子ども園 1 園、55 人

計画事業のうち主なものの実施状況	21年度末の目標値 (毎年の見直し後)	20年度末の実績値
○乳幼児一時預かり事業 子ども家庭支援センターの開設に合わせて、実施箇所、定員数を拡充してきました。	・ 設置か所 4か所 定員数 36人 ・ 放課後児童等の広 場事業 2か所	3か所 30人 2か所
○学童クラブ事業 入会需要を踏まえ、学童クラブのない小学 校区域に学童クラブ室を建設しました。	・ 設置か所数 92か所 ・ 定員数 3,525人	90か所 3,470人
○学校応援団推進事業 毎年着実に実施校数を増やしてきました。	・ 小学校 56校	41校

このほか、こんにちは赤ちゃん（生後4か月までの全戸訪問）事業の拡充や妊婦健康診査事業の公費負担拡大といった母子保健事業の充実、子ども医療費の助成の対象者拡大（小学校就学前から中学生までへ）、第3子誕生祝金の支給、特定不妊治療費の助成といった経済的支援の充実、ひとり親家庭や障害のある子どもの支援の充実、児童虐待防止ネットワークの強化・啓発事業の開始のほか、次代を担う若者を支援するため、わかものスタート支援事業といった区独自のユニークな事業に取り組んできました。

## 第3章 行動計画の体系

### 1 基本目標

行動計画の4つの基本理念に基づいて、計画目標「子育て、子育てをみんなが応援するまち ねりま」を実現するため、つぎの6つの基本目標を掲げて、総合的に施策を展開します。

#### (1) 子どもたちの「育つ力」と子育て家庭の「育てる力」を応援します

すべての子どもは、次代を担う「宝」です。子どもが、豊かな人間性を形成しながら、自己を確立できるように、児童館、学童クラブをはじめとした居場所、遊び場、多様な経験機会の充実に努め、子ども自身が持っている「育つ力」を応援します。

子育てには、父親・母親その他の保護者が第一義的責任を有します。しかし、子育ては不安や負担を伴うものであり、保護者が孤立してしまうことがないよう、地域や行政が子育て家庭の「育てる力」を応援する必要があります。子育て支援についての情報提供、相談機能を充実するとともに、子育て家庭の交流促進、子育てを地域で支える仕組みづくりを推進します。また、多様な保育サービスの提供に努めます。

女性の社会進出がますます進んでいく中で、男女にかかわらず、子育てと仕事は二者択一ではなく、両立できることが当然でなければなりません。男性を含めたすべての人が、子育てと仕事のバランスのとれた働き方ができるような「働き方の見直し」や、子育て中の父母が働きやすい就業環境を推進するための意識改革と関係法制度の広報、啓発に努めます。

また、子育てと仕事の両立を支援するため、ファミリーサポートセンター事業や保育サービス、学童クラブ・児童館事業や放課後子どもプランの推進などの充実に努めます。

#### (2) 子どもと親の健康づくりを応援します

子どもと親の健康は、次世代を健やかに育てるための基盤となるものです。

疾病・障害の早期発見および養育の支援や健康相談、育児不安の解消に努め、子どもが生まれる前から継続した育児支援に努めます。

定期予防接種の推進や、安心して子どもを生み、育てる拠りどころとなる小児医療、周産期医療の充実に努めます。

小児救急医療体制については、今後も練馬区小児救急医療連絡会議を通じて関係機関の連携を進めていきます。ハイリスク妊婦や周産期の乳児の死亡や重症化を減らすために、地域の医療機関と連携協力し小児科医療・周産期医療の充実に努めていきます。

食習慣の乱れなどが、子どもの心と身体の健康問題を引き起こしていることから、食を通じた子どもの健全育成に努めます。

思春期の保健対策では、性や喫煙・薬物等の保健対策の充実に努め、子どもと親の健康づくりを、総合的に応援します。

### (3) 子どもの健やかな成長を助けるため教育環境を整備します

次代を担う子どもたちの健やかな成長は、社会全体の願いです。子どもたちの学力の向上を図るとともに、豊かな心と健やかな身体を育み、個性を生かす学校教育、幼児教育の充実を図ります。

家庭教育は、教育の原点です。今、都市化の進展や核家族化、地域における地縁的つながりの希薄化などにより、家庭の教育力が低下しているといわれています。子どもは親子のふれあいの中で、共感する喜びや人と関わることの楽しさを学び、人に対する思いやりや信頼感、物事の善悪や社会的なマナーなどを身につけていきます。家庭の果たす役割や親の責任を再確認し、日常生活を通して家庭での「しつけ」を進め「あたたかな家庭づくり」をすることが重要です。区ではこのような視点から、子どもの発達段階に応じた家庭教育の支援に努めます。

また、都市化の進行などにより、以前と比べ、地域の教育力も弱まっているといわれています。子どもは地域で育つのであり、地域の教育力を高める必要があります。総合型地域スポーツクラブの育成やエコクラブ活動など様々な体験機会の提供により、地域のさまざまな人の協力をいただきながら、地域の教育力の向上に努めます。

### (4) 子どもと子育て家庭を応援するまちづくりを進めます

安心して子どもを生み、育てるためには、良質な住宅や良好な居住環境の確保が必要です。若年ファミリー世帯やひとり親世帯に対し区営住宅の募集枠を確保していく等の施策を実施するとともに、公的な賃貸住宅の入居・募集などの住宅情報の提供に努めます。

子どもや乳幼児連れの親子が、安全に安心して通行できる道路環境を整備する必要があります。その他、駅や公共施設等におけるユニバーサルデザインの推進や子育て世帯が安心して利用できるトイレの設置など、快適なまちづくりを推進します。

また、子どもたちを交通事故から守るためには、歩道の整備や信号・標識の設置等ハード面の整備とともに、学校や地域における交通安全教育などのソフト面の対策を推進します。

子どもを狙った犯罪の防止については、警察や地域住民と協働し、犯罪等に関する情報提供や、防犯ボランティア活動などにより、犯罪から子どもたちを守る活動に努めます。

(5) 支援が必要な子どもと子育て家庭を応援します

国際連合児童権利宣言では、「児童は、あらゆる放任、虐待及び搾取から保護されなければならない」としています。今、この人類共通の理念が、守られない状況も見受けられます。子ども家庭支援センターを中心とした関係機関が連携しながら、児童虐待の予防、早期発見・早期対応、問題解決のための支援を行い、子どもと保護者が健やかに暮らせるように努めます。

また、ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るためには、特に母子家庭においては、就労による自立の支援が必要です。ひとり親家庭の自立を促進するとともに、豊かな家庭生活のために、就労支援や生活支援、経済的支援など、総合的な支援に努めます。

障害児が身近な地域で、安心して生活できるようにすることが求められています。乳幼児期から学校卒業後まで、障害児の自立や社会参加に向けて、保健・医療・療育・教育・福祉などの関係機関が連携し、支援体制の充実を図ります。

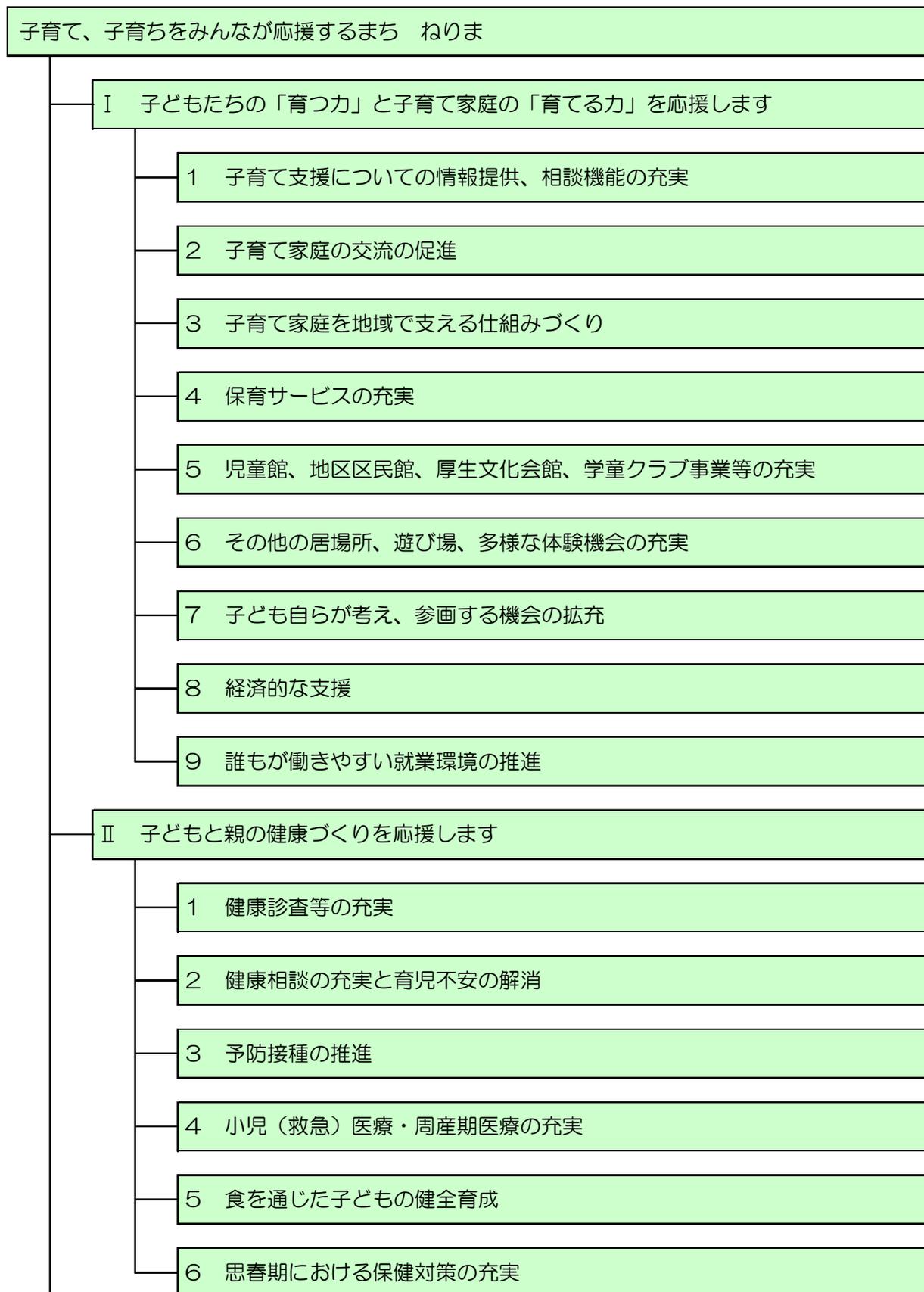
また、発達に心配のある乳幼児をできるだけ早期に発見し、療養を行うために、関係機関の連携に努めます。また、現在心身障害者福祉センターで実施している相談機能・療育機能の拡充を図るために、（仮称）こども発達支援センターを整備し、発達や障害特性に対応できる相談・療育に努めます。

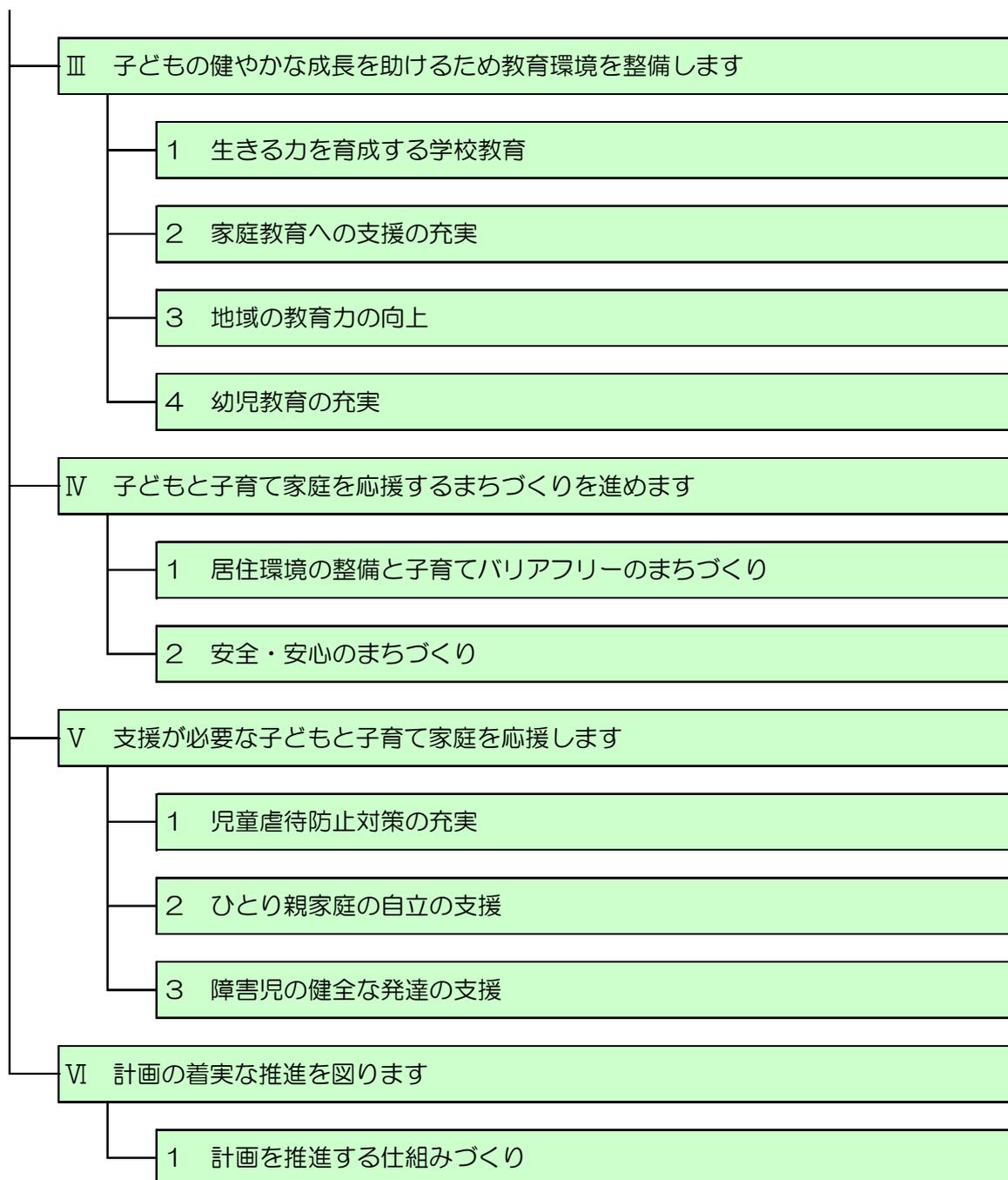
(6) 計画の着実な推進を図ります

子どもと子育て家庭の支援のためには、計画の着実な推進が求められます。

年度ごとの行動計画の実施状況については、行政評価制度を活用してその効果を評価し、区民に公表し意見を募集します。また、公募区民を交えた協議会を引き続き設置し、行動計画の実施状況の把握・点検にあたって意見を聴くとともに、将来の練馬区の子育て支援について意見をいただき、その実現に努めます。また、第三者評価や利用者（保護者）アンケートなど区民参加による評価を実施し、施策運営の改善に努め、計画の着実な推進を図ります。

練馬区次世代育成支援対策行動計画（後期）体系図





## 第4章 事業計画

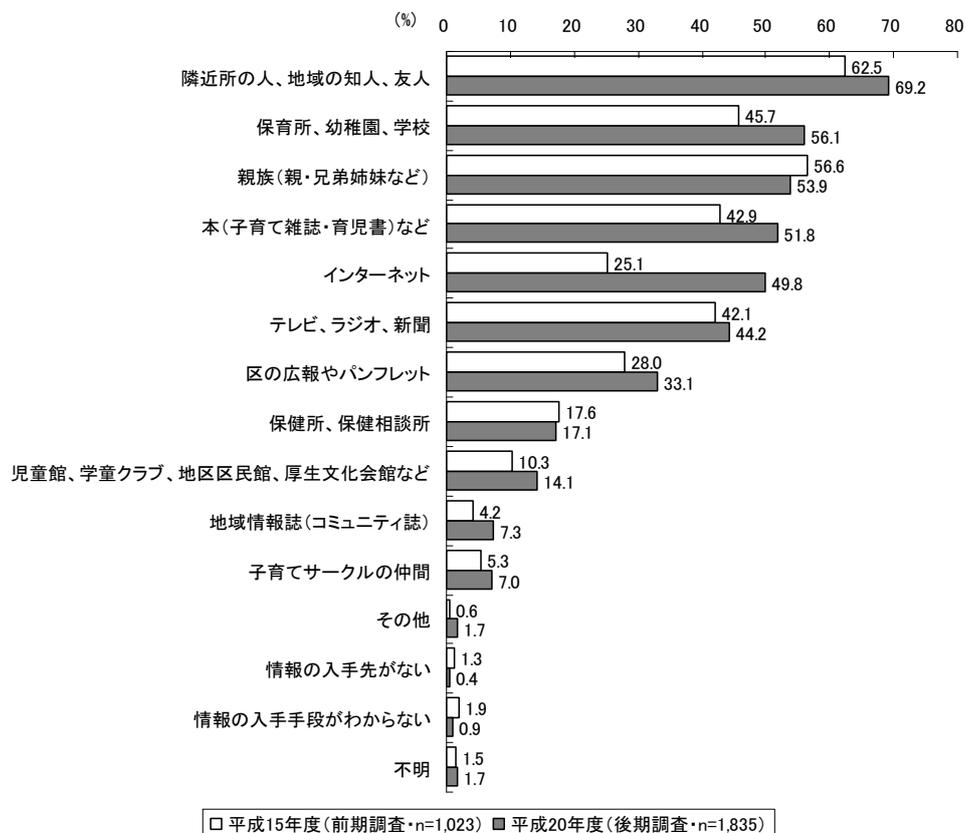
### I. 子どもたちの「育つ力」と子育て家庭の「育てる力」を応援します

#### 1. 子育て支援についての情報提供、相談機能の充実

##### (1) 現状と課題

情報が氾濫しているといわれている現代にあっても、自分にとって必要な情報を容易に手に入れることは、難しいものがあります。就学前児童のいる家庭に対するアンケート結果（平成20年度調査）によれば、子育てに関する情報の取得先については、「隣近所の人、友人、知人」、「保育所・幼稚園・学校」、「親族」、「本（子育て雑誌など）」「インターネット」などが上位を占めています。区の関係では、「保育所・幼稚園・学校」が上位にありますが、「区の広報等」や「保健所、保健相談所」「児童館、学童クラブ、地区区民館、厚生文化会館など」の区の関係機関からの取得は低くなっています。また、平成15年度調査と比較すると、平成20年度調査では上位5項目のうち、「テレビ、ラジオ、新聞」の割合よりも「インターネット」の割合が高くなっています。（図表4-1）

図表4-1 子育て情報の入手先（就学前児童の保護者）

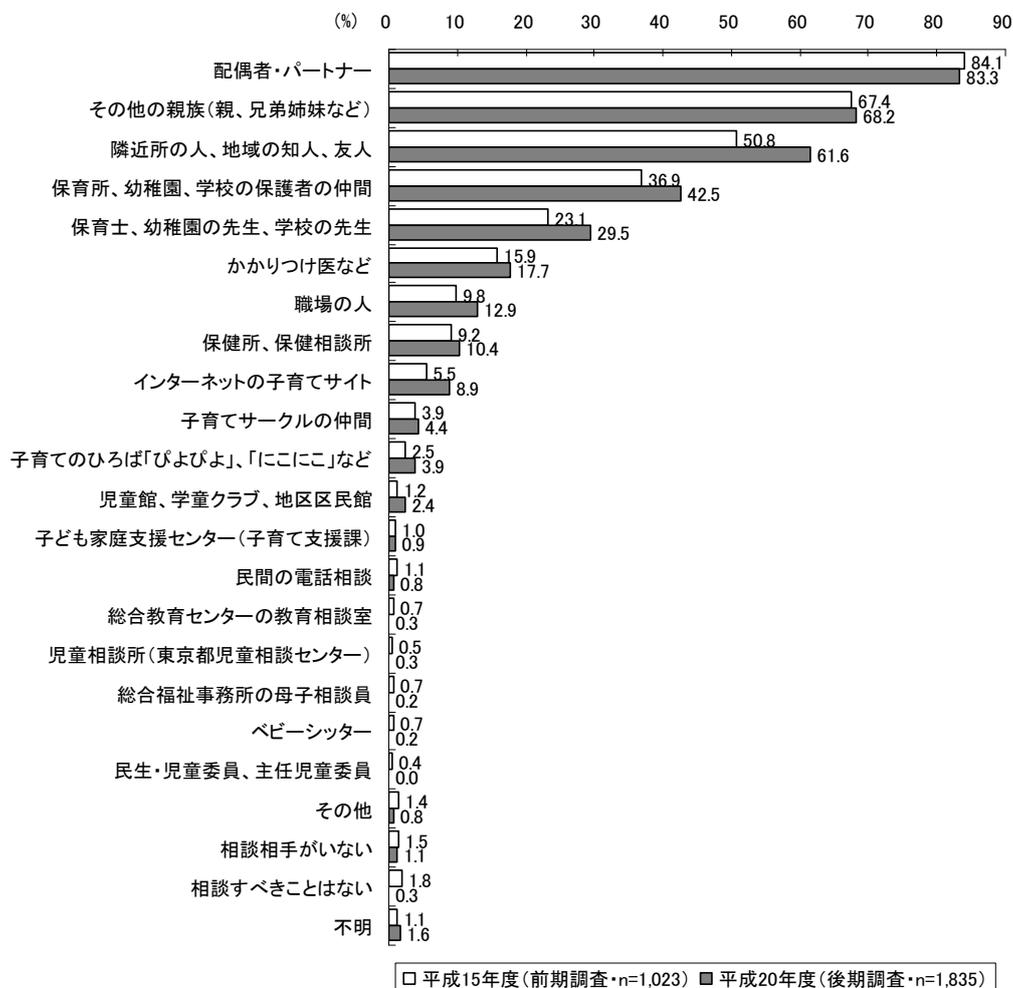


出典：(前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成15年度）  
 (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

区は、これまでも区報や区のホームページ、関係機関のパンフレットなどにより、さまざまな情報提供を行ってきました。今後は、これまで以上に子育て家庭に届く、効果的な情報提供を行うことが求められています。

区では、子育てに関する総合相談窓口として、子ども家庭支援センターを設置しています。地域における相談窓口としては、児童館、総合福祉事務所、保育所、子育てのひろば、保健相談所などがあります。また、そのほか、この計画の体系では、別のか所で扱っていますが、虐待相談、母子相談、発達相談、教育相談、健康相談など、子どもと子育てにかかわるさまざまな専門相談窓口があります。しかし、就学前児童のいる家庭に対するアンケート結果（平成20年度調査）によれば、子育てに関する悩みや不安などの相談相手は、第1位は「配偶者・パートナー」で、「その他の親族（親、兄弟姉妹など）」、「隣近所の人、友人、知人」と続き、区の機関は低くなっています。平成15年度調査と比較しても、変化は見られません。（図表4-2）

図表 4 - 2 子育てに関する悩みや不安などの相談相手（就学前児童の保護者）



出典：(前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成15年度）  
 (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

今後は、子どもと子育て家庭の悩みや不安を解消するため、相談業務に従事する職員の資質、技能の向上に努めます。さらに、プライバシーに配慮しつつ、総合相談窓口、地域の相談窓口、ならびに専門相談窓口が連携を強化するとともに、子どもと子育て家庭が有効に利用できるよう周知を図り、これらの相談窓口の認知度を高めることが大切です。

## (2) 施策の方向

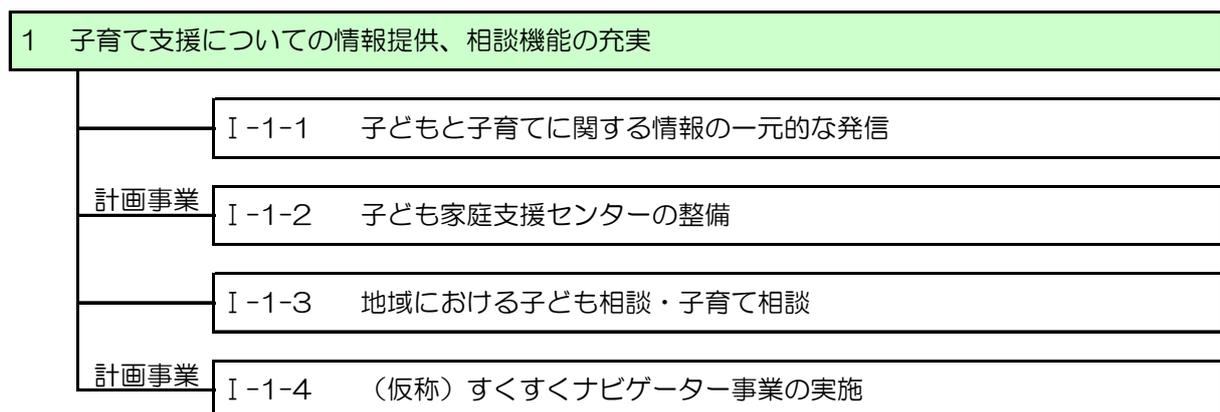
情報提供については、特に行動範囲が限られがちな子育て家庭や子どもたちでも、必要な時に必要な情報を入手できるように、子どもと子育てに関するホームページや印刷物により効果的な情報提供を行います。ホームページや印刷物の作成にあたっては、区民の参加を得て作成するとともに、特にインターネットによる子育て情報の提供については、ホームページの構成などを工夫し、必要な情報が得やすくなるよう努めていきます。

また、子育てについて適切なサービスの案内ができる人材として、「（仮称）すくすくナビゲーター」を新たに育成し、子育てのひろばに配置していきます。

相談機能の充実では、子ども家庭支援センターを、相談業務の地域の拠点として区内5か所に設けるとともに、児童虐待対応等の機能の集中化を図るよう整備をすすめます。地域に設置されている保健相談所、児童館、保育所などでは、更に相談機能の充実を図ります。

また、児童館では、日常の活動の中で、小学生・中学生等と信頼関係を結びながら、子ども相談を実施し、子どもの不安や悩みの解決ができるよう努めます。

## (3) 施策の体系



#### (4) 計画事業

##### I-1-2 子ども家庭支援センターの整備

事業の概要				担当課
<p>身近な地域の子ども家庭支援センターにおいて、保健師・社会福祉士等専門職員が子どもと子育て家庭の総合相談に応じます。</p> <p>また、児童虐待対応等の重大な問題に対応するため、機能の集中化を図ります。</p> <p>子どもと子育て家庭を支援する中核的機関である子ども家庭支援センターの5か所目を開設するとともに、機能の充実を図ります。</p>				子育て支援課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
子ども 子育て 家庭	区	4か所(練馬、貫井、光が丘、関)	1か所(大泉)増 移転・機能集中化1か 所(練馬)	・先駆型センター1か 所(練馬) 従来型センター4か所 (貫井・光が丘・関・大 泉)

##### I-1-4 (仮称)すくすくナビゲーター事業の実施

事業の概要				担当課
<p>子育て支援情報を効果的に提供するために情報基盤を整備するとともに、様々な相談に対し、適切な子育て支援事業を案内する(仮称)すくすくナビゲーターを子育てのひろばに配置します。</p>				子育て支援課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
児童の 保護者	区		<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てのひろば24か所に(仮称)すくすくナビゲーターを配置</li> <li>・(仮称)すくすくナビゲーター用のハンドブックを作成。</li> <li>・(仮称)すくすくナビゲーターのウェブサイト版としてHPを整備。</li> </ul>	子育てのひろば(仮称)すくすくナビゲーター24か所

## 2. 子育て家庭の交流の促進

### (1) 現状と課題

区では、0歳から3歳までの乳幼児と親同士が自由に交流するための場として、子育てのひろばを開設しています。子育てのひろばは、専用の施設である「ぴよぴよ」と、学童クラブ室を活用した「にこにこ」で実施しています。区の事業以外でも、NPO 等民間団体なども実施しています。

また、児童館、地区区民館、保健相談所などでは、乳幼児や保護者を対象に歌や体操、本の読み聞かせなど、さまざまな事業を行い、親子の交流や仲間づくりを進めています。保育所、幼稚園でも、園庭の開放や園行事への参加等を通して、子育て家庭の交流を図っています。

子育て家庭の交流は、特に在宅で育児をする親が、孤独感に陥ることなく、子どもを生子、育てる喜びを分かち合うためには、大変重要なことです。

就学前の子どもがいる家庭へのアンケートの結果によると「子育てのひろば事業で利用」について、80.2%が「利用していない」と回答しています。その理由として一番多いのが、28.9%の「特に理由がない」、次は21.9%の「時間がない」でした。

ひろば事業を身近なものとするために、徒歩圏内にいつでも利用できる場を提供することが求められています。

### (2) 施策の方向

利用日数、利用時間が確保できる専用の施設で実施する子育てのひろば「ぴよぴよ」を5か所から11か所に増設します。

また、NPO 等民間団体が実施する子育てのひろばへの支援も含めて、子育てのひろばの拡充と交流事業の促進に努め、在宅の子育て家庭を支援します。

このほか、子育てに係る方々を対象として、子育て支援啓発講座を実施していきます。育児不安の軽減と育てる力の向上を図るための講座としては、ノーバディーズ・パーフェクトを実施しています。これは、ファシリテーター<sup>1</sup>の支援のもと、親同士が支えあう関係を築きながら、子育てのノウハウを相互に学びあう講座です。

### (3) 施策の体系

2 子育て家庭の交流の促進	
計画事業	I-2-1 子育てのひろば
	I-2-2 児童館等における子育て支援事業を通じた交流の促進

<sup>1</sup> ファシリテーター：中立的な立場を保ちながら話し合いに参加し、参加メンバー自らが主体的に考えられるようサポートするとともに、議論を円滑に調整しながら、合意形成や相互理解に向けた調整役を担います。

計画事業	I-2-3 保育所・幼稚園における子育て家庭の交流の促進
	I-2-4 子育て支援啓発講座の実施

#### (4) 計画事業

##### I-2-1 子育てのひろば

事業の概要				担当課
0～3歳までの子どもと保護者に集いの場を提供し、在宅で子育てをしている家庭の交流を促進し、孤立感の解消に努めます。また、子育ての相談を行い、子育てに関する不安の解消に努めます。				子育て支援課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
0～3歳までの乳幼児保護者	区	・ ぴよぴよ 5か所	6か所増	11か所
	社会福祉法人	・ にこにこ 62か所	1か所増	63か所
	NPO法人	・ 放課後児童等のひろば(民間学童保育)事業 3か所	継続	3か所
	その他地域の運営団体	・ 民設子育てのひろばへの支援 8か所	5か所増	13か所
		ひろば型・センター型 4か所 ・ 類似単独事業 72か所	19か所増 継続	23か所 72か所

##### I-2-4 子育て支援啓発講座の実施

事業の概要				担当課
子育てに係る方々を対象として、子育て支援啓発講座を実施します。ファシリテーターの支援のもと、親同士が支えあう関係を築きながら、子育てのノウハウを相互に学びあう講座(ノーバディーズ・パーフェクト)を実施していきます。				子育て支援課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
児童の保護者	区	ノーバディーズ・パーフェクトを定員12名程度×6回講座×3会場にて実施	ノーバディーズ・パーフェクトを毎年、定員12名程度×6回講座×4会場にて実施(新設する大泉子ども家庭支援センター分が増える) また、子育て支援啓発講座として、このほかの講座も実施予定	ノーバディーズ・パーフェクトを定員12名程度×6回講座×4会場にて実施(新設する大泉子ども家庭支援センター分が増える) また、子育て支援啓発講座として、このほかの講座も実施予定

### 3. 子育て家庭を地域で支える仕組みづくり

#### (1) 現状と課題

夫婦のみまたは子どもとその保護者のみで生活する核家族世帯の増加に伴い、それぞれの家庭で代々培われてきた子育ての方法や技術が途絶えがちです。（図表4 - 3）

図表 4 - 3 核家族世帯

	核家族世帯		核家族世帯内訳							
	世帯数	1世帯当り 親族人員	夫婦のみ		夫婦と子供		男親と子供		女親と子供	
			世帯数	1世帯当り 親族人員	世帯数	1世帯当り 親族人員	世帯数	1世帯当り 親族人員	世帯数	1世帯当り 親族人員
昭和50年	117,251	3.39	21,223	86,179	3.83	1,308	2.56	8,541	2.53	
昭和55年	122,016	3.34	24,039	86,604	3.83	1,582	2.53	9,791	2.51	
昭和60年	130,569	3.26	28,954	87,896	3.80	2,043	2.50	11,676	2.49	
平成2年	141,642	3.17	35,732	89,794	3.76	2,653	2.45	13,463	2.46	
平成7年	150,750	3.04	44,602	87,699	3.70	3,408	2.38	15,401	2.42	
平成12年	159,481	2.96	51,071	87,288	3.66	3,229	2.35	17,893	2.41	
平成17年	163,429	2.92	55,052	85,878	3.65	3,892	2.38	18,607	2.39	

出典：国勢調査 各年 10月1日

また、仕事などで昼間不在の家庭が増加するとともに、個人の生活を優先する傾向などを反映して、地域で対応してきた子育てなど生活の互助も、失われがちです。

このような背景のもと、地域のコミュニティを強化し、子育て家庭を地域で支える仕組みづくりが求められています。これまでも、民生児童委員・主任児童委員、町会、青少年委員をはじめとするさまざまな地域住民や、NPO 等民間子育て支援団体が、地域の子どもと家庭を支える活動を実施してきました。

今後は、それぞれの活動の充実を図るとともに、それぞれの活動が有効に機能するようネットワークを結び、連携しあいながら、子育て家庭を地域で支える仕組みを、より強固なものにする必要があります。

#### (2) 施策の方向

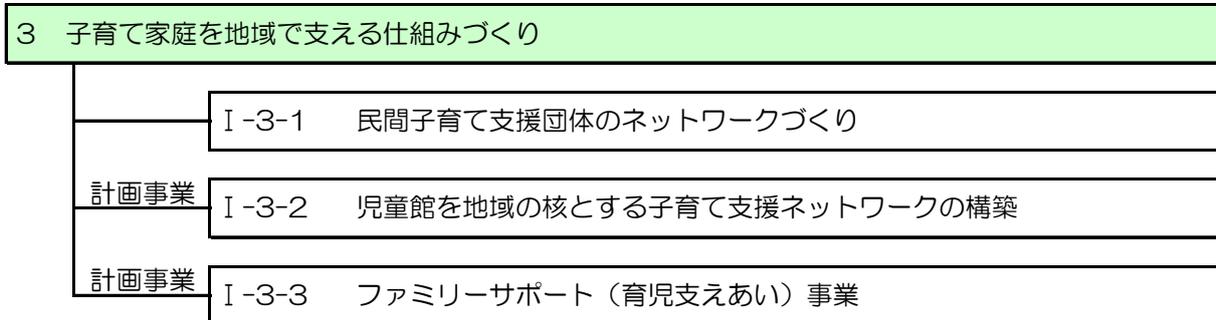
地域住民やNPO等民間子育て支援団体の情報を集めまたは発信する拠点として、地域の子ども家庭支援センターを位置づけます。子ども家庭支援センターでは、施設の提供や必要な備品の貸出し等を行うなど、子育て支援団体等の活動やネットワークづくりを支援します。また、各団体の情報等を子どもと家庭に提供します。

17 ある児童館では、各児童館での子育てに関する事業を通じてさまざまな子どもと家庭、地域の子育て支援団体、地域住民、保健相談所、学校、保育所、幼稚園などと連携し、地域レベルでのネットワークづくりを進めます。

ファミリーサポートセンター事業は、区内を4地域に分けて平成12年1月から活動しています。それぞれの地域の援助会員が利用会員の依頼を受けて、一時保育などを実施しており、多くの実績を上げています。この要因は、援助会員が毎月会合を開き情報の交換や勉強を重ねていることと、援助会員のリーダーが自らの地域情報に詳しいことだと考えられます。今後さらにこの活動を支えるために、3か所あるファミリーサポートセンターを一本化し、利用しやすい効率的な体勢を整備するとともに、援

助会員の確保、増員とスキルアップを図るため保育サービス講習会の充実等を行っていきます。

### (3) 施策の体系



### (4) 計画事業

#### I-3-2 児童館を地域の核とする子育て支援ネットワークの構築

事業の概要				担当課
<p>子どもと家庭を地域で支えることを目的に、児童館を中心とした地域での子育てに関する事業の提携を通じて、さまざまな子どもと家庭、地域の子育て支援団体、地域住民、保健相談所、学校、保育所、幼稚園などと連携し、地域レベルでのネットワークづくりを進めます。</p> <p>現状は地域によりネットワークづくりに差があることから、さらに推進していきます。</p>				子育て支援課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
区民	区	5館	12館増	17館

#### I-3-3 ファミリーサポート（育児支えあい）事業

事業の概要				担当課
<p>区民が主体的に行う育児援助活動で、援助会員（保育サービス講習会修了者）と利用会員（子どもの保護者）の双方の了解のもと、子どもの一時保育・保育所等への送迎などを行います。</p> <p>今後は、地域の育児援助活動を支援するファミリーサポートセンターの業務を一本化して委託し、より利用しやすく効率的な体制を整備していきます。また、援助会員の確保、増員とスキルアップを図るため、保育サービス講習会の充実や子育て検定を実施します。</p>				子育て支援課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
会員登録した区民	区	<ul style="list-style-type: none"> <li>ファミリーサポートセンター 3か所（練馬・光が丘・関）</li> <li>保育サービス講習会 年間 5回</li> <li>実施か所数 4か所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ファミリーサポートセンターの統合・業務一本化</li> <li>保育サービス講習会の充実</li> <li>子育て検定の実施</li> <li>ファミリーサポートセンターの統合・業務一本化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ファミリーサポートセンターの統合・業務委託</li> <li>保育サービス講習会の充実</li> <li>子育て検定の実施</li> <li>実施か所数 1か所</li> </ul>

## 4. 保育サービスの充実

### (1) 現状と課題

女性の社会進出の増加による共働き世帯の増加などにより、保育所を必要とする世帯は年々増えています。

就学前児童のいる家庭に対するアンケート結果によると、父親が就労している家庭は98.0%で、母親が就労している家庭は36.0%です。現在、保育所を利用している家庭は42.2%ですが、保育所の入所希望者は増えています。また、同アンケート調査の『子育て支援の要望』については、「保育所を増やしたり、利用日数等を拡充してほしい」が49.0%で15項目中5番目に高い要望となっています。

保育所の需要の増加に対応するため、保育所の新設や定員の見直しなどにより平成17～21年度に381人の定員増をしてきました。さらに認証保育所の新設などにより認可外保育施設の定員を385名増やし、受入枠の拡大を図ってきました。しかし依然として多くの待機児童がいるのが現状です。

今後、長期的な保育需要を踏まえて早期に待機児童解消を推進していくには、これまで以上の規模で集中的に保育所等の整備を図っていく必要があります。

平成21年4月1日現在、区・私立保育所83園中40園で延長保育を実施していますが、就学前の児童のいる家庭へのアンケートでは、平日の保育サービス利用希望者のうち、「区立・私立認可保育所」、「延長保育」、「認証保育所・保育室」、「認定こども園」、「ベビーシッター」、「家庭福祉員」といった項目において、20%以上の方が19時以降もサービス利用をしたいと回答しています。

就学前児童のいる家庭に対するアンケートにおいて、派遣・パート・アルバイト等就労の母親にフルタイム就労への転換希望を質問したところ、「希望がある」と「希望があるが予定はない」を合わせた計47.0%が、フルタイム就労への転換希望があるとしています。今後も女性の社会進出が進めば、さまざまな就労形態に対応した、延長保育などの保育サービスの拡充が、さらに求められると考えられますので、利用実態を踏まえながらサービスを拡充していく必要があります。

また、就労しながら子育てをしている就学前児童のいる家庭に対するニーズ調査のアンケート結果（平成20年度調査）では、仕事と子育てを両立していくうえで大変なこととして、「自分が病気の時などに、代わりに面倒をみる人がいない」が、平成15年度調査と同様に第1位となっています。病後児保育については、子どもの病気やけがで保育サービスが利用できなかった時、できれば施設に預けたいと感じた日数が、年間で平均5.1日となっています。現在、4か所で病後児保育を実施していますが、今後もアンケート結果をはじめ、地域バランスや利用実態なども考慮して拡充していく必要があります。

自宅で子育てをする家庭向けのサービスにおいても、私用やリフレッシュ目的等で子どもを家族以外に一時的に預けた経験の有無について、30%以上の方が「ある」と回答しています。また、その場合の日数は、年間で平均14.5日という結果になっています。このような要望に対応するため、現状でも、一時預かり、ショートステイ・

トワイライトステイといった保育サービスを実施していますが、さらに拡大していく必要があります。

このような状況を踏まえて、今後、保育所入所待機児童の早期解消を図ることを最重要課題とするとともに、引き続き、延長保育・一時預かりなど多様な保育サービスの更なる拡充も図っていく必要があります。

## (2) 施策の方向

待機児童の早期解消にあたっては、長期的な保育需要を踏まえて、私立保育所や認証保育所の早期整備を進めていきます。また、既設園の増改築等による定員増、年齢別定員の見直しなどによる受け入れ枠の増も引き続き積極的に図っていきます。

さらに、多様な就労形態に対応した保育サービスを拡充するため、保育所新設にあたっては、延長保育の実施を図っていきます。また、地域バランスを考慮した病後児保育の充実を図っていきます。

また、自宅で子育てをする家庭を支援するため、乳幼児一時預かり事業の実施をはじめ、ショートステイ、トワイライトステイ、短期特例保育、一時預かりなどについても力を入れていきます。

そして、これらの様々な保育サービスを、限られた財源の中で充実していくために、区立保育所の運営業務委託などにより、効率的で効果的な事業展開を図っていきます。

## (3) 施策の体系

4 保育サービスの充実	
計画事業	I-4-1 保育所待機児の解消
計画事業	I-4-2 乳幼児一時預かり事業
	I-4-3 ショートステイ
	I-4-4 トワイライトステイ（夜間一時保育）
計画事業	I-4-5 短期特例保育
計画事業	I-4-6 一時預かり
計画事業	I-4-7 病児・病後児保育
計画事業	I-4-8 延長保育
計画事業	I-4-9 認定子ども園

I-4-10	休日保育
I-4-11	年末保育
I-4-12	産休明け保育
I-4-13	0歳児の11時間保育の実施

#### (4) 計画事業

##### I-4-1 保育所待機児の解消

事業の概要		担当課			
私立認可保育所の新設、既設園の増改築等による定員増、認証保育所の新設などにより、保育サービスの定員を拡大し、早期の待機児解消をめざします。		保育課			
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値	
保育所に入所を希望する就学前の児童	区、社会福祉法人等民間事業者、家庭福祉員	入所児童定員数		11,411人	
		9,467人	1,944人増		
		・認可保育所	83園	16園増	99園
		8,243人	1,349人増	9,592人	
		・認証保育所	22か所	17か所増	39か所
		623人	534人増	1,157人	
		・家庭福祉員	福祉員41人	福祉員5人増	福祉員46人
		117人	15人増	132人	
		・駅型グループ保育室	8室	継続	8室
		60人	15人増	75人	
・保育室	9室				
169人					
・幼稚園預かり保育	6園	1園減	5園		
155人	25人減	130人			
・認定こども園	2園	5園増	7園		
100人	225人増	325人			

I-4-2 乳幼児一時預かり事業

事業の概要				担当課
<p>保護者の都合に合わせ、乳幼児の子どもの一時預かりを実施することで、在宅子育て家庭への育児支援を行います。</p> <p>利用のニーズが非常に高いことから、子ども家庭支援センターの開設などに併せて、利用枠を拡大します。</p>				子育て支援課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
0歳児から未就学児	区、NPO等民間団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置か所数 4か所 定員数 40人</li> <li>・ 放課後児童等の広場事業 2か所</li> </ul>	<p>1か所増 10人増</p> <p>継続</p>	<p>5か所 50人</p> <p>2か所</p>

I-4-5 短期特例保育

事業の概要				担当課
<p>保護者の疾病、出産等により短期的に一時的な保育が必要な場合に、生後58日以上から未就学の児童を対象に、保育員、定員に空きのある保育所・認証保育所・保育室において保育を行います。</p> <p>緊急時における短期特例保育事業の需要が高いことから、新設の私立保育所および認証保育所に実施を要請していきます。</p>				保育課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
保護者の出産・疾病等要件に当てはまる未就学児	区、保育員、民間事業者	<p>&lt;保育員&gt;</p> <p>保育員 9人 定員数 27人</p> <p>&lt;定員の空きを利用&gt;</p> <p>保育所 65園 認証保育所 18か所 保育室 8室</p>	<p>5人増 15人増</p> <p>16園増 12か所増</p>	<p>14人 42人</p> <p>81園 30か所</p>

I-4-6 一時預かり

事業の概要				担当課
<p>保護者の育児疲れ、断続的勤務などの保育ニーズに応えるために、一時的に保育を行います。</p>				保育課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
未就学児	区、社会福祉法人等民間事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区・私立保育所 6園 定員数 44人</li> </ul>	<p>7園増 40人増</p>	<p>13園 84人</p>

#### I-4-7 病児・病後児保育

事業の概要				担当課
<p>保育所に通っている児童が、病気の回復期で集団保育が困難な期間に、保育所や医療施設などの一室を保育室として整備し、一時的に預かります。</p> <p>また、病後児保育に加えて、病気の回復期に至らない病児を一時的に預かる病児保育も医療機関連携型により行います。</p>				保育課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
病気の回復期等にある未就学児	区、社会福祉法人等民間事業者、医療機関	<p>&lt;病後児保育&gt;</p> <p>4か所 定員数 22人</p>	<p>&lt;病児保育&gt;</p> <p>・病後児からの移行2か所増 ・新設1か所増 定員4人増</p>	<p>&lt;病後児保育&gt;</p> <p>2か所 6人</p> <p>&lt;病児保育&gt;</p> <p>3か所 20人</p>

#### I-4-8 延長保育

事業の概要				担当課
<p>保護者の就労等の延長、多様な就労時間に対応するため、現在、区・私立保育所40園で、保育所の開所時間の前後に延長保育を実施しています。今後も新設私立保育所および運営業務委託を行う区立保育所において拡大を図っていきます。</p>				保育課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
延長保育実施園保育園児	区、社会福祉法人等民間事業者	<p>区・私立保育所 計40か所</p> <p>・(朝30分)6園 ・(夕1時間)31園 ・(夕1時間30分)1園 ・(夕2時間)7園 ・(夕2時間30分)1園</p>	<p>計15か所増</p> <p>・(朝)6園増 ・(夕)15園増</p>	<p>計55か所</p> <p>・12園 ・55園</p>

#### I-4-9 認定こども園

事業の概要				担当課
<p>幼稚園機能と保育所機能を有した認定こども園の整備を促進し、就学前の児童の教育・保育を一体として提供するとともに、地域における子育て支援も行います。</p>				保育課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
未就学児	学校法人等	<p>2園 定員数100人</p>	<p>5園 225人増</p>	<p>7園 325人</p>

## 5. 児童館、地区区民館、厚生文化会館、学童クラブ事業等の充実

### (1) 現状と課題

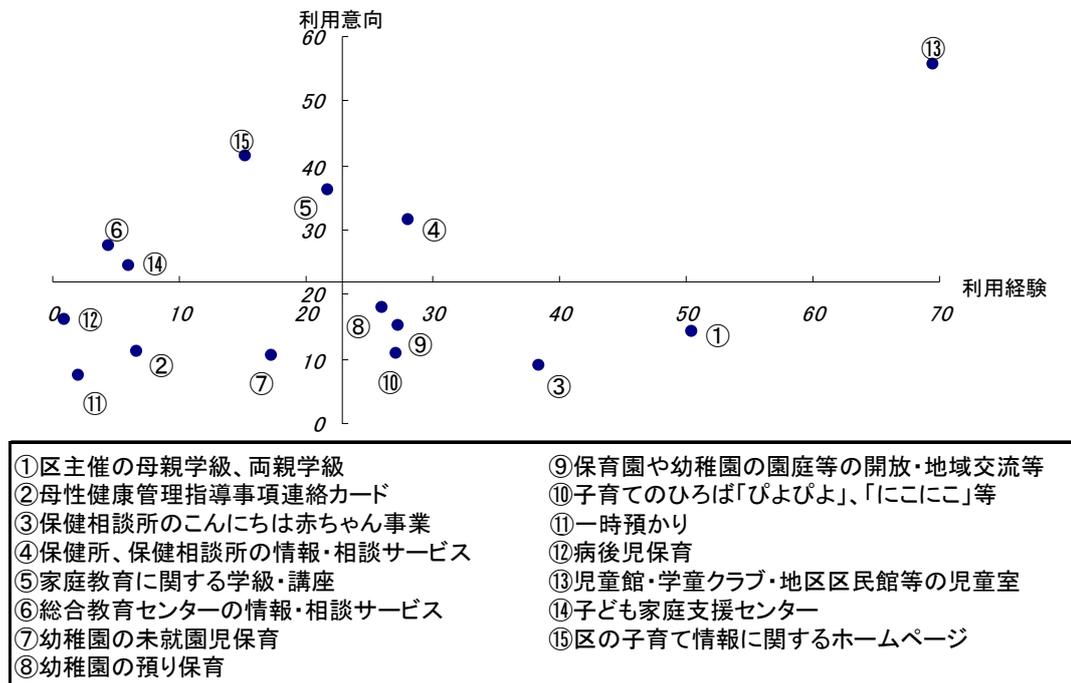
少子化、核家族化の進行する中、子どもを取り巻く地域環境や子育て環境が厳しくなっています。乳幼児期における孤立しがちな母子関係や、少年期の希薄な人間関係は、子どもの健やかな成長にとって大きな問題となっています。また、都市化の進展に伴い、良好な地域コミュニティを形成することも難しく、家族の孤立化が社会問題となっています。

子どもたちの人間関係は、友だちとの遊びの時間や遊び場の減少などにより、希薄になっています。

人間関係を学習する機会を多く持つためには、地域の中で子どもたち同士のつながりを強めると同時に、大人との交流の場の拡大も求められています。

小学生児童のいる家庭へのアンケートで『子育て支援サービスの利用経験と利用意向』を質問したところ、「児童館、学童クラブ、地区区民館等の児童室」は、利用経験、利用意向ともにトップとなっています（図表4-4）。児童館等が多くの区民に利用され、今後も利用したいと思われており、今後も子どもと子育て家庭の需要に沿った事業の実施が求められています。

図表 4 - 4 子育て支援サービスの利用経験&利用意向マトリックス（就学児童の保護者）



出典：（後期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

保護者の就労等により、放課後保育に欠ける児童が年々増加の傾向にあります。社会情勢の変化とともに就労形態も多様化し、母親の就労も増加傾向が見られます。毎年入会受入枠を増加させても、希望する学童クラブに入会できない待機児童が増える傾向にあり、待機児童の解消策が求められています。

## (2) 施策の方向

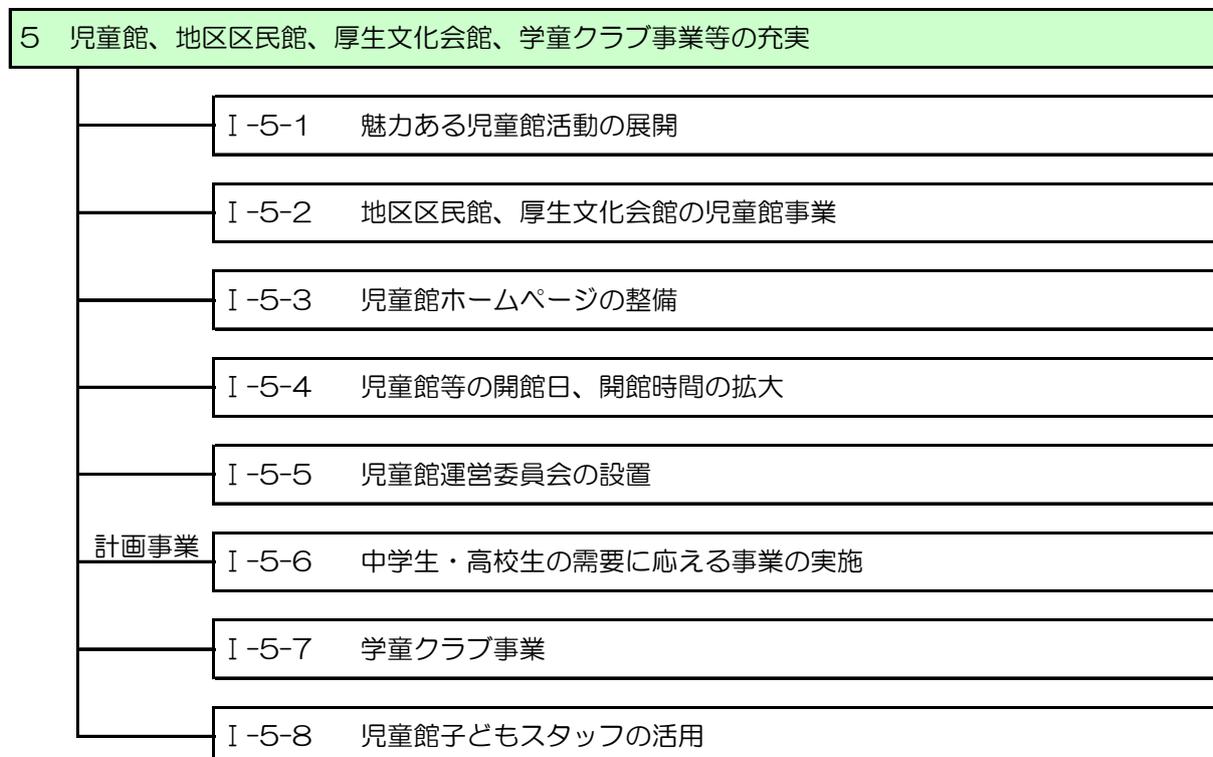
価値観が多様化する中で、子育て・子育てに対するニーズも多岐にわたっています。次世代を担う子どもたちが健やかに育つことのできる地域社会を築くために、児童館は地域の子どもたちの遊びの仲間作りの拠点として、また、子育て家庭の集いの場として機能を更に発展させていきます。

魅力ある児童館事業を行うために、地域の人材活用を図るとともに、子どもたちの意見や要望を反映するため設置した子どもスタッフや、中高生の需要に応える事業の本格実施を通じて、子どもたちが主体的に考え、参画できる施策を展開します。また、児童館運営委員会を軸として、地域の関係機関とネットワークを組むとともに、青少年育成地区委員会、学校、PTA、学校応援団などとの共同行事や、地域へ出向き館外活動を行うことなどによって、地域の子育て拠点としての機能を拡充します。

保護者の就労等により放課後保育に欠ける児童の健全育成については、入会需要を踏まえて、学童クラブの校内移設や施設の増改築により受入人員の拡大を図るとともに、保育時間の延長、障害児受入枠の拡大を行うなど事業の充実に努めます。

また、区民や民間との協働による効果的・効率的な児童館、学童クラブ等の運営をめざして、委託化などを進めるとともに、地域で子育て等を応援する学校応援団の方々による「児童放課後等居場所（ひろば）づくり事業」を進めることによって、地域で子どもと子育て家庭を支える仕組みを広げていきます。

## (3) 施策の体系



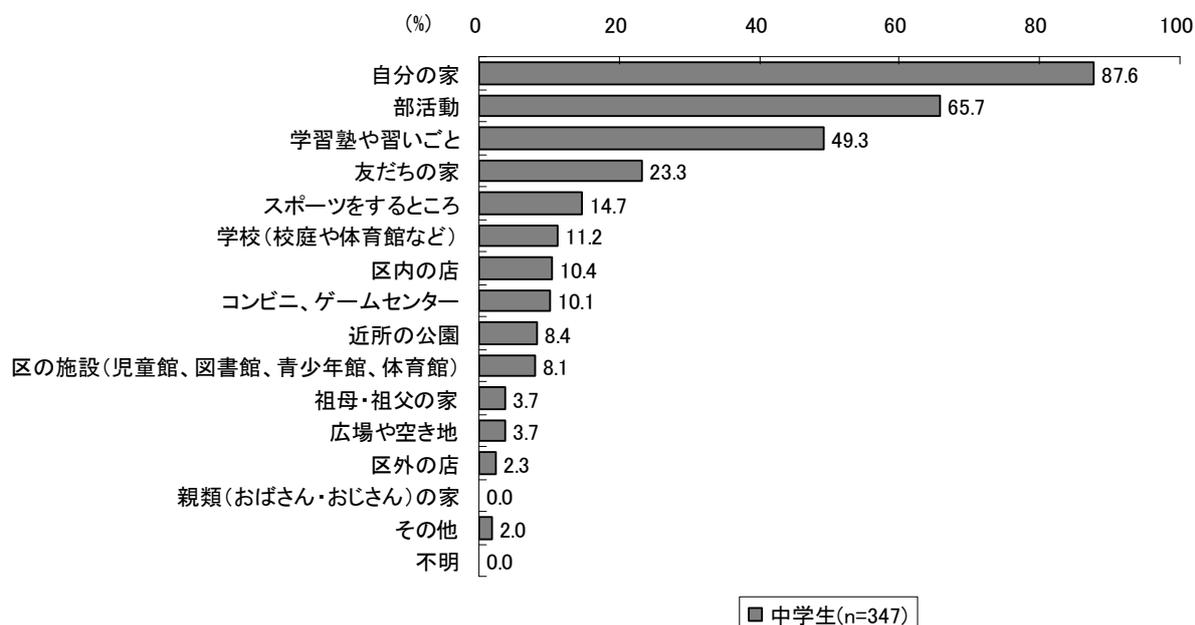
#### (4) 計画事業

##### I-5-6 中学生・高校生の需要に応える事業の実施

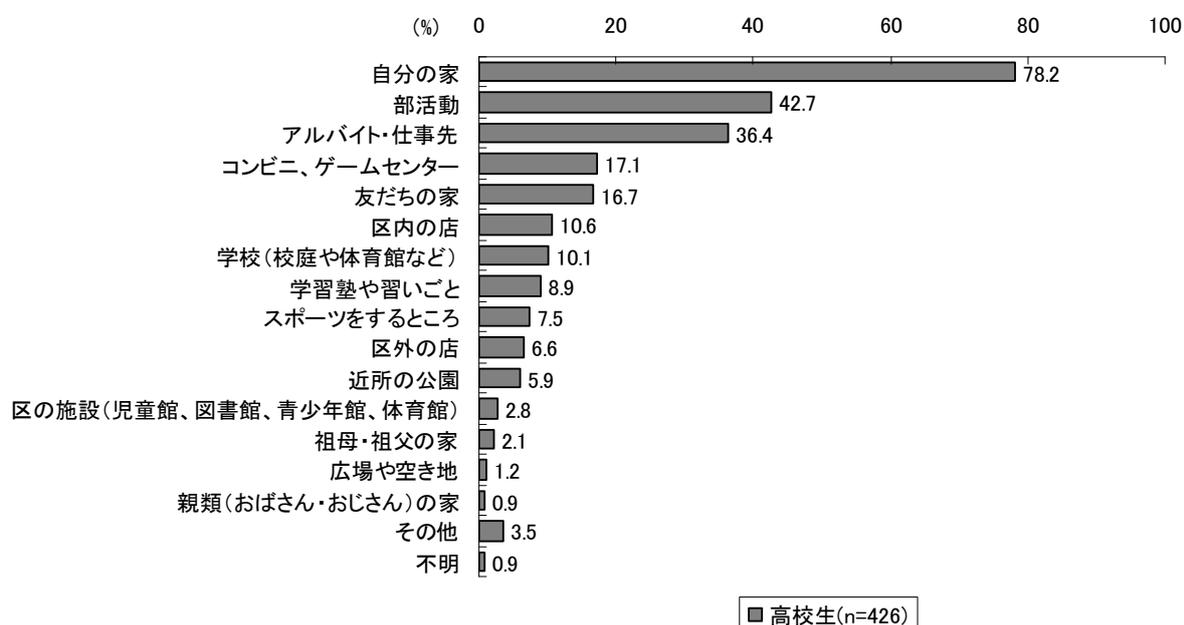
事業の概要				担当課
<p>既存の児童館は小学生対象施設として建設されており、中高生専用の居場所を確保することは困難です。現在は、時間帯のすみわけをすることにより小学生と中高生のそれぞれの需要が満たされるように努力しています。</p> <p>そのため、より中高生の需要に応えるため、中高生の居場所づくりとして1館でモデル事業を実施していますが、今後は実施館の拡大をめざします。</p>				子育て支援課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
中学生 高校生	区	モデル実施 1館	拡大	拡大



図表 4 - 7 中学生



図表 4 - 8 高校生



出典：(後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書 (平成 20 年度)

良好な居場所や遊び場、多様な体験機会は、子どもたちの自立を促すとともに、社会性を育みます。そして、感性を豊かにし、情緒を安定させ、身体を鍛えます。

成長段階に応じた居場所や遊び場、さまざまな体験機会を拡充することが求められています。特に、体験機会の拡充では、大人と子どもが触れ合う機会が少なくなったことによって、成長期に多様な価値観に触れる機会を少なくし、他人を思いやる力、

自ら考える力や逞しく生きる力を弱くしています。さまざまな立場の大人との交流をすることが大切です。また、五感で自然を感じる体験も、子どもの時期にはとりわけ重要です。

## (2) 施策の方向

青少年館、児童遊園、公園等、子どもたちにさまざまな居場所や遊び場を提供するとともに、自然体験や芸術体験、異年齢・異世代との交流体験など、多様な体験機会の充実に努めます。

特に、子どもが安心して過ごせる学校の開放や、学校応援団、ねりま遊遊スクール事業、総合型地域スポーツクラブ（SSC）の育成、こどもエコクラブ事業など、父親や母親をはじめ、地域の高齢者も含めたさまざまな世代の大人が、子どもたちに居場所や体験機会の提供を行う事業の拡充に努めます。

## (3) 施策の体系

6 その他の居場所、遊び場、多様な体験機会の充実	
	I-6-1 青少年館事業
	I-6-2 民間遊び場・公（民）有地一時開放遊び場事業
	I-6-3 青少年キャンプ場の利用促進
	I-6-4 児童遊園・公園・緑道・憩いの森等の整備
	I-6-5 学校施設の地域開放
	I-6-6 学習・文化、スポーツに関する情報提供
	I-6-7 子ども読書活動の推進
	I-6-8 芸術活動等（ジュニア・オーケストラ）
計画事業	I-6-9 学校応援団推進事業
	I-6-10 こどもエコクラブ事業
	I-6-11 スポーツ教室等スポーツ体験
	I-6-12 練馬こどもまつり

	I-6-13 わかものスタート支援事業
計画事業	I-6-14 練馬区における「放課後子どもプラン」
計画事業	I-6-15 ねりま遊遊スクール（子どもの居場所づくり）事業
計画事業	I-6-16 外遊びの場の提供事業

#### (4) 計画事業

##### I-6-9 学校応援団推進事業

事業の概要				担当課
<p>区立小学校にPTAや町会・自治会やなどの地域住民を主体とした「学校応援団」を設置し、小学校の児童および地域のために、学校・地域相互の人材活用および学校施設の地域活用を図ります。各学校応援団が、子どもたちの遊びや学び、読書等で過ごせる場を提供する「児童放課後等居場所づくり事業」などを担うことにより、子どもたちの健やかな成長を育む環境づくりを推進していきます。</p> <p>今後は、学校応援団が安定した活動を継続できるように、事業の担い手であるスタッフや活動場所の確保等の支援をしていきます。</p> <p>また、放課後子どもたちの安全で健やかな居場所の充実を図るため、練馬区における「放課後子どもプラン」に基づく学童クラブとの連携が円滑に進むよう、安定した事業の継続が行えるよう、ハード（ひろば室整備や校内への学童クラブ移設）、ソフト（連携のきっかけ作りなど）の両面での支援を行っていきます。</p>				生涯学習課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
登録した小学生	学校応援団	小学校 56校	9校増	65校

##### I-6-14 練馬区における「放課後子どもプラン」

事業の概要				担当課
<p>放課後等の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを進めるため、全小学校に学校応援団を立ち上げ、学校応援団ひろば事業と学童クラブ事業との連携を図ります。</p> <p>学校応援団ひろば事業と学童クラブとの連携を進めるため、学童クラブの校内移設および必要な学校に学校応援団ひろば室の整備を行います。</p> <p>さらに、この計画を推進し、子どもの安全・安心な居場所を拡充する中で、学童クラブの待機児解消を図ります。</p>				生涯学習課、子育て支援課、計画調整担当課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
小学生	区学校応援団、学童クラブ、学校の3者	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校応援団の設置 56校</li> <li>学童クラブ事業とひろば事業の連携の本格実施</li> <li>校内学童クラブ設置数（近接設置校含む）45校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>9校増</li> <li>学童クラブ事業とひろば事業との連携</li> <li>校内学童クラブ室の整備 21校増（内新設15校）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>65校</li> <li>学童クラブ事業とひろば事業の全小学校での連携</li> <li>校内学童クラブ設置数（近接設置校含む）60校</li> </ul>

I-6-15 ねりま遊遊スクール（子どもの居場所づくり）事業

事業の概要				担当課
<p>平日放課後、土日・休日の余暇時間を活用して実施する、主に幼・小学生対象の講座です。子どもの活動に取り組む団体の創意工夫を活かし、地域の教育力向上につなげています。</p> <p>今後とも、地域団体と協力しながら、子どもたちが、身近な地域でさまざまな体験ができるように、多くの学習機会を提供していきます。あわせて、ねりまの未来を担う人材の養成を図っていきます。</p>				生涯学習課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
子ども	P T A など地域団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小中学生および親子対象講座 400 講座</li> <li>・ 障害のある子どものための連続講座 1 講座</li> <li>・ 中学生対象連続講座 —</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>10 講座減</li> <li>4 講座増</li> <li>5 講座増</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>390 講座</li> <li>5 講座</li> <li>5 講座</li> </ul>

I-6-16 外遊びの場の提供事業

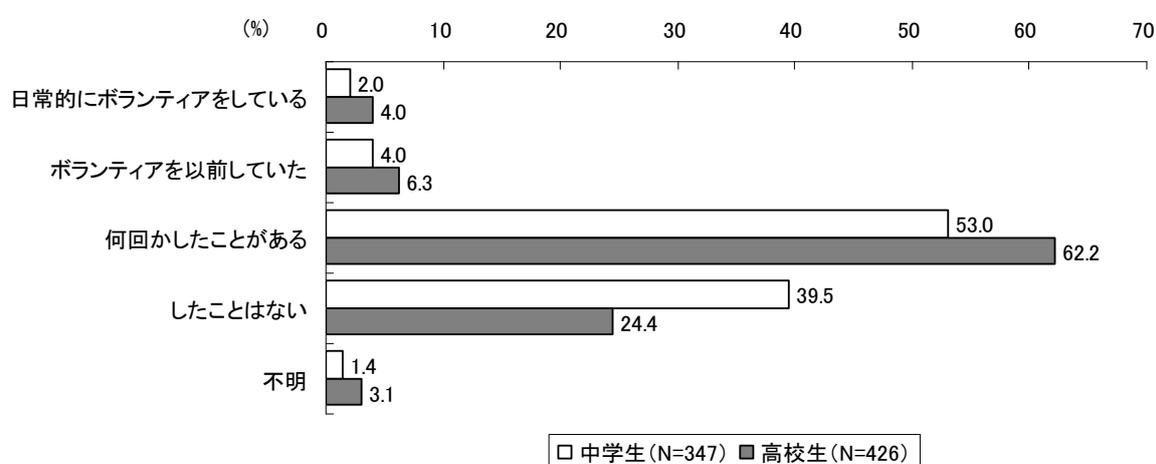
事業の概要				担当課
<p>N P O等民間活動団体との協働により、子どもたちが生きる力をはぐくむための遊びの場として、幅広い年齢層を対象に、実体験を積み重ねることのできる外遊びの場を開設します。</p>				子育て支援課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
子ども	区または民間団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遊び場提供事業案検討</li> <li>・ 活動団体調査</li> </ul>	遊び場提供事業の実施	遊び場提供事業の実施

## 7. 子ども自らが考え、参画する機会の拡充

### (1) 現状と課題

子どもが、自立した大人になるためには、子どもの時期に獲得したさまざまな体験を糧として、自己の意思と責任で、地域の中で役割を持って活動するなど、社会に参画していくことが必要です。中高生を対象にしたアンケート調査では、ボランティア活動の経験があるのは、中学生で59.0%、高校生で72.5%という結果でした（図表4-9）。また、参加したいボランティア活動については、中学生、高校生ともに「環境を守る活動」が30%を超えています（図表4-10、11）。

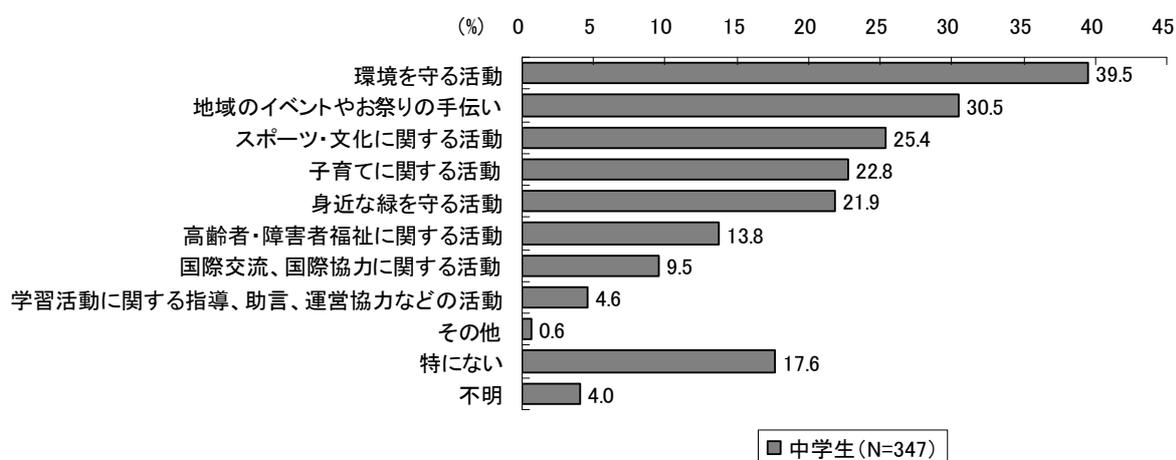
図表 4 - 9 ボランティア活動経験（中高生）



出典：（後期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

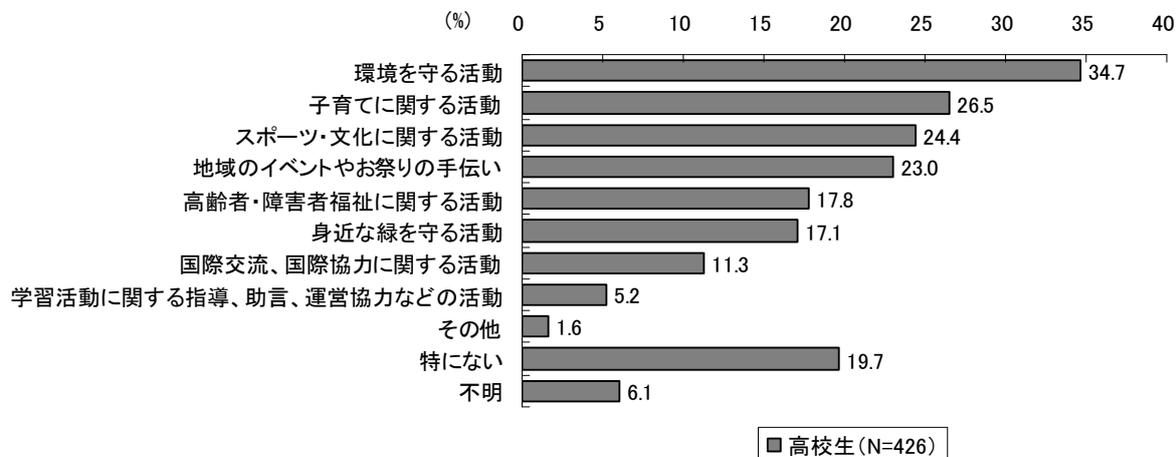
### ◆ 参加したいボランティア活動

図表 4 - 10 中学生



出典：（後期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

図表 4 - 11 高校生



出典：(後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書 (平成 20 年度)

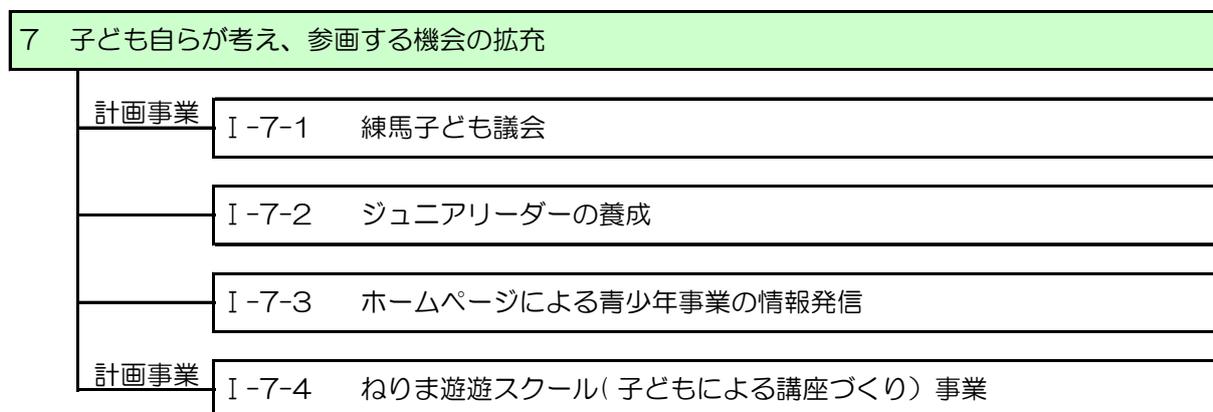
少子化の影響や子どもを取り巻く犯罪の状況などのさまざまな要因により、子どもに対して、過保護や過干渉の傾向が強くなっているといわれています。子ども自らが考え、それぞれの力を発揮しながら参画できる場が求められます。

## (2) 施策の方向

子どもたちが主体的に考え、参画できる施策を展開します。参画により子どもたちが自分への自信を持ち、新たな課題に立ち向かう力を育みます。

特に、次代を担う子どもたちが、未来に関わる事柄について考える力を身につけることが大切です。練馬子ども議会などを通じて、子どもたちに、未来の練馬区を考えてもらう施策を展開します。

## (3) 施策の体系



#### (4) 計画事業

##### I-7-1 練馬子ども議会

事業の概要				担当課
<p>学校などから選出された子ども議員が、区政について意見や質問を表明し、それに区職員が答弁します。</p> <p>子どもたちが区政や区議会について理解を深め、区政等への参画の意識を高める契機とします。</p> <p>また、子どもたちの意見や要望を、区が聴取する機会とします。</p>				青少年課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
子ども	区	年1回開催	継続	年1回開催

##### I-7-4 ねりま遊遊スクール(子どもによる講座づくり) 事業

事業の概要				担当課
<p>平日の放課後、土日・休日を活用し、中高生自らが小学生を対象に企画・運営をする講座です。今後は、「子どもたちにとって、かけがえのない存在として地域社会の中で活かされ、感謝され、必要とされる場所」としての「要(い)場所」事業を推進していきます。</p>				生涯学習課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
子ども	子ども、地域団体	15講座	33講座増	48講座

## 8. 経済的な支援

### (1) 現状と課題

子育て家庭においては、学校教育や塾の費用などの教育費をはじめとした子育てに要する費用が年々増加しています。一方、長引く景気低迷の中で、所得は減少しているため、家計に占める子育てに要する費用の割合も年々上昇しています。

このような状況の中で、子育てで出費がかさむことを負担に感じている家庭の割合は、就学前児童のいる家庭で30.1%、小学校児童のいる家庭で43.2%、40歳代の子育て家庭（13歳から18歳の末子がいる世帯）では70.0%となっており、子どもが成長するにしたがって経済的な負担感が増えています。また、内閣府の調査（平成14年「社会意識に関する世論調査」）によると、子育てのつらさの内容として「子どもの将来の教育にお金がかかること」が51.6%と最も高くなっています。

子どもの成長に従って、塾や習いごと、進学や通学のための費用が、家庭の大きな負担になっていることがうかがわれます。

区では、国や都の制度に基づきながら、子育て家庭に対してさまざまな経済的な支援策を行っています。

また、国では経済的な支援の拡大について検討をしています。

子育て家庭の生活の安定などを目的として実施している児童手当については、子ども一人につき月額5千円（第3子からは1万円）を支給しています。支給対象年齢については、平成18年4月に小学校3年生から小学校6年生まで拡大しました。

子どもの健やかな育成を目的として実施している子ども医療費助成については、中学生までの子どもの医療費を対象として、健康保険の自己負担分などを助成しています。なお、都の制度では所得制限を設けていますが、区は所得制限を設けずに実施しています。

また、教育にかかる経済的負担の軽減については、小学校・中学校の就学援助、特別支援学級就学奨励費の支給などを実施しています。

そのほか、母子家庭などを対象とした児童扶養手当、ひとり親家庭を対象とした児童育成手当（育成手当）およびひとり親家庭等医療費助成、障害児を養育する家庭を対象とした特別児童扶養手当および児童育成手当（障害手当）などの経済的な支援策を実施しています。

これら経済的な支援のために支出している金額は、平成20年度では約127億5千2百万円となっています。

しかしながら、アンケート結果にも表れているように、子育て家庭の経済的な負担感の緩和には至っていないのが現状です。

今後は、子育て家庭の負担感の緩和に結びつく経済的な支援策を充実していくことが求められます。

一方、新たに経済的な支援策を実施するためには、そのための財源を確保することが必要です。

区は、これまで国や都の補助金など財源の確保に努めながら施策の充実を図ってき

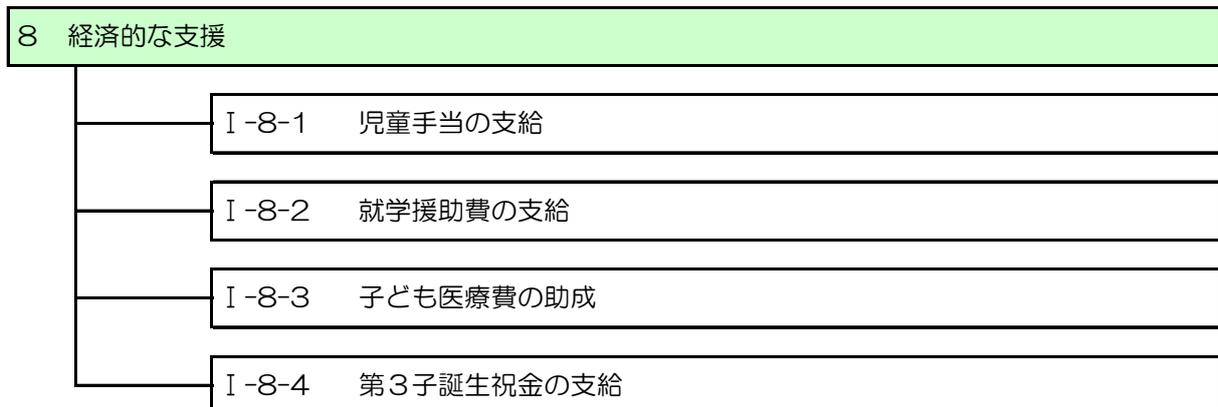
ましたが、それと同時に今後とも制度の充実について国や都に働きかけていく必要があります。

## (2) 施策の方向

子育て家庭の負担感を緩和するために、児童手当の支給、子ども医療費の助成、就学援助費の支給などの経済的支援を実施します。

また、子ども医療費の所得制限の廃止を東京都に要望するなど、制度の充実について機会をとらえて国や都に要望していきます。

## (3) 施策の体系



## 9. 誰もが働きやすい就業環境の推進

### (1) 現状と課題

就学前児童のいる家庭に対するアンケート結果によれば、1週間に60時間以上仕事をしている父親が32.1%に上っており、父親が子育てに関わりにくくなっています。平成21年度区民意識意向調査で、家庭における男女の役割分担について、本来はどのようにあるべきか質問したところ「男女とも仕事をし、家事等は男女がともに分担」すべきという回答が4割を超え最も多いのですが、実際の役割分担について質問したところでは、そのように役割分担しているとの回答は約1割に過ぎません。

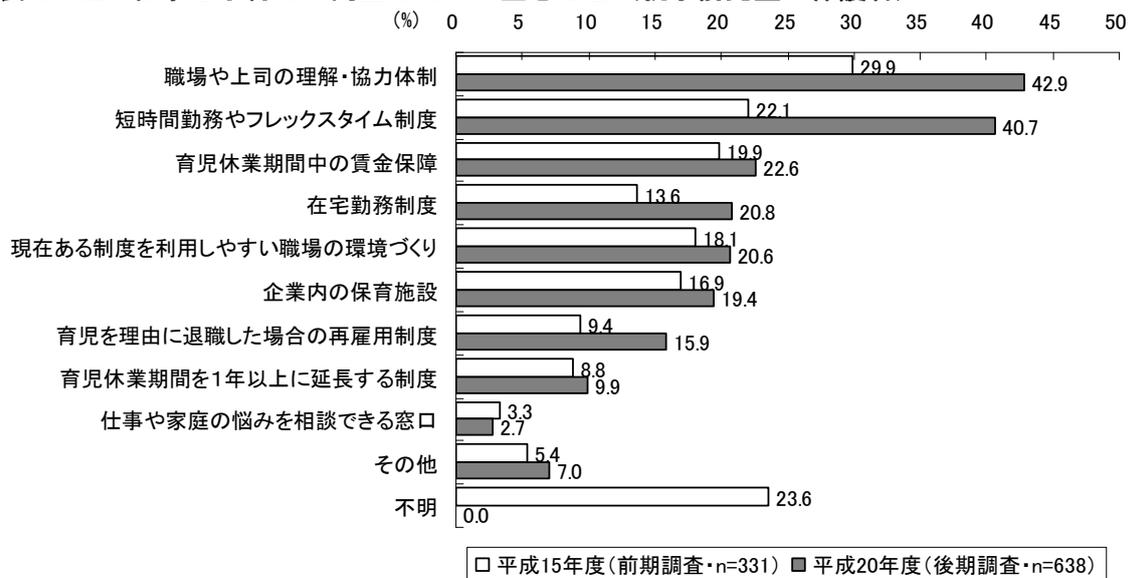
このため、働く女性は、仕事の他に家事・育児・介護を担うことが期待され、働き続けるためには妊娠・出産をためらわざるを得ない場合があります。

これを解消するためには、父親と母親がともに十分に子育てに関われるような社会にしていくことが大切です。男性を含めたすべての人が、人生の各段階において、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれる多様な生き方を選択できるように、「働き方の見直し」に社会全体で取り組んでいくことが必要です。

子育て期間中はいったん仕事を離れ、その後に再就職するという道筋も、多く見られます。それぞれの生活に合わせて働くために、自ら事業を起こしたりNPO（特定非営利活動法人）に携わったりすることを目指す区民もいます。これらを含めた多様な働き方の選択を支援することが求められます。

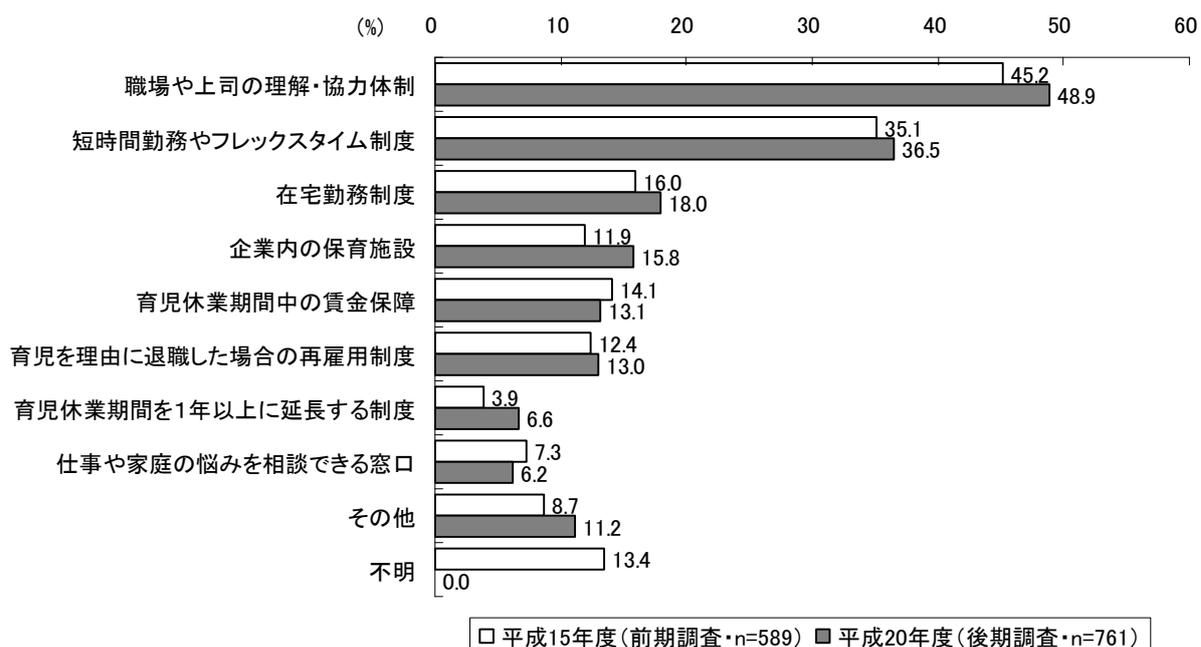
また、『仕事と子育てを両立させるために職場に望むこと』（平成20年度調査）は、就学前児童のいる家庭でも小学生のいる家庭でも、「職場や上司の理解・協力体制」が最も高くなっています。またこれらの項目は平成15年度調査でも同様に最も高く挙げられていましたが、平成20年度調査の方が割合が高くなっています（図表4-12、13）。

図表4-12 仕事と子育ての両立のために望むこと（就学前児童の保護者）



出典：（前期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成15年度）  
（後期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

図表 4 - 13 仕事と子育ての両立のために望むこと（就学児童の保護者）



出典：（前期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成15年度）  
 （後期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

働く意志を持つ女性・男性がともに育児や介護を分担しながら働き続けることができるように、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の改正など、法制度は整備されてきましたが、依然として、職場優先の意識や性別によって役割分担を固定的に考えてしまう意識等により、子育て中の父母が働きやすい環境が実現したとは言い難い現状です。

このため、区民、区内の事業主、区内で働く人等の意識改革を推進するための広報・啓発、情報提供等と仕事と子育ての両立支援のための関係法制度等の広報・啓発、情報提供等を行うことが必要です。

区は子育てと仕事の両立を支援するためにさまざまな施策を実施していますが、今後はさらに施策の充実を図るとともに、保護者や事業主への情報提供に努め、必要に応じて必要なサービスを活用できるようにしていくことが課題となっています。

## (2) 施策の方向

職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等を解消するため、働き方の見直しについて、区民、区内の事業主、区内で働く人等に国、東京都、近隣区等と連携を図りながら広く呼びかけを行います。

仕事と子育ての両立支援のための関係法制度等について情報収集を行い、情報紙の発行やホームページ、資料コーナーの運営や労働相談等により、広報・情報提供を行います。また、機会を捉えて関係法制度の整備について、国・東京都へ要望します。

子育て等で離職した後の再就職や起業のための基礎的な知識・技能を身につけるための講座等により、多様な働き方の選択を支援するとともに、就労相談や支援の事業

についても実施していきます。

### (3) 施策の体系

9 誰もが働きやすい就業環境の推進	
計画事業	I-9-1 男女共同参画に関する啓発行事等
計画事業	I-9-2 「ねりま産業情報（ペがさす）」等による啓発・広報
計画事業	I-9-3 男女共同参画情報紙「MOVE」等による啓発・広報
計画事業	I-9-4 就職・再就職のための情報提供
	I-9-5 起業家支援のための講座
	I-9-6 就労相談・支援
	I-9-7 労働資料の収集および提供
	I-9-8 労働に関する講座等
計画事業	I-9-9 男女共同参画計画に基づく施策の推進

### (4) 計画事業

#### I-9-1 男女共同参画に関する啓発行事等

事業の概要			担当課	
男女共同参画社会（男女が対等に、自らの意思で社会のあらゆる分野の活動に参画でき、均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受し、ともに責任を担う社会）の実現に向けて、講演会等の各種啓発行事を実施することによって、働き方の見直しや職場での固定的性別役割分担意識の解消を促します。			人権・男女共同参画課	
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
区民、事業主、区内で働く人等	区	講演会等（ねりまフォーラム） 年1回開催	継続	講演会等（ねりまフォーラム）年1回開催

I-9-2 「ねりま産業情報（ぺがさず）」等による啓発・広報

事業の概要				担当課
<p>区の産業施策等の情報を提供する広報紙「ねりま産業情報（ぺがさず）」等によって、意識改革を推進するための広報・啓発、情報提供等を行います。</p> <p>また、区内事業所が次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定するよう働きかけるなど、仕事と子育ての両立に関連する法制度等の広報・啓発、情報提供等を行います。</p>				商工観光課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
区民、事業主、区内で働く人等	区	「ねりま産業情報（ぺがさず）」に就労支援の記事を掲載し、区内商店会および産業団体加盟の事業所に配布	関係記事の掲載を継続して行っていく	関係記事の掲載

I-9-3 男女共同参画情報紙「MOVE」等による啓発・広報

事業の概要				担当課
<p>男女共同参画情報紙「MOVE（ムーブ）」等によって、意識改革を推進するための広報・啓発、情報提供等を行います。また、仕事と子育ての両立に関連する法制度等の広報・啓発、情報提供等を行います。</p>				人権・男女共同参画課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
区民、事業主、区内で働く人等	区	関係記事の掲載	関係記事の掲載を継続して行っていく	関係記事の掲載

I-9-4 就職・再就職のための情報提供

事業の概要				担当課
<p>練馬女性センターえーるで、子育てで退職した女性等に、就職・再就職や職業能力開発の基礎的な知識・技能を身につけるための講座を実施します。また、就職・再就職および職業能力開発のための各種情報の収集および提供を行います。</p> <p>昨今の経済危機の影響もあり、より多くの女性が再就職を望む状況となっていることから、より再就職に結びつきやすいように、具体的で実践的な講座の実施と、情報発信を継続していきます。</p>				人権・男女共同参画課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
区民	区	<ul style="list-style-type: none"> <li>講座 年3回（15日）（前年度までの講座と講演会を統合）</li> <li>情報提供のためのホームページ運営</li> <li>情報ライブラリーニュース「すてっぷ」の隔月発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>講座 毎年3回（15日）</li> <li>情報提供のためのホームページ運営・充実</li> <li>情報ライブラリーニュース「すてっぷ」の隔月発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>講座 年3回（15日）</li> <li>情報提供のためのホームページ運営・充実</li> <li>情報ライブラリーニュース「すてっぷ」の隔月発行</li> </ul>

I-9-9 男女共同参画計画に基づく施策の推進

事業の概要			担当課	
<p>第2次練馬区男女共同参画計画では、基本理念の1つとして「家庭生活における活動と他の活動の両立」を掲げています。特に働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現することは、区民が人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現するための取り組みの一つとして重要です。</p> <p>第2次計画が平成22年度で終了することを受け、平成22年度末に次期計画を策定し、平成23年度から新たな計画に基づく男女共同参画に係る施策を総合的に推進していきます。</p>			<p>人権・男女共同参画課</p>	
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
区民、事業者、区職員	区	<ul style="list-style-type: none"> <li>次期練馬区男女共同参画計画の策定に向けての提言</li> <li>女性の労働実態調査の実施</li> </ul>	次期練馬区男女共同参画計画の策定および計画に基づく施策の推進	次期練馬区男女共同参画計画に基づく施策の推進

## Ⅱ. 子どもと親の健康づくりを応援します

### 1. 健康診査等の充実

#### (1) 現状と課題

母子の健康の保持増進や疾病・障害の早期発見、早期療育のために、健康診査等の果たす役割は重要です。

就学前児童のいる家庭に対するアンケート調査では、乳幼児健診に「満足している」、「だいたい満足している」との回答は、合わせて85.4%となっています。乳幼児健診に期待することとしては「病気・異常の早期発見ができる場」80.3%、「身体計測の場」62.8%、「歯科健診の場」59.7%、「育児相談ができる場」56.9%、「栄養相談ができる場」43.7%となっています。

これらの結果から、健診は、身近なところで子どもの成長発達について確認・相談できる場、育児を専門職に相談できる場、すなわち子育て支援の場としてより強く求められていることがわかります。

また、地域の中で孤立することなく子育て支援ができるように子育て支援に関するサービスの情報提供は重要であり、その結果保健所・保健相談所の子育て支援サービスの認知度・利用度も高くなっています。

区では、妊娠の届出をした方に、妊娠・出産・育児に関する母子の健康状態を一貫して記録しておくための母子健康手帳を交付するとともに、子育てに関する情報をわかりやすく記載した区独自の手帳「出産育児情報」を別冊として作成し、同時に配付しています。また、すべての妊婦の方を対象に妊娠中の前期・後期2回分を配布していた妊婦健康診査受診票を14回分にまで増やし、安心して妊娠・出産ができるように、妊娠中の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図ってきました。

また、4か月児・6～7か月児・9～10か月児・1歳6か月児・3歳児を対象に、身体の発育および精神発達面から、総合的に健康診査を実施しています。4か月児・3歳児健診は保健相談所で行い、6～7か月児・9～10か月児・1歳6か月児を対象とした健診は、委託医療機関で行っています。

健康診査の受診率向上のために健診の時間を子どもの生活リズムに配慮した時間帯へ変更し、未受診者への受診勧奨も行っています。

健全な口腔機能を育てるために、1歳6か月児と3歳児に加え、2歳児、2歳6か月児についても歯科健診が受けられる機会を設けました。これにより、半年に一度、歯科健診が受診できる体制を整えました。平成20年度の3歳児健診でむし歯のない子どもは、82.7%でしたが、今後、さらにむし歯のない幼児を増やしていくための啓発が必要です。

また、障害や疾病の早期発見・早期療育のために、健康診査後の経過観察を行うことや、障害や発達の遅れのある乳幼児の親へ早い段階からの支援を進めることも必要です。

さらに、学齢期においては、小・中学校全児童生徒を対象に健康診断のほかに、生

活習慣病検診を実施しています。また、歯科の健康診断の際にむし歯・歯周疾患のない児童に対して「よい歯のバッチ」を交付し、むし歯予防と早期治療を啓発しています。

このように、妊娠、出産から乳幼児期については保健相談所、学齢期については学校を中心として、母子の健康保持、疾病・障害の早期発見、早期療育を図っています。

## (2) 施策の方向

母子健康手帳については、今後も情報を更新し、役に立つ内容とするよう充実に努めます。

受診率の高い乳幼児健診は、多くの子育て中の家庭と早い段階で接することができる機会であり、親子の健康の保持増進や疾病・障害の早期発見、早期療育のための重要な保健施策として位置づけます。そのため、健診の実施方法の工夫や専門職員の資質の向上に努めるとともに、健診未受診者を対象として、受診勧奨や家庭訪問を行い受診率の向上をめざします。あわせて、健診が親自身の相談もできる場となるように努め、積極的な育児支援を行い、子ども家庭支援センターや他の関係機関と連携して、育児不安が虐待に発展することを防ぎます。

歯科健診では、むし歯になりやすい生活習慣のある子に定期的なフォローを行うなどむし歯の減少に努めます。

さらに、健診後のフォロー教室、経過観察や障害児を持つ親の会等への支援を引き続き行い、今後開設予定の（仮称）こども発達支援センター、保育所、幼稚園、小中学校等の関係機関と連携し、子どもの発達についての悩みや不安の軽減を図れるようにしていきます。

## (3) 施策の体系



II-1-8	乳幼児経過観察健診
II-1-9	障害児を持つ親の会等への支援
II-1-10	妊婦健康診査事業

#### (4) 計画事業

##### II-1-3 幼児歯科健診

事業の概要				担当課
1歳6か月児、2歳児、2歳6か月児、3歳児の幼児を対象に、歯科健診および歯科保健指導を行います				保健相談所
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
幼児	区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1歳6か月児歯科健診：受診率 86%</li> <li>・ 2歳児歯科健診：受診率 77%</li> <li>・ 2歳6か月児歯科健診：受診率 22%</li> <li>・ 3歳児歯科健診：受診率 90%</li> <li>・ 3歳児のむし歯のない子の割合：83%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4ポイント増</li> <li>・ 3ポイント増</li> <li>・ 8ポイント増</li> <li>・ 受診率の増加</li> <li>・ 2ポイント増</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受診率 90%</li> <li>・ 受診率 80%</li> <li>・ 受診率 30%</li> <li>・ 受診率 90%以上</li> <li>・ 割合：85%</li> </ul>

## 2. 健康相談の充実と育児不安の解消

### (1) 現状と課題

核家族化の進行などに伴って孤立しがちな子育て家庭では、育児に対する不安感や負担感が広がっています。就学前児童のいる家庭に対するアンケート結果でも、保護者の子育てに関する不安感や負担感については、「不安や負担を感じる」（「非常に不安や負担を感じる」＋「なんとなく不安や負担を感じる」）は52.7%で、平成15年度調査と比較すると、不安感や負担感は増加傾向にあります。

保健相談所では、妊娠、出産および育児についての正しい理解を深めていただき、育児に対する不安や悩みを軽減できるよう、「育児栄養相談」等の各種の相談事業や「両親学級（パパとママの準備教室）」「母親学級」「育児と離乳食講習会」などを開催しています。「両親学級（パパとママの準備教室）」については、毎回定員を超える申し込みに応じるため開催回数を増やし、「母親学級」については、歯科健診の導入や妊婦同士の交流が図れるよう内容を充実しました。

相談事業については、保健師や管理栄養士、歯科衛生士などの専門職員が、子どもの成長段階に合わせて子育ての悩みや不安等を総合的に相談できる場として、平成21年度から健康相談を充実しました。また、1歳児の健康相談では、来所者全員を対象として食育推進事業「すこやか親子の食事講習会」を同時実施し、親と子の食生活の不安に応えられるよう開催回数を増やし内容を充実しました。

また、訪問事業として、妊娠届等による「妊婦訪問」や、これまでの新生児訪問事業を拡大し、生後4か月までの乳児のいる全家庭を対象として、「産婦訪問」と併せて、助産師や保健師が訪問する「こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）」を実施しています。さらに、産後の心の問題を早期に把握・支援するためにEPDS（エジンバラ産後うつ病質問票）を実施しています。

就学前児童のいる家庭に対するアンケート結果によると、「子どものことで心配に感じていること、気になっていること」については、犯罪被害や交通事故に続いて、「病気や発育・発達に関すること」「子どもを叱りすぎているような気がする」「食事や栄養に関すること」が多くなっています。

一方、「子育てに関する悩みや不安の相談相手」として「保健所・保健相談所」は10.4%となっています。

これらの結果から、子どもの心配事や気になることについて、保健所・保健相談所は身近な相談相手として、保護者の不安や悩みに十分応えるために、相談事業や訪問事業をより充実していくことが必要です。

また、育児に対する不安感や負担感を軽減するためには、子育て家庭の交流を促進し、親がお互いの悩みを語り合うことによって孤立感を和らげることも大切です。このため、親の心の健康を支援するため、育児の不安や悩みを語り合い、親同士の交流が広がるように育児交流会（グループミーティング）を実施しています。

さらに、乳幼児期に起こりやすい事故を未然に防ぐための啓発や、妊産婦の飲酒・喫煙の防止、乳幼児のいる家庭における受動喫煙による健康被害の予防などに関する

知識の普及なども継続して進めていく必要があります。

## (2) 施策の方向

父親と母親が妊娠中から協力して子育ての準備を進めることができるように「両親学級」や「母親学級」の内容を充実していきます。あわせて保護者の孤立化を防ぐため、育児交流会等の支援に努めます。また、乳幼児の健康被害や事故を防止するための普及啓発や情報提供にも努めます。

さらに、子育ての不安や心配事の身近な相談機関として早期から支援できるように、「こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）」の実施率の向上と充実を図ります。また、相談事業や訪問事業に加え、地区担当保健師による継続相談をとおして虐待予防に努め、子ども家庭支援センターや他の関係機関と連携して支援していきます。

## (3) 施策の体系

2 健康相談の充実と育児不安の解消	
	Ⅱ-2-1 両親学級（パパとママの準備教室）・母親学級
	Ⅱ-2-2 育児と離乳食講習会
	Ⅱ-2-3 子育て学習室
計画事業	Ⅱ-2-4 妊産婦訪問、産後相談
計画事業	Ⅱ-2-5 こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）
	Ⅱ-2-6 育児栄養相談
	Ⅱ-2-7 アレルギー相談・アレルギー講習会
	Ⅱ-2-8 育児交流会（グループミーティング）
	Ⅱ-2-9 多胎児の会
	Ⅱ-2-10 子育てグループの育成・支援
	Ⅱ-2-11 子どもの事故防止の普及啓発
	Ⅱ-2-12 妊婦の飲酒や喫煙の防止および受動喫煙による健康被害予防の啓発

II-2-13	SIDS（乳幼児突然死症候群）の情報提供
II-2-14	育児支援家庭訪問事業
II-2-15	幼児健康相談

#### (4) 計画事業

##### II-2-4 妊産婦訪問、産後相談

事業の概要				担当課
<p>妊娠届や健康診査の結果等から保健指導が必要な妊婦や、出生通知票を受理した産婦等に対して健康状態、生活環境、疾病予防等について訪問指導を行います。産婦訪問では、EPDS（エジンバラ産後うつ病質問票）を実施し、産後の心の問題の早期把握・支援に努めます。また、4 か月児健診時に産後の健康管理や育児について保健指導を行います。</p>				保健相談所
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
妊産婦	区	産婦訪問実施率 75.0%	15.0ポイント増	90.0%以上

##### II-2-5 こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）

事業の概要				担当課
<p>生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、新生児及び乳児の発育・栄養・生活環境・疾病予防等に関し、適切な指導を実施するとともに、子育て支援に関する情報提供を行います。</p> <p>また、支援が必要な家庭については、適切なサービス提供に結びつけるなど、関係機関と連携しながら継続して支援を行い、育児不安・負担の軽減に努めます。</p>				保健相談所
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
生後4か月までの乳児	区	訪問実施率 75.0%	15.0%ポイント増	90.0%以上

### 3. 予防接種の推進

#### (1) 現状と課題

予防接種法が制定された1948年当時は戦後まもない時期であり、衛生状態も悪く伝染病が流行していました。衛生状態もよく、予防接種の普及した現在では感染症は少なくなっていますが、以下のように予防接種対象疾患が指定されています。

- ①中止すれば再び流行の起こるおそれの大きい疾患 例) ポリオ・日本脳炎・百日咳・ジフテリア
- ②現在でも重症合併症により死亡例のある疾患 例) 麻しん・結核
- ③常時感染の機会があり、災害時の社会防衛上必要なもの 例) 破傷風
- ④先天異常の原因となる疾患 例) 風しん

上記の対象疾患のなかで、ポリオは日本国内ではほぼ根絶されています。

練馬区では平成14年1月から保健情報システムを用いて、標準接種年齢に達した乳幼児へ、三種混合（ジフテリア、百日咳、破傷風）、二種混合（ジフテリア、破傷風）、ポリオ、麻しん風しん混合の定期予防接種の予診票を、個別に送付しています。標準接種年齢に達する度に送付しているため、勧奨効果は高いと思われます。

麻しんについては、麻しん風しん混合ワクチンが承認されたため、平成18年4月から2回目を接種することになりました。平成19年春には、高校生・大学生の間で麻しんが全国的に大流行となり、2012年（平成24年）までの麻しんの排除を目標に、平成20年4月からは5年間の補足接種として中学1年生・高校3年生に開始しています。

麻しん風しんⅠ期の接種率は平成20年度で100%、Ⅱ期の接種率は96.3%となっており、すこやか親子21で提唱されている接種率95%を超えています。

しかし、中学1年生を対象としたⅢ期は81.4%、高校3年生を対象としたⅣ期は65.2%と低く、接種率の向上が課題です。

結核の予防接種であるBCGについては、平成19年に結核予防法が廃止された際に、予防接種法の定期予防接種となりました。これまで直接BCGへの変更や、接種対象年齢の短縮などの改正が繰り返されていますが、練馬区では現在、乳児健診（4か月健診）時にBCG接種を行っており、接種率は98%と高率です。

なお、日本脳炎については、国の方針で平成17年5月30日から積極的勧奨の差し控えが継続しており、個別通知は休止しています。

一方、平成21年4月に海外で発生した新型インフルエンザが、国内においても感染拡大を続け大流行になっています。この新型インフルエンザに対しては、11月から死亡および重症化の防止を目的に、優先対象者ごとに予防接種が始まっています。

新型インフルエンザの発生などで、任意予防接種に対する問い合わせや要望がますます多くなってきており、適切な情報提供や関係機関との協議が課題となっています。

#### (2) 施策の方向

練馬区では平成14年に中学校で麻しんの集団発生が起きたことをきっかけに、同

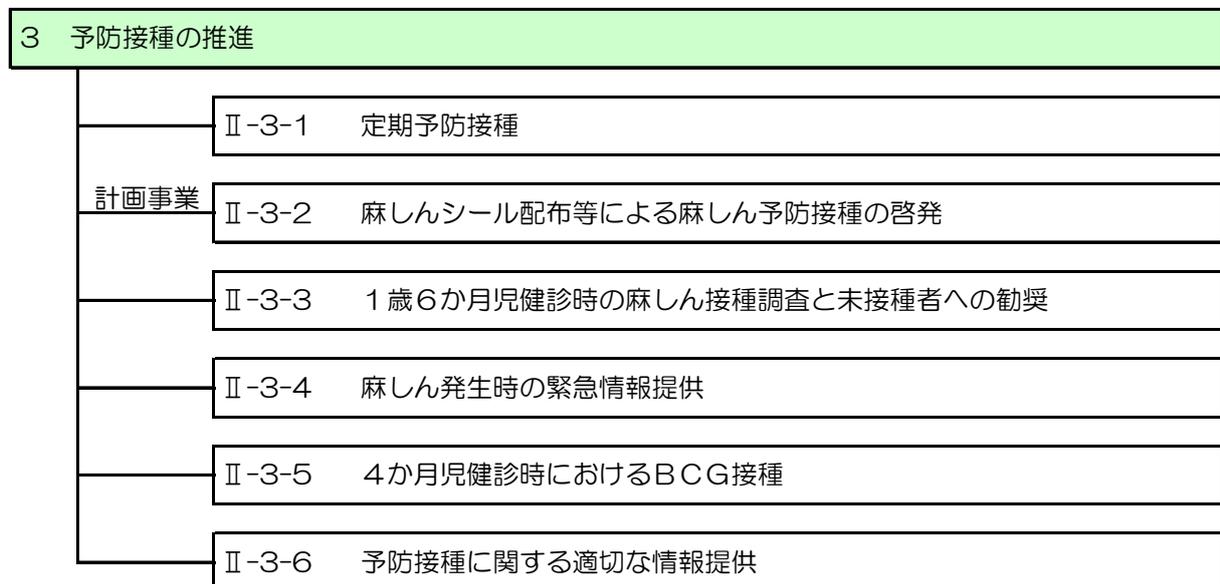
年秋より積極的に麻しんの予防接種の勧奨を行っています。今後は勧奨の効果を検証しながら、予防接種率の向上を図ります。

麻しんのみならず、定期予防接種全体の勧奨については、学校等の関係機関との連携を強化していきます。

平成19年春に、高校生・大学生の間で麻しんが大流行しました。そこで、国は2012年（平成24年）までの排除を目標とした「麻しん（はしか）排除計画」を策定しました。区でも、麻しん予防接種実施計画を策定し、この計画に基づいて関係機関で構成する協議会を開催する等、目標達成に必要な接種率の向上を目指して努力をしています。

今後も頻繁に改正が予想される定期予防接種への対応と、種類の増え続ける任意予防接種に関する情報について、適切に提供できるよう努めます。

### (3) 施策の体系



### (4) 計画事業

#### II-3-2 麻しんシール配布等による麻しん予防接種の啓発

事業の概要			担当課	
4か月健診時に麻しんの予防接種を勧めるシールを配布し、カレンダーの1歳の誕生日欄に貼ってもらうことで麻しんの予防接種を啓発します。 【平成21年度末の現況（見込み）】 約6,000枚 配布			保健予防課	
対象者	事業主体	21年度末の現況（見込み）	5か年の事業量	26年度末の目標値
1歳児	区	約6,000人にシールを配布する	約30,000人にシールを配付する	100%

## 4. 小児（救急）医療・周産期医療の充実

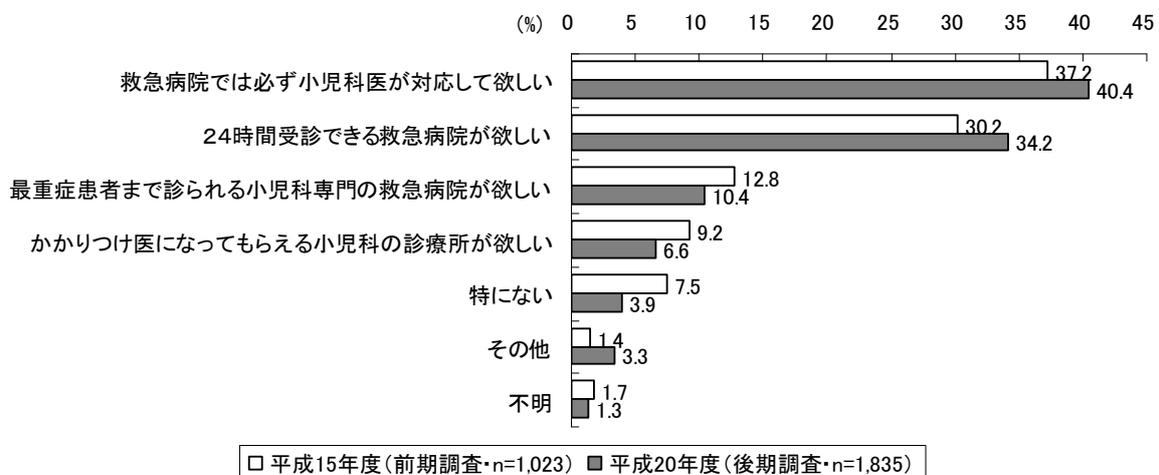
### (1) 現状と課題

練馬区でも晩婚化や妊娠中も就業を続ける女性の増加などにより、高齢出産や低体重児の出生が増加傾向となっています。区では、妊娠中の母体の異常や子どもの疾病等に対して妊娠高血圧症候群等医療費助成や未熟児養育医療給付等を行い、早期に適切な医療を受けられるよう支援しています。

また、区内の小児科・産科の医療機関数は、ほぼ横ばいの推移を示していますが、妊娠、出産から新生児に至る高度に専門的な医療を総合的に提供する周産期医療については、ほとんどが区外の医療機関を利用しなければならない状況で、病床の確保が必要です。

就学前児童のいる家庭に対するアンケート調査（平成20年度調査）では、「救急病院では必ず小児科医が対応して欲しい」「24時間受診できる救急病院が欲しい」「最重症患者まで診られる小児科専門の救急病院が欲しい」などが挙げられています。また、これら上位3つの項目は、平成15年度調査の際にも挙げられていましたが、上位2つの項目については、平成20年度調査の方が割合が高くなっています（図表4-14）。

図表 4 - 14 夜間の救急医療に一番望むこと（就学前児童の保護者）



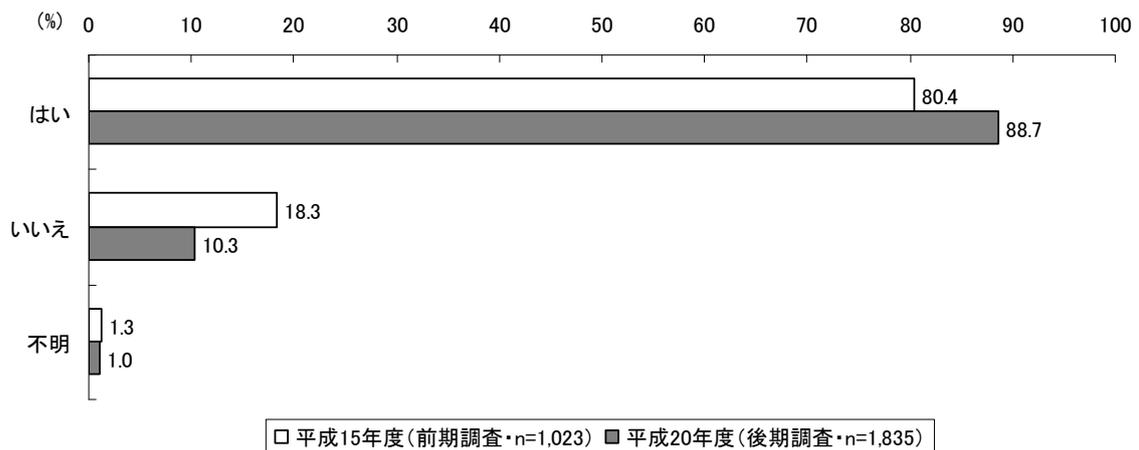
出典：（前期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成15年度）  
（後期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

区では小児救急医療対策として、区内の2大学病院に毎準夜（午後5時から午後10時）の小児初期救急医療事業を委託しています。平成20年度の小児初期救急患者は日本大学医学部付属練馬光が丘病院2,851人、順天堂医学部付属練馬病院1,082人でした。また、平成13年度に開設した練馬区夜間救急こどもクリニックの平成20年度の小児患者は5,195人でした。

このような小児救急医療へのニーズに対応するため、区内の小児救急医療体制を充実する必要があります。

「小児科のかかりつけ医」の有無については、就学前児童のいる家庭に対するアンケート調査（平成20年度調査）では、88.7%と高い数値になっています。また、平成15年度調査よりも高い割合が示されています（図表4 - 15）。かかりつけ医には、体調や発育のことなどを、普段から相談できる利点があります。今後は、かかりつけ医との上手な付き合い方を啓発する必要があります。

図表 4 - 15 小児科のかかりつけ医の有無（就学前児童の保護者）



出典：（前期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成15年度）  
 （後期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

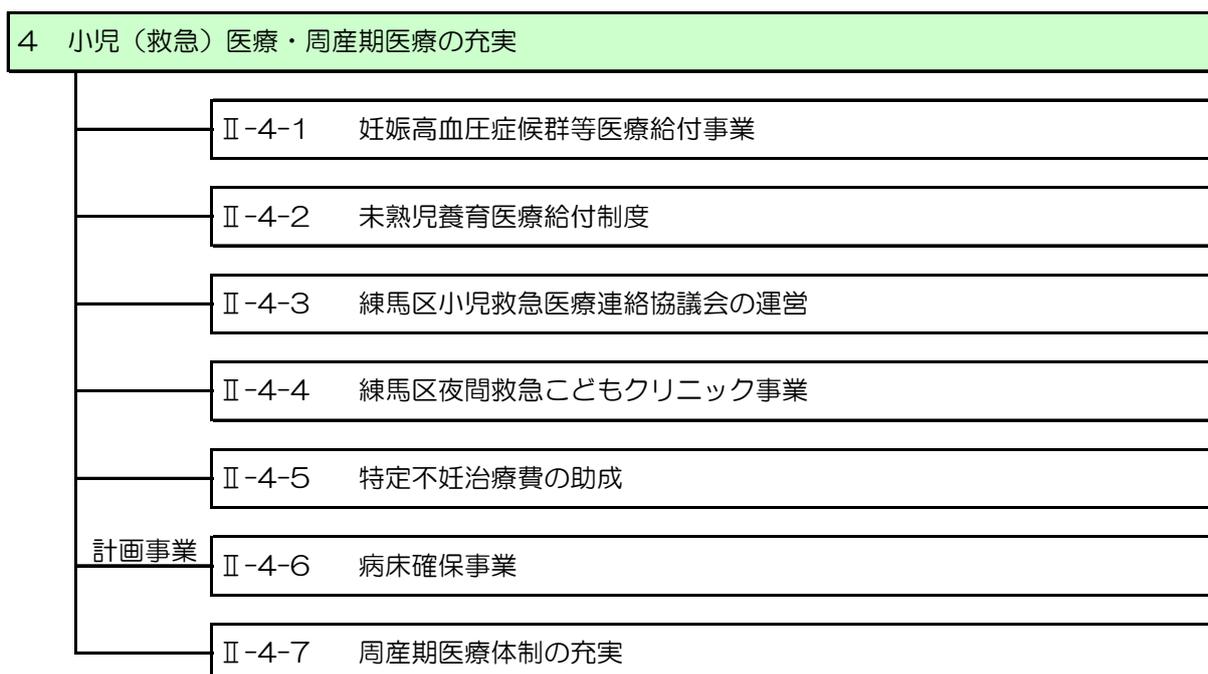
また、急変時の手当での仕方や、すぐに受診が必要かどうかの判断の助けになるような知識の普及についても、母子健康手帳とあわせて交付している「出産育児情報」にも掲載していますが、今後さらに力を入れていく必要があります。

## (2) 施策の方向

区民のニーズの高い小児救急医療体制については、練馬区医師会、日本大学医学部附属練馬光が丘病院、順天堂大学医学部附属練馬病院および練馬区とで設置している練馬区小児救急医療連絡協議会を通して、今後も関係機関の連携を進めていきます。

また、ハイリスク妊婦や周産期の乳児の死亡や重症化を減らすために、地域の産科・小児科標榜の医療機関と相互に連携協力し小児医療・周産期医療の充実を図っていきます。

### (3) 施策の体系



### (4) 計画事業

#### Ⅱ-4-6 病床確保事業

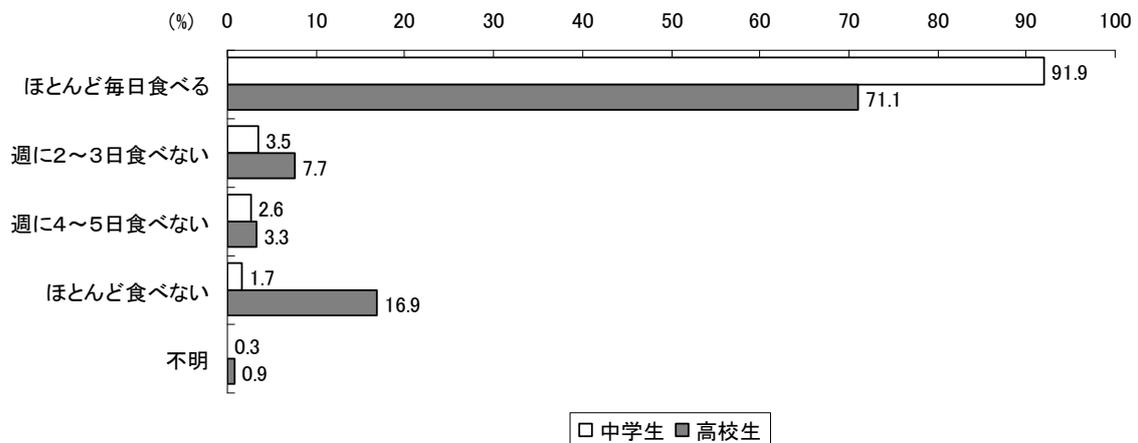
事業の概要				担当課
区内の小児医療、周産期医療、救急医療、高度医療の機能を充実させるために、新たな病院の整備および既存病院の増築・増床を行います。				地域医療課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
区民	未定（新病院・既存病院）	<ul style="list-style-type: none"> <li>練馬区病床確保・医療機能拡充検討委員会において、新病院の整備および既存病院の増築・増床についての具体的方策と区内の小児医療・周産期医療等の機能の拡充についての、具体策をまとめる。</li> <li>※ 練馬区の一般・療養病床数：1,912床</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>500床の整備準備として用地選定、基本設計・実施設計を行う。</li> <li>増床200床の基本設計、実施設計を行い、建設工事を施工する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新病院（500床）の整備着手</li> <li>既存病院の増床（200床）により、小児医療・周産期医療の充実が図られている。</li> <li>※ 練馬区の一般・療養病床数：2,612床</li> </ul>

## 5. 食を通じた子どもの健全育成

### (1) 現状と課題

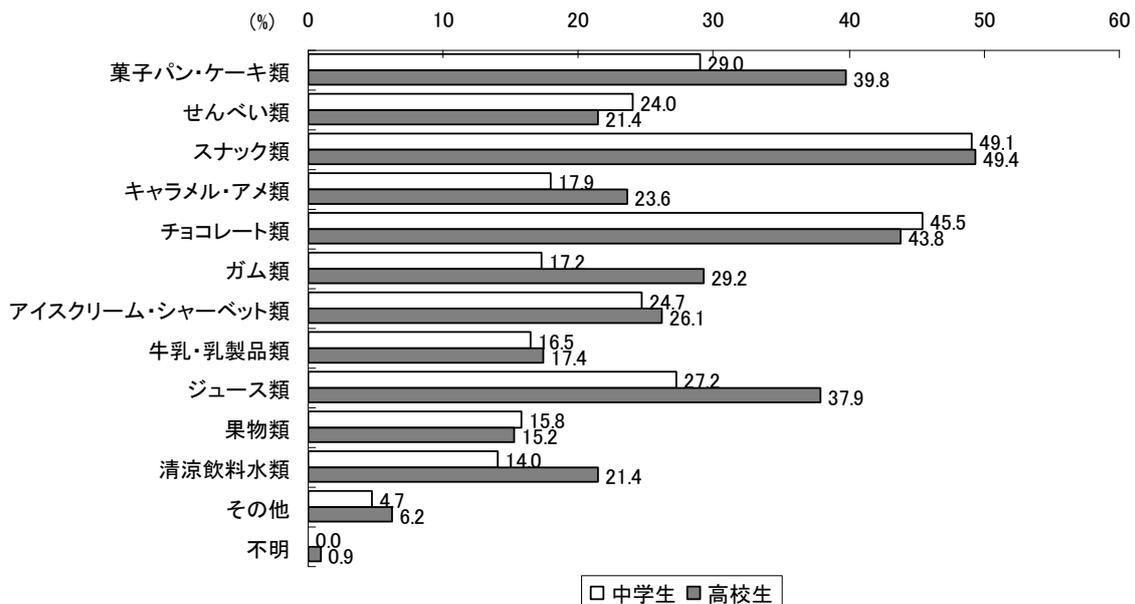
近年、社会環境の変化に伴い、子どもの食を巡る環境は大きく変わってきています。中学生、高校生に対するアンケートでは、朝食の欠食やスナック類の間食が多いという状況が見られ、このような生活環境により、栄養の偏り、肥満傾向の増加など、生活習慣病等、食に起因するさまざまな健康問題が起きています。また、核家族化の進行などによって、伝統的な食に関する知識や技術をつぎの世代に伝えていくことが難しくなってきています。（図表4 - 16、17）

図表 4 - 16 朝食摂取の有無（中学生）



出典：（前期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成 15 年度）  
（後期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成 20 年度）

図表 4 - 17 間食で食しているもの（中学生）



出典：（前期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成 15 年度）  
（後期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成 20 年度）

このような現状から、乳幼児期から正しい食事のとり方や望ましい食習慣を定着させるとともに、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図ることが大切です。このため、保健分野や教育分野をはじめさまざまな分野が連携しつつ、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、食事作り等の体験活動などを進める必要があります。

また、低体重児の出生増加等を踏まえ、母性の健康の確保を図る必要があることから、妊産婦を対象とした、食に関する学習の機会や情報提供を進めることも必要です。

## (2) 施策の方向

子どもたちの生涯にわたる健康づくりの基本となる食生活習慣を定着させ、食に関する健全な環境を築いていくために、保育所、学校における食育を推進するとともに、区民、関係機関、行政による食育推進ネットワーク事業を充実していきます。

また、保健相談所における食育講習会、栄養相談等において、正しい情報の提供に努めます。

学齢期の児童には、栄養教諭等を活用して食育を推進していきます。

## (3) 施策の体系

5 食を通じた子どもの健全育成	
計画事業	Ⅱ-5-1 食育推進ネットワーク事業
	Ⅱ-5-2 保育園児の食育の推進
	Ⅱ-5-3 児童福祉施設等の指導
	Ⅱ-5-4 健康づくり協力店等栄養表示事業
	Ⅱ-5-5 食育講習会・栄養相談
	Ⅱ-5-6 食に関する啓発事業

#### (4) 計画事業

##### Ⅱ-5-1 食育推進ネットワーク事業

事業の概要				担当課
練馬区食育推進ネットワーク会議等を開催し、区民、関係団体、行政が連携して食育の普及啓発活動と情報交換を行い、食育を推進します。				健康推進課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
食育ネットワーク事業の推進	区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (食育推進ネットワーク会議の開催) 5回</li> <li>・ (食育推進講演会の開催) 1回 200人</li> <li>・ (食育推進カレンダーの作成) 20,000部 (JA 東京あおば農業祭で食育コーナーの出展) 1回 (2日制)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎年5回</li> <li>・ 毎年1回 200人</li> <li>・ 毎年20,000部</li> <li>食育関係団体との共催事業 毎年1回 (2日制)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5回</li> <li>・ 年1回 200人</li> <li>・ 年20,000部</li> <li>食育関係団体との共催事業 年1回 (2日制)</li> </ul>

## 6. 思春期における保健対策の充実

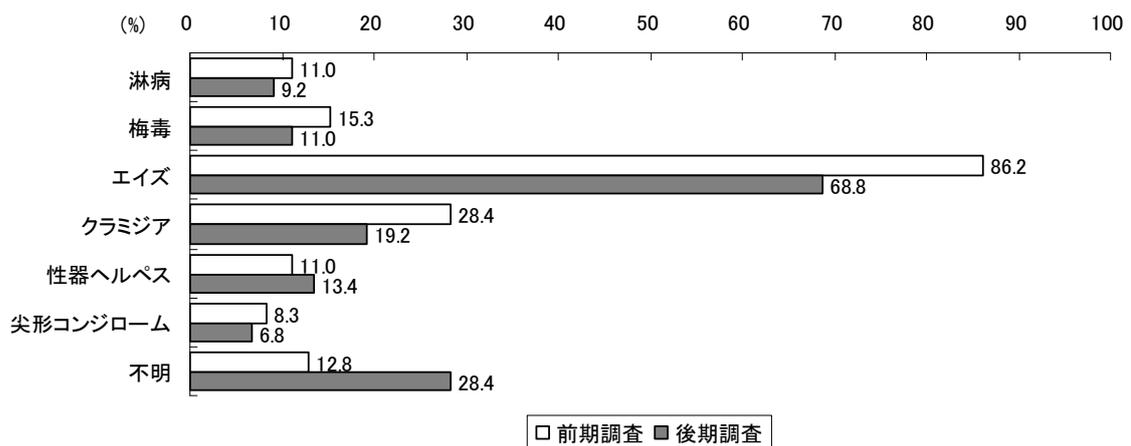
### (1) 現状と課題

近年、いじめ・不登校・ひきこもり・家庭内暴力・発達障害等の問題を抱える児童・生徒が増加しており社会問題化しています。

現在、学校では養護教諭等への相談のほかにスクールカウンセラーや心のふれあい相談員の配置を行っています。思春期の心の健康づくりには、子どもと保護者、子どもに関わる関係機関が連携を図りながら進めていくことが重要になります。平成16年度から平成21年度にかけて、練馬区保健所と教育委員会の共催で「思春期心の健康支援ネットワーク事業」の企画、関係者連絡会やシンポジウム、支援者のスキルアップ研修等を開催してきました。平成17年度には、児童虐待問題等の対応機関として、練馬子ども家庭支援センターが開設され、平成18年度には、非行児童等も含め対応を協議する練馬区要保護児童対策地域協議会が設置されました。今後、関係機関とのネットワークや新たな対応機関との連携強化を図りながら、課題を解決していくことが求められています。

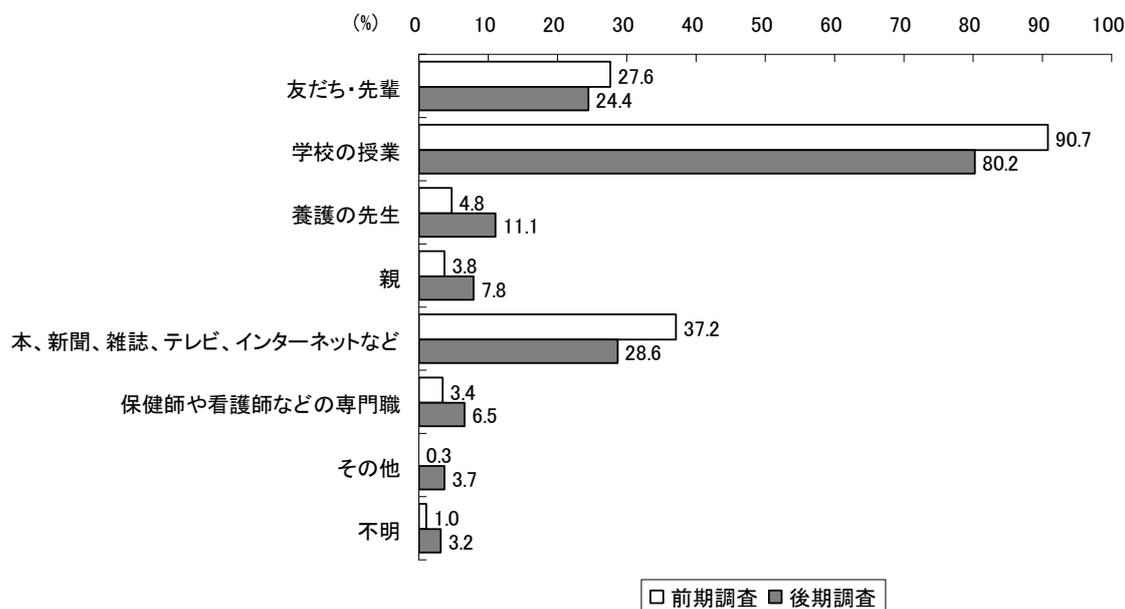
また、10歳代の人工妊娠中絶、性感染症・エイズ罹患率の増大等の問題については、高校生を対象にしたアンケート調査によると、エイズ以外の性感染症を知っている割合が低くなっています。また、エイズについても、平成15年度調査よりも割合が低くなっています。知識の情報源は、学校の授業が80%を占めていましたが、性に関する情報は社会的に氾濫しており、性的な成熟に伴う身体的・心理的变化を正しく理解し、適切な予防行動ができるよう支援していくことが重要です。(図表4 - 18、19)

図表 4 - 18 性感染症で正しく知っているもの



出典：(前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書 (平成 15 年度)  
(後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書 (平成 20 年度)

図表 4 - 19 予防法の情報源



出典：(前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成 15 年度）  
 (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成 20 年度）

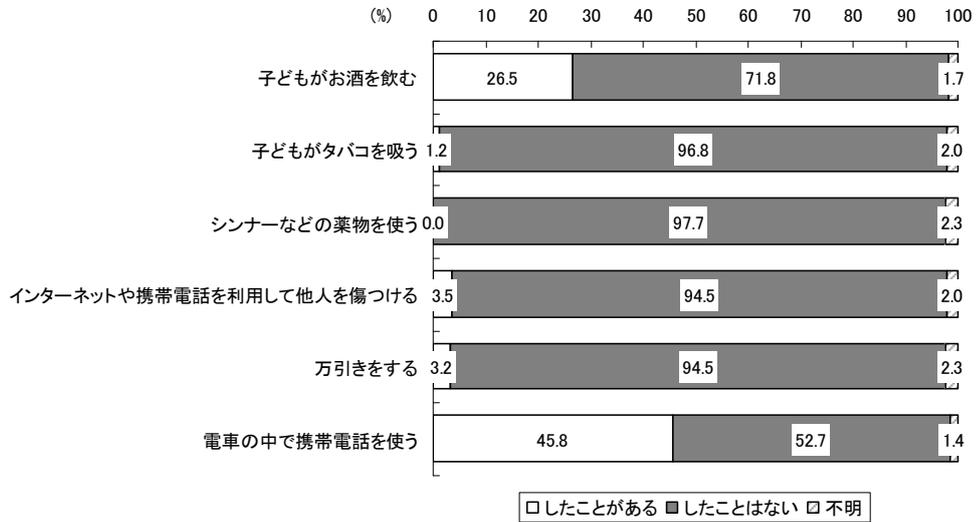
未成年者の喫煙・飲酒の経験については、それぞれ中学生で1.2%、26.5%、高校生では19.0%、56.3%が「経験がある」と回答がありました（図表4 - 20、21）。

未成年の喫煙・飲酒の防止は、区が取り組むべき重要な課題です。平成19年度から、保健所・保健相談所と教育委員会が共催で、成人よりも未成年者が強く受けるたばこの健康影響や、受動喫煙の害等の啓発を目的に、小中学生用にクリアファイルを作成・配布しています。

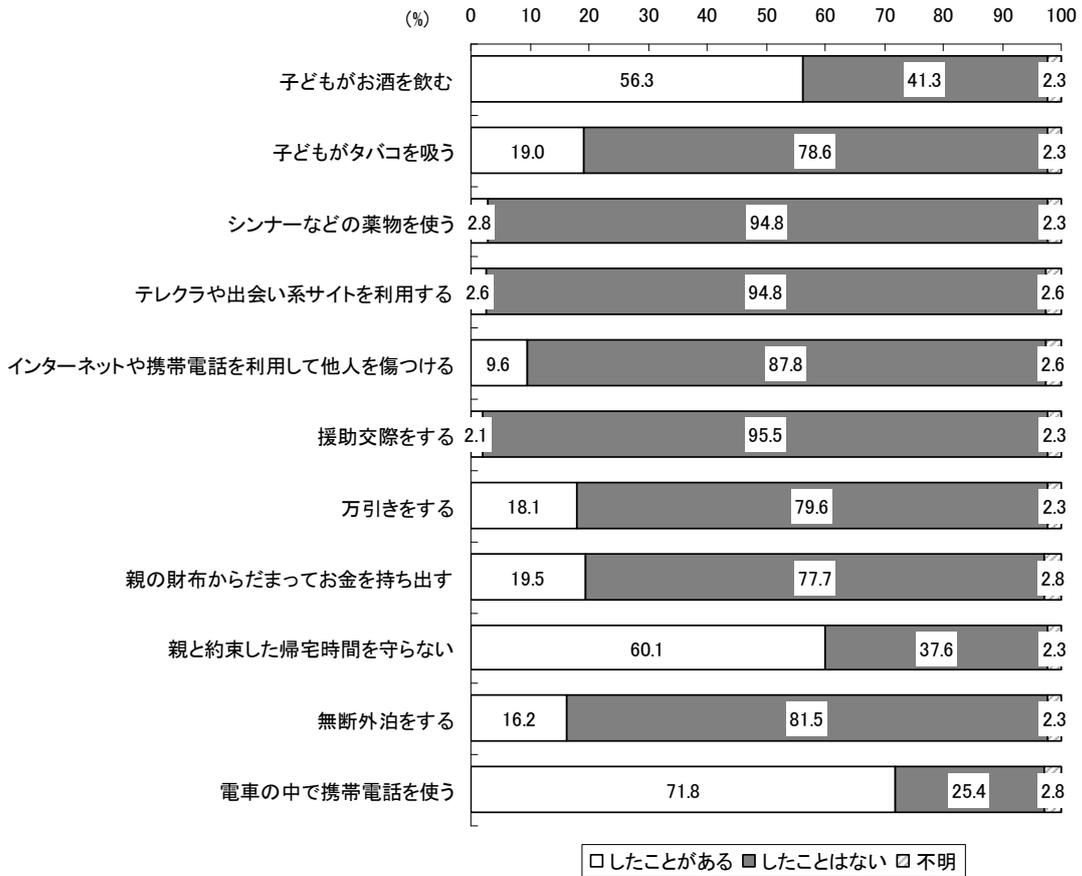
また、シンナーなどの薬物の経験については、中学生は0.0%、高校生は2.8%でした。薬物乱用については、薬物の心身への影響等を具体的に分かりやすく説明し、好奇心や遊びのつもりで安易に使用することがないように指導・啓発していくことが必要です（図表4 - 20、21）。

◆ お酒やタバコ等の経験

図表 4 - 20 中学生



図表 4 - 21 高校生



出典：(後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書 (平成 20 年度)

## (2) 施策の方向

思春期の心の問題については、学校にスクールカウンセラーや心の相談員を配置し、子どもの健全育成に努めます。個々の対応だけでは解決が難しい問題等には、要保護児童対策地域協議会等の場を積極的に活用し、関係機関との連携強化を図り、課題の解決を目指します。

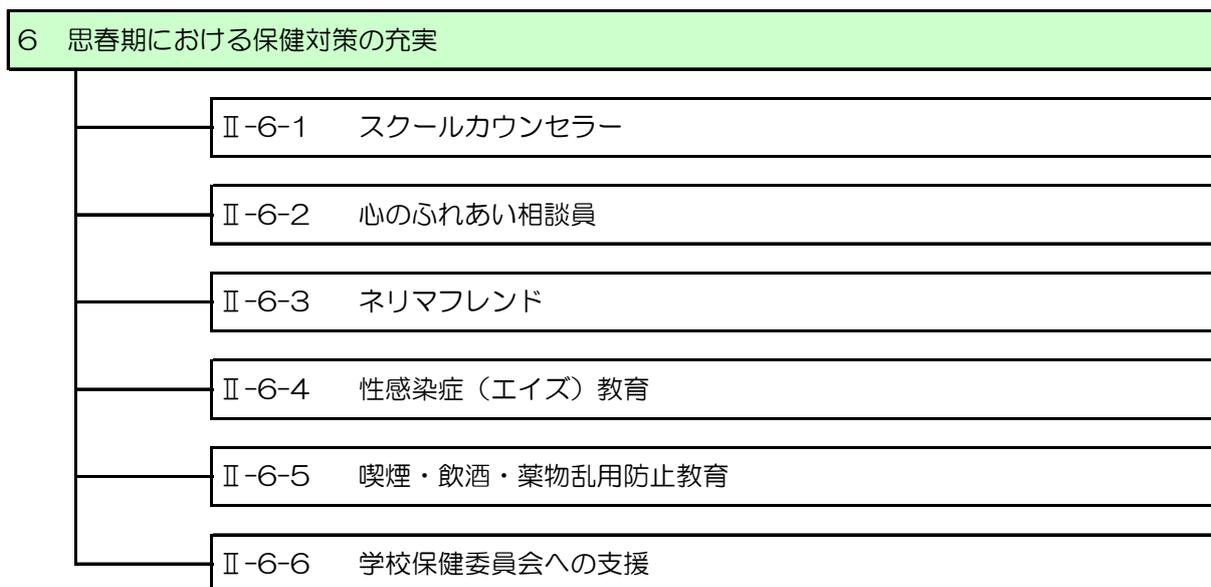
喫煙・飲酒・薬物乱用の問題については、学校での健康教育を推進するとともに、保健相談所は健康に関する正しい知識や望ましい態度を身に付けられるよう協力していきます。

喫煙・飲酒などの未成年者では法律で禁止されているもの、とりわけ薬物乱用については、学校だけでなく地域社会における予防啓発活動の推進に取り組みます。

これら思春期における保健対策に、学校・医療・保健・福祉等の各機関が連携して取り組んでいきます。

また、子どもたちのインターネット利用において、学校裏サイトなどによるいじめが問題となっていることから、学校における情報モラル教育や家庭でのルールづくりを推進していきます。

## (3) 施策の体系



### Ⅲ. 子どもの健やかな成長を助けるため教育環境を整備します

#### 1. 生きる力を育成する学校教育

##### (1) 現状と課題

社会全体の大きな変化の中で、子どもたちの教育環境も大きく変化してきました。

現在の子どもたちは、物質的な豊かさや便利さの中で生活する一方、ゆとりのない忙しい生活を送っている状況にあります。また、子どもたちは生活体験や社会体験の不足もあって、人間関係をつくる力が弱いなど、社会性の欠如が危惧されています。子どもの自立が遅くなっていることや健康・体力の問題も指摘されています。

学校教育においては、変化の激しいこれからの社会を生きるために、「生きる力」すなわち、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体をバランスよく育てることが大切です。区では、「人権教育および豊かな心を育成する教育の推進」「確かな学力の定着・向上や健康の保持増進を図り、主体的に学ぶ子どもを育てる教育の推進」「特色ある学校づくりの支援と家庭との緊密な連携を図った学校教育の推進」を重点課題としています。この課題を解決するため、学力向上事業、個に応じた指導の充実、国際理解教育の推進、不登校児童生徒への登校支援対策、特色ある学校づくり、移動教室や臨海学校等の校外学習など、さまざまな取組を行ってきました。

これまでの区の実施は一定の成果を上げてきたところではありますが、約48,000人の子どもたち一人ひとりの「生きる力」の育成を一層図るために、9年間にわたる義務教育の充実に取り組んでいく必要があります。

##### (2) 施策の方向

学校は、校長のリーダーシップのもと、子どもたち一人ひとりを大切に、個性や能力を伸ばし、子どもたちが次代を担っていけるように、生きる力の育成に取り組んでいきます。このため、学力向上事業として、少人数指導、個に応じた指導の実施などにより基礎学力の向上を図ります。また、国際理解教育や中学生海外派遣事業などを推進するとともに、キャリア教育や校外学習を充実し、「生きる力」の育成に努めます。さらに、小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒へのカウンセリングを行うとともに、小中学校に児童生徒の相談相手としての心のふれあい相談員の配置をし、また、自宅に引きこもりがちな児童・生徒のいる家庭へのネリマフレンド（話し相手）の派遣を行うなど、児童・生徒の健全な育成に努めます。区は、各学校の現状を踏まえたそれぞれの目標の達成や、課題の解決のために最大限の支援を行います。

また、地域の人材を生かした体験学習などを実施する特色ある学校づくりの推進や、保護者や地域の方の意見を学校経営に生かす学校評議員制度の充実など、保護者や地域と連携した教育環境の整備に努め、子どもたちの生きる力をはぐくみます。

### (3) 施策の体系

1 生きる力を育成する学校教育	
	Ⅲ-1-1 学力向上事業
計画事業	Ⅲ-1-2 少人数指導等指導方法の充実
	Ⅲ-1-3 国際理解教育
	Ⅲ-1-4 中学生海外派遣事業
	Ⅲ-1-5 キャリア教育
	Ⅲ-1-6 校外授業
	Ⅲ-1-7 個を尊重する価値観の育成
	Ⅲ-1-8 男女平等をはじめとする人権教育の推進
	Ⅲ-1-9 サポートチーム
計画事業	Ⅲ-1-10 教育相談
	Ⅲ-1-11 適応指導教室
	Ⅲ-1-12 特色ある学校づくりの推進
	Ⅲ-1-13 学校評議員制度
	Ⅲ-1-14 学校施設整備
計画事業	Ⅲ-1-15 小中一貫・連携教育の推進
計画事業	Ⅲ-1-16 特別支援学級の設置
計画事業	Ⅲ-1-17 (仮称) 学校教育支援センターの整備
計画事業	Ⅲ-1-18 校舎等の耐震化の推進
計画事業	Ⅲ-1-19 みどりと環境の学校づくりの推進
計画事業	Ⅲ-1-20 区立学校・区立幼稚園の適正配置

#### (4) 計画事業

##### Ⅲ-1-2 少人数指導等指導方法の充実

事業の概要				担当課
児童・生徒の基礎学力の向上と個性に応じたきめ細かな指導の充実に図ります。 ・ 少人数指導 ・ 習熟度別指導 ・ ティームティーチングの実施				教育指導課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
小中学生	区	・ 少人数指導の実施 小学校 54校 中学校 19校 ・ ティームティーチングの実施 小学校 7校 中学校 11校	11校増 15校増  継続 継続	65校 34校  7校 11校

##### Ⅲ-1-10 教育相談

事業の概要				担当課
教育に関する子ども・保護者・教育関係者の相談に応じます。区民がより身近なところで相談が受けられるよう、実施箇所数と相談員数を充実します。				総合教育センター
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
子ども、保護者、教育関係者	区	3か所	1ヶ所増	4ヶ所

##### Ⅲ-1-15 小中一貫・連携教育の推進

事業の概要				担当課
平成23年4月に小中一貫教育校(1校)を開校する。 小中一貫教育校の取組と成果を、すべての小中学校に情報提供し、小中連携教育の推進を図ります。				新しい学校づくり担当課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
		小中一貫教育校の実施計画(中間報告)の作成	・ 実施計画の策定 ・ 小中一貫教育校開校(1校) ・ 小中連携教育の強化・推進 ・ さらなる小中一貫教育校設置の検討	・ 実施計画の策定 ・ 小中一貫教育校開校(1校) ・ 小中連携教育の強化・推進 ・ さらなる小中一貫教育校設置の検討

##### Ⅲ-1-16 特別支援学級の設置

事業の概要				担当課
知的障害学級および情緒障害等通級指導学級を新設します。				
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
		・ 知的障害学級 小学校 10校 中学校 8校 ・ 情緒障害等通級指導学級 小学校 7校 中学校 2校	6校増 継続  1校増 2校増 合計9校増設	16校 8校  8校 4校

Ⅲ-1-17 (仮称) 学校教育支援センターの整備

事業の概要				担当課
総合教育センターを発展的に改組し、教職員の研究・研修事業や教育相談事業などを拡充します。				総合教育センター
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
		運営方針および建物基本コンセプト策定	(仮称) 学校教育支援センターの整備	(仮称) 学校教育支援センターの開設

Ⅲ-1-18 校舎等の耐震化の推進

事業の概要				担当課
学校校舎・体育館の耐震補強工事を実施し、23年度までに全ての校舎・体育館をIs値0.7以上とします。				施設課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
		耐震化率：81.8%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震補強設計 17校</li> <li>・ 耐震補強工事 44校</li> </ul>	耐震化率：100%

Ⅲ-1-19 みどりと環境の学校づくりの推進

事業の概要				担当課
校庭芝生化、屋上緑化およびみどりのカーテン等緑化工事を実施します。				施設課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 校庭芝生化：28校</li> <li>・ 屋上緑化：9校</li> <li>・ みどりのカーテン等：48校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>35校増</li> <li>5校増</li> <li>25校増</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>63校</li> <li>14校</li> <li>73校</li> </ul>

Ⅲ-1-20 区立学校・区立幼稚園の適正配置

事業の概要				担当課
「第一次実施計画」に基づき、平成22年4月に4校の統合新校(光が丘地区)を開校する。また、「第二次実施計画」を策定し、区立学校・区立幼稚園の適正配置を推進します。				新しい学校づくり担当課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
		4統合準備会の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統合新校の開校 4校</li> <li>・ 「第二次実施計画」の策定</li> <li>・ 「第二次実施計画」に基づく適正配置の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統合新校の開校 4校</li> <li>・ 「第二次実施計画」の策定</li> <li>・ 「第二次実施計画」に基づく適正配置の推進</li> </ul>

## 2. 家庭教育への支援の充実

### (1) 現状と課題

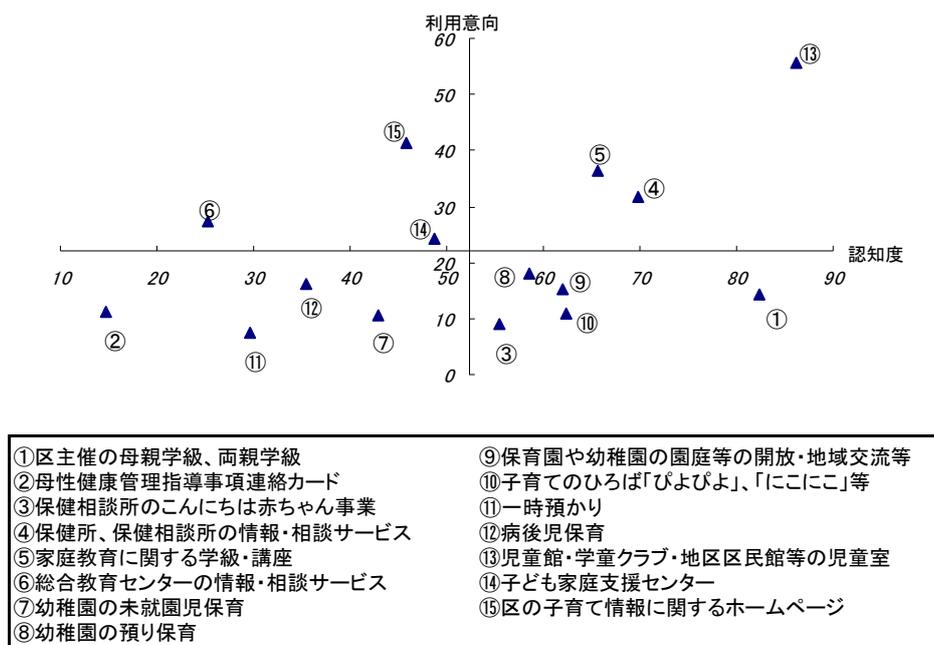
子どもをめぐる状況や教育環境の変化が著しい現在、家庭教育について不安があることを訴える保護者が多くなっています。子どもたちの健全な成長・発達のためには、家庭教育の充実が求められます。練馬区でも、教育委員会の基本方針の一つに、「家庭教育の支援と子どもたちの健全育成の推進」を掲げています。

また、「子育て学習講座」は、PTAや地域で活動する生涯学習団体などが教育委員会から企画・運営の委託を受け、家庭や地域における子どもの教育について学習する機会を広く区民に提供するものです。平成20年度の実績では、区内の公共施設等40か所で延86回の講座を実施し延べ2,737人の方が参加するなど、区民が主体となって子どもの教育について学習する有効な機会となっています。

さらに、教育センターにおいても、家庭教育に関する保護者対象の講演会と不登校の子どもを持つ保護者対象の講演会を行うなどの支援をしています。

しかし、小学生児童のいる家庭を対象としたアンケート調査によれば、「総合教育センターの情報・相談サービス」の認知度は、他の事業に比べ、高いとは言えません。ただし、これらを利用してみたいとする区民の割合は、認知度が高い「区が主催する母親学級、両親学級、育児教室」より高くなっています（図表4-22）。このようなことから、区民主体で進める家庭教育に関する学習活動支援の継続とともに、事業の認知度を高める効果的な周知活動が必要です。

図表4-22 子育て支援サービスの認知度&利用意向マトリックス（就学児童の保護者）



出典：（後期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

## (2) 施策の方向

すべての保護者が家庭教育の担い手としての責任と自信を持ち、生き生きと子育てに取り組むことができるよう、今後とも「子育て学習講座」等、家庭教育に関する学習機会の提供を引き続き充実させるとともに、区のホームページを活用するなど、これらの事業についての周知活動に努めます。また、事業の実施にあたっては、関連する部局との連携も図ります。

## (3) 施策の体系



## (4) 計画事業

### Ⅲ-2-2 子育て学習講座

事業の概要				担当課
子育て学習のほか、家庭教育支援となる講座を提供します。特に、これまでの子育てを中心とした講座（21年度 80 講座）に加えて、親育ちといった視点を取り入れた学習会を区がパイロット的に実施し、地域の団体に広めていくなど、親力を高める事業を推進していきます。また、男親が参加できるよう、講座内容の充実を図ります。				生涯学習課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
保護者等	P T A など地域団体	・子育て学習講座 80 講座 ・親育ち講座 1 講座	5 講座減 4 講座増	75 講座 5 講座

### 3. 地域の教育力の向上

#### (1) 現状と課題

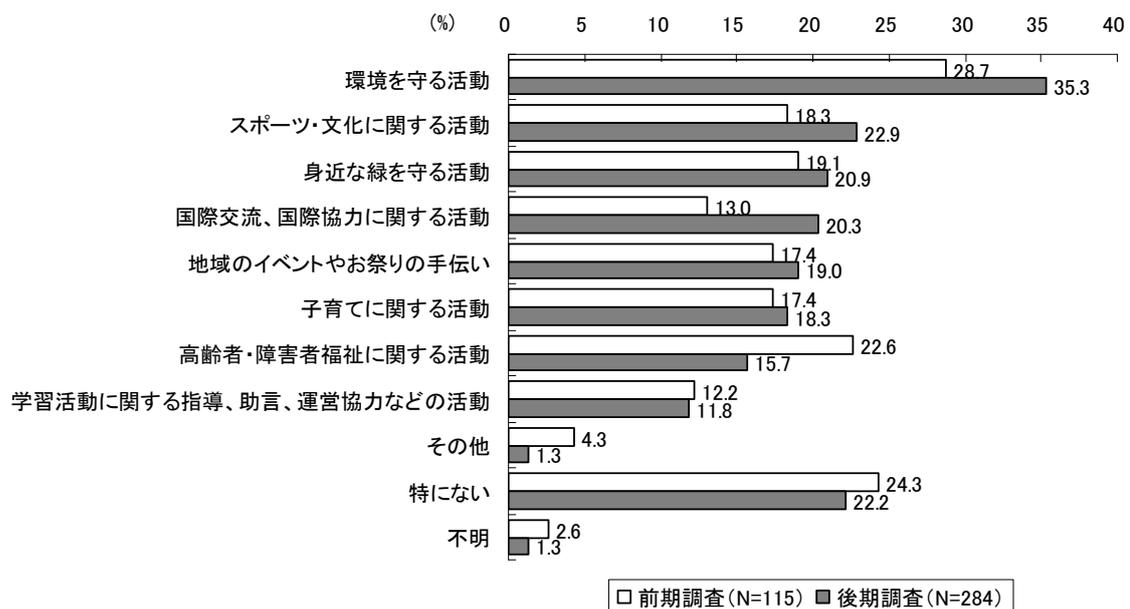
子どもの時期は、人格の基礎を形成する大事な時期です。学校、家庭だけでなく、地域の大人も子どもたちを支援することが必要です。子どもたちの「生きる力」を育むためには、学校、家庭と連携したボランティア活動等の拡充により、地域の教育力を高める必要があります。

青少年委員や青少年育成地区委員会は、学校と連携しながら、地域の青少年の自主的な活動の支援や余暇活動の充実、高齢者や保育園児との交流など、青少年の育成指導に成果を發揮しています。

また、地域によっては、小学校や中学校の保護者が中心となって、「親父（おやじ）の会」を結成して、地域の子どもに関わっていく活動を行っています。

独身および子どものいない世帯のアンケート結果（平成20年度調査）では、『参加したいボランティア活動』として、「環境を守る活動」をトップに、多くの区民の方がボランティア活動に関心を持っていることが分かります。また、特に、「環境を守る活動」は、平成15年度調査よりも高い割合となっています（図表4 - 23）。

図表 4 - 23 参加したいボランティア活動（独身・子どものいない世帯）



出典：（後期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

このようなことから、今後、「環境を守る活動」を始めとして、子どもや地域の大人だれもが参加しやすいボランティア活動を拡充し、多くの区民の参加が得られるようにすることが必要です。このような活動の中で、子どもたちの「生きる力」を育むと同時に、地域の教育力の向上が期待されます。

## (2) 施策の方向

青少年委員や青少年育成地区委員会の活動の充実に努め、子どもの健全育成を進めます。また、学校応援団事業やねりま遊遊スクール事業など区民主体による子どもの居場所づくりの支援を行うとともに、総合型地域スポーツクラブ（SSC）の育成やこどもエコクラブ事業など、さまざまな体験機会の提供により、地域の教育力の向上に努めます。

地域の教育力を向上させる施策については、地域の主体的な活動に負う部分が多くあります。今後も地域のさまざまな団体や個人の協力を得ながら、地域の教育力の向上に努めます。

## (3) 施策の体系

3 地域の教育力の向上	
Ⅲ-3-1	青少年委員活動
Ⅲ-3-2	青少年育成地区委員会活動
Ⅲ-3-3	非行防止対策
Ⅲ-3-4	総合型地域スポーツクラブ（SSC）の育成
Ⅲ-3-5	ボランティア養成講座・講習会
計画事業	Ⅲ-3-6 青少年の居場所づくりの推進

## (4) 計画事業

### Ⅲ-3-6 青少年の居場所づくりの推進

事業の概要			担当課	
青少年育成活動を通じて青少年がさまざまな活動ができるよう、青少年の居場所づくりを進めます。 児童館に中学生・高校生専用の時間帯を設け、「居場所の確保」と「自己実現の場」の2つの機能を備える場とします。			青少年課、子育て支援課	
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
中学生・高校生	区	モデル事業実施 1館	中高生対応事業の実施拡大	中高生対応事業の実施拡大

## 4. 幼児教育の充実

### (1) 現状と課題

幼児期は人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。そのため、地域社会の中で家庭と幼稚園等が十分な連携を図り、幼児一人ひとりの望ましい発達を促していく教育環境を整備していくことが必要です。

特に近年の少子化など、子どもや親を取り巻く環境は大きく変わり、学校教育の出発点としての幼児教育の果たす役割はますます重要になっています。また、幼稚園教育から小学校教育への円滑な移行のための連携も求められています。

このような状況の中で、区立幼稚園5園、区内私立幼稚園42園においては、幼児教育の充実に努めるとともに、幼稚園機能を活用して地域における子育てを支援しています。

さらに、区立幼稚園全園で、身の回りのことがおおむね自分でできる程度の比較的軽い障害のある幼児を若干名受け入れるとともに、私立幼稚園で障害児保育を行う園に対して区が保育委託を行っています。

今後も、幼児教育の充実に向けて、認定子ども園等の幼保一元化の取り組みをはじめ、社会環境の変化に伴う多様なニーズに対応した幼稚園機能の拡充を進めるとともに、幼稚園教育の水準の維持向上を図ることが必要です。

また、区内の3歳児から5歳児の全幼児16,900人（平成21年4月1日現在）のうち、60.5%が私立幼稚園に通園しており、私立幼稚園は当区の幼児教育において大きな役割を果たしています。

区では保護者の負担を軽減するため、私立幼稚園等に通園させている園児の保護者に、入園料・保育料の助成を行っています。また、教育の振興を目的として住民税一定限度額以下の世帯を対象に、入園料および保育料の減免補助を行っています。

その他、私立幼稚園に対して、経常的経費の一部助成をはじめ、施設整備資金に対する利子補給なども実施しています。

今後も幼稚園教育の就園環境を整備するため、区立幼稚園と私立幼稚園の格差是正に配慮しながら、適切な補助を行っていく必要があります。

### (2) 施策の方向

多様化している保護者と地域のニーズに応え、幼稚園教育の充実に努めます。

このため、幼稚園教員の資質向上や施設整備の充実、教育環境の整備等の推進を目的として、私立幼稚園等に対して経費の一部を助成します。

また、区立幼稚園児の保護者の負担と私立幼稚園等園児の保護者の負担の均衡を図り、適切な補助を行って、幼児の就園を奨励します。

障害のある幼児の受入れについては、学校教育では、特別支援学校の幼稚部がありますが、幼稚園は比較的軽い障害の幼児を中心に受け入れることが期待されています。

多様な幼児の集団の中で、障害に配慮しつつ、幼児の全体的な発達を促していくため、引き続き全区立幼稚園において障害児の受入れを行うとともに、あわせて、私立

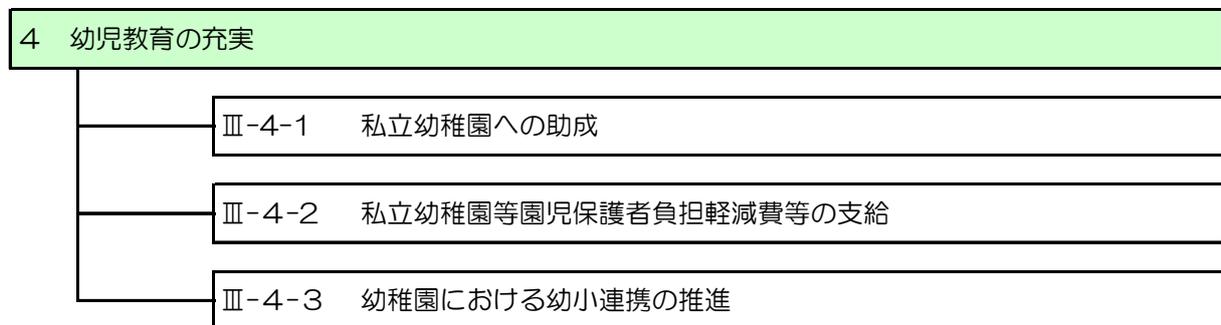
幼稚園での受入れも支援していきます。

また、幼稚園機能を弾力的に運用し、子育て相談の実施や園舎・園庭の地域開放、園行事等を通じて、未就園児やその保護者等への子育て支援を行うなど、地域に開かれた幼稚園づくりを進めます。

就学前の幼児教育の重要性が増しています。そこで、幼稚園と小学校との連携については、幼児の発達と学びは連続していることから、幼児の健やかな成長を促すため、小学校以降の生活や学習基盤の育成につながることに配慮した幼少連携事業実施の拡大を目指します。

幼稚園と保育所との連携については、認定こども園等をすでに実施している幼稚園とも情報の交換をしながら、今後取り組んでいきます。

### (3) 施策の体系



## IV. 子どもと子育て家庭を応援するまちづくりを進めます

### 1. 居住環境の整備と子育てバリアフリーのまちづくり

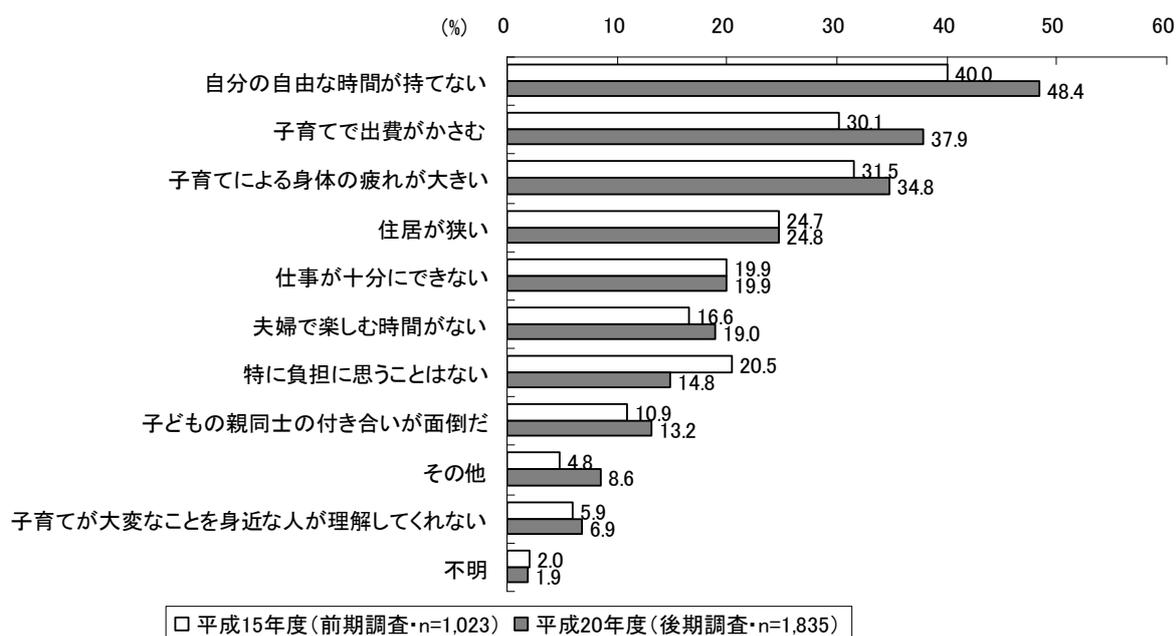
#### (1) 現状と課題

居住環境は、子どもの健全な成長に大きな影響を与えるものであり、良好な居住環境の確保が求められています。また、子ども連れでも安心して外出できる環境の整備や、子どもの視点も含めたバリアフリーのまちづくり、ユニバーサルデザインといった発想が、まちづくりには求められています。

アンケート調査結果（平成20年度調査）によれば、子育てをするうえで特に負担を感じていることとして、「住居が狭い」が、就学前児童のいる家庭では、24.8%で10項目中4番目（平成15年度調査：10項目中4番目）、小学校児童のいる家庭では、21.2%で10項目中3番目（平成15年度調査：10項目中2番目）となっており、子育て世帯にとって住居の問題は、特に負担を感じる原因となっていることが分かります。（図表4-24、25）

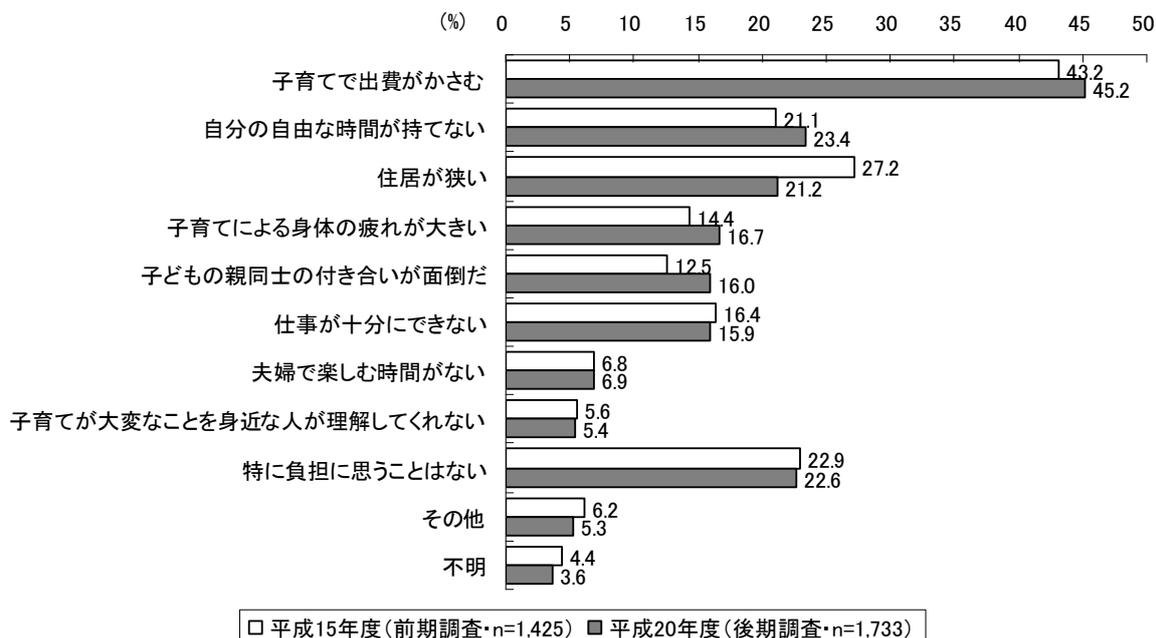
#### ◆ 子育てをするうえで特に負担を感じていること、悩んでいること

図表4-24 就学前児童の保護者



出典：（前期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成15年度）  
（後期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

図表 4 - 25 就学児童の保護者

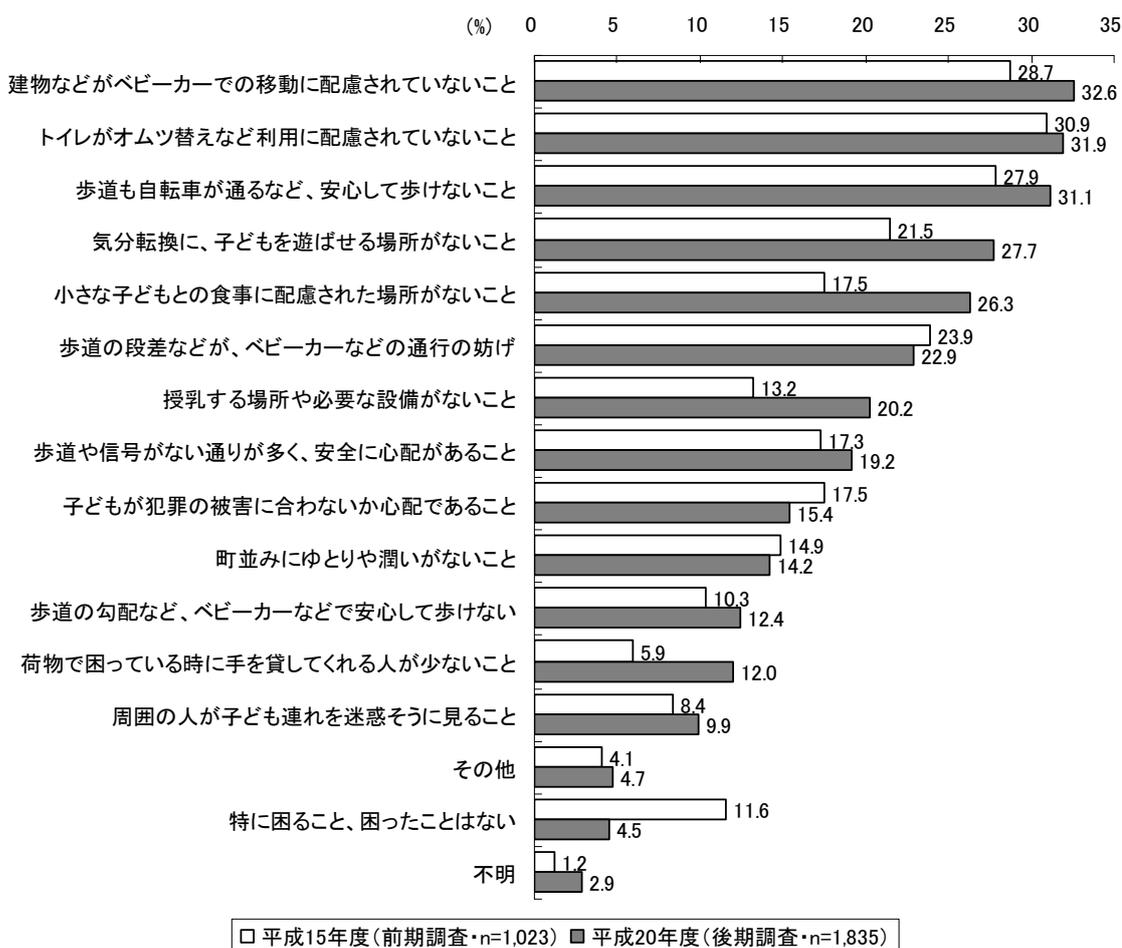


出典：(前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書 (平成 15 年度)  
 (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書 (平成 20 年度)

離婚の増加により、ひとり親世帯が増えています。ひとり親世帯数は、平成7年から平成17年の変化をみると、父子世帯数は、460世帯から345世帯へ減少しています。一方、母子世帯数は、この10年間で2,707世帯から2,815世帯と増えています。一般的には、母子世帯は経済的基盤が不安定であるといわれており、住宅面での配慮を検討する必要があります。

バリアフリーのまちづくりに関しては、就学前児童のいる家庭に対するアンケートでは、『子どもと外出する際の困りごと』として、「建物などがベビーカーでの移動に配慮されていないこと」(32.6%)、「トイレがオムツ替えなど利用に配慮されていないこと」(31.9%)、「歩道も自転車能通过るなど、安心して歩けないこと」(31.1%)、「歩道の段差などが、ベビーカーなどの通行の妨げ」(22.9%)といった施設整備の改善の必要性が指摘されています。また、「歩道の段差などが、ベビーカーなどの通行の妨げ」以外の上記の項目では、平成15年度調査よりも平成20年度調査の方が割合が高くなっています。さらに、「周囲の人が子ども連れを迷惑そうに見ること」(9.9%)、「荷物で困っている時に手を貸してくれる人が少ないこと」(12.0%)との指摘もあり、子育てを支援するバリアフリーのまちづくりでは、ハード面での整備だけでなく、子育て家庭を応援する気持ちを育てるソフト面からの支援も必要です。(図表4 - 26)

図表 4 - 26 子どもとの外出の際の困りごと（就学前児童の保護者）



出典：（前期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成15年度）  
 （後期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

## (2) 施策の方向

居住環境の整備については、区では、低所得者層の居住環境の確保を図るため、東京都から都営住宅の移管を受けて、区営住宅の整備をすすめ、平成21年度現在、管理戸数は793戸となっています。

平成17年度からは、ひとり親世帯や若年ファミリー世帯などを対象とした区営住宅の募集にあたって、独自枠の導入や一定の要件を満たした場合の優遇措置の適用などを実施しています。また、公営住宅という性格から公平性や機会の均等を図るため、若年ファミリー世帯の定期使用（最高10年）については、引き続き全体のバランスを考慮しながら確保していきます。区内には区営住宅以外にも多くの公営住宅があることから、募集情報などの情報提供をていねいに行い、住宅に関する子育て家庭への支援の充実に努めます。

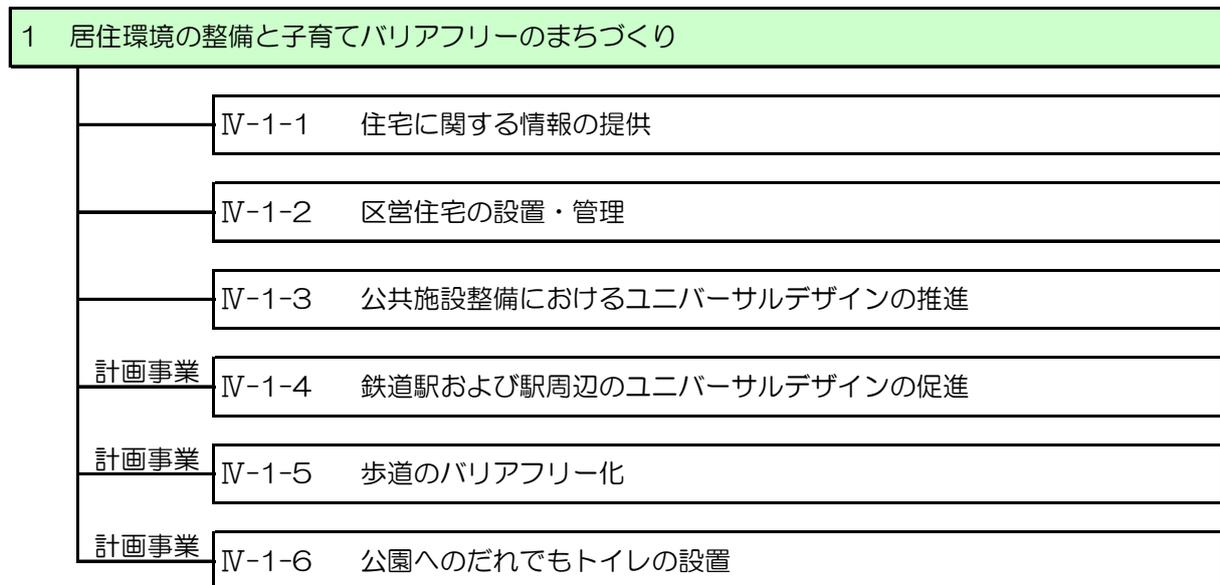
練馬区福祉のまちづくり推進条例（平成22年度制定予定）に基づき、バリアフリーのまちづくり（福祉のまちづくり）を進めます。公共施設の整備については、同条例によりユニバーサルデザインを推進します。

駅舎については、引き続き交通バリアフリー法に基づいて鉄道事業者が実施する駅舎のバリアフリー化工事に対する助成を行います。また、同条例に基づき、鉄道駅および駅周辺のユニバーサルデザインを促進します。道路の段差改良や歩道の設置、公園内に子ども連れでも利用できる「だれでもトイレ」の設置を引き続き進めていきます。

しかし、既存の施設等については、物理的スペースがないことや整備に要する経費などの課題も多く、今後、整備が可能な施設等からバリアフリー化を進めていきます。

福祉のまちづくりは、区のさまざまな施策と関連する課題であり、区民の理解や参加が不可欠であることから、平成17年度に「福祉のまちづくり総合計画」を、区民参加により策定しました。この「福祉のまちづくり総合計画」の推進においては、障害者や高齢者の視点だけではなく、子育て家庭の視点も加えて評価を行い、安全で快適な生活環境の整備に努めています。

### (3) 施策の体系



#### (4) 計画事業

##### IV-1-4 鉄道駅および駅周辺のユニバーサルデザインの促進

事業の概要				担当課
<p>だれもが安全で快適に暮らせ、社会参加できる環境を創出するため、鉄道事業者にバリアフリー法の目標年である平成22年までに、区内にある21のすべての駅のバリアフリー化の完了に向けて、鉄道事業者が実施する駅のエレベーターなどのバリアフリー施設の整備に対して補助を実施します。また、区内の鉄道駅施設におけるバリアフリーの状況を確認するとともに課題を抽出し、さらなる設備の充実を図ります。</p> <p>このほか、駅周辺や「だれでもトイレ」の設置などについても、ユニバーサルデザインの考え方に立って、施設を整備します。</p>				交通企画課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
子ども、子育て家庭	鉄道事業者	事業完了駅 18 駅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 駅増 (江古田、氷川台、石神井公園(本設))</li> <li>・ さらなるバリアフリー施設の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業完了駅 21 駅</li> <li>・ さらなるバリアフリー施設の充実</li> </ul>

##### IV-1-5 歩道のバリアフリー化

事業の概要				担当課
<p>安心して快適な歩行者空間を確保するとともに魅力あるまち並みを形成するため歩行者横断部を改良し、また電線類を地中化します。</p>				計画課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
子ども子育て家庭	区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩行者横断部改良工事箇所 184 か所</li> <li>・ 電線類地中化事業 6 か所完成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 100 か所</li> <li>・ 6 か所整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 284 か所</li> <li>・ 12 か所完成</li> </ul>

##### IV-1-6 公園へのだれでもトイレの設置

事業の概要				担当課
<p>安心して外出できる環境整備の一環として、公園新設および大規模改修時に、障害者や子ども連れでも利用できる「だれでもトイレ」を設置するとともに、バリアフリー化を進めます。</p>				公園緑地課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
子ども、子育て家庭	区	25 か所	10 か所増	35 か所

## 2. 安全・安心のまちづくり

### (1) 現状と課題

交通安全の確保は区民共通の願いです。区は、交通事故のない安全で安心して暮らせるまちの実現のために、平成10年12月に「交通安全都市練馬区宣言」を行いました。区では、区民と協力して交通事故防止のために道路環境を整備するとともに、交通安全思想の普及・啓発に努めています。

子どもの交通事故はやや減少しましたが、まだ高い水準にあります。中学生以下の子どもの交通事故は、平成19年には発生件数が247件、負傷者数も291人となっています。(図表4-27)

図表4-27 子どもの交通事故発生状況

年および 警察署	発生件数				死者数				負傷者数			
	計	幼児	小学生	中学生	計	幼児	小学生	中学生	計	幼児	小学生	中学生
平成 15	314	40	207	67	0	0	0	0	362	90	210	62
16	328	42	220	66	0	0	0	0	404	111	229	64
17	316	45	207	64	1	0	1	0	373	87	216	70
18	274	26	184	64	0	0	0	0	329	68	196	65
19	247	24	169	54	1	0	1	0	291	69	171	51
練馬警察署	65	7	42	16	0	0	0	0	66	10	40	16
光が丘警察署	65	6	47	12	1	0	1	0	90	29	49	12
石神井警察署	117	11	80	26	0	0	0	0	135	30	82	23

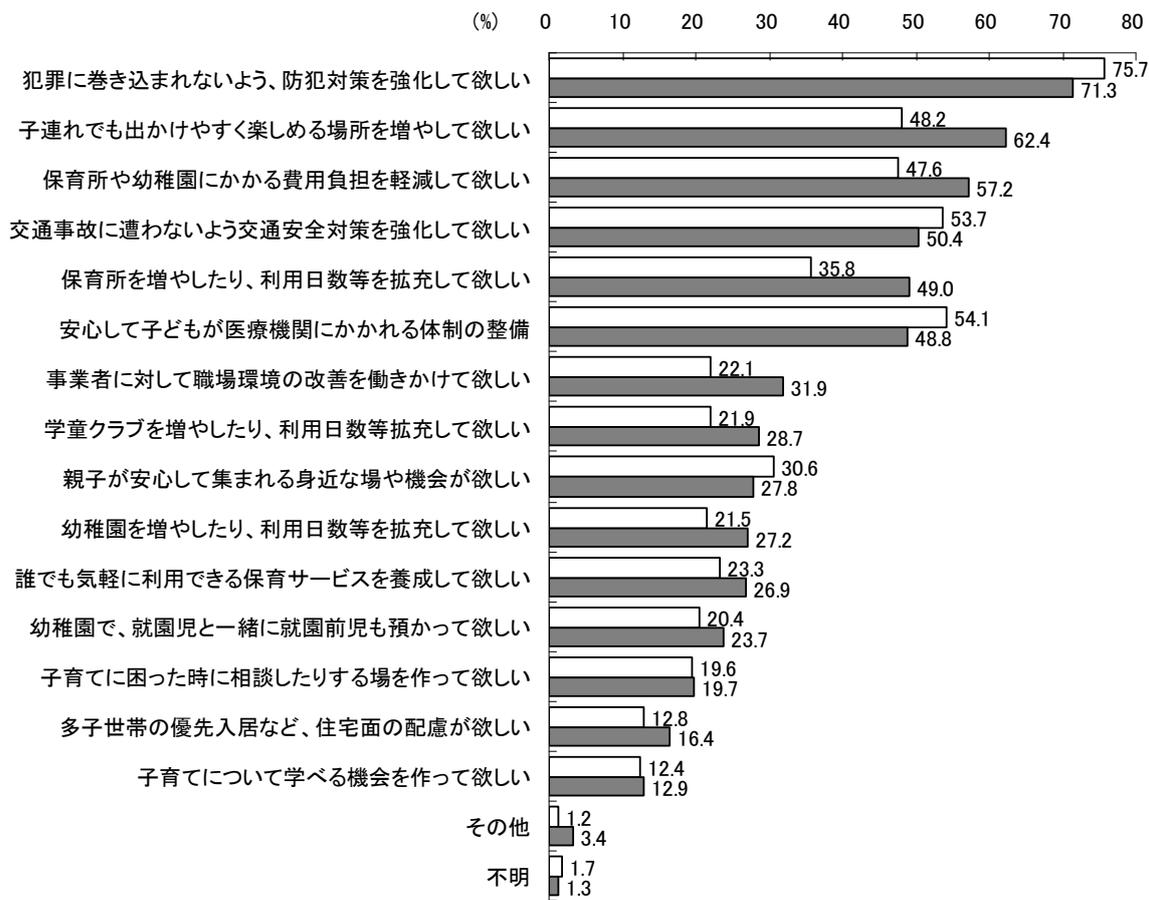
出典：「練馬区統計書」（平成20年版）

(注) 件数は、子どもが第一・第二当事者となった事故件数で、死傷者数は、車両同乗者等を含む全被害者数を計上した。

練馬警察署、光が丘警察署、石神井警察署の取扱い件数であるため、区内の発生件数とは一致しない。

交通安全の願いは、アンケート結果にも表れています。『子育て支援施策でどこに力を入れていくといいか』については、就学前児童のいる家庭では、「交通事故に遭わないよう交通安全対策を強化して欲しい」が50.4%で第4位（平成15年度調査：第3位）でした。小学生のいる家庭でも、48.7%で第3位（平成15年度調査：第3位）でした。警察や関係機関と連携を図りながら、今後も引き続き交通安全思想の普及・啓発などを粘り強く推進する必要があります。(図表4-28、29)

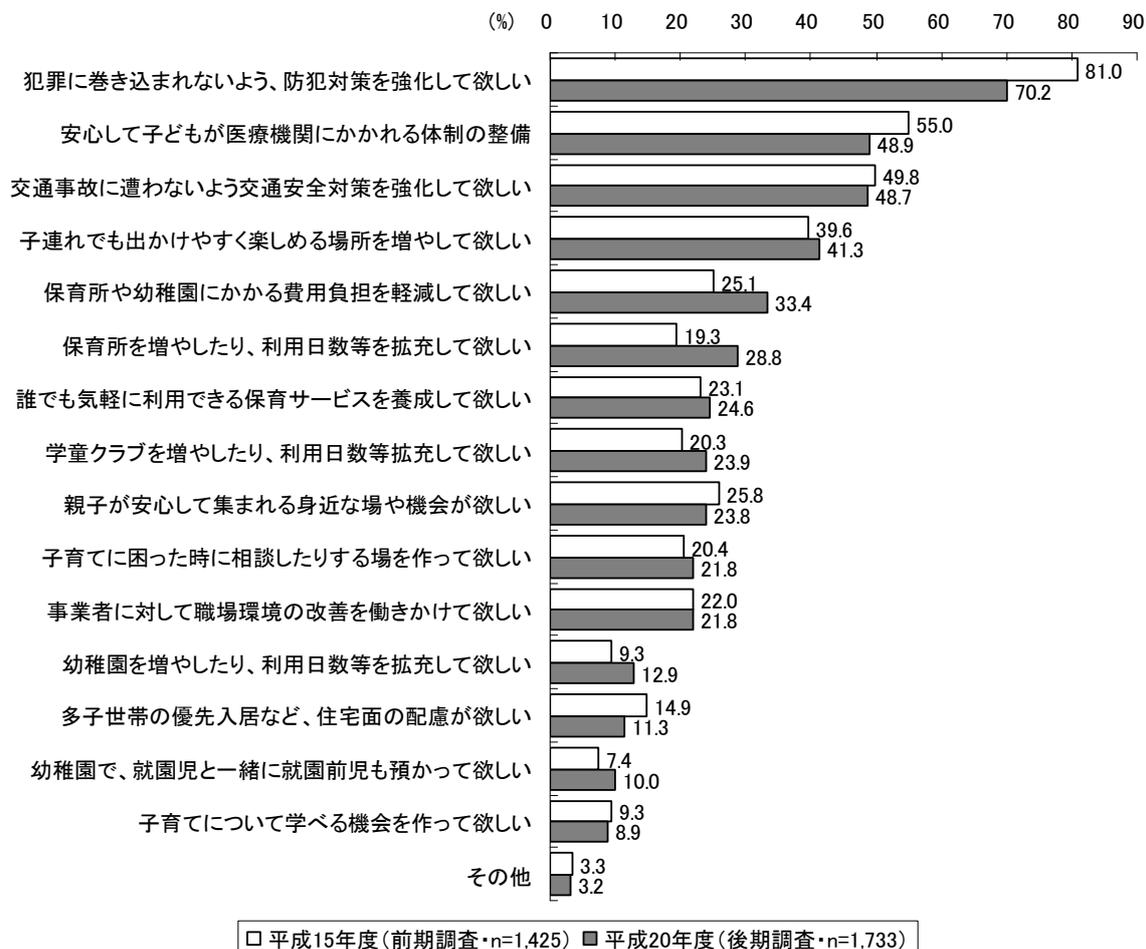
図表 4 - 28 子育て支援要望（就学前児童の保護者）



□ 平成15年度(前期調査・n=1,023) ■ 平成20年度(後期調査・n=1,835)

出典：(前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成15年度）  
 (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

図表 4 - 29 子育て支援要望（就学児童の保護者）



出典：（前期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成15年度）  
 （後期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

また、アンケートでも、『子育て支援施策でどこに力を入れていくといいか』については、就学前児童のいる家庭、小学生のいる家庭ともに、「犯罪に巻き込まれないよう、防犯対策を強化して欲しい」が平成15年度調査と同様に第1位でした。特に、就学前児童のいる家庭では、71.3%と非常に高い数値となっており、保護者が子どもの安全に強い関心を持っていることが裏付けられています。（図表4-28、29）

このような状況の中で、区は『セーフティ教室・「学校110番」通報避難訓練』や『児童・生徒の地域における緊急避難所の設置』、全ての児童・生徒を対象にした防犯ブザーの配布などにより子どもの安全の確保に努めています。

その他に、防犯カメラの設置助成、地域住民によるパトロール活動の支援に必要な物品の供与や安全・安心パトロールカーの貸し出しなど様々な施策により、地域の防犯力向上に努めています。

さらに、安全・安心パトロールカーによる24時間パトロールの実施、安全・安心メールによる犯罪情報、防犯・防火情報・防災に役立つ情報などの配信を通じて、区

民が安全で安心して暮らせる地域づくりを進めています。

未来ある子どもたちの安全を確保することは、区はもちろんのこと、社会をあげて取り組むべき重要課題です。子どもたちを安全に健やかに育むために、これまで以上に地域住民の自主的活動とそれに対する支援が重要になってきています。

## (2) 施策の方向

子どもたちを安全に健やかに育むためには、保護者はもちろんのこと、学校、地域社会、行政が連携して子どもたちを守らなければなりません。そして、子ども自身には、「自分の命は自分が守る」ことを、教えていかななくてはなりません。

子どもたちの交通安全のために、学校で行われる交通安全教育の充実を図るとともに、警察や関係機関と連携を図りながら、今後も引き続き交通安全思想の普及・啓発に努めます。また、子どもの自転車による交通事故を未然に防ぐため、「自転車運転免許制度」を推進しています。

安全・安心のまちづくりを進め、犯罪から子どもたちを守るために、保護者、地域住民などと連携しながら、「地域の子どもは地域で守る」ことをめざして、地域の自主的な防犯活動の支援や、協力者・協力団体の育成に努めます。また、通信技術を利用して子どもを見守る新たな仕組みについて研究していきます。

さらに、青少年の健全な育成のために、情報モラルの向上や家庭でのルール作りを推進します。特に、有害情報に対しては、子どもたちだけでなく、大人自身もインターネットなどのメディア特性を理解し、正しい判断力を育むことを目的とした講座を実施します。

## (3) 施策の体系



	IV-2-8	児童館、保育所等の危機管理マニュアルの作成等
	IV-2-9	子ども防犯ハンドブックの配付
	IV-2-10	セーフティ教室・「学校110番」通報避難訓練
計画事業	IV-2-11	児童・生徒の地域における緊急避難所の設置
	IV-2-12	防犯設備設置に係る助成
	IV-2-13	防犯用品・防犯機器の普及促進
	IV-2-14	雑誌自動販売機等実態調査
計画事業	IV-2-15	子ども安全学習講座
計画事業	IV-2-16	地域防犯防火連携組織の確立
計画事業	IV-2-17	情報教育推進事業
	IV-2-18	情報通信システムを活用した防犯システムの研究

#### (4) 計画事業

##### IV-2-2 自転車運転免許制度

事業の概要				担当課
<p>実技指導と筆記試験により、子どもに自転車運転のルール・マナーを教え、自転車に関する正しい知識を身につけた子どもに、自転車安全運転カードを発行します。子どもに自覚を持たせることにより、自転車による交通事故の防止に努めます。未実施校への周知と理解を求め、より多くの児童を対象に事業を実施していきます。</p>				交通安全課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
区立小学校3年生以上	区	「自転車安全運転カード」発行数 5,000人	各年度において、「自転車安全運転カード」の発行を、毎年6,000人に対して行う	「自転車安全運転カード」発行数 6,000人

IV-2-6 地域パトロール体制の充実

事業の概要				担当課
<p>地域の団体が実施するパトロール活動への車両や資材の提供等による支援や、防犯設備整備への助成等、地域団体の防犯・防火活動の支援や組織体制の強化を推進します。</p> <p>地域の住民組織による防犯活動の取組が困難な部分について、安全・安心パトロールカーの効率的な運用や区関係部署、区内各警察署・消防署との連携を図りながら防犯防火事業を実施します。</p>				安全・安心担当課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
区民	保護者、地域住民、区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 24 時間巡回パトロールの実施</li> <li>・ 小学校周辺パトロール</li> <li>・ 夜間巡回パトロール</li> <li>・ パトロールカー貸出：450 回</li> <li>・ パトロール用品支給：290 団体</li> <li>・ パトロール協定団体：8 団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継続</li> <li>・ 継続</li> <li>・ 継続</li> <li>・ パトロールカー貸出：150 回増</li> <li>・ パトロール用品支給：110 団体増</li> <li>・ パトロール協定団体：4 団体増</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 24 時間巡回パトロールの実施</li> <li>・ 小学校周辺パトロール</li> <li>・ 夜間巡回パトロール</li> <li>・ パトロールカー貸出年間：600 回</li> <li>・ パトロール用品支給：400 団体</li> <li>・ パトロール協定団体：12 団体</li> </ul>

IV-2-11 児童・生徒の地域における緊急避難所の設置

事業の概要				担当課
<p>主に通学路等で、児童・生徒が犯罪に巻き込まれそうになった時、助けを求め「駆け込むことのできる」場所を、区民の協力を得て確保し、犯罪発生を抑止します。</p> <p>引き続き、すべての小学校学区域により多くの緊急避難所が設置できるように、地域の実施団体へ働きかけていきます。</p>				青少年課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
小学生	小学校学区域区民、区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ひまわり 110 番：56 校</li> <li>・ ひまわり 110 番とこども 110 番(カンガルー 110 番)の併用：6 校</li> <li>・ こども 110 番(カンガルー 110 番)：6 校</li> <li>・ 独自の表示板：1 校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ひまわり 110 番：13 校増</li> <li>ひまわり 110 番表示板の無料配布およびひまわり 110 番統一に向けた実施団体への PR</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ひまわり 110 番：65 校</li> </ul>

IV-2-15 子ども安全学習講座

事業の概要				担当課
<p>子どもが安全にかつ安心して生活するために、子ども自身が考え行動できるような実践的な内容の講座や、地域での取り組みを推進していくような講座を、引き続き実施していきます。</p>				生涯学習課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
<p>幼児以上の子ども、親子または子どもとその保護者、子どもたちの安全について関心のある大人</p>	<p>区、PTAやNPOなどの地域団体</p>	<p>15講座</p>	<p>— 内容および実施方法を見直していく。</p>	<p>15講座 本講座のうち、地域課題に対応した講座を区が企画して実施する。</p>

IV-2-16 地域防犯防火連携組織の確立

事業の概要				担当課
<p>小学校区を基本単位としながら、地域の実情に応じた範囲を組織の単位として、地域団体、区、学校、警察など関係機関の連携を進めていきます。 連携組織については、新たに組織を構築する他、防犯、防火などすでに連携が見られている地域では、既存組織の強化による組織構築を進めます。</p>				安全・安心担当課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
<p>区民</p>	<p>区</p>	<p>地域防犯防火連携組織設置数 8 地区</p>	<p>地域防犯防火連携組織 57 地区で設置</p>	<p>地域防犯防火連携組織設置数 65 地区</p>

IV-2-17 情報教育推進事業

事業の概要				担当課
<p>子どもにとって有害な情報の実際を学ぶとともに、大人として地域として取り組むことのできる予防（子どもにパソコンや携帯電話を買い与える際に注意すべきことなど）や対策について考えます。また、学校裏サイトにおけるいじめなどの実態を通して、インターネットと人権侵害についても考える機会とします。 今後も、区内全小中学校で実施している「情報モラル講習会」と連携して実施していくほか、情報を読み取る力を身につけ悪意のある情報から自らの身を守れるよう、情報リテラシー教育を展開していきます。</p>				生涯学習課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
<p>子ども、保護者</p>	<p>区</p>	<p>情報教育講演会：5回</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報教育講演会：3回減</li> <li>・ 情報教育家庭NIE：1講座</li> <li>・ 情報教育中学生のための番組制作：1講座</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報教育講演会：2回</li> <li>・ 情報教育家庭NIE：1講座（全6回）</li> <li>・ 情報教育中学生のための番組制作：1講座（全7回）</li> </ul>

## V. 支援が必要な子どもと子育て家庭を応援します

### 1. 児童虐待防止対策の充実

#### (1) 現状と課題

児童虐待は、子どもの人権を尊重し、子どもの健やかな成長を保障しようとする児童憲章、児童福祉法および「児童の権利に関する条約」の根幹に関わるものであり、その防止は社会全体で取り組むべき重要な課題です。

練馬区における虐待相談件数は、平成20年度は374件であり、平成16年度の261件から、年々増加しています。これらに対応するためにも、児童虐待防止対策を充実する必要があります。

区と都における児童虐待への対応については、住民に身近な区において虐待の未然防止・早期発見を中心に取り組み、東京都児童相談センターは、専門的知識および技術を要するケースへの対応や、区の後方支援を中心に担当して、相互に連携をとり合っています。

練馬区は、児童の虐待防止等に関する法律（平成12年制定）の施行以来、積極的に児童虐待防止体制の整備を進めてきました。平成18年度には、これまで設けていた練馬区児童虐待防止協議会を、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会に移行し、学校、保育所等を含めた区の関係機関、民生児童委員協議会、人権擁護委員、私立幼稚園協会、私立保育園協会、医師会、歯科医師会、児童相談所、警察署などの幅広い関係機関が連携を図っています。また、要保護児童対策地域協議会の調整機関として子ども家庭支援センターを指定しています。協議会では、児童虐待の予防、早期発見、問題解決のための援助を目的として、「児童虐待防止マニュアル」を平成15年度に作成し、平成20年度に改訂を行いました。現在、各関係機関は、マニュアルに基づき虐待防止対策に取り組んでいますが、関係機関の主体的な取り組みと効果的な連携をより一層強化する必要があります。

また、子どもの人権尊重および児童虐待防止の啓発を、関係機関や区民を対象に、重点的に実施する必要があります。

そのためには、児童虐待防止の中核的機関である子ども家庭支援センターの機能の充実を図る必要があります。

#### (2) 施策の方向

区では、区民がいつでも身近なところで気軽に相談でき、適切な対応ができるように、保健相談所・総合福祉事務所・総合教育センターなどの相談窓口に加えて、児童虐待に関する通報・相談窓口として、子ども家庭支援センターを区内5か所に設置していきます。

また、子どもと家庭の最も身近な地域で、児童虐待を予防、早期発見し、援助機能を十分に発揮するために、要保護児童対策地域協議会が設ける地域子ども家庭支援ネットワーク会議を、4総合福祉事務所の地域に対応して4地域に設けており、児童虐

待の情報の交換や児童虐待対応の連携強化を図っています。

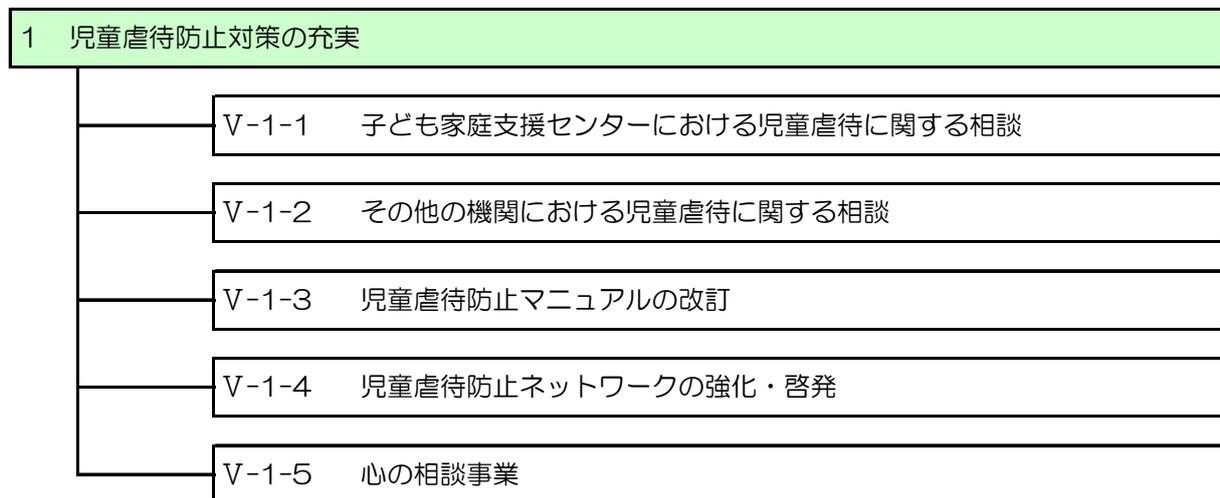
関係機関がそれぞれの役割を十分に果たし、連携して子どもと家庭の抱える困難な問題を解決していくためには、マニュアルの整備が必要です。子ども家庭支援センターは「児童虐待防止マニュアル」の改訂をすすめます。

なお、児童虐待に関する継続的な対応については、練馬子ども家庭支援センターに機能を集中するとともに、地域の関係者などがネットワークを形成して適切に援助していくことができるように、各子ども家庭支援センターが支援します。

さらに、保護者から受ける相談について、深刻な悩みには、心の相談事業の参加を案内し、虐待専門相談員を講師に、母親同士のグループミーティングを通じて考え、話し合うことで参加者自身の「育てる力」の向上と、虐待予防を図ります。

また、区全域や各地域などで機会を捉えて子どもの人権尊重および児童虐待防止の啓発を区民および関係機関を対象に実施します。

### (3) 施策の体系



## 2. ひとり親家庭の自立の支援

### (1) 現状と課題

国勢調査によると、練馬区内の母子家庭は平成7年と平成17年の比較で約100世帯増加し、6歳未満の子どもがいる世帯も約50世帯増加しています。父子家庭では、平成7年と平成17年の比較で世帯数、6歳未満の子どもがいる世帯数ともに減少しています。（図表4-30、31）

図表4-30 ひとり親家庭の状況 - 母子家庭の状況

年	母子世帯数(世帯)					母子世帯人員(人)					1世帯あたり子どもの数(人)
	総数	子どもが1人	子どもが2人	子どもが3人以上	(再掲)6歳未満の子どもがいる世帯	総数	子どもが1人	子どもが2人	子どもが3人以上	(再掲)6歳未満の子どもがいる世帯	
平成 2	2,544	1,350	954	240	344	6,544	2,700	2,862	982	914	1.6
7	2,707	1,512	955	240	495	6,874	3,024	2,865	985	1,276	1.5
12	3,298	1,784	1,178	336	708	8,520	3,568	3,534	1,418	1,928	1.6
17	2,815	1,476	1,039	300	541	7,349	2,952	3,117	1,280	1,507	1.6

国勢調査 各年 10月1日

図表4-31 ひとり親家庭の状況 - 父子家庭の状況

年	父子世帯数(世帯)					父子世帯人員(人)					1世帯あたり子どもの数(人)
	総数	子どもが1人	子どもが2人	子どもが3人以上	(再掲)6歳未満の子どもがいる世帯	総数	子どもが1人	子どもが2人	子どもが3人以上	(再掲)6歳未満の子どもがいる世帯	
平成 2	474	268	161	45	24	1,204	536	483	185	71	1.5
7	460	263	155	42	46	1,163	526	465	172	122	1.5
12	434	239	152	43	54	1,110	478	456	176	145	1.6
17	345	207	110	28	33	862	414	330	118	94	1.5

国勢調査 各年 10月1日

ひとり親家庭は、母親や父親がひとりで「生活の維持」「仕事と家事・育児の両立」など多くの問題を抱え込むことになり、非常に不安定な状態におかれがちです。特に、母子家庭では、母親が、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うことになった直後からその生活は大きく変化し、住居、収入、子どもの養育等の面でさまざまな困難に直面することになります。その多くは課題が複雑に重なり合っており、総合的に支援する必要があります。

その他、精神面で支えを必要としている場合や養育能力や生活能力が欠けている場合において、適切な援助を行うなど、生活について幅広く支援する仕組みや、個々の世帯が抱える問題に対し、相互に支えあう仕組みを活用することなどが求められており、きめ細かな施策を展開することが重要です。

母子家庭については、子育てをしながら母親が収入面、雇用条件面等でより良い職業に就き、経済的に自立できることが、母親本人にとっても子どもの成長にとっても重要なことであり、就労支援施策を推進する必要があります。父子家庭については、仕事と家事・育児の両立で困難に陥っている例が多く、家事援助などの生活支援が必

要です。

区では、ひとり親家庭等医療費の助成、児童扶養手当や児童育成手当の支給、各種福祉資金の貸付、母子生活支援施設の設置や緊急一時保護施設の確保、ホームヘルプサービスや休養ホームの提供等さまざまな事業を実施しています。

今後も引き続きひとり親家庭への支援を充実するとともに、特に母子家庭の経済的自立を目指した事業の充実を図る必要があります。

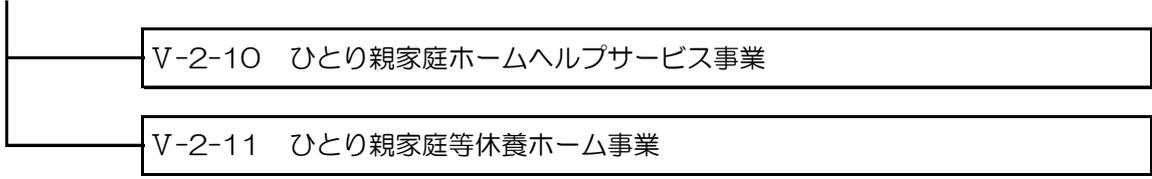
## (2) 施策の方向

国は、「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼を置き、離婚後の生活の激変を緩和するために、母子家庭となった直後の支援を重点的に実施するとともに、就労による自立を支援する方針です。区では、ひとり親家庭の就労活動の支援を行う体制の整備を図りながら、自立に向けた職業能力の開発などの就労支援事業の充実を図るため、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業・ひとり親家庭高等技能訓練促進費事業・母子自立支援プログラム策定事業を実施しています。このうち、自立支援教育訓練給付金事業・高等技能訓練促進費事業については父子家庭も対象に加え、ひとり親家庭への施策として充実を図っています。

今後も各種相談、生活支援、経済的支援などのひとり親家庭に対する支援事業を実施し、ひとり親家庭の自立を支援していきます。

## (3) 施策の体系





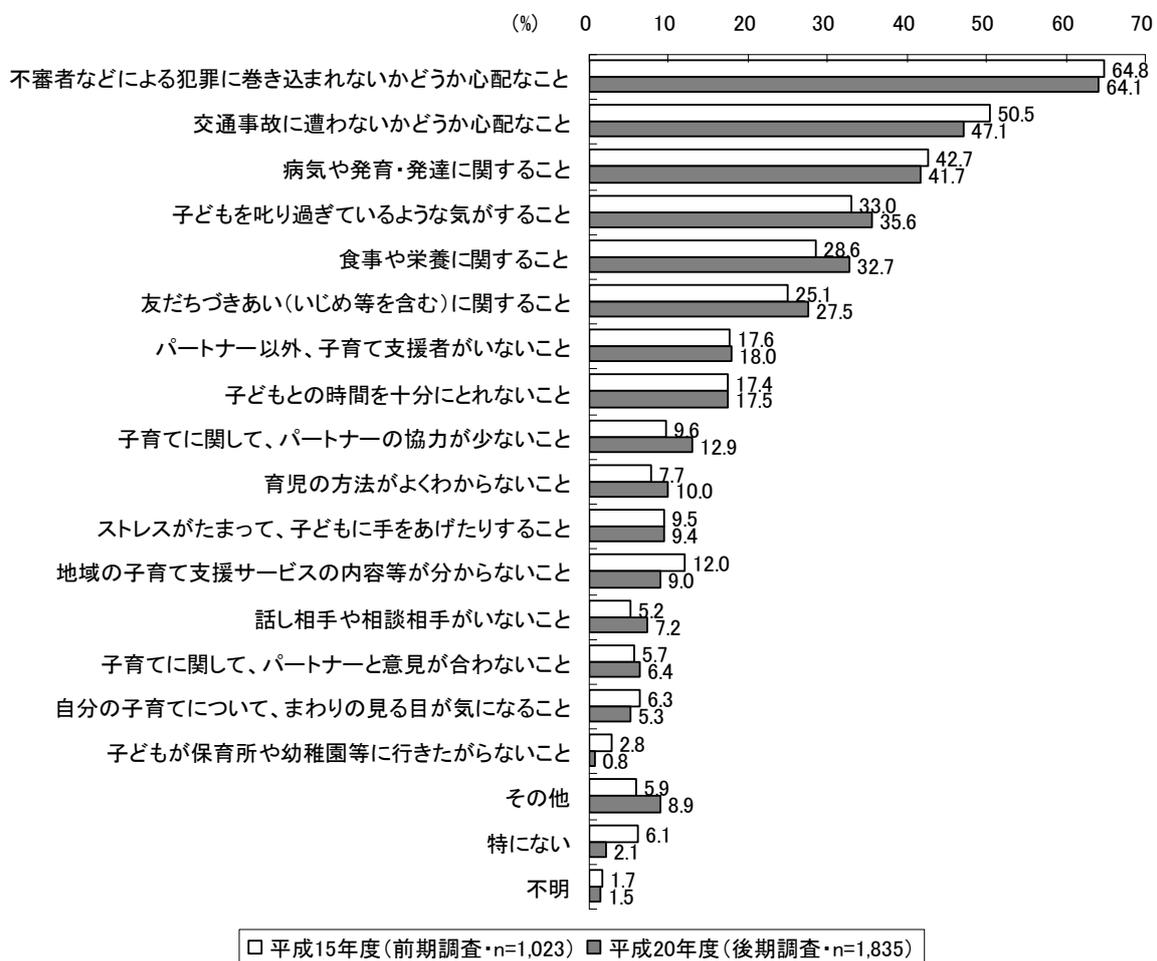
### 3. 障害児の健全な発達の支援

#### (1) 現状と課題

障害児が、乳幼児期から社会人となるまで、住み慣れた地域で、必要な援助を受けながら自立や社会参加ができるように、一人ひとりの多様なニーズに応じた支援が求められています。

就学前児童のいる家庭に対するアンケート結果によれば、『子どものことで心配に感じている、気になっていること』について、「病気や発育・発達に関すること」が41.7%で第3位になっています。また、平成15年度調査も同様の結果でしたが、平成15年度調査の方がわずかに割合が高くなっていました（図表4-32）。

図表4-32 子どものことで心配に感じていること、気になっていること（就学前児童の保護者）



出典：(前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成15年度）

(後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

発達に心配のある乳幼児の保護者や兄弟姉妹は、精神的・肉体的に大きな負担をかかえている場合が多く、早期支援が必要です。

子どもの発達は出生から3歳までの変化が著しいため、障害を早期に発見し、保護者も含めた援助体制を確立することは、障害児の健全な発達を支援するうえで重要で

す。

練馬区では、昭和54年に心身障害者福祉センター（中村橋福祉ケアセンター）を開設し、障害のある乳幼児に対する相談・療育を実施してきました。

しかし、近年、学習障害、注意欠陥／多動性障害、高機能自閉症等の発達障害や発達リスクのある児童の相談件数が増加しています。増加する相談・療育のニーズに対応する支援体制の検討が必要です。また、障害児への療育、相談などを実施している民間団体に対する支援も必要です。

平成19年4月より、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある児童生徒の支援をさらに充実していくことになりました。現在、幼稚園、小学校、中学校では支援体制を整備し、障害のある児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育的支援を行っていくことが求められています。

中・軽度の障害児については、保育所や学童クラブにおいて受入れに努めていますが、その充実が必要です。重度の障害児については、保育所や学童クラブは集団保育のため受入れが困難な状況にあり、特別支援学校に通学する児童生徒の放課後の居場所づくりなどが求められています。また、障害児の保護者の負担軽減のために障害児を預かるなどの援助も求められています。

さらに、障害児が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、子どもを含めた地域の人々が障害に対する理解を一層深めるとともに、経済的支援や生活支援などをすすめることが必要です。

## (2) 施策の方向

発達に心配のある乳幼児をできるだけ早期に発見し、早期の療育を行うために、保健・医療・保育・福祉・教育等の関係機関の連携に努めます。さらに、現在心身障害者福祉センターで実施している相談機能・療育機能の拡充を図るために、（仮称）こども発達支援センターを整備します。

また、民間幼児・児童訓練教室への支援を含め、一人ひとりの発達や障害特性に対応できる相談・療育に努めます。

学校教育では、特別支援教育とのかかわりの少ない教員も含め、教員全体の専門性の向上を図ります。保育所、学童クラブでは、障害児の受入れ拡大に努めます。また、特別支援学校に通学する児童生徒については、関係機関や保護者と連携して放課後の居場所づくりへの支援を検討します。

経済的支援や生活支援などの障害児に対する支援事業を実施し、障害児の自立や社会参加を支援していきます。

### (3) 施策の体系

3 障害児の健全な発達の支援	
	V-3-1 発達に心配のある子どもに対する診察・相談
	V-3-2 心身障害者（児）歯科相談
	V-3-3 心身障害者（児）歯科診療
	V-3-4 障害児の早期療育
計画事業	V-3-5 特別支援教育に関わる教員の専門性の向上
	V-3-6 幼稚園における障害児教育
	V-3-7 障害児保育
	V-3-8 学童クラブでの障害児の受入れ等
	V-3-9 特別児童扶養手当の支給
	V-3-10 児童育成手当（障害手当）の支給
計画事業	V-3-11 心身障害者（児）に対する住宅改造・改善の助成
計画事業	V-3-12 心身障害者（児）に対する居宅系サービスの充実
計画事業	V-3-13 日常生活を容易にするための各種援助
	V-3-14 福祉タクシー等事業
	V-3-15 チェアキャブ運行事業への補助
	V-3-16 民間幼児・児童訓練教室に対する運営費の助成等
	V-3-17 特別支援教育の推進
計画事業	V-3-18 （仮称）こども発達支援センターの整備

#### (4) 施策の体系

##### V-3-5 特別支援教育に関わる教員の専門性の向上

事業の概要				担当課
特別支援教育理解のための研修、特別支援教育コーディネーター養成のための研修を充実させ、教員の専門性の向上を図ることにより、特別支援学級および通常学級における特別支援教育の一層の充実を図ります。				教育指導課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
幼小中学校の教員	区	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援教育理解のための研修会：年間4回</li> <li>特別支援教育コーディネーター養成研修会：年間6回</li> </ul>	研修内容の充実を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援教育理解のための研修会：年間4回</li> <li>特別支援教育コーディネーター養成研修会：年間6回</li> <li>研修を充実させ、特別支援学級および通常の学級における特別支援教育の一層の充実を図る</li> </ul>

##### V-3-11 心身障害者（児）に対する住宅改造・改善の助成

事業の概要				担当課
重度の心身障害者（児）の日常生活を容易にするため、浴室、トイレ、玄関等の改善工事などに対する「住宅設備改善費の給付制度」の普及に努めます。				障害者サービス調整担当課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
心身障害者（児）	区	障害児における <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅設備改善費の給付：50件</li> </ul>	250件/5年間	50件/年

##### V-3-12 心身障害者（児）に対する居宅系サービスの充実

事業の概要				担当課
心身障害児に必要なサービスが十分に供給されるよう、また、心身障害児の家族の病気や事故、レスパイト（休養）などのため、一人ひとりのニーズを把握し、効率的効果的な居宅系サービス（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援・短期入所・児童デイサービス）の提供の充実を図ります。				障害者サービス調整担当課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者	区	障害児における <ul style="list-style-type: none"> <li>居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援 利用時間：548,681時間</li> <li>短期入所 利用日数：9,340日</li> <li>児童デイサービス利用日数：7,160日</li> </ul>	年間10%前後の伸び	障害児における <ul style="list-style-type: none"> <li>居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援 利用時間：750,000時間</li> <li>短期入所 利用日数：15,000日</li> <li>児童デイサービス 利用日数：10,000日</li> </ul>

V-3-13 日常生活を容易にするための各種援助

事業の概要				担当課
重度の心身障害者（児）に対して、日常の生活を容易にしたり、介護者の負担を軽減するための用具を給付または貸与します。心身障害者（児）のニーズに配慮した給付品目や給付体制を検討します。				障害者サービス調整担当課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
心身障害者（児）	区	障害児における ・ 日常生活用具給付・貸与件数： 8,836 件	年に 10%前後の伸び	障害児における ・ 日常生活用具給付・貸与件数： 13,000 件

V-3-18 （仮称）こども発達支援センターの整備

事業の概要				担当課
<p>発達に心配のある子どもを早期発見し、発達を支援するため、相談・療育事業を実施してきた心身障害者福祉センターの実績を踏まえ、より機能を強化するため、（仮称）こども発達支援センターを整備します。</p> <p>（仮称）こども発達支援センターの機能としては、診察・相談機能、通所による療育、関係機関への支援と連携、保護者への支援、地域住民の啓発などを想定しています。</p>				障害者サービス調整担当課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
発達に心配のある18歳未満の者	区	基本計画策定	（仮称）こども発達支援センターの整備	（仮称）こども発達支援センターの開設

## VI. 計画の着実な推進を図ります

### 1. 計画を推進する仕組みづくり

#### (1) 現状と課題

「子育て、子育てをみんなが応援するまち ねりま」を実現していくためには、区民、事業主、区がそれぞれの立場で主体的に行動するとともに、協働して取り組んでいくことが必要です。また、事業の実施状況を子どもと家庭の立場から評価し、成果を検証することによって、適切な改善を図っていかねばなりません。

一方、練馬区は限られた税収や人員で、区立施設の改修・改築への対応など複雑・多岐にわたる行政需要に総合的、計画的に対応していく必要があります。このような状況の中で、区は、練馬区行政改革推進プランを平成19年10月に策定し、①区民本位の行政サービスの提供、②協働型地域経営の推進、③戦略的組織マネジメント・財政の健全化の推進、④職員の意識改革と能力開発（働きがいのある職場づくり）を4つの柱として「区民福祉の向上のため、区民本位の効率的で質の高い行政」をめざして区政運営に努めています。行動計画の推進にあたっては、練馬区行政改革推進プランのめざす方向を踏まえた着実な取組を進める必要があります。

#### (2) 施策の方向

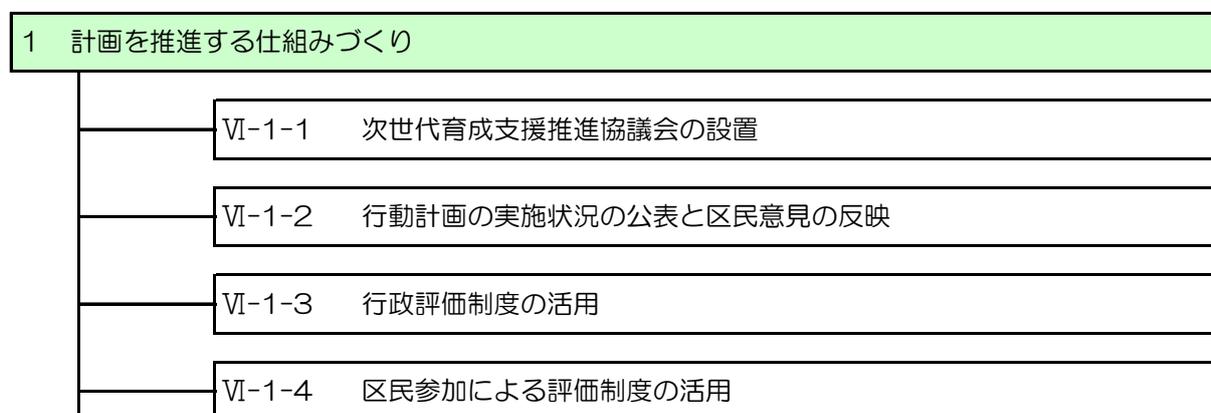
公募区民を交えた次世代育成支援推進協議会を引き続き設置し、行動計画についての意見を施策に反映させます。また、行動計画の実施状況については、行政評価制度を活用してその効果を評価し、区民に公表し、意見を公募します。

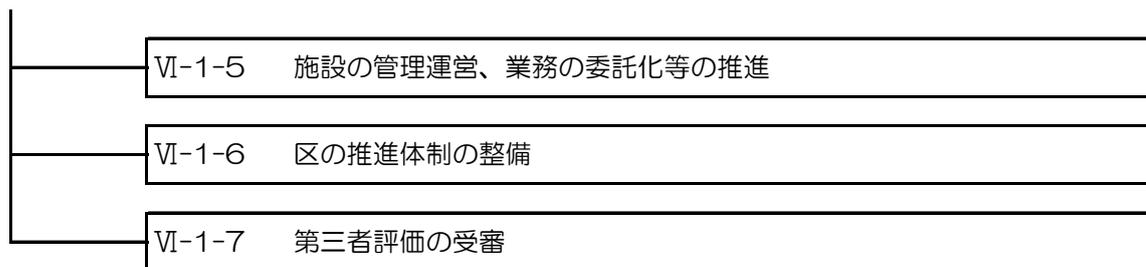
第三者評価や利用者（保護者）アンケートなど区民参加による評価制度を実施して、施設運営やサービスの改善に努めます。

区民・民間との協働により、施設や事業の運営への区民参画や区民主体の事業展開を進めるとともに、施設の管理運営や業務の委託化などを進め、効率的で効果的な計画の実現をめざします。

これらの行動計画推進の仕組みづくりにあわせて、庁内に関係部長で構成する次世代育成支援推進委員会を設置するとともに、区の推進体制を整備します。

#### (3) 施策の体系





## 事業の概要

### 1 子どもたちの「育つ力」と子育て家庭の「育てる力」を応援します

#### 1 子育て支援についての情報提供、相談機能の充実

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
I-1-1		子どもと子育てに関する情報の一元的な発信	区役所の各部課に分散している子どもと子育てに関する情報の一元化を図り、子育て家庭を中心とした区民に、ホームページの構築や子育てに関するガイドブック・マップなどの作成・配布を通じて、区民の求める情報を分かりやすく発信します。また、合わせてNPO等の子育てを支援する民間団体や区外の情報も提供します。	子育て支援課
I-1-2	計画事業	子ども家庭支援センターの整備	身近な地域の子ども家庭支援センターにおいて、保健師・社会福祉士等専門職員が子どもと子育て家庭の総合相談に応じます。 また、児童虐待対応等の重大な問題に対応するため、機能の集中化を図ります。 子どもと子育て家庭を支援する中核的機関である子ども家庭支援センターの5か所目を開設するとともに、機能の充実を図ります。	子育て支援課
I-1-3		地域における子ども相談・子育て相談	地域の相談窓口として、保健相談所、児童館、保育所、幼稚園、総合教育センター、練馬女性センターえーるなどで、子育てに関する不安や悩みの相談を、電話や面談で受け、解決に努めます。専門的な対応が必要な事例には、子ども家庭支援センターなどの関係機関と連携し、解決に努めます。	保健相談所、子育て支援課、保育課、学務課、総合教育センター、人権・男女共同参画課
I-1-4 (新規事業)	計画事業	(仮称)すくすくナビゲーター事業の実施	子育て支援情報を効果的に提供するために情報基盤を整備するとともに、様々な相談に対し、適切な子育て支援事業を案内する(仮称)すくすくナビゲーターを子育てのひろばに配置します。	子育て支援課

#### 2 子育て家庭の交流の促進

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
I-2-1	計画事業	子育てのひろば	0~3歳までの子どもと保護者に集いの場を提供し、在宅で子育てをしている家庭の交流を促進し、孤立感の解消に努めます。また、子育ての相談を行い、子育てに関する不安の解消に努めます。	子育て支援課

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
I-2-2		児童館等における子育て支援事業を通じた交流の促進	児童館、地区区民館、厚生文化会館、保健相談所などにおいて、乳幼児や保護者を対象にしたさまざまな事業の実施や、子育て自主グループへの活動の場の貸出しなど、子育て家庭の交流の促進とグループ作りを支援します。	子育て支援課、地域振興課、地域福祉課、健康推進課、保健相談所
I-2-3		保育所・幼稚園における子育て家庭の交流の促進	保育所、幼稚園の園庭開放や園行事などを通して、地域の子育て家庭の交流や、園と地域の交流を進めます。 保育所では、地域の子育て中の親子を対象に、「ふれあい給食」や遊びの事業などを実施し子育て家庭の交流を図るとともに、子育ての悩みや不安を気軽に相談できる場をつくるなど、子育て家庭を支援します。 幼稚園では、未就園児を対象とした保育や、園舎・園庭の開放等を行い、地域の子育て家庭の交流の場を提供します。	保育課、学務課
I-2-4	計画事業	子育て支援啓発講座の実施	子育てに係る方々を対象として、子育て支援啓発講座を実施していきます。育児不安の軽減と育てる力の向上を図るための講座としては、ノーバディーズ・パーフェクトを実施します。これは、ファシリテーターの支援のもと、親同士が支えあう関係を築きながら、子育てのノウハウを相互に学びあう講座です。	子育て支援課

### 3 子育て家庭を地域で支える仕組みづくり

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
I-3-1		民間子育て支援団体のネットワークづくり	NPO等子育て支援団体の情報の集中拠点として子ども家庭支援センターを位置付け、子育て支援団体などのネットワークづくりを支援します。 また、NPO等子育て支援団体活動への施設の提供や、必要な備品の貸出しを行います。	子育て支援課
I-3-2	計画事業	児童館を地域の核とする子育て支援ネットワークの構築	子どもと家庭を地域で支えることを目的に、児童館を中心とした地域での子育てに関する事業の提携を通じて、さまざまな子どもと家庭、地域の子育て支援団体、地域住民、保健相談所、学校、保育所、幼稚園などと連携し、地域レベルでのネットワークづくりを進めます。 現状は地域によりネットワークづくりに差があることから、さらに推進していきます。	子育て支援課

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
I-3-3	計画事業	ファミリーサポート（育児支えあい）事業	<p>区民が主体的に行う育児援助活動で、援助会員（保育サービス講習会修了者）と利用会員（子どもの保護者）の双方の了解のもと、子どもの一時保育・保育所等への送迎などを行います。</p> <p>今後は、地域の育児援助活動を支援するファミリーサポートセンターの業務を一本化して委託し、より利用しやすく効率的な体制を整備していきます。</p> <p>また、援助会員の確保、増員とスキルアップを図るため、保育サービス講習会の充実や子育て検定を実施します。</p>	子育て支援課

#### 4 保育サービスの充実

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
I-4-1	計画事業	保育所待機児の解消	<p>私立認可保育所の新設、既設園の増改築等による定員増、認証保育所の新設などにより、保育サービスの定員を拡大し、早期の待機児解消をめざします。</p>	保育課
I-4-2	計画事業	乳幼児一時預かり事業	<p>保護者の都合に合わせ、乳幼児の子どもの一時預かりを実施することで、在宅子育て家庭への育児支援を行います。</p> <p>利用のニーズが非常に高いことから、子ども家庭支援センターの開設などに併せて、利用枠を拡大します。</p>	子育て支援課
I-4-3		ショートステイ	<p>保護者が疾病等の理由によって家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、施設において養育することにより児童および家庭の福祉の向上を図ります。</p> <p>【平成 21 年度末の現況（見込み）】</p> <p>設置か所数 2 か所 定員数 13 人 利用日数 延べ 912 日</p>	子育て支援課
I-4-4		トワイライトステイ（夜間一時保育）	<p>保護者が、仕事やその他の理由によって平日の夜間に不在となり、家庭における児童の養育が困難となった場合、子ども家庭支援センター（ぴよぴよ）や施設において養育することにより、児童および家庭の福祉の向上を図ります。</p> <p>【平成 21 年度末の現況（見込み）】</p> <p>設置か所数 4 か所 定員数 36 人 利用件数 延べ 2,681 件</p>	子育て支援課
I-4-5	計画事業	短期特例保育	<p>保護者の疾病、出産等により短期的に保育が必要な場合に、生後 58 日以上から未就学の児童を対象に、保育員、定員に空きのある保育所・認証保育所・保育室において保育を行います。</p> <p>緊急時における短期特例保育事業の需要が高いため、新設の私立保育所および認証保育所に実施を要請していきます。</p>	保育課

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
I-4-6	計 画 事 業	一時預かり	保護者の育児疲れ、断続的勤務などの保育ニーズに応えるために、一時的に保育を行います。	保育課
I-4-7	計 画 事 業	病児・病後児保育	保育所に通っている児童が、病気の回復期で集団保育が困難な期間に、保育所や医療施設などの一室を保育室として整備し、一時的に預かります。 また、保育所に通っている児童が病気をした際に、親の就労の継続性を確保するために、一時的に病児を預かる病児保育を医療機関連携型により行います。	保育課
I-4-8	計 画 事 業	延長保育	保護者の就労等の延長、多様な就労形態に対応するため、現在、区・私立保育所 40 園で、保育所の開所時間の前後に延長保育を実施しています。今後も新設私立保育所および運営業務委託を行う区立保育所において拡大を図っていきます。	保育課
I-4-9	計 画 事 業	認定こども園	幼稚園機能と保育所機能を有した認定こども園の整備を促進し、就学前の児童の教育・保育を一体として提供するとともに、地域における子育て支援もおこないます。	保育課
I-4-10		休日保育	従来、保育所の休園日となっていた日曜・祝日に、休日保育を実施します。今後の動向を見ながら、事業を実施する園数・地域については検討していきます。	保育課
I-4-11		年末保育	保護者の多様な就労形態に対応するため、12月29・30日に、午前7時30分から午後6時30分まで、保育所・保育室で保育を行います。 【平成21年度末の現況（見込み）】 区立保育所 10 園 私立保育所 5 園 保育室 1 室	保育課
I-4-12		産休明け保育	産後すぐ職場復帰するなど、産休明けからのニーズに応えるために、生後58日からの乳児の保育を実施します。産休明けから預けたいという保護者の要望を踏まえ、実施保育所を拡大していきます。 【平成21年度末の現況（見込み）】 区立保育所 14 園 私立保育所 11 園（分園含む）	保育課
I-4-13		0歳児の11時間保育の実施	区立・私立保育所で、8か月以上の児童の11時間保育を行っています。0歳児から11時間預けたいという保護者の要望を踏まえ、実施保育所を拡大していきます。 【平成21年度末の現況（見込み）】 区立保育所 12 園 私立保育所 12 園（分園含む）	保育課

5 児童館、地区区民館、厚生文化会館、学童クラブ事業等の充実

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
I-5-1		魅力ある児童館活動の展開	乳幼児、小学生から中高生までの利用者層に対応して、幅広く特色ある事業を提供することで魅力的な児童館活動を展開します。	子育て支援課
I-5-2		地区区民館、厚生文化会館の児童館事業	地区区民館、厚生文化会館では、児童館機能として、幼児対象事業の運営や、クラブ活動、子ども対象の季節行事などを、地域の協力を得ながら展開します。 今後は、放課後子どもプラン事業や学童クラブの拡充をめざしており、地区区民館、厚生文化会館との児童対応のすみ分けや連携について、今後協議していきます。	地域振興課、地域福祉課
I-5-3		児童館ホームページの整備	児童館のホームページを活用して、「児童館だより」や各種行事等の情報を提供します。現在の情報提供は単方向ですが、今後は子どもの声が反映できるような双方向な仕組みも模索していきます。 また、インターネットを活用した子育て相談や子ども相談にも取り組んでいきます。	子育て支援課
I-5-4		児童館等の開館日、開館時間の拡大	児童館等の開館日・開館時間は現在月曜から土曜の午前9時から午後5時までとなっていますが、児童館の開館時間を延長し、遊びの充実を図ります。また、日曜日の児童館等の利用を促進し、親子のふれあいや地域の人々との交流を豊かに築く場を提供します。 中村児童館（水・土の午後7時まで）、光が丘なかよし児童館（月～土の午後8時まで、日の午前9時から午後5時まで）で実施していますが、今後とも可能なものについては開館日・開館時間の拡大と整合に向けて検討を進めていきます。	子育て支援課
I-5-5		児童館運営委員会の設置	効率的、効果的な児童館運営を図るために地域と協働することを目的として、児童館運営委員会を設置し、ご意見やご要望を児童館運営に反映させます。 平成20年度末現在では15館に設置しましたが、全17館に設置するとともに、今後は、地域の意見を反映した児童館の運営を行えるような仕組みをつくっていきます。また、運営委員会は地域のネットワークづくりの母体となっていきます。	子育て支援課
I-5-6	計画事業	中学生・高校生の需要に応える事業の実施	既存の児童館は小学生対象施設として建設されており、中高生専用の居場所を確保することは困難です。現在は、時間帯のすみわけをすることにより小学生と中高生のそれぞれの需要が満たされるように努力しています。 そのため、より中高生の需要に応えるため、中高生の居場所づくりとして1館でモデル事業を実施していますが、今後は実施館の拡大をめざします。	子育て支援課

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
I-5-7		学童クラブ事業	放課後等の保育に欠ける児童の健全育成を図るため、学童クラブ事業を充実します。	子育て支援課、地域振興課、地域福祉課
I-5-8 (新規事業)		児童館子どもスタッフの活用	魅力ある児童館事業を行うために、児童館に来館している児童で構成された児童館子どもスタッフを活用します。	子育て支援課

## 6 その他の居場所、遊び場、多様な体験機会の充実

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
I-6-1		青少年館事業	青少年向けの教室・講座や、個人でも気軽に利用できる学習室、談話室、レクホールの開放を通じて、青少年の健全な育成を支援します。	生涯学習課
I-6-2		民間遊び場・公(民)有地一時開放遊び場事業	<p>(民間遊び場および民有地一時開放遊び場)</p> <p>区内の民有空き地を子どもの遊び場として利用し、児童・青少年の健全育成を支援します。土地所有者や管理委員・運営委員の高齢化が進んでいますが、遊び場の存続とともに、新たな遊び場の設置を検討していきます。</p> <p>(公有地一時開放遊び場)</p> <p>区内の公有地をその本来目的で使用するまでの間、子どもの遊び場として利用し、児童・青少年の健全育成を支援します。</p> <p>【平成21年度末の現況(見込み)】</p> <p>民間遊び場数 33か所 民有地一時開放遊び場数 6か所 公有地一時開放遊び場数 3か所</p>	青少年課
1-6-3		青少年キャンプ場の利用促進	<p>区内の青少年団体、親子グループ等を対象に、練馬区立秩父青少年キャンプ場を開設しています。自然環境に恵まれた施設で、宿泊を伴う自炊やキャンプファイヤーなどを通じて自然体験を積むとともに、友人との交流を図り、人間性豊かな青少年の育成を支援します。ジュニアリーダーの養成と併せ、団体利用のさらなる促進を図ります。</p> <p>(開設期間)</p> <p>毎年5月1日から10月31日までの6か月間 定員 110名</p>	青少年課

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課										
I-6-4		児童遊園・公園・緑道・憩いの森等の整備	<p>子どもを含め区民の憩いの場として、児童遊園や公園等を整備します。また、区内に残された貴重な樹林を保全し区民に開放し、土や樹木と触れ合える場を確保します。</p> <p>また、児童遊園では、近隣住民による児童遊園運営委員会による清掃や児童の指導等、地域と協働で子どもたちの遊び場を運営していますが、委員の高齢化に伴い運営に不都合を生じている委員会もあることから、効果的なPRを行うよう努め、地域のコミュニティ拠点としての児童遊園の運営について引き続き呼びかけを行ってまいります。</p> <p>【平成21年度末の現況（見込み）】</p> <table border="0"> <tr> <td>児童遊園</td> <td>216か所</td> </tr> <tr> <td>（児童遊園運営委員会設置児童遊園数</td> <td>45か所）</td> </tr> <tr> <td>公園</td> <td>191か所</td> </tr> <tr> <td>緑地・緑道</td> <td>212か所</td> </tr> <tr> <td>憩いの森・街角の森</td> <td>51か所</td> </tr> </table>	児童遊園	216か所	（児童遊園運営委員会設置児童遊園数	45か所）	公園	191か所	緑地・緑道	212か所	憩いの森・街角の森	51か所	公園緑地課、青少年課
児童遊園	216か所													
（児童遊園運営委員会設置児童遊園数	45か所）													
公園	191か所													
緑地・緑道	212か所													
憩いの森・街角の森	51か所													
I-6-5		学校施設の地域開放	<p>各校に設置された学校応援団や学校開放運営委員会に委託し、学校教育に支障のない範囲で子どもを含めた地域住民の学習・文化・スポーツ・レクリエーション活動の場として、学校施設を開放します。</p> <p>【平成21年度末の現況（見込み）】</p> <table border="0"> <tr> <td>校庭開放</td> <td>（小学校 69校）</td> </tr> <tr> <td>体育館開放</td> <td>（小学校 33校、中学校 4校）</td> </tr> <tr> <td>図書館開放</td> <td>（小学校 44校）</td> </tr> <tr> <td>教室開放</td> <td>（小学校 22校）</td> </tr> </table>	校庭開放	（小学校 69校）	体育館開放	（小学校 33校、中学校 4校）	図書館開放	（小学校 44校）	教室開放	（小学校 22校）	生涯学習課		
校庭開放	（小学校 69校）													
体育館開放	（小学校 33校、中学校 4校）													
図書館開放	（小学校 44校）													
教室開放	（小学校 22校）													
I-6-6		学習・文化、スポーツに関する情報提供	<p>「学習・文化ガイドブック」「スポーツガイドブック」等により、学習・文化やスポーツに関する情報提供を行い、子どもの健全な成長を支援します。</p>	生涯学習課、スポーツ振興課										
I-6-7		子ども読書活動の推進	<p>平成21年3月に「練馬区子ども読書活動推進計画（第二次）」を策定しました。第二次計画に基づき、子供の読書活動の意義や大切さの普及・啓発、家庭、地域社会、学校の緊密な連携と相互の協力による取組の推進、子供が読書に親しむ機会の提供と読書環境の整備に努めます。</p> <p>(a) 子供サービス事業・・・各種行事の企画実施、子供向けホームページの充実、子供読書活動支援事業の推進</p> <p>(b) 読書啓発・・・「本の探検ラリー」の実施規模の拡充</p> <p>(c) ブックスタート・・・利用規模の拡大</p> <p>(d) 学校等支援・・・団体貸出し、学校教職員・児童関係施設職員対象の講習会の充実</p> <p>(e) 地域読書活動支援・・・読書活動ボランティアの養成講習会の充実</p>	光が丘図書館										

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
I-6-8		芸術活動等（ジュニア・オーケストラ）	ジュニアオーケストラなどの活動を通して豊かな人間性を育むとともに、異年齢の子どもが交流する場を提供します。	総合教育センター
I-6-9	計画事業	学校応援団推進事業	<p>区立小学校にPTAや町会・自治会やなどの地域住民を主体とした「学校応援団」を設置し、小学校の児童および地域のために、学校・地域相互の人材活用および学校施設の地域活用を図ります。各学校応援団が、子どもたちの遊びや学び、読書等で過ごせる場を提供する「児童放課後等居場所づくり事業」などを担うことにより、子どもたちの健やかな成長を育む環境づくりを推進していきます。</p> <p>今後は、学校応援団が安定した活動を継続できるように、事業の担い手であるスタッフや活動場所の確保等の支援をしていきます。</p> <p>また、放課後子どもたちの安全で健やかな居場所の充実を図るため、練馬区における「放課後子どもプラン」に基づく学童クラブとの連携が円滑に進むよう、安定した事業の継続が行えるよう、ハード（ひろば室整備や校内への学童クラブ移設）、ソフト（連携のきっかけ作りなど）の両面での支援を行っていきます。</p>	生涯学習課
I-6-10		こどもエコクラブ事業	<p>環境省が主催する幼児・小・中・高校生の2名以上グループを対象とした活動で、区は事務局として支援します。</p> <p>子どもたちが主体的に行う、自然観察・調査、リサイクル等、地域の中で身近にできる環境活動を支援することにより、人間と環境の関わりについての幅広い理解を深めるとともに、多様な体験機会を提供します。今後は、環境学習の場の提供や環境に関する情報の提供を充実していきます。</p>	環境政策課
I-6-11		スポーツ教室等スポーツ体験	<p>初心者スポーツ教室、少年少女スポーツ大会（少年野球大会）の開催など、スポーツ体験を通じて、少年少女の交流および体力の向上と豊かな心身の育成を進めます。参加率の低い教室については、実施時期や周知方法等を改善していきます。</p>	スポーツ振興課
I-6-12		練馬こどもまつり	<p>毎年5月の第2土曜日（児童福祉週間）に、実施会場2会場（都立光が丘・石神井公園）で、100種類くらいの遊びのコーナーを設け、ゲームや工作などを楽しんでいます。</p> <p>今後とも、楽しい遊びを通じて、親子の交流の場を提供するとともに、児童館等の児童厚生施設や子ども会、民間団体の相互交流を図ります。</p> <p>【平成21年度末の現況（見込み）】 参加団体 91団体、参加者 47,000人</p>	子育て支援課

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
I-6-13		わかものスタート支援事業	<p>青少年が、地域社会とのかかわりの中で、自らの未来を切り拓いていけるように、社会参加や就労を支援するため、講演会、パソコン実務や就労支援の講座を開催します。</p> <p>また、ニート（若年無業者）・ひきこもりの若者への支援として、相談窓口の設置や、職業体験の場の提供などによる就労を検討します。</p>	生涯学習課
I-6-14	計画事業	練馬区における「放課後子どもプラン」	<p>放課後等の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを進めるため、全小学校に学校応援団を立ち上げ、学校応援団ひろば事業と学童クラブ事業との連携を図ります。</p> <p>学校応援団ひろば事業と学童クラブとの連携を進めるため、学童クラブの校内移設および必要な学校に学校応援団ひろば室の整備を行います。</p> <p>さらに、この計画を推進し、子どもの安全・安心な居場所を拡充する中で、学童クラブの待機児解消を図ります。</p>	生涯学習課、子育て支援課、計画調整担当課
I-6-15	計画事業	ねりま遊遊スクール（子どもの居場所づくり）事業	<p>平日放課後、土日・休日の余暇時間を利用して実施する、主に幼・小学生対象の講座です。子どもの活動に取り組む団体の創意工夫を活かし、地域の教育力向上につなげています。</p> <p>今後とも、地域団体と協力しながら、子どもたちが、身近な地域でさまざまな体験ができるように、多くの学習機会を提供していきます。あわせて、ねりまの未来を担う人材の養成を図っていきます。</p>	生涯学習課
I-6-16 （新規事業）	計画事業	外遊びの場の提供事業	<p>NPO等民間活動団体との協働により、子どもたちが生きる力をはぐくむための遊びの場として、幅広い年齢層を対象に、実体験を積み重ねることのできる外遊びの場を開設します。</p>	子育て支援課

## 7 子どもが自ら考え、参画する機会の拡充

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
I-7-1	計画事業	練馬子ども議会	<p>学校などから選出された子ども議員が、区政について意見や質問を表明し、それに区職員が答弁します。</p> <p>子どもたちが区政や区議会について理解を深め、区政等への参画の意識を高める契機とします。また、子どもたちの意見や要望を、区が聴取する機会とします。</p>	青少年課

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
I-7-2		ジュニアリーダーの養成	<p>子どもたちの仲間づくりのために、地域におけるさまざまな活動において、中心的役割を担う青少年を養成します。学校・学年を越えて、仲間づくりのリーダーとして役立つキャンプやレクリエーションなどの知識や、技術を楽しく学ぶことができる場を提供します。</p> <p>現状は受講生・協力者が減少傾向にあるため周知に努めるとともに、継続して参加する受講生を増加させることにより修了後の地域でのリーダーとしての活動を担っていただけるようにしていきます。</p>	青少年課
I-7-3		ホームページによる青少年事業の情報発信	<p>青少年向けホームページを開設し、青少年に関する施策や事業、催し、施設の案内などを掲載するとともに、意見要望などを受けます。</p> <p>青少年にわかりやすく親しみやすいホームページへと改訂してきましたが、練馬区ホームページリニューアルに合わせてさらに改訂を行っていきます。</p>	青少年課
I-7-4	計画事業	ねりま遊遊スクール(子どもによる講座づくり)事業	<p>平日の放課後、土日・休日を活用し、中高生自らが小学生を対象に企画・運営をする講座です。今後は、「子どもたちにとって、かけがえのない存在として地域社会の中で活かされ、感謝され、必要とされる場所」としての「要(い)場所」事業を推進していきます。</p>	生涯学習課

## 8 経済的な支援

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
I-8-1		児童手当の支給	<p>小学校修了前までの児童を養育する保護者に手当(月額 第1子・第2子 5,000円(3歳未満 10,000円)、第3子以降 10,000円)を支給します。ただし所得制限があります。今後とも国の動きを見据えたうえで、必要な対応をしていきます。</p> <p>【平成21年度末の現況(見込み)】 受給者数 32,000人</p>	子育て支援課
I-8-2		就学援助費の支給	<p>経済的理由により児童・生徒に義務教育を受けさせることが困難な保護者に、区が学用品・給食費等の援助を行い、教育の機会均等を図ります。</p> <p>【平成21年度末の現況(見込み)】 認定者数 11,933人</p>	学務課
I-8-3		子ども医療費の助成	<p>中学生までの子どもを対象に、健康保険の自己負担分と入院時食事療養費標準負担額等を所得制限なしで助成します。</p> <p>【平成21年度末の現況(見込み)】 受給者数 92,000人</p>	子育て支援課

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
I-8-4		第3子誕生祝金の支給	練馬区に1年以上在住する家庭で第3子以降が誕生した場合、新生児1人につき誕生祝金20万円を支給する。 【平成21年度末の現況（見込み）】 受給者数 600人	子育て支援課

## 9 誰もが働きやすい就業環境の推進

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
I-9-1	計画事業	男女共同参画に関する啓発行事等	男女共同参画社会（男女が対等に、自らの意思で社会のあらゆる分野の活動に参画でき、均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受し、ともに責任を担う社会）の実現に向けて、講演会等の各種啓発行事を実施することによって、働き方の見直しや職場での固定的性別役割分担意識の解消を促します。	人権・男女共同参画課
I-9-2	計画事業	「ねりま産業情報（ぺがさす）」等による啓発・広報	区の産業施策等の情報を提供する広報紙「ねりま産業情報（ぺがさす）」等によって、意識改革を推進するための広報・啓発、情報提供等を行います。 また、区内事業所が次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定するよう働きかけるなど、仕事と子育ての両立に関連する法制度等の広報・啓発、情報提供等を行います。	商工観光課
I-9-3	計画事業	男女共同参画情報紙「MOVE」等による啓発・広報	男女共同参画情報紙「MOVE（ムーブ）」等によって、意識改革を推進するための広報・啓発、情報提供等を行います。また、仕事と子育ての両立に関連する法制度等の広報・啓発、情報提供等を行います。	人権・男女共同参画課
I-9-4	計画事業	就職・再就職のための情報提供	練馬女性センターえーるで、子育てで退職した女性等に、就職・再就職や職業能力開発の基礎的な知識・技能を身につけるための講座を実施します。また、就職・再就職および職業能力開発のための各種情報の収集および提供を行います。 昨今の経済危機の影響もあり、より多くの女性が再就職を望む状況となっていることから、より再就職に結びつきやすいように、具体的で実践的な講座の実施と、情報発信を継続していきます。	人権・男女共同参画課
I-9-5		起業家支援のための講座	多様な働き方のひとつとして、創業にあたって必要となる知識や技術の習得のための実践的な講座を開催します。 一人でも多く創業者を増やすため、創業に結びつく講座を開催するよう講座内容を工夫していきます。	経済課

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
I-9-6		就労相談・支援	<p>就労情報提供の場として、「ワークサポートねりま」を開設しているほか、若年者向けの事業として、「ヤング応援就職面接会」などを実施しています。</p> <p>また、区ホームページでは、随時、就労支援事業を掲載します。</p> <p>今後も事業の周知方法について、さらに工夫していきます。</p>	経済課
I-9-7		労働資料の収集および提供	<p>仕事と子育ての両立支援のための関係法制度等の情報や資料の収集に努め、練馬女性センターエーサー図書・資料室の運営、情報ライブラリーニュース「すてっぷ」の発行、勤労福祉会館資料コーナーの運営、勤労福祉会館だよりの発行により、これらの情報の広報・啓発、情報提供等を行います。</p> <p>貸出し用図書、勤労福祉会館だよりの内容を充実させ、利用者にとって役立つものにしていきます。</p>	人権・男女共同参画課、経済課
I-9-8		労働に関する講座等	<p>勤労福祉会館の春闘講座、労務管理実務講習等の中で、仕事と子育ての両立支援のための関係法制度等の解説を行い、情報提供に努めます。</p>	経済課
I-9-9 (新規事業)	計画事業	男女共同参画計画に基づく施策の推進	<p>第2次練馬区男女共同参画計画では、基本理念の1つとして「家庭生活における活動と他の活動の両立」を掲げています。特に働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現することは、区民が人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現するための取り組みの一つとして重要です。</p> <p>第2次計画が平成22年度で終了することを受け、平成22年度末に次期計画を策定し、平成23年度から新たな計画に基づく男女共同参画に係る施策を総合的に推進していきます。</p>	人権・男女共同参画課

Ⅱ 子どもと親の健康づくりを応援します

1 健康診査等の充実

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
Ⅱ-1-1		妊娠届・母子健康手帳交付	妊娠届出時に母子健康手帳を交付し、妊婦健康診査受診票、パンフレット等が入った「母と子の保健バッグ」を配付します。 【平成21年度末の現況（見込み）】 妊娠届 6,800件	健康推進課
Ⅱ-1-2		乳幼児健診	乳幼児を対象に身体や精神発達の節目の時期に健康診査を実施しています（4か月・6か月・9か月・1歳6か月・3歳）。 保健相談所で実施する健診は、医師の診察の他、必要に応じて保健師、栄養士、歯科衛生士、心理相談員の専門職が個別相談に対応しています。健診は子どもの相談に限らず、保護者の子育てに関する悩みや保護者自身の相談にも対応しています。また、区内の子育てサービスを上手に利用していただくために、子育てサービスの情報提供も同時に行っています。	健康推進課、保健相談所
Ⅱ-1-3	計画事業	幼児歯科健診	1歳6か月児、2歳児、2歳6か月児、3歳児の幼児を対象に、歯科健診および歯科保健指導を行います	保健相談所
Ⅱ-1-4		歯の衛生週間行事	歯の衛生週間の時期に合わせて、3つの事業を行います。 ① 歯一トファミリーコンクール・・・前年度3歳児歯科健康診査を受け、むし歯がなく健康状態も良好な幼児とその家族の中で、希望する家族に練馬区歯科医師会の協力を得て審査を実施します。さらに優秀な家族は、東京都の実施する「8020・すこやかファミリー」に推薦します。 ② 歯科衛生図画・ポスターコンクール・・・区立小学生を対象に歯科衛生に関する図画およびポスターコンクールを実施します。さらに優秀な作品は、全国小学生歯科衛生図画・ポスターコンクール東京都予選に選出します。 ③ よい歯・よい子のつどい・・・上記2つのコンクールにおける入賞者の表彰式。 2つのコンクールの入賞者を区が表彰します。	健康推進課
Ⅱ-1-5		保育園児、幼稚園児の健康診断	園児の健康状態を把握し、集団生活を健康で安全に過ごせるように健康診断を実施します。	学務課、保健給食課、保育課

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
Ⅱ-1-6		児童生徒の健康診断	法定の健康診断の他に、小中学校全児童を対象に、生活習慣病健診を実施します。また、小学校では、4年生以上の学年にも寄生虫卵検査、中学校1年生に貧血検査を実施します。歯科定期健康診断の際には、むし歯・歯周疾患のない児童に対して、表彰バッチの「よい歯のバッチ」を交付します。	保健給食課
Ⅱ-1-7		1歳6か月児健診フォロー教室	1歳6か月児健診後に、子ども自身や母親に専門的な支援が必要と思われる親子に、季節の行事や親子の遊びなどのプログラムを通して親子関係や子どもの発達について心理士・保育士・保健師によるグループ指導、助言を行います。	保健相談所
Ⅱ-1-8		乳幼児経過観察健診	4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診等の結果、経過観察の必要な乳幼児に対し改めて経過観察健診日を設け、医師による診察、保健師・栄養士・心理相談員による個別相談等健康診査を行います。また、健診後に必要に応じて地区担当保健師が継続支援します。 【平成21年度末の現況】 実施回数 99回 受診者数 1,400人	保健相談所
Ⅱ-1-9		障害児を持つ親の会等への支援	障害児の保護者同士が交流を図り、障害の学習や啓発、療育・就園、就学等の情報交換を行う活動を支援します。	保健相談所
Ⅱ-1-10		妊婦健康診査事業	妊婦および胎児の健康管理と異常の早期発見を目的とし、定期的な健康診査のために、妊婦健康診査受診票の交付を行っています（平成20年9月より7回→14回）	健康推進課

## 2 健康相談の充実と育児不安の解消

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
Ⅱ-2-1		両親学級（パパとママの準備教室）・母親学級	父親・母親・家族になる方を対象に、妊娠期・産褥期の健康管理・栄養・歯の衛生および出産・育児等に関する講習を行います。妊婦さん同士の交流の場にします。 【平成21年度末の現況（見込み）】 両親学級 年間開催数 43回 参加者数 1,800人 母親学級 年間開催数 47回 参加者数 1,400人	保健相談所
Ⅱ-2-2		育児と離乳食講習会	育児について、離乳食の進め方、歯の衛生管理等の講習会を行うとともに、乳児の親子の交流、仲間づくりを進めます。 【平成21年度末の現況（見込み）】 実施回数 60回 2,200人	保健相談所
Ⅱ-2-3		子育て学習室	子育て中の親を対象に、子育てに必要な知識や情報提供を目的に講演会等を開催します。 【平成21年度末の現況（見込み）】 参加人数 400人	保健相談所

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
Ⅱ-2-4	計 画 事 業	妊産婦訪問、産後相 談	妊娠届や健康診査の結果等から保健指導が必要な妊婦や、出生通知票を受理した産婦等に対して健康状態、生活環境、疾病予防等について訪問指導を行います。産婦訪問では、EPDS（エジンバラ産後うつ病質問票）を実施し、産後の心の問題の早期把握・支援に努めます。また、4か月児健診時に産後の健康管理や育児について保健指導を行います。	保 健 相 談 所
Ⅱ-2-5	計 画 事 業	こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）	生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、新生児及び乳児の発育・栄養・生活環境・疾病予防等に関し、適切な指導を実施するとともに、子育て支援に関する情報提供を行います。 また、支援が必要な家庭については、適切なサービス提供に結びつけるなど、関係機関と連携しながら継続して支援を行い、育児不安・負担の軽減に努めます。	保 健 相 談 所
Ⅱ-2-6		育児栄養相談	乳幼児とその保護者を対象に、身長・体重の計測の他、乳幼児の発育発達、栄養・育児について、保健師・管理栄養士・歯科衛生士が相談にのります。 【平成21年度末の現況（見込み）】 実施回数 144回 来所者数 11,500人	保 健 相 談 所
Ⅱ-2-7		アレルギー相談・アレルギー講演会	4か月児および1歳6か月児健康診査時にアレルギースクリーニングを行い、必要に応じて専門医の受診を勧めます。生活環境・食事等について専門医・保健師・管理栄養士による指導を行います。また、アレルギーに関する講演会を開催し、アレルギーに関する知識の普及啓発に努めます。 【平成21年度末の現況（見込み）】 スクリーニング実施人数 11,000人 アレルギー相談 実施回数 12回 相談者数 100人	保 健 相 談 所
Ⅱ-2-8		育児交流会（グループミーティング）	育児の不安や悩みを抱える親を対象に、グループミーティングを実施し、育児交流を図ります。 また、親の心の健康支援等個別支援も強化していきます。 【平成21年度末の現況（見込み）】 実施回数 32回 参加実人数 260人 延べ参加人数 400人	保 健 相 談 所
Ⅱ-2-9		多胎児の会	育児不安や負担の多い多胎児の親同士の交流や情報提供の場として「多胎児の会」を開催し、多胎児を持つ親の支援を行います。	保 健 相 談 所
Ⅱ-2-10		子育てグループの育成・支援	母子保健事業をとおして、子育て中の親や子どもとの交流・情報交換を図り、子育てグループを育成、支援します。	保 健 相 談 所

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
II-2-11		子どもの事故防止の普及啓発	6 保健相談所に事故防止コーナーを設置するとともに、母子保健事業をととして乳幼児の事故防止について普及啓発を行っていきます。 【平成 20 年度末の現況（見込み）】 事故防止コーナー設置状況 4 か所	健康推進課・保健相談所
II-2-12		妊産婦の飲酒や喫煙の防止および受動喫煙による健康被害予防の啓発	母親学級やパパとママの準備教室および乳幼児健康診査・育児栄養相談等にて、妊産婦の飲酒や喫煙の防止、および乳幼児のいる家庭における受動喫煙による健康被害予防の啓発と保健指導を行います。	健康推進課・保健相談所
II-2-13		SIDS（乳幼児突然死症候群）の情報提供	SIDS（乳幼児突然死症候群）について、母子健康手帳交付時、母子手帳副読本、母親学級、パパとママの準備教室などの事業、乳幼児健診の機会を通じて普及啓発・情報提供を行います。 【平成 20 年度末の現況（見込み）】 母子手帳交付、副読本交付人数 6,800 人 母親学級・パパとママの準備教室受講者数 3,200 人	健康推進課、保健相談所
II-2-14		育児支援家庭訪問事業	出産後間もない核家族などの育児を家事援助者の派遣で支援します。	子育て支援課
II-2-15 （新規事業）		幼児健康相談	1 歳および 2 歳の誕生日を迎えた幼児を対象に、身長・体重の計測を行い、その保護者に対して育児・栄養・歯科について保健師・管理栄養士・歯科衛生士が相談にのり、子育てを支援していきます。	保健相談所

### 3 予防接種の推進

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
II-3-1		定期予防接種	予防接種法に基づき、ジフテリア・破傷風・百日咳・風しん・麻しん・日本脳炎については医療機関での個別接種を、ポリオは年 2 回集団接種を実施します。 【平成 21 年度末の現況（見込み）】 接種率 100%	保健予防課
II-3-2	計画事業	麻しんシール配布等による麻しん予防接種の啓発	4 か月健診時に麻しんの予防接種を勧めるシールを配布し、カレンダーの 1 歳の誕生日欄に貼ってもらうことで麻しんの予防接種を啓発します。 【平成 21 年度末の現況（見込み）】 約 6,000 枚 配布	保健予防課
II-3-3		1 歳 6 か月児健診時の麻しん接種調査と未接種者への勧奨	1 歳 6 か月児健診時に麻しんの予防接種調査を行い、未接種者に対し個別に勧奨を行います。 【平成 21 年度末の現況（見込み）】 接種率 100%	保健予防課

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
Ⅱ-3-4		麻しん発生時の緊急情報提供	保育所・幼稚園・小学校・中学校および医師会と連携し、麻しんの発生があれば保健所に集約した後、速やかに医師会を通じて発生情報の提供を行います。 【平成 21 年度末の現況（見込み）】 100%	保健予防課
Ⅱ-3-5		4 か月児健診時におけるBCG接種	結核予防法に基づき、4 か月児健診時にBCG接種を実施します。 【平成 21 年度末の現況（見込み）】 BCG接種者数 6,150 人	保健予防課
Ⅱ-3-6		予防接種に関する適切な情報提供	生後 3 か月の子どもがいる家庭に、定期予防接種の説明や受け方に関するパンフレットを送付します。また、小児のインフルエンザや水痘などの任意の予防接種についての情報提供に努めます。 海外渡航・海外帰国者等の相談に個別に対応し、適切な情報提供に努めます。	保健予防課

#### 4 小児(救急)医療・周産期医療の充実

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
Ⅱ-4-1		妊娠高血圧症候群等医療給付事業	妊娠中毒症に係る医療費のうち医療保険適用分を除いた自己負担分を助成します。 【平成 21 年度末の現況（見込み）】 給付件数 8 件	健康推進課
Ⅱ-4-2		未熟児養育医療給付制度	出生時の体重が 2,000 g 以下、または生命力が特に弱く、指定医療機関に入院している 1 歳未満の乳児に対して健康保険の自己負担額を給付します。	健康推進課
Ⅱ-4-3		練馬区小児救急医療連絡協議会の運営	練馬区の小児救急医療の現状と課題を把握・整理し今後の小児救急医療の改善の方向を検討するため社団法人練馬区医師会・日本大学医学部付属練馬光が丘病院・順天堂大学医学部・練馬区の委員により練馬区小児救急医療連絡協議会を開催します。	地域医療課
Ⅱ-4-4		練馬区夜間救急子どもクリニック事業	区役所東庁舎 2 階の練馬休日急患診療所において、365 日の準夜帯（土曜、日曜、祝休日午後 6 時から午後 10 時、平日午後 8 時から午後 11 時）に、15 歳以下の小児を対象に練馬区医師会に委託して実施します。 【平成 20 年度実績】 16 歳未満 5,195 人	地域医療課
Ⅱ-4-5		特定不妊治療費の助成	医療保険が使えずに高額の治療費がかかる特定不妊治療（体外受精および顕微授精）に要する治療費の一部を助成する。	健康推進課
Ⅱ-4-6 (新規事業)	計画事業	病床確保事業	区内の小児医療、周産期医療、救急医療、高度医療の機能を充実させるために、新たな病院の整備および既存病院の増築・増床を行います。	地域医療課

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
Ⅱ-4-7 (新規事業)		周産期医療体制の充実	<p>東京都保険医療計画により都が各医療圏単位で進める周産期医療体制の充実にかかる各事業について、練馬区が属する区西北部医療圏での①周産期医療連携体制の構築、②妊婦(胎児)・新生児のリスクに応じた医療提供の仕組みづくりに積極的に参加していきます。</p> <p>また、練馬区内において病床確保事業によるNICUの整備事業や分娩可能な施設整備を行うとともに、区内で中核となる病院と地域の産科・小児科標榜の医療機関との機能分化と連携協力体制の構築を推進していきます。</p>	地域医療課

## 5 食を通じた子どもの健全育成

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
Ⅱ-5-1	計画事業	食育推進ネットワーク事業	練馬区食育推進ネットワーク会議等を開催し、区民、関係団体、行政が連携して食育の普及啓発活動と情報交換を行い、食育を推進します。	健康推進課
Ⅱ-5-2		保育園児の食育の推進	<p>保育所における食育目標、年齢別食育計画表を全園に周知します。園ごとに食育の実施計画を作成し、実施・評価を行うとともに、関係機関との連携を進めます。</p> <p>平成19年12月に策定した食育推進計画を踏まえ、区立保育所全園で食育計画を作成するとともに、園児への食習慣指導を行います。</p>	保育課
Ⅱ-5-3		児童福祉施設等の指導	<p>各施設が食育目標をめざし、食育が実施できるように講習会や、研修会を実施します。</p> <p>個々に対応した(アレルギー食、回復期食等を含む)食事の提供ができるように、指導支援します。</p> <p>【平成21年度末の現況(見込み)】 児童福祉施設(特定給食)指導数130件</p>	健康推進課
Ⅱ-5-4		健康づくり協力店等栄養表示事業	<p>個人に対応したメニュー選択ができ、健康管理ができるように、健康づくり協力店(栄養成分表示している店やヘルシーメニューを提供する店、栄養情報提供の店)の充実をします。</p> <p>正しい食品選択ができるように、外食や加工食品の栄養成分表示・特定保健食品制度の普及・啓発を行います。</p>	健康推進課
Ⅱ-5-5		食育講習会・栄養相談	<p>乳幼児期の発育・発達段階に応じた適切な食事のとりかたや生涯にわたって健康的な食習慣の基礎を培うことができるように、一人ひとりの子どもの「食べる力」を育むための支援を行います。</p> <p>平成21年度から従来の講習会に加え、1歳児の保護者を対象に食育講習会を開始。</p> <p>【平成21年度末の現況(見込み)】 実施回数190回</p>	保健相談所

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
II-5-6		食に関する啓発事業	区報やホームページに妊産婦・乳幼児の栄養・食生活の情報を掲載するとともに、啓発用パンフレット等の配布により正しい食情報の提供の場を拡大します。	健康推進課

## 6 思春期における保健対策の充実

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
II-6-1		スクールカウンセラー	小学校及び中学校に専門的知識・経験をもったスクールカウンセラーを配置し、生徒へのカウンセリング、教職員および保護者に対する助言を行います。 中学校については、全校配置が完了しているため、今後は小学校にも配置のバランスを考慮しながら拡大していきます。	教育指導課
II-6-2		心のふれあい相談員	児童・生徒の相談相手となることで、そのストレスなどを和らげ、児童・生徒が心のゆとりをもって学校生活を送ることができるように支援するために、小・中学校に心のふれあい相談員（教職経験者や心理学専攻者等）を配置しています。 平成20年度より、小・中学校全校に配置	教育指導課
II-6-3		ネリマフレンド	小学生または中学生で、年間欠席日数が30日以上で自宅にひきこもりがちな児童・生徒のいる家庭に対して、児童・生徒の悩みの相談や話し相手となる心理学専攻の大学生・大学院生、教職志望者、教育相談の経験者等を派遣します。 【平成20年度】 5家庭へ派遣	教育指導課
II-6-4		性感染症（エイズ）教育	学校と連携をとりながら性感染症（エイズ）教育に協力していきます。 【平成21年度末の現況（見込み）】 区内私立高等学校で実施	保健予防課
II-6-5		喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育	教育委員会と共催で喫煙防止啓発のためクリアファイルを作成し小中学生に配布しています。飲酒・薬物は依頼により健康教育に協力していきます。	保健相談所
II-6-6		学校保健委員会への支援	学校における健康の問題を研究・協議し、健康づくりを推進する学校・家庭・地域を結ぶ組織として、今後も設置校が増えるよう支援していきます。 【平成21年度末の現況（見込み）】 小学校 50校、中学校 34校に設置	保健給食課

### Ⅲ 子どもの健やかな成長を助けるため教育環境を整備します

#### 1 生きる力を育成する学校教育

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
Ⅲ-1-1		学力向上事業	学力向上を図る取組を推進します。 ・ 個に応じた指導の充実を図ります。 ・ 学力調査を区内全校で実施します。 ・ 学習内容の確実な定着を図る授業改善のための授業提案を行います。	教育指導課
Ⅲ-1-2	計画事業	少人数指導等指導方法の充実	児童・生徒の基礎学力の向上と個性に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。 ・ 少人数指導 ・ 習熟度別指導 ・ ティームティーチングの実施	教育指導課
Ⅲ-1-3		国際理解教育	中学校を対象として外国人指導助手を派遣し生徒の実践的コミュニケーション能力と異文化理解の向上を図ります。また小学校に英語活動指導員を派遣し、英語に親しむ活動を行います。 日本語の語学力不足のために、学校生活に支障のある帰国・外国人児童生徒に対して日本語指導等を充実します。	教育指導課
Ⅲ-1-4		中学生海外派遣事業	区立中学校生徒をオーストラリア・クイーンズランド州イプスウィッチ市に派遣し、相互交流を通して異なる文化生活習慣を直接体験し、友好親善を深めるとともに、将来に渡り国際社会に貢献できる中学生を育成します。	教育指導課
Ⅲ-1-5		キャリア教育	児童生徒一人ひとりに、望ましい職業観・勤労観および職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育に努めます。職場体験場所を確保するため、企業への協力を継続していきます。	教育指導課
Ⅲ-1-6		校外授業	集団生活の体験や、自然や歴史・文化に親しむ機会を提供するため、小学校の移動教室、中学校の臨海・林間学校、スキー教室・修学旅行などを実施します。	保健給食課
Ⅲ-1-7		個を尊重する価値観の育成	一人ひとりの自己実現を目指す教育内容の工夫を行い、学習指導改善研修会等の実施（総合的な学習の時間、算数・数学、道徳、小学校英語等の指導法の工夫）など、個に応じた指導等の充実を図ります。	教育指導課
Ⅲ-1-8		男女平等をはじめとする人権教育の推進	男女平等、いじめ、障害のある人等への教育を推進するための教職員研修、環境整備等、男女平等、人権尊重の視点による生活指導・進路指導の充実、教育相談体制を確立します。	教育指導課

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
Ⅲ-1-9		サポートチーム	児童・生徒の問題について、複数の機関が連携して支援する必要があると判断されるケース（下記の例）について、必要とされる関係機関の実務担当者による「チーム」をつくり、各機関の業務内容に基づき相互に連携して対応します。 (1) 出席停止の児童・生徒への対応 (2) 児童・生徒の問題行動発生時の対応 (3) 児童・生徒の問題行動の予兆が見られたときの対応 (4) 児童・生徒の健全育成に関わる対応 平成17年4月から平成21年9月までで、12件の対応を行いました。	教育指導課
Ⅲ-1-10	計画事業	教育相談	教育に関する子ども・保護者・教育関係者の相談に応じます。区民がより身近なところで相談が受けられるよう、実施箇所数と相談員数を充実します。	総合教育センター
Ⅲ-1-11		適応指導教室	不登校児童・生徒に居場所を提供し、相談を通じて心の安定を図るとともに、個々の状況に応じた多様な活動を指導することにより、学校への復帰を支援します。	総合教育センター
Ⅲ-1-12		特色ある学校づくりの推進	地域の特色を生かしたり、地域の人材を活用するなどして、講演会や体験学習を実施し、各学校や幼稚園が創意工夫し、地域とのつながりを生かして、特色ある学校づくりを推進します。	教育指導課
Ⅲ-1-13		学校評議員制度	平成20年度までにすべての区立幼稚園、小中学校に学校評議員の配置が完了しましたが、今後は学校評議員制度がより活発化するよう支援し、開かれた学校づくりを図ります。	教育指導課
Ⅲ-1-14		学校施設整備	学校施設の耐震補強工事、校庭の芝生化・屋上緑化等を行い教育環境を整備します。	施設課
Ⅲ-1-15	計画事業	小中一貫・連携教育の推進	平成23年4月に小中一貫教育校（1校）を開校します。 小中一貫教育校の取組と成果をすべての小中学校に情報提供し、小中連携教育の推進を図ります。	
Ⅲ-1-16	計画事業	特別支援学級の設置	知的障害学級および情緒障害等通級指導学級を新設します。	
Ⅲ-1-17	計画事業	（仮称）学校教育支援センターの整備	総合教育センターを発展的に改組し、教職員の研究・研修事業や教育相談事業などを拡充します。	
Ⅲ-1-18	計画事業	校舎等の耐震化の推進	学校校舎・体育館の耐震補強工事を実施し、23年度までに全ての校舎・体育館を1s値0.7以上とします。	
Ⅲ-1-19	計画事業	みどりと環境の学校づくりの推進	校庭芝生化、屋上緑化およびみどりのカーテン等緑化工事を実施します。	
Ⅲ-1-20	計画事業	区立学校・区立幼稚園の適正配置	「第一次実施計画」に基づき、4校の統合新校（光が丘地区）を開校する。また、「第二次実施計画」を策定し、区立学校・区立幼稚園の適正配置を推進します。	

## 2 家庭教育への支援の充実

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
Ⅲ-2-1		家庭教育講演会	家庭教育に関する保護者対象の講演会および不登校の子どもを持つ保護者対象の講演会を、それぞれ年2回行います。	総合教育センター
Ⅲ-2-2	計画事業	子育て学習講座	子育て学習のほか、家庭教育支援となるような講座を提供します。特に、これまでの子育てを中心とした講座(21年度80講座)に加えて、親育ちといった視点を取り入れた学習会を区がパイロット的に実施し、地域の団体に広めていくなど、親力を高める事業を推進していきます。また、男親が参加できるよう、講座内容の充実を図ります。	生涯学習課

## 3 地域の教育力の向上

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
Ⅲ-3-1		青少年委員活動	青少年の余暇活動の充実や青少年団体の育成、青少年指導に対する援助、官公署、学校および青少年団体相互の連絡に関すること等を行います。 子ども会事業に地域活動スタッフを始め青少年を積極的に活用していく取り組みは徐々に浸透していますが、今後もさらに浸透するよう各委員への働きかけを行っていきます。	青少年課
Ⅲ-3-2		青少年育成地区委員会活動	子どもの参加型事業、環境浄化活動等を通じて、自ら考え、決定していく力を養い、青少年の健全な育成に寄与します。 地区委員の高齢化が進み新しい事業の展開が難しくなっていることから、ジュニアリーダー〇Ｂの参加等、中高生が主体的に事業にかかわり積極的に参加していけるような方策を検討していきます。	青少年課
Ⅲ-3-3		非行防止対策	「子どもたちを健やかに育てる運動」事業を推進し、地域、学校および行政が一体となって青少年の非行行為を防止するよう促します。また、社会を明るくする運動を実施し、青少年の非行防止と環境改善に寄与します。 「社会を明るくする運動」のさらなる普及啓発とともに、「健やか運動協力店」の設置等、特に子どもの万引き防止に向けて注意や呼びかけを行います。	青少年課
Ⅲ-3-4		総合型地域スポーツクラブ(ＳＳＣ)の育成・支援	子どもの多様な体験活動の機会の充実や世代間の交流を促進し、多様なスポーツニーズに応えるため、各区民体育館に1つの総合型地域スポーツクラブ(ＳＳＣ)が設立され、地域住民が主体となり運営しています。 今後は、それぞれのＳＳＣがより自立的に活動できるよう、研修や事業委託等の側面支援をしていきます。	スポーツ振興課

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
Ⅲ-3-5		ボランティア養成講座・講習会	平成21年3月に「練馬区子ども読書計画（第二次）」を策定しました。計画に基づき、地域の施設や区立図書館などで読み聞かせやブックスタート事業などを行う読書活動ボランティアの育成拡大と活用を図ります。 具体的には、読み聞かせボランティア育成講習会、布の絵本講習会等を実施し、ボランティア育成講習会修了者の活用を図ります。	光が丘図書館
Ⅲ-3-6 （新規事業）	計画事業	青少年の居場所づくりの推進	青少年育成活動を通じて青少年がさまざまな活動ができるよう、青少年の居場所づくりを進めます。 児童館に中学生・高校生専用の時間帯を設け、「居場所の確保」と「自己実現の場」の2つの機能を備える場とします。	青少年課、子育て支援課

#### 4 幼児教育の充実

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
Ⅲ-4-1		私立幼稚園への助成	私立幼稚園に対して、教育環境整備等の補助を行い、幼児教育の充実を図ります。	学務課
Ⅲ-4-2		私立幼稚園等園児保護者負担軽減費等の支給	区立幼稚園児の保護者の負担と私立幼稚園児の保護者の負担の均衡を図るよう適切な補助をおこなうことで、幼児の就園を奨励していきます。	学務課
Ⅲ-4-3		幼稚園における幼小連携の推進	幼稚園と小学校の連携の実施状況を把握するとともに、各園に対して連携の取組についての情報提供や情報交換を進めていきます。	学務課

## Ⅳ 子どもと子育て家庭を応援するまちづくりを進めます

### 1 居住環境の整備と子育てバリアフリーのまちづくり

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
IV-1-1		住宅に関する情報の提供	区民向けに、①公的な賃貸住宅の入居・募集情報の提供、②自己用住宅の融資・助成情報などを中心とした住宅ガイドを発行（隔年）しています。また、ホームページ等により、随時最新の情報を提供していきます。	住宅課
IV-1-2		区営住宅の設置・管理	低所得の住宅に困窮している区民の入居機会を増やすため、第3次住宅マスタープラン策定のなかで区営住宅整備について検討を行います。 また、若年ファミリー世帯やひとり親世帯に対し、全体のバランスを見ながら募集枠を確保していくほか、子どもが3人以上の世帯に対する優遇倍率制度を引き続き実施していきます。 【平成21年度末の現況（見込み）】 区営住宅 793戸	住宅課
IV-1-3		公共施設整備におけるユニバーサルデザインの推進	だれもが利用しやすい施設づくりをめざします。そのため、施設整備の際に事前協議を行うことなどにより、公共施設整備のユニバーサルデザインを推進します。	施設管理課、建築課
IV-1-4	計画事業	鉄道駅および駅周辺のユニバーサルデザインの促進	だれもが安全で快適に暮らせ、社会参加できる環境を創出するため、鉄道事業者にバリアフリー法の目標年である平成22年までに、区内にある21のすべての駅のバリアフリー化の完了に向けて、鉄道事業者が実施する駅のエレベーターなどのバリアフリー施設の整備に対して補助を実施します。また、区内の鉄道施設におけるバリアフリーの状況を確認するとともに課題を抽出し、さらなる設備の充実を図ります。 このほか、駅周辺や「だれでもトイレ」の設置などについても、ユニバーサルデザインの考え方に立って、施設を整備します。	交通企画課
IV-1-5	計画事業	歩道のバリアフリー化	安心して快適な歩行者空間を確保するとともに魅力あるまち並みを形成するため歩行者横断部を改良し、また電線類を地中化します。	計画課
IV-1-6	計画事業	公園へのだれでもトイレの設置	安心して外出できる環境整備の一環として、公園新設および大規模改修時に、障害者や子ども連れでも利用できる「だれでもトイレ」を設置するとともに、バリアフリー化を進めます。	公園緑地課

### 2 安全・安心のまちづくり

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
IV-2-1		交通安全の普及・啓発	区報や交通安全講習会などを通じて、交通安全思想の普及啓発を行います。 中学生に対するスタントマンを活用した講座等の開催や、小学校1年生へのランドセルカバーの配布等を行います。	交通安全課

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
IV-2-2	計画事業	自転車運転免許制度	実技指導と筆記試験により、子どもに自転車運転のルール・マナーを教え、自転車に関する正しい知識を身につけた子どもに、自転車安全運転カードを発行します。子どもに自覚を持たせることにより、自転車による交通事故の防止に努めます。未実施校への周知と理解を求め、より多くの児童を対象に事業を実施していきます。	交通安全課
IV-2-3		交通安全教育	小学生に交通規則や、横断歩道の渡り方、自転車運転時の注意などを教え、交通安全意識の啓発に努めます。	教育指導課
IV-2-4		防犯情報の収集・提供	引き続き、警察署等から収集した犯罪情報や不審者情報について、区のホームページに専用のページを設置し掲載するとともに、町会・商店会・PTAなどの地域住民団体に提供します。また、希望する個人には、安全・安心メールにより配信していますが、周知とともに配信内容、配信手順についてもより効果的な方向をみざし検討していきます。 このほか、「地域安全マップ」の情報収集・システムについては、区のホームページへの公開をめざします。	安全・安心担当課
IV-2-5		学校安全安心ボランティア事業	保護者や地域住民に、ボランティアとして、区立小学校の玄関付近で来校者への声かけなどの活動をしていただき、授業時間中における児童の安全を高めるとともに、ふれあい給食などを通じたボランティアと児童の交流を進めます。 今後は、各小学校において、着実に活動を継続できるよう、小学校教職員やボランティアへの啓発活動を充実していきます。	庶務課
IV-2-6	計画事業	地域パトロール体制の充実	地域の団体が実施するパトロール活動への車両や資材の提供等による支援や、防犯設備整備への助成等、地域団体の防犯・防火活動の支援や組織体制の強化を推進します。 地域の住民組織による防犯活動の取組が困難な部分について、安全・安心パトロールカーの効率的な運用や区関係部署、区内各警察署・消防署との連携を図りながら防犯防火事業を実施します。	安全・安心担当課
IV-2-7		防犯に関する意識啓発	警察や関係団体と協力して、防犯に関する啓発冊子を作成し、地域団体等に配布しています。また、地域において専門家による防犯講習や防犯訓練を実施する場合には、講師派遣等の必要な支援を行っています。 さらに区民の防犯意識の啓発を図るため、防犯イベント等を開催します。	安全・安心担当課
IV-2-8		児童館、保育所等の危機管理マニュアルの作成等	児童館・保育所等において、危機管理マニュアルを時勢に合わせて見直していくとともに、マニュアルに基づき防犯訓練（図上・実施）や講習会などを実施します。	子育て支援課、保育課

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
IV-2-9		子ども防犯ハンドブックの配付	親子で防犯について話し合う教材として、小学1年生、4年生の児童全員に、「子ども防犯ハンドブック」を配付します。また学校でも副読本として活用します。	青少年課
IV-2-10		セーフティ教室・「学校110番」通報避難訓練	児童生徒の非行防止と犯罪被害防止を目的に、警察署などと連携して学校がセーフティ教室を実施します。警察官などによる授業を保護者や地域関係者にも参観していただき、授業後に学校・警察署・保護者・地域の関係者で協議会を開催します。 また、不審者の学校侵入に対応するため、「学校110番」通報避難訓練を実施します。通報避難訓練は、教員の安全教育研修会も兼ねて実施します。	教育指導課
IV-2-11	計画事業	児童・生徒の地域における緊急避難所の設置	主に通学路等で、児童・生徒が犯罪に巻き込まれそうになった時、助けを求め「駆け込むことのできる」場所を、区民の協力を得て確保し、犯罪発生を抑止します。 引き続き、すべての小学校学区域により多くの緊急避難所が設置できるように、地域の実施団体へ働きかけていきます。	青少年課
IV-2-12		防犯設備設置に係る助成	地域住民組織などが、犯罪防止を目的として、不特定多数の者が出入り、または往来する場所に、防犯カメラ・防犯灯などの防犯設備を設置する場合に助成を行います。今後は繁華街を中心に、対策を強化します。	安全・安心担当課
IV-2-13		防犯用品・防犯機器の普及促進	小中学生に防犯ブザーを配付します。また、防犯用品・防犯機器販売業者団体等と協定を結び、区民に防犯用品・防犯機器をあっせんします。	安全・安心担当課
IV-2-14		雑誌自動販売機等実態調査	青少年の健全育成と非行防止のために、雑誌やビデオテープなど青少年の健全な育成に有害と思われる自動販売機の実態を調査し、実態を把握するとともに、場合によっては撤去を促します。	青少年課
IV-2-15	計画事業	子ども安全学習講座	子どもが安全にかつ安心して生活するために、子ども自身が考え行動できるような実践的な内容の講座や、地域での取り組みを推進していくような講座を、引き続き実施していきます。	生涯学習課
IV-2-16	計画事業	地域防犯防火連携組織の確立	小学校区を基本単位としながら、地域の実情に応じた範囲を組織の単位として、地域団体、区、学校、警察など関係機関の連携を進めていきます。 連携組織については、新たに組織を構築する他、防犯、防火などですでに連携が見られている地域では、既存組織の強化による組織構築を進めます。	安全・安心担当課

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
IV-2-17	計 画 事 業	情報教育推進事業	<p>子どもにとって有害な情報の実際を学ぶとともに、大人として地域として取り組むことのできる予防（子どもにパソコンや携帯電話を買い与える際に注意すべきことなど）や対策について考えます。また、学校裏サイトにおけるいじめなどの実態を通して、インターネットと人権侵害についても考える機会とします。</p> <p>今後も、区内全小中学校で実施している「情報モラル講習会」と連携して実施していくほか、情報を読み取る力を身につけ悪意のある情報から自らの身を守るよう、情報リテラシー教育を展開していきます。</p>	生涯学 習課
IV-2-18 (新規 事業)		情報通信システム を活用した防犯シ ステムの研究	<p>子ども特に小学生が不審者による犯罪に巻き込まれることのないよう、ＩＣタグ等情報通信システムを活用した防犯システムの構築に向けた研究を行います。</p>	安全・ 安心担 当課

## V 特に支援が必要な子どもと子育て家庭を応援します

### 1 児童虐待防止対策の充実

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
V-1-1		子ども家庭支援センターにおける児童虐待に関する相談	子ども家庭支援センター5か所において、区民からの児童虐待通報や相談を受けます。 児童虐待通報については、東京都児童相談センターと連携して子どもの安否の確認を最優先にします。 保護者からの相談については、子どもと家庭の問題解決のために、関係機関との連携の充実に努めます。	子育て支援課
V-1-2		その他の機関における児童虐待に関する相談	日常的な相談の中から児童虐待を早期に発見し、関係機関と連携しながら、適切な援助を行います。 ＜総合福祉事務所＞ ＜保健相談所＞ ＜児童館＞ ＜総合教育センター＞	総合福祉事務所、保健相談所、子育て支援課、総合教育センター
V-1-3		児童虐待防止マニュアルの改訂	平成16年3月発行(平成20年12月改訂版発行)の「児童虐待防止マニュアル」を、時勢に合わせて改訂します。	子育て支援課
V-1-4		児童虐待防止ネットワークの強化・啓発	児童福祉法第25条の2に基づき、練馬区要保護児童対策地域協議会を引き続き運営し、ネットワークの強化とともに、児童虐待について周知することで保護者や地域の理解が得られるよう啓発活動を進めるなど、児童虐待防止対策の充実を図ります。	子育て支援課
V-1-5		心の相談事業	保護者から受ける相談について、深刻な悩みには、心の相談事業の参加を案内し、虐待専門相談員を講師に、母親同士のグループミーティングを通じて考え、話し合うことで参加者自身の「育てる力」の向上と、虐待予防を図ります。	子育て支援課

### 2 ひとり親家庭の自立の支援

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
V-2-1		ひとり親家庭の各種相談	母子自立支援・婦人相談員または面接員が生活全般の相談を受けます。ひとり親家庭が自立した生活をおくれるよう、区内外関係機関との連携により、必要な支援につなげられるようにしていきます。	総合福祉事務所

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
V-2-2		女性に対する暴力 専門相談	夫の暴力など女性に対する暴力に関する相談を受けます。平成 21 年度から、相談日数・時間および相談場所を増やし、より多くの人の相談に応じられるようにしています。 【平成 21 年度末の現況（見込み）】 個別相談 400 人 グループミーティング 150 人	人権・ 男女共 同参画 課
V-2-3		女性および母子緊急一時保護	夫等からの暴力により、保護を求めてくる女性および母子を、区で独自に確保した施設や東京都等の施設で、一時的に保護します。 【平成 21 年度末の現況（見込み）】 3 か所 4 室（区が確保している施設）	人権・ 男女共 同参画 課、総 合福祉 事務所
V-2-4		母子生活支援施設	配偶者のいない母親とその子どもを保護し、経済的自立を促し、安心して児童の養育ができるようにします。 また、入所した世帯が社会に適合し、自立した生活が営めるように援助・指導を行います。 【21 年度末の現況（見込み）】 1 か所、20 室	総合福祉事務所、計画調整担当課
V-2-5		ひとり親家庭就労支援事業	ひとり親家庭の母及び父の就労に際して主体的な能力開発を支援するため、自立支援教育訓練給付金事業、高等技能訓練促進費事業を実施します。支給対象をひとり親に拡大したことに伴い、事業の周知を図ります。	総合福祉事務所
V-2-6		各種資金の貸付	母子福祉資金、女性福祉資金、応急小口資金、高等学校進学準備資金の貸し付けを行い、経済的自立、生活の安定、生活意欲の増進を図ります。 区が実施する各種資金のこれらの貸付や関連する施策（東京都や社会福祉協議会が実施する貸付）の活用が、相談者の状況に応じ、より効果的に行えるよう、PRしてまいります。 【平成 21 年度末の現況（見込み）】 ・母子福祉資金 710 件 ・女性福祉資金 46 件 ・応急小口資金 483 件 ・高等学校進学準備資金 40 件	総合福祉事務所

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
V-2-7		児童扶養手当の支給	<p>父が離婚や死亡などでいないか、父が重度の障害者の18歳までの児童（障害がある場合は20歳未満）のいる家庭に手当を支給し、生活の安定と自立の促進を図ります。国の制度で、所得制限があります。</p> <p>支給額：  1人目 41,720円  （一部支給は41,710円～9,850円）  2人目 5,000円  3人目以降 3,000円（月額）</p> <p>【平成21年度末の現況（見込み）】  受給世帯 4,300世帯  対象児童 6,400人</p>	子育て支援課
V-2-8		児童育成手当（育成手当）の支給	<p>父または母が死亡・離婚等でいないか、父または母が重度の障害者の18歳までの児童の保護者に手当（支給額1人13,500円（月額））を支給し、生活の安定と自立の促進を図ります。東京都の制度で、所得制限があります。</p> <p>【平成21年度末の現況（見込み）】  受給世帯 5,900世帯  対象児童 8,500人</p>	子育て支援課
V-2-9		ひとり親家庭等医療費の助成	<p>父または母が死亡・離婚等でいないか、父または母が重度の障害者の18歳（障害がある場合は20歳未満）までの児童のいる家庭に医療証を交付して、医療費の一部を助成します。東京都の制度で、所得制限があります。</p> <p>（一部負担内容）  住民税課税世帯：  自己負担分の1割と  入院時食事療養費標準負担額  住民税非課税世帯：  入院時食事療養費標準負担額</p> <p>【平成21年度末の現況（見込み）】  受給者数 3,500世帯  対象者 4,900人</p>	子育て支援課
V-2-10		ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	<p>小学生以下の児童のいるひとり親家庭の母親や父親あるいは児童が、一時的な疾病などで日常生活に困った場合、ひとり親家庭になった直後で生活が不安定な場合、親族等の冠婚葬祭に親が出かける場合等にホームヘルパーを派遣し、子どもの世話・食事の介助等の援助を行います。なお、派遣時間については、午後10時までです。</p> <p>【平成21年度末の現況（見込み）】  延べ 300世帯  延べ 24,700時間</p>	総合福祉事務所

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
V-2-11		ひとり親家庭等休養ホーム事業	ひとり親家庭等がレクリエーションその他休養のために、区が指定する宿泊施設を利用する場合には、宿泊料金の一部を区で補助することにより、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。 【平成 21 年度末の現況（見込み）】 利用泊数 大人 480 泊 子ども 260 泊 施設数 21 施設	総合福祉事務所

### 3 障害児の健全な発達の支援

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
V-3-1		発達に心配のある子どもに対する診察・相談	発達に心配のある子どもについて、専門医が診察を行い、専門スタッフが相談に応じます。平成24年度に開設予定の（仮称）こども発達支援センターに、乳幼児および学齢児の相談を移行し、事業の充実を図ります。 【平成21年度末の現況（見込み）】 相談件数 3,600件	障害者サービス調整担当課
V-3-2		心身障害者（児）歯科相談	心身に障害を有する者および児童とその保護者（介護者）に対する歯科相談を、練馬つつじ歯科診療所で練馬区歯科医師会に委託して実施します。	地域医療課
V-3-3		心身障害者（児）歯科診療	心身に障害を有し一般の歯科診療所では治療が困難な者および児童に対する歯科診療を、練馬つつじ歯科診療所で練馬区歯科医師会に委託して実施します。	地域医療課
V-3-4		障害児の早期療育	発達に心配のある子どもを、保健・医療・福祉・保育等の関係機関の連携によりできるだけ早期に発見し、必要な療育を行うことによって、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図ります。対象者を乳幼児から高校生までに拡大し機能を強化するために、心身障害者福祉センターの実績を踏まえて、（仮称）こども発達支援センターを整備します。 心身障害者福祉センターの療育事業は、（仮称）こども発達支援センターに移行します。 【平成21年度末の現況（見込み）】 心身障害者福祉センター、通所定員 102名	障害者サービス調整担当課
V-3-5	計画事業	特別支援教育に関わる教員の専門性の向上	特別支援教育理解のための研修、特別支援教育コーディネーター養成のための研修を充実させ、教員の専門性の向上を図ることにより、特別支援学級および通常学級における特別支援教育の一層の充実を図ります。	教育指導課
V-3-6		幼稚園における障害児教育	全区立幼稚園で障害児保育を実施しています。また、私立幼稚園において障害児保育を実施する場合、区が委託を行います。 さらに、発達障害児等特別な配慮を要する幼児が私立幼稚園に入園した場合、園がクラス担任以外の補助員を配置する経費の一部を助成します。 幼稚園を卒園した後、小学校へ就学する際に、切れ目のないよう適切な連携を図っていきます。	学務課

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
V-3-7		障害児保育	<p>原則として、集団での保育が可能な、身体障害者手帳3級・愛の手帳3度以下程度の中軽度な障害をもつ満3歳以上の児童を、保育所で受け入れます。今後、年齢枠を撤廃することで、0～2歳児の受入も行い、保護者ニーズに応じていきます。</p> <p>また、保育所を卒園した後、小学校へ就学する際に、切れ目のないよう適切な連携を図っていきます。</p> <p>【平成21年度末の現況（見込み）】 受入れ人数 区立保育所 153名 私立保育所 51名</p>	保育課
V-3-8		学童クラブでの障害児の受入れ等	<p>放課後等の保育に欠ける障害のある児童の受け入れについては、現在各クラブ2名（委託クラブは各3名）、計185名の受入枠がありますが、発達障害や注意欠陥多動性障害等の新たな障害による近年の需要の増大に対応するため、受入枠を拡大していきます。</p> <p>また、地域で暮らす重い障害のある児童の放課後の居場所の提供を検討します。</p>	子育て支援課
V-3-9		特別児童扶養手当の支給	<p>20歳未満で中度以上の障害のある児童を養育する保護者に手当を支給します。国の制度で、所得制限があります。</p> <p>1級 50,900円（月額） 2級 33,900円（月額）</p> <p>【平成21年度末の現況（見込み）】 受給者数 600人</p>	子育て支援課
V-3-10		児童育成手当（障害手当）の支給	<p>心身に一定程度の障害がある20歳未満の児童を養育する保護者に手当（支給額1人15,500円（月額））を支給します。東京都の制度で、所得制限があります。</p> <p>【平成21年度末の現況（見込み）】 受給世帯 450世帯 対象児童 470人</p>	子育て支援課
V-3-11	計画事業	心身障害者（児）に対する住宅改造・改善の助成	<p>重度の心身障害者（児）の日常生活を容易にするため、浴室、トイレ、玄関等の改善工事などに対する「住宅設備改善費の給付制度」の普及に努めます。</p>	障害者サービス調整担当課
V-3-12	計画事業	心身障害者（児）に対する居宅系サービスの充実	<p>心身障害児の必要なサービスが十分に供給されるよう、また、心身障害児の家族の病気や事故、レスパイト（休養）などのため、一人ひとりのニーズを把握し、効率的効果的な居宅系サービス（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援・短期入所・児童デイサービス）の提供の充実を図ります。</p>	障害者サービス調整担当課

番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
V-3-13	計 画 事業	日常生活を容易にするための各種援助	重度の心身障害者（児）に対して、日常生活を容易にしたり、介護者の負担を軽減するための用具を給付または貸与します。心身障害者（児）のニーズに配慮した給付品目や給付体制を検討します。	障害者 サービス調整 担当課
V-3-14		福祉タクシー等事業	外出困難な心身障害者（児）の生活圏を拡大することを目的として、福祉タクシー券の支給、自動車燃料費の助成およびリフト付タクシーの円滑な供給を行います。	総合福祉事務 所
V-3-15		チェアキャブ運行事業への補助	歩行困難で外出時に車イスを常時使用する障害児の社会参加を進めるために、練馬区社会福祉協議会が実施するチェアキャブ運行事業の事業運営費を補助します。	障害者 施策推進課
V-3-16		民間幼児・児童訓練教室に対する運営費の助成等	通所訓練事業などを行っている民間幼児・児童訓練教室に運営費を助成します。また、教室への通所バスを運行します。	障害者 施策推進課
V-3-17		特別支援教育の推進	児童・生徒一人ひとりの障害の状態や特性などに応じた教育を行うとともに、地域バランスを考慮しながら特別支援学級を増設します。 （仮称）こども発達支援センターの開設を踏まえ、幼稚園・保育所・小中学校・高等学校から成人まで、ライフステージに応じた適切な相談支援体制のネットワーク整備を進めていきます。 また、学校巡回相談、交流および共同学習等の実施、特別支援教育についての理解啓発に取り組みます。	学 務 課・教育指導 課
V-3-18 （新規 事業）	計 画 事業	（仮称）こども発達支援センターの整備	発達に心配のある子どもを早期発見し、発達を支援するため、相談・療育事業を実施してきた心身障害者福祉センターの実績を踏まえ、より機能を強化するため、（仮称）こども発達支援センターを整備します。 （仮称）こども発達支援センターの機能としては、診察・相談機能、通所による療育、関係機関への支援と連携、保護者への支援、地域住民の啓発などを想定しています。	障害者 サービス調整 担当課

VI 計画の着実な推進を図ります

1 計画を推進する仕組みづくり

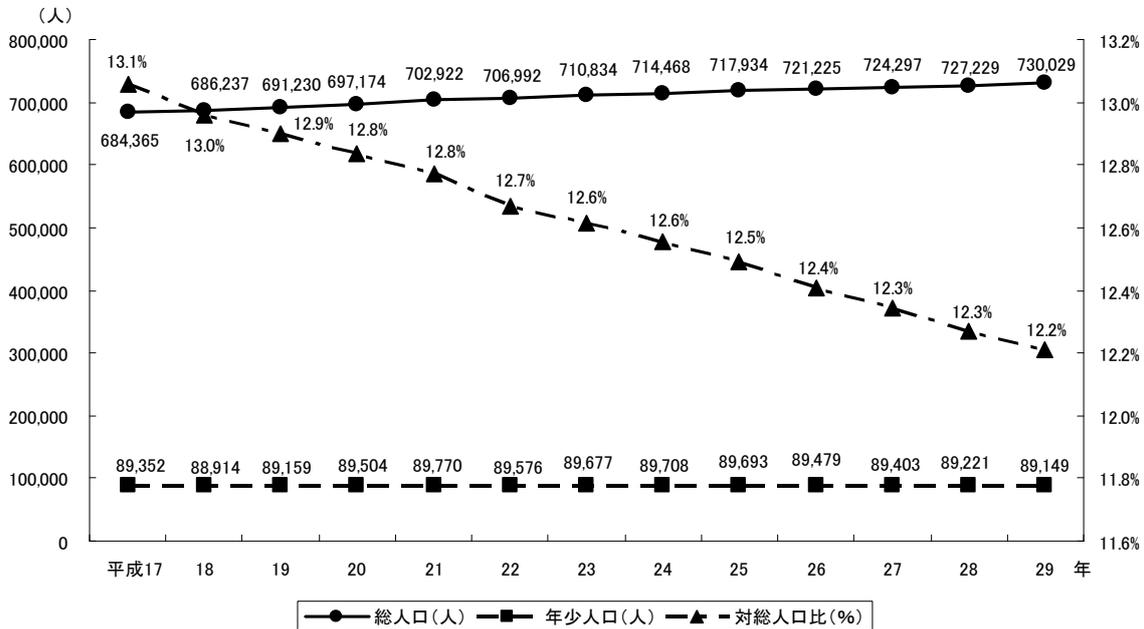
番号	区分	事業名	事業の概要	担当課
VI-1-1		次世代育成支援推進協議会の設置	<p>行動計画の実施状況の把握・点検に区民の意見を反映させるため、公募区民、団体代表、学識経験者等で構成する「練馬区次世代育成支援推進協議会」を設置します。</p> <p>また、協議会には、施策に関する問題提起や提案を行っていただき、次世代育成支援施策の推進に努めます。</p>	計画調整担当課
VI-1-2		行動計画の実施状況の公表と区民意見の反映	<p>計画で示した施策の推進や、事業の実施にあたっては、定期的に計画の実施状況を把握・点検することが必要です。計画の実施状況を、年度ごとに把握・点検し、区報、ホームページなどで公表します。区民の方から意見をいただき、計画の実施に反映させます。</p>	計画調整担当課
VI-1-3		行政評価制度の活用	<p>行政評価制度を活用して、施策の評価や事業の評価を実施することによって、成果重視の計画の推進をめざします。</p>	各課
VI-1-4		区民参加による評価制度の活用	<p>保育所、学童クラブなどの施設について、第三者評価や利用者（保護者）アンケートを実施し、区民の意見を反映したよりよい運営をめざします。</p>	各課
VI-1-5		施設の管理運営、業務の委託等の推進	<p>区民、民間との協働による効率的で効果的な施設の管理運営や業務の実施をめざして、保育所、学童クラブ、地区区民館などの管理運営などの委託化を進めます。</p>	各課
VI-1-6		区の推進体制の整備	<p>関係部長で構成する次世代育成支援行動計画推進委員会を設置し、関係組織が連携した計画の推進と進行管理を行います。</p> <p>また、事業部制の導入にあわせて、子どもに関わる組織を再編強化し、計画の推進体制を整備します。</p>	子育て支援課等
VI-1-7 (新規事業)		第三者評価の受審	<p>利用者へのサービス向上を図るため、区・私立保育所、認証保育所や障害福祉サービス事業所において、自己評価の実施および第三者評価の受審を支援します。</p>	保育課、障害者サービス調整担当課

# 参考資料

## 1. 人口・世帯

- 人口の推移をしてみると、総人口は増加しているが、年少人口はほぼ同水準で推移している。しかし、総人口に占める年少人口の割合は年々低下しており、平成17年から平成21年の間に0.3ポイント低下している。さらに、平成29年までの人口推計結果から、今後も総人口に占める年少人口の比率が低下し、高齢人口の割合が増加することが見込まれる（図表資料 - 1～3）。
- 世帯あたり子ども数は、昭和55年まで1.8人であったのが、年々減少し、平成17年には1.6人となっている（図表資料 - 4）。

図表資料 - 1 児童人口の推移



（平成17～21年1月1日現在、住民基本台帳および外国人登録原票、平成22年以降は平成16年1月～平成21年1月までの実績に基づく推計値）

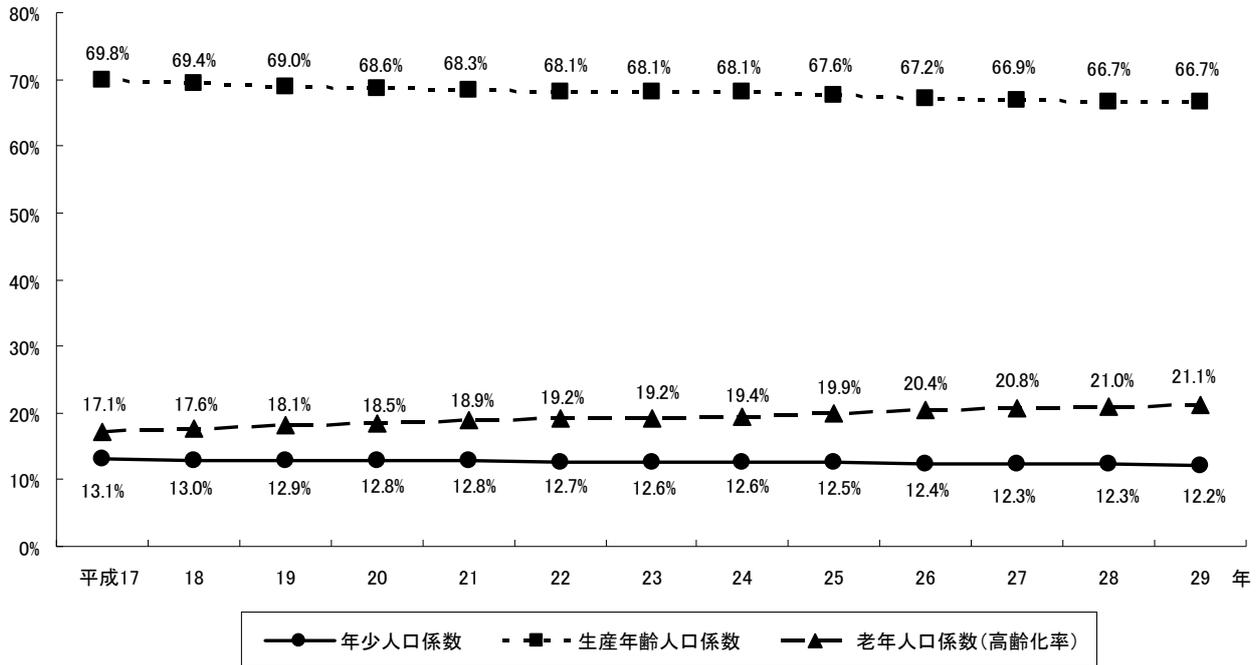
図表資料 - 2 年少人口、生産年齢人口、高齢人口の推移

	2005年 平成17年	2006年 平成18年	2007年 平成19年	2008年 平成20年	2009年 平成21年	2010年 平成22年	2011年 平成23年	2012年 平成24年	2013年 平成25年	2014年 平成26年	2015年 平成27年	2016年 平成28年	2017年 平成29年
年少人口 (0～14歳)	89,352	88,914	89,159	89,504	89,770	89,576	89,677	89,708	89,693	89,479	89,403	89,221	89,149
生産年齢人口 (15～64歳)	477,711	476,255	476,737	478,593	480,173	481,700	484,349	486,216	485,363	484,840	484,412	485,347	486,985
老年人口 (65歳以上)	117,302	121,068	125,334	129,077	132,979	135,716	136,808	138,544	142,878	146,906	150,482	152,661	153,895
合計	684,365	686,237	691,230	697,174	702,922	706,992	710,834	714,468	717,934	721,225	724,297	727,229	730,029
年少人口係数	13.1%	13.0%	12.9%	12.8%	12.8%	12.7%	12.6%	12.6%	12.5%	12.4%	12.3%	12.3%	12.2%
生産年齢人口係数	69.8%	69.4%	69.0%	68.6%	68.3%	68.1%	68.1%	68.1%	67.6%	67.2%	66.9%	66.7%	66.7%
老年人口係数 (高齢化率)	17.1%	17.6%	18.1%	18.5%	18.9%	19.2%	19.2%	19.4%	19.9%	20.4%	20.8%	21.0%	21.1%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

（平成17～21年1月1日現在、住民基本台帳および外国人登録原票、平成22年以降は平成16年1月～平成21年1月までの実績に基づく推計値）

（注）年少人口係数・・・0歳～14歳人口割合、生産年齢人口係数・・・15歳～64歳人口割合、老年人口係数・・・65歳以上人口割合

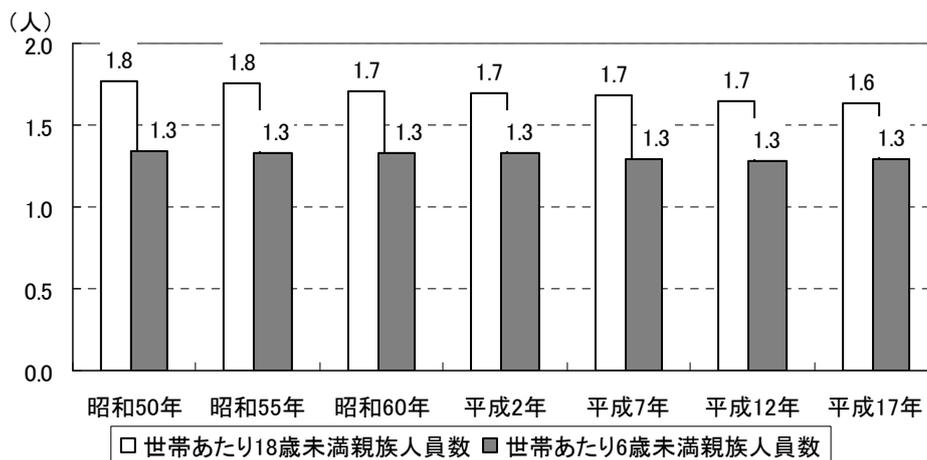
図表資料 - 3 年齢別人口の推移



(平成 17～21 年 4 月 1 日現在、住民基本台帳および外国人登録原票、平成 22 年以降は平成 16 年 1 月～平成 21 年 1 月までの実績に基づく推計値)

(注) 年少人口係数…0 歳～14 歳人口割合、生産年齢人口係数…15 歳～64 歳人口割合、老年人口係数…65 歳以上人口割合

図表資料 - 4 世帯あたり子ども数の推移

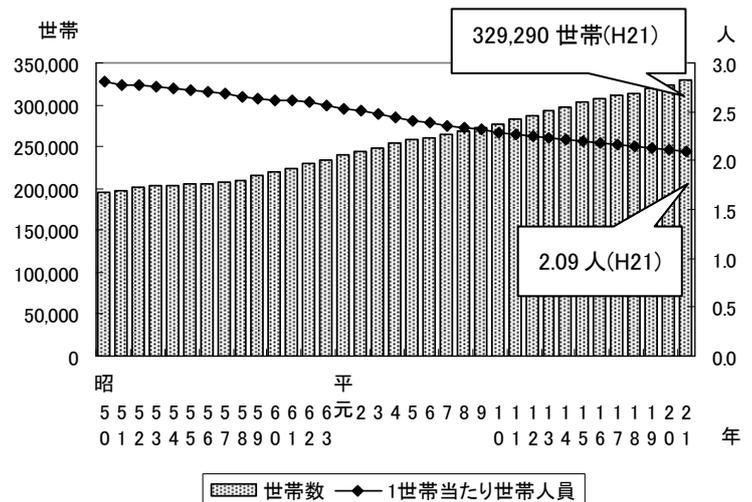


出典：国勢調査 各年 10 月 1 日現在

- 人口増加に伴い、世帯数も年々増加しており、平成21年では人口689,187人、世帯数329,290世帯で最も多くなっている。しかし、1世帯当たりの世帯人員は、平成21年が2.09人で最も少ない。また、核家族世帯にも同様の傾向がみられ、世帯数は年々増加しているものの、1世帯当たりの親族人員は年々減少している（図表資料-5、6）。

図表資料 - 5 人口・世帯の推移

年	人口	世帯数	1世帯当たり世帯人員
平成7年	624,754	264,547	2.36
平成8年	627,662	268,548	2.34
平成9年	631,140	272,482	2.32
平成10年	635,827	277,532	2.29
平成11年	641,821	282,976	2.27
平成12年	646,729	287,745	2.25
平成13年	651,618	292,305	2.23
平成14年	657,377	297,517	2.21
平成15年	662,885	302,605	2.19
平成16年	667,512	306,942	2.17
平成17年	672,251	310,889	2.16
平成18年	674,123	314,248	2.15
平成19年	678,869	318,925	2.13
平成20年	684,107	324,194	2.11
平成21年	689,187	329,290	2.09



住民基本台帳 各年1月1日現在

図表資料 - 6 核家族世帯

	核家族世帯		核家族世帯内訳							
	世帯数	1世帯当り親族人員	夫婦のみ		夫婦と子供		男親と子供		女親と子供	
			世帯数	世帯数	1世帯当り親族人員	世帯数	1世帯当り親族人員	世帯数	1世帯当り親族人員	
昭和50年	117,251	3.39	21,223	86,179	3.83	1,308	2.56	8,541	2.53	
昭和55年	122,016	3.34	24,039	86,604	3.83	1,582	2.53	9,791	2.51	
昭和60年	130,569	3.26	28,954	87,896	3.80	2,043	2.50	11,676	2.49	
平成2年	141,642	3.17	35,732	89,794	3.76	2,653	2.45	13,463	2.46	
平成7年	150,750	3.04	44,602	87,699	3.70	3,408	2.38	15,401	2.42	
平成12年	159,481	2.96	51,071	87,288	3.66	3,229	2.35	17,893	2.41	
平成17年	163,429	2.92	55,052	85,878	3.65	3,892	2.38	18,607	2.39	

出典：国勢調査 各年10月1日

【一般世帯と施設等の世帯】 一般世帯とは、住居と生計を共にしている人の集まりまたは一戸を構えて住んでいる単身者、これらの世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借り・下宿などの単身者および会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者をいう。施設等の世帯とは、①寮・寄宿舍の学生・生徒、②病院・療養所の入院者、③社会施設の入所者、④自衛隊営舎内居住者、⑤矯正施設の入所者、⑥その他（定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠を有しない船舶乗組員など）をいう。昭和55年以前は普通世帯と準世帯として区分している。普通世帯とは、一般世帯から間借り・下宿などの単身者および会社などの独身寮の単身者を除いたものをいう。

【核家族世帯】 世帯の家族類型は、一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、親族世帯（二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯）、非親族世帯（二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯）、単独世帯（世帯人員が一人の世帯）に分類し、さらに、親族世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、核家族世帯とその他の親族世帯に分類している。さらに、核家族世帯は、夫婦のみの世帯、夫婦と子どもから成る世帯、男親と子どもから成る世帯、女親と子どもから成る世帯に分類される。なお、三世帯等世帯等は、その他の親族世帯に含まれる。

- 国勢調査における平成 17 年の母子世帯総数は 2,815 世帯であり、平成 12 年より減少したものの平成 2 年の 1.11 倍となっている。特に 6 歳未満の子どものいる世帯が 541 世帯と、平成 2 年より大きく増加している。

一方、父子世帯総数は 345 世帯、6 歳未満の子どものいる世帯は 33 世帯であり、平成 2 年よりやや多い（図表資料 - 7、8）。

#### ◆ ひとり親家庭の状況

図表資料 - 7 母子家庭の状況

年	母子世帯数(世帯)					母子世帯人員(人)					1世帯あたり子どもの数(人)
	総数	子どもが1人	子どもが2人	子どもが3人以上	(再掲)6歳未満の子どものいる世帯	総数	子どもが1人	子どもが2人	子どもが3人以上	(再掲)6歳未満の子どものいる世帯	
平成 2	2,544	1,350	954	240	344	6,544	2,700	2,862	982	914	1.6
7	2,707	1,512	955	240	495	6,874	3,024	2,865	985	1,276	1.5
12	3,298	1,784	1,178	336	708	8,520	3,568	3,534	1,418	1,928	1.6
17	2,815	1,476	1,039	300	541	7,349	2,952	3,117	1,280	1,507	1.6

国勢調査 各年 10 月 1 日

図表資料 - 8 父子家庭の状況

年	父子世帯数(世帯)					父子世帯人員(人)					1世帯あたり子どもの数(人)
	総数	子どもが1人	子どもが2人	子どもが3人以上	(再掲)6歳未満の子どものいる世帯	総数	子どもが1人	子どもが2人	子どもが3人以上	(再掲)6歳未満の子どものいる世帯	
平成 2	474	268	161	45	24	1,204	536	483	185	71	1.5
7	460	263	155	42	46	1,163	526	465	172	122	1.5
12	434	239	152	43	54	1,110	478	456	176	145	1.6
17	345	207	110	28	33	862	414	330	118	94	1.5

国勢調査 各年 10 月 1 日

【母子世帯】母子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がないもの）をいう。

【父子世帯】父子世帯とは、未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がないもの）をいう。

## 2. 出生数と合計特殊出生率等の推移

- 出生数は、昭和41年の丙午を除き、昭和40年代には11,000人前後で推移していた。出生率も昭和40年代には人口千人あたり20.0を超え、全国、東京都より高い水準にあった。しかし、その後はどちらも低下を続け、平成19年には、出生数は5,974人、出生率も8.5となった。この数字は、東京都より高く、全国より低い（図表資料-9）。
- 1人の女子が一生の間に生む子ども数に相当する合計特殊出生率は、緩やかな低下を続けている。しかし、平成17年には過去最低の1.02となったが、平成18年は1.04、平成19年は1.10、平成20年は1.11（概数）と上昇している。東京都や国と比較すると、東京都よりやや高く、全国より低い（図表資料-10）。

図表資料-9 出生数・合計特殊出生率の推移

年	練馬区				東京都	全国	練馬区	東京都	全国
	出生数 (男)	出生数 (女)	出生数 (合計)	出生率	出生率	出生率	合計特殊 出生率	合計特殊 出生率	合計特殊 出生率
昭和45	5,704	5,263	10,967	20.8	20.1	18.8		1.96	2.13
46	5,697	5,344	11,041	20.7	20.2	19.2		2.02	2.16
47	5,547	5,121	10,668	19.7	19.9	19.3		1.97	2.14
48	5,517	5,178	10,695	19.5	19.5	19.4		1.93	2.14
49	5,161	4,908	10,069	18.2	18.0	18.6		1.77	2.05
50	4,565	4,321	8,886	15.9	16.0	17.1		1.63	1.91
51	4,353	4,023	8,376	14.8	14.9	16.3		1.51	1.85
52	3,997	3,803	7,800	13.7	14.1	15.5		1.50	1.80
53	3,857	3,709	7,566	13.3	13.4	14.9	1.57	1.51	1.79
54	3,729	3,534	7,263	12.8	12.7	14.2	1.57	1.50	1.77
55	3,490	3,281	6,771	12.0	12.0	13.6	1.51	1.44	1.75
56	3,307	3,143	6,450	11.4	11.8	13.0	1.46	1.41	1.74
57	3,320	3,170	6,490	11.5	11.5	12.8	1.51	1.43	1.77
58	3,343	3,173	6,516	11.4	11.2	12.7	1.51	1.43	1.80
59	3,349	3,204	6,553	11.3	11.1	12.5	1.51	1.43	1.81
60	3,392	3,255	6,647	11.3	10.7	11.9	1.49	1.44	1.76
61	3,424	3,100	6,524	10.9	10.2	11.4	1.44	1.37	1.72
62	3,301	3,242	6,543	10.8	9.9	11.1	1.43	1.35	1.69
63	3,335	3,228	6,563	10.7	9.6	10.8	1.42	1.31	1.66
平成1	3,143	2,907	6,050	9.8	8.9	10.2	1.30	1.24	1.57
2	3,066	2,805	5,871	9.5	8.8	10.0	1.24	1.23	1.54
3	3,055	2,883	5,938	9.5	8.7	9.9	1.24	1.18	1.53
4	2,990	2,907	5,897	9.4	8.5	9.8	1.20	1.14	1.50
5	2,918	2,864	5,782	9.2	8.3	9.6	1.17	1.10	1.46
6	3,073	2,971	6,044	9.5	8.6	10.0	1.20	1.14	1.50
7	2,977	2,815	5,792	9.1	8.2	9.6	1.13	1.11	1.42
8	2,977	2,871	5,848	9.1	8.3	9.7	1.13	1.07	1.43
9	3,017	2,897	5,914	9.2	8.3	9.5	1.12	1.05	1.39
10	3,072	2,898	5,970	9.2	8.3	9.6	1.11	1.05	1.38
11	3,030	2,927	5,957	9.1	8.2	9.4	1.09	1.03	1.34
12	3,144	2,958	6,102	9.3	8.3	9.5	1.12	1.07	1.36
13	3,060	2,879	5,939	8.9	8.1	9.3	1.08	1.00	1.33
14	3,099	2,928	6,027	9.0	8.2	9.2	1.09	1.02	1.32
15	3,013	2,841	5,854	8.7	8.0	8.9	1.06	1.00	1.29
16	3,027	2,795	5,822	8.6	8.2	8.8	1.05	1.01	1.29
17	2,853	2,706	5,559	8.1	7.8	8.4	1.02	1.00	1.26
18	2,952	2,788	5,740	8.2	8.2	8.7	1.04	1.02	1.32
19	3,211	2,763	5,974	8.5	8.3	8.6	1.10	1.05	1.34
20	-	-	-	-	-	-	1.11	1.09	1.37



- 平成 19 年の周産期死亡数は 28 人、死産数は 141 人であった。また、新生児死亡数は 10 人、乳児死亡数は 18 人だった。死亡率は、死産率以外はいずれも東京都の水準よりも高くなっている（図表資料 - 11、12）。

図表資料 - 11 周産期死亡と死産の推移

	周産期死亡				死産			
	練馬区		東京都	全国	練馬区		東京都	全国
	死亡数	死亡率 (出生千対)	死亡率 (出生千対)	死亡率 (出生千対)	死産数	死産率 (出生千対)	死産率 (出生千対)	死産率 (出生千対)
平成10年	32	5.3	6.3	6.2	154	25.1	30.4	31.4
平成11年	39	6.5	6.3	6.0	164	26.8	31.1	31.6
平成12年	32	5.2	5.6	5.8	163	26.0	29.0	31.2
平成13年	25	4.2	5.3	5.5	159	26.1	28.7	31.0
平成14年	34	5.6	5.8	5.5	130	21.1	28.2	31.1
平成15年	24	4.1	5.1	5.3	167	27.7	29.0	30.5
平成16年	32	5.5	5.2	5.0	144	24.1	28.6	30.0
平成17年	27	4.8	4.8	4.8	150	26.3	28.6	29.1
平成18年	18	3.1	4.7	4.7	142	24.1	26.6	27.5
平成19年	28	4.7	4.4	4.5	141	23.1	24.6	26.2

出典：「東京都衛生年報」（平成 15 年以前）、「人口動態統計」（平成 16 年以降）、厚生労働省「人口動態統計」

図表資料 - 12 新生児死亡と乳児死亡の推移

	新生児死亡				乳児死亡			
	練馬区		東京都	全国	練馬区		東京都	全国
	死亡数	死亡率 (出生千対)	死亡率 (出生千対)	死亡率 (出生千対)	死産数	死亡率 (出生千対)	死亡率 (出生千対)	死亡率 (出生千対)
平成10年	10	1.7	2.0	2.0	18	3.0	3.6	3.6
平成11年	13	2.2	1.8	1.8	27	4.5	3.3	3.4
平成12年	12	2.0	2.0	1.8	20	3.3	3.5	3.2
平成13年	10	1.7	1.6	1.6	18	3.0	3.0	3.1
平成14年	8	1.3	1.7	1.7	11	1.8	2.9	3.0
平成15年	6	1.0	1.4	1.7	19	3.2	3.0	3.0
平成16年	8	1.4	1.2	1.5	17	2.9	2.6	2.8
平成17年	11	2.0	1.3	1.4	18	3.2	2.7	2.8
平成18年	5	0.9	1.5	1.3	16	2.8	2.9	2.6
平成19年	10	1.7	1.4	1.3	18	3.0	2.7	2.6

出典：「東京都衛生年報」（平成 15 年以前）、「人口動態統計」（平成 16 年以降）、厚生労働省「人口動態統計」

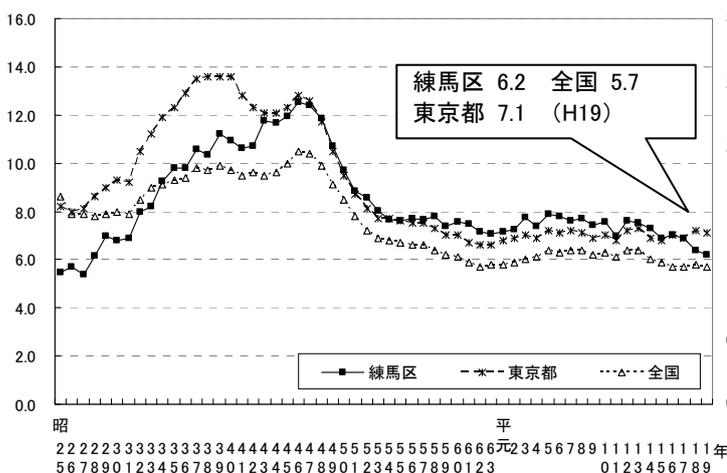
- 婚姻率は、昭和 46 年に人口千人あたり 12.3 と戦後最高となったが、その後 5 年間で急速に低下した。その後、平成 16 年までは 6.9~7.8 とほぼ横ばいで推移してきたが、平成 19 年には昭和 30 年以降最低の 6.2 となった。  
一方、離婚率は、平成 14 年までほぼ一貫して上昇し人口千人あたり 2.44 となったが、その後は下降し、平成 19 年は平成 7 年以来の 2.00 を下回った（図表資料 - 13~15）。

図表資料 - 13 練馬区・東京都・全国の婚姻率、離婚率

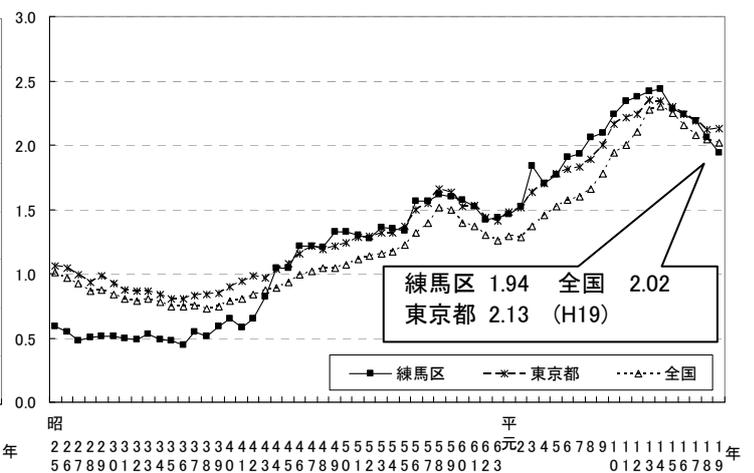
年	練馬区		東京都		全国		東京都		練馬区		東京都		全国	
	婚姻数	婚姻率	婚姻率	婚姻率	平均初婚年齢(夫)	平均初婚年齢(妻)	離婚数	離婚率	離婚率	離婚率	離婚率			
平成 1	4,360	7.1	6.8	5.8	29.3	26.7	888	1.44	1.48	1.29				
2	4,442	7.2	6.9	5.9	29.3	26.7	931	1.50	1.51	1.28				
3	4,773	7.6	7.0	6.0	29.3	26.7	1,136	1.82	1.63	1.37				
4	4,575	7.3	6.9	6.1	29.3	26.9	1,058	1.68	1.70	1.45				
5	4,921	7.8	7.2	6.4	29.4	27.0	1,102	1.74	1.78	1.52				
6	4,872	7.7	7.1	6.3	29.5	27.1	1,190	1.88	1.81	1.57				
7	4,767	7.5	7.2	6.4	29.6	27.3	1,213	1.91	1.83	1.60				
8	4,847	7.6	7.1	6.4	29.7	27.4	1,298	2.03	1.89	1.66				
9	4,727	7.3	6.9	6.2	29.7	27.6	1,330	2.06	2.00	1.78				
10	4,847	7.5	7.0	6.3	29.9	27.7	1,434	2.21	2.16	1.94				
11	4,505	6.9	6.8	6.1	30.0	27.9	1,510	2.30	2.21	2.00				
12	4,996	7.6	7.2	6.4	30.1	28.0	1,565	2.38	2.24	2.10				
13	4,968	7.5	7.3	6.4	30.4	28.3	1,612	2.42	2.35	2.27				
14	4,894	7.3	6.9	6.0	30.5	28.4	1,635	2.44	2.34	2.30				
15	4,463	6.9	6.8	5.9	30.7	28.7	1,631	2.28	2.30	2.25				
16	4,331	7.0	7.0	5.7	30.9	28.9	1,482	2.24	2.24	2.15				
17	4,195	6.9	6.9	5.7	31.2	29.2	1,569	2.19	2.19	2.08				
18	4,432	6.4	7.2	5.8	—	—	1,435	2.06	2.12	2.04				
19	4,394	6.2	7.1	5.7	—	—	1,364	1.94	2.13	2.02				

出典：「東京都衛生年報」（平成 15 年以前）、「人口動態統計」（平成 16 年以降）、厚生労働省「人口動態統計」

図表資料 - 14 練馬区・東京都・全国の婚姻率



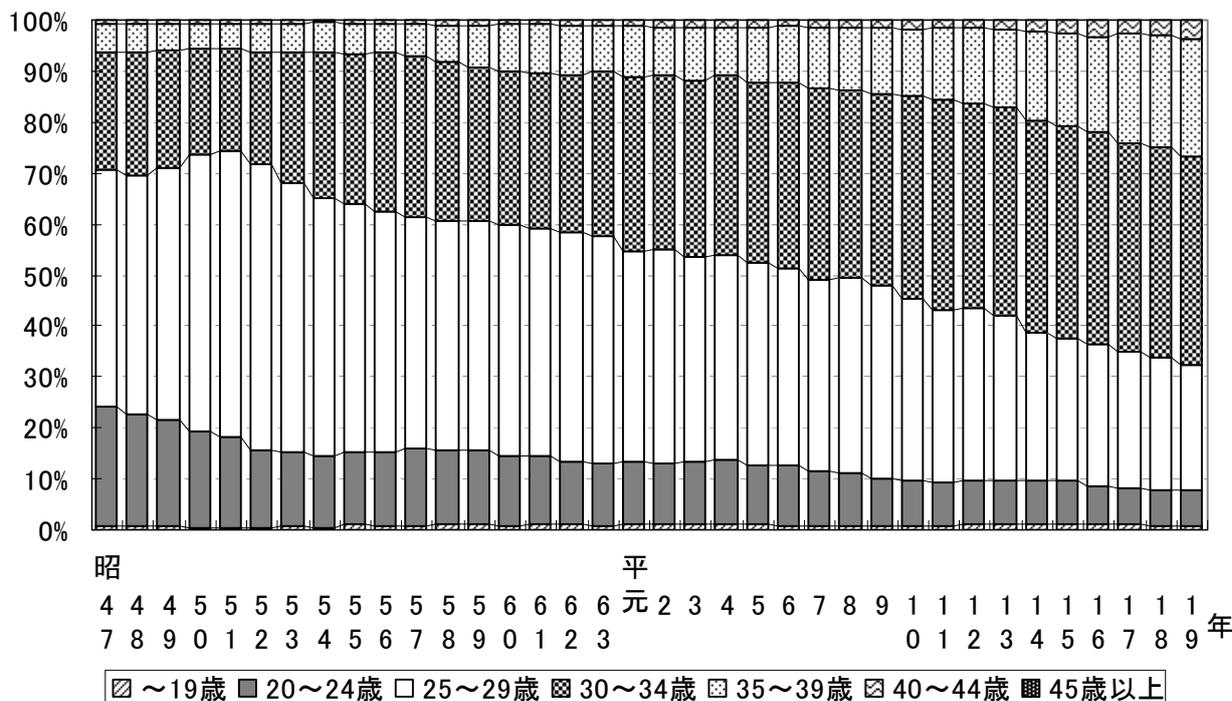
図表資料 - 15 練馬区・東京都・全国の離婚率



出典：「東京都衛生年報」（平成 15 年以前）、「人口動態統計」（平成 16 年以降）、厚生労働省「人口動態統計」

- 出生数の割合を母親の年齢階級別に見ると、出産時期の30歳代への移行が顕著になっている。平成元年には、20歳代が5割程度、30歳代が4割強を占めていたが、平成19年には、30歳未満が3分の1を割り込み、反対に30歳以上が7割近くまで増加している。また、全体に占める割合は低いものの、40～44歳の割合が徐々に増加している（図表資料 - 16）。

図表資料 - 16 母親の年齢階級別出生数割合の推移



出典：「東京都衛生年報」（平成15年以前）、「人口動態統計」（平成16年以降）、厚生労働省「人口動態統計」

年	総数	～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～歳
平成 1	100.0	1.0	12.2	41.5	34.0	10.1	1.2	0.0
2	100.0	1.0	11.9	42.2	34.3	9.4	1.3	0.0
3	100.0	1.1	12.3	40.0	34.8	10.2	1.6	0.0
4	100.0	1.1	12.6	40.1	35.4	9.4	1.4	0.1
5	100.0	1.1	11.7	39.7	35.2	10.8	1.5	0.0
6	100.0	0.7	12.1	38.7	36.3	11.0	1.2	0.0
7	100.0	0.7	11.0	37.6	37.5	11.7	1.6	0.1
8	100.0	0.7	10.4	38.3	37.0	12.3	1.3	0.1
9	100.0	0.6	9.5	38.0	37.6	12.7	1.6	0.0
10	100.0	0.9	8.9	35.5	39.7	13.1	1.8	0.1
11	100.0	0.8	8.4	34.1	41.1	14.0	1.6	0.0
12	100.0	1.3	8.5	33.6	40.4	14.6	1.5	0.0
13	100.0	1.1	8.5	32.3	41.2	15.1	1.8	0.1
14	100.0	1.0	8.5	29.2	41.4	17.4	2.3	0.0
15	100.0	1.0	8.6	27.9	41.8	18.2	2.6	0.0
16	100.0	1.0	7.6	27.9	41.4	18.8	3.1	0.1
17	100.0	1.0	7.3	26.7	40.9	21.4	2.6	0.1
18	100.0	0.6	7.3	25.8	41.3	22.1	2.8	0.1
19	100.0	0.9	7.0	24.5	40.9	22.8	3.8	0.1

出典：「東京都衛生年報」（平成15年以前）、「人口動態統計」（平成16年以降）

※端数処理の都合上、合計が100にならないものがある。

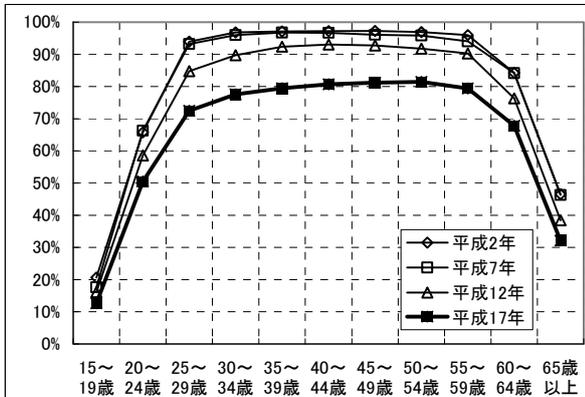
### 3. 就労と子育ての状況

- 女性の労働力率を年齢階級別に比較すると、20歳代で高く、その後子育てに関わる30歳代で一旦大きく低下し、子どもが小学校高学年以降となる40歳以降で再び上昇、55歳以降で低下するいわゆる「M字曲線」を描いている。また、時系列で比較すると、平成12年までは25歳以降の全年齢階級で労働力が上昇するとともに、M字の底が浅くなる傾向が見られたが、平成17年は再び低下した。一方、全国・東京都と比べると、30歳以降の労働力率が低く、出産で離職しそのまま職に就かない女性の割合が高い。男性については、各年齢階級とも、全国・東京都より低くなっている（図表資料 - 17）。

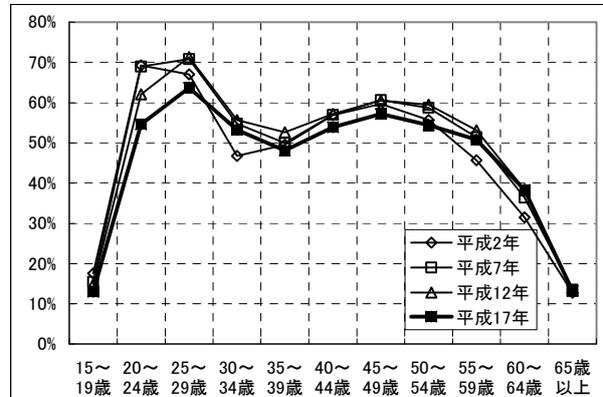
図表資料 - 17 労働力率の推移

年齢階級	男						女					
	練馬区				東京都	全国	練馬区				東京都	全国
	平成2	平成7	平成12	平成17	平成17	平成17	平成2	平成7	平成12	平成17	平成17	平成17
15～19歳	20.6	17.6	16.1	12.7	16.7	17.4	17.5	15.4	14.9	13.0	16.6	16.8
20～24歳	65.7	66.3	58.6	50.5	52.7	67.5	69.3	69.0	62.1	54.6	57.1	67.7
25～29歳	93.9	93.2	84.7	72.5	73.5	88.3	67.0	70.8	71.3	63.7	66.4	71.6
30～34歳	96.8	96.0	89.8	77.6	79.6	91.4	46.8	54.8	55.7	53.2	58.3	61.6
35～39歳	97.1	96.8	92.4	79.5	83.0	92.6	49.6	50.0	52.6	48.1	55.8	62.3
40～44歳	97.2	96.7	93.1	80.7	85.7	93.7	56.9	56.9	57.2	53.9	61.2	69.5
45～49歳	97.3	96.1	92.7	81.3	87.5	94.4	59.7	60.6	60.5	57.2	64.9	72.7
50～54歳	96.9	95.9	91.7	81.4	87.9	93.8	55.7	58.7	59.5	54.4	63.1	68.3
55～59歳	96.0	94.1	90.3	79.4	87.0	92.2	45.7	51.4	53.2	50.8	58.1	59.7
60～64歳	84.3	84.2	76.3	67.8	74.0	73.1	31.5	36.4	38.4	38.3	43.7	40.4
65歳以上	46.6	46.3	38.4	32.1	36.2	33.0	12.7	13.5	13.2	13.2	15.8	14.0

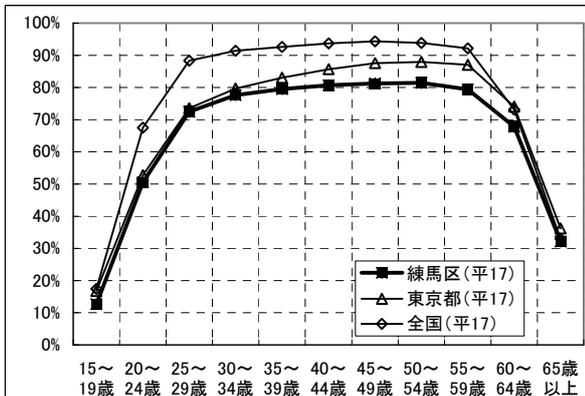
男性



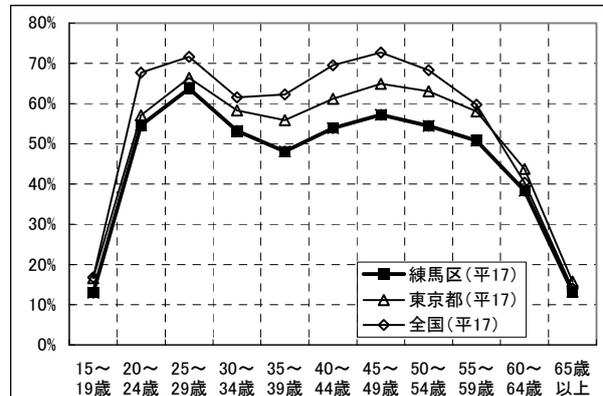
女性



男性



女性



出典：国勢調査、各年10月1日現在

- 職業別の就業者数に占める女性の数は、事務従事者、サービス職業従事者の2つが6割前後と高い。なお、専門的・技術的職業従事者と管理的職業従事者の割合がわずかではあるが、増加している（図表資料 - 18）。

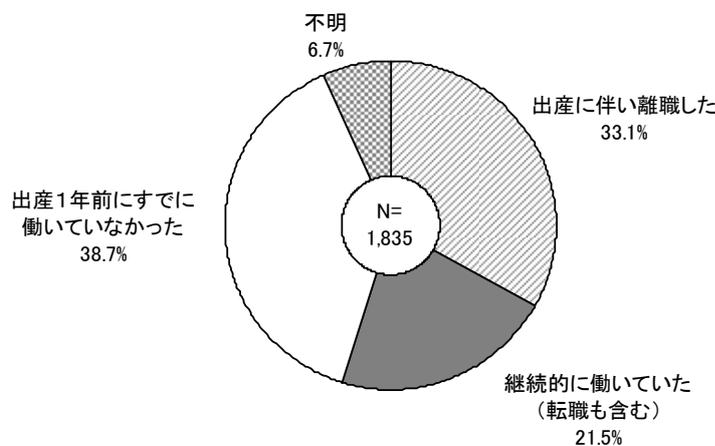
図表資料 - 18 職業別・女性の15歳以上の就業者数

職業	平成7年			平成12年			平成17年		
	総就業者数(人)	女性		総就業者数(人)	女性		総就業者数(人)	女性	
		総数(人)	割合(%)		総数(人)	割合(%)		総数(人)	割合(%)
総数	330,557	124,885	37.8	324,075	127,026	39.2	274,192	111,966	40.8
専門的・技術的職業従事者	54,590	20,447	37.5	57,788	22,214	38.4	49,030	20,069	40.9
管理的職業従事者	18,453	1,770	9.6	11,617	1,306	11.2	8,769	1,049	12.0
事務従事者	79,783	49,221	61.7	78,149	48,396	61.9	70,053	42,410	60.5
販売従事者	60,657	19,556	32.2	59,892	18,480	30.9	47,434	14,998	31.6
サービス職業従事者	27,096	15,231	56.2	30,003	17,155	57.2	26,924	16,487	61.2
保安職業従事者	5,440	412	7.6	5,666	438	7.7	4,958	354	7.1
農林漁業作業員	1,819	591	32.5	1,570	512	32.6	1,428	471	33.0
運輸・通信従事者	11,585	678	5.9	11,025	501	4.5	8,299	348	4.2
生産工程・労務作業員	65,933	14,707	22.3	60,361	14,530	24.1	48,268	12,036	24.9
分類不能の職業	5,201	2,272	43.7	8,004	3,494	43.7	9,029	3,744	41.5

出典：国勢調査 各年10月1日

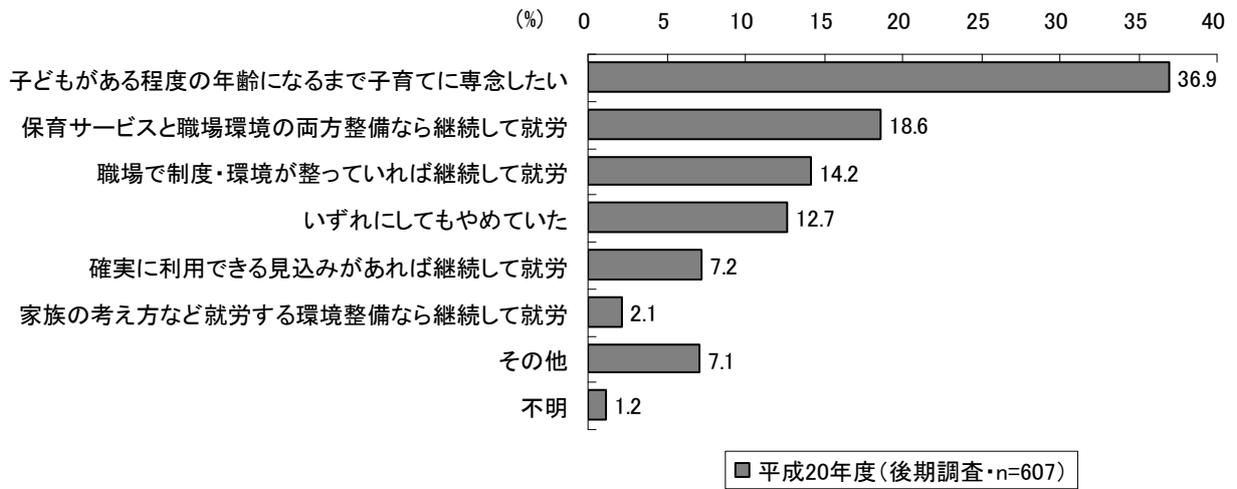
- 出産前後の、母親の離職の有無を質問したところ、「出産一年前にすでに働いていなかった」が38.7%で最も多くなっているが、「離職した」も33.1%で3割を占めている。また、「出産に伴い離職した」と回答した人に、仕事と家庭の両立を支援する保育サービスや環境が整っていた場合の就労継続の可能性について質問したところ、「子どもがある程度の年齢になるまで子育てに専念したい」が36.9%で最も多くなっているが、「保育サービスと職場環境の両方整備なら継続して就労」も18.6%で2番目に多くなっている（図表資料 - 19、20）。

図表資料 - 19 出産前後の母親の離職の有無（就学前児童の保護者）



出典：（後期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

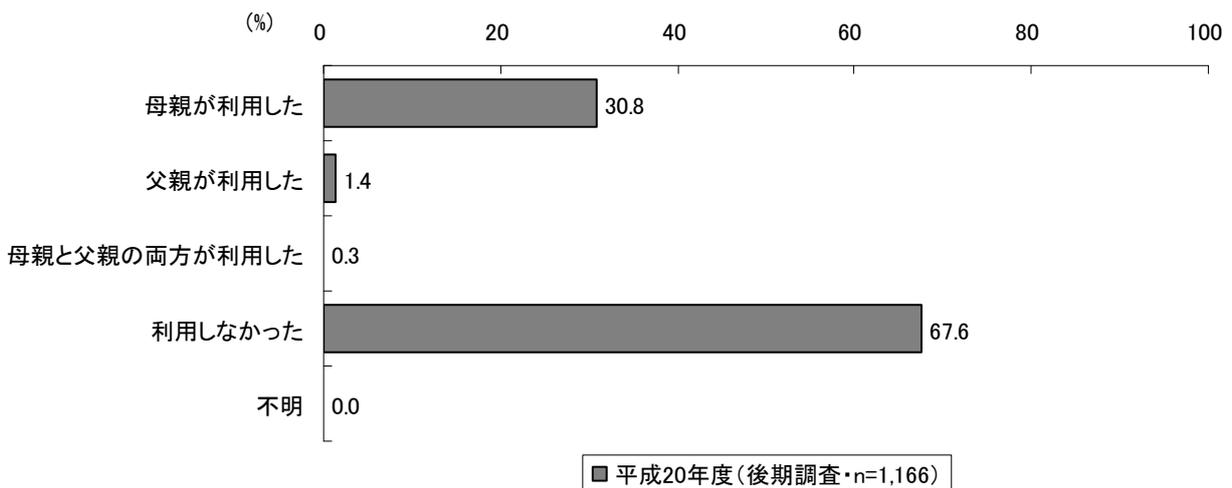
図表資料 - 20 仕事と家庭の両立支援環境があった場合の就労継続可能性（就学前児童の保護者）



出典：（後期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

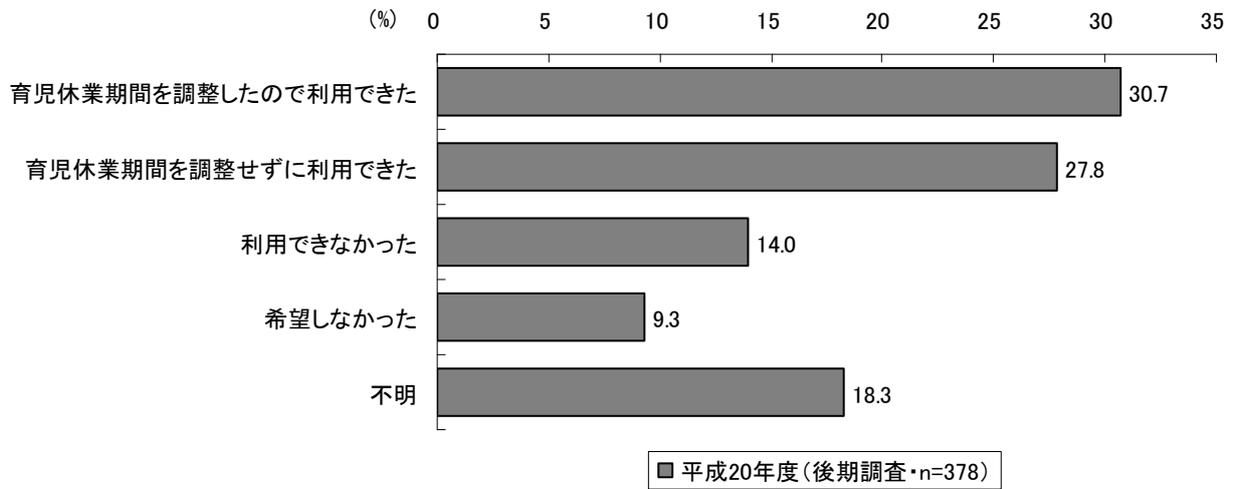
- 母親又は父親の育児休業制度利用経験について質問したところ、「利用しなかった」が67.6%で最も多く、続いて「母親が利用した」が30.8%となっている。また、育児休業制度を利用したと回答した人に、育児休業明けに、希望する保育サービスをすぐ利用できたかを質問したところ、「育児休業期間を調整したので（希望する保育サービスが）利用できた」が30.7%で最も多く、続いて「育児休業期間を調整せずに（希望する保育サービスを）利用できた」が27.8%となっている（図表資料 - 21、22）。

図表資料 - 21 育児休業制度利用経験（就学前児童の保護者）



出典：（後期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

図表資料 - 22 育児休業明けの希望する保育サービス利用の有無（就学前児童の保護者）

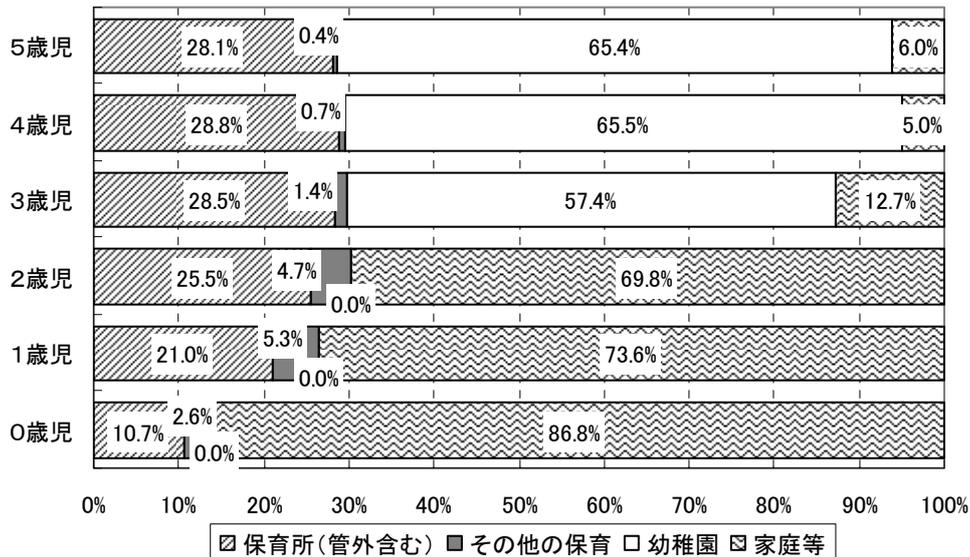


出典：(後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成 20 年度）

#### 4. 保育等の状況

- 「就学前児童の保育等の状況」として、0 歳児は家庭等で保育されている児童が 86.8%に対して保育所、その他の保育が 13.3%である。1 歳児と 2 歳児は保育所とその他の保育が 26.3%～30.2%となり、幼稚園が始まる 3 歳児以上は幼稚園の利用が 57.4%～65.5%、保育所とその他の保育が 28.5%～29.9%、家庭等は 5.0%～12.7%となっている（図表資料 - 23）。

図表 - 23 就学前児童の保育等の状況



(各種資料をもとに再計算したもの。平成 21 年 4 月 1 日現在、幼稚園は 5 月 1 日現在))

(注) 保育所等の重複利用の有無、幼稚園と保育所で集計期日での 1 か月の差異はここでは考慮していない。

その他の保育：認証保育所、保育室、家庭福祉員、駅型グループ保育室

- 保育所在所率（定員に対する在籍者数の割合）は、区立保育所では0歳の93.3%以外は概ね9割後半で推移しているが、私立保育所では3歳児、4歳児で100%を超えている（図表資料 - 24）。

図表資料 - 24 保育所在所率

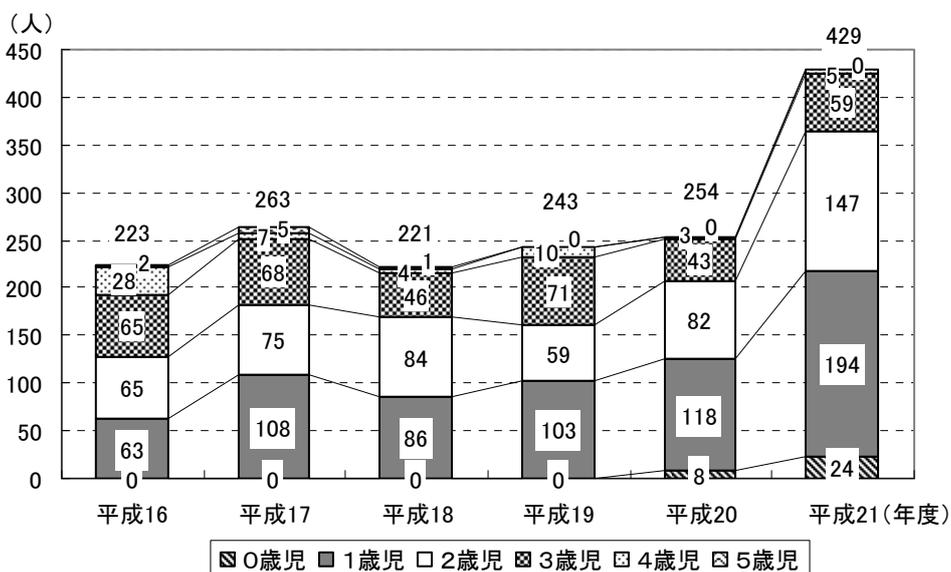
年齢	在所率	
	区立	私立
0歳児	93.3	99.3
1歳児	99.9	99.6
2歳児	99.7	99.7
3～5歳児	97.3	97.4

※私立3～5歳児は、私立園では、年齢別定員を設けていないところがあるため数字を合算している。

出典：練馬区児童青少年部計画調整担当課提供  
平成21年4月1日現在

- 待機児童数は、平成21年4月1日現在で429人となっている。また、年齢別にみると、1歳児が194人で最も多い（図表資料 - 25）。

図表資料 - 25 待機児童数



出典：練馬区児童青少年部計画調整担当課提供  
各年4月1日現在

## 5. 放課後の居場所

- 直近の金曜日の子どもの居場所について、1～3年生について見てみると、ほとんどの時間帯で「保護者や祖父母等の同居している家族と過ごした」が多く、午後3時～6時では「学童クラブ」や「塾や習いごと、スポーツクラブに行った」もやや多くなっている。  
また、4～6年生について見てみると、ほとんどの時間帯で「保護者や祖父母等の同居している家族と過ごした」が多く、午後4時～8時では「塾や習いごと、スポーツクラブに行った」などもやや多くなっている（図表資料 - 26、27）。
- 中学生の放課後の居場所について中学生に質問したところ、「自分の家」が87.6%で最も多く、続いて「部活動」が65.7%、「学習塾や習いごと」が49.3%となっている。また、高校生では、「自分の家」が78.2%で最も多く、続いて「部活動」が42.7%、「アルバイト・仕事先」が36.4%となっている（図表資料 - 28、29）。

### ◆ この前の金曜日の放課後の居場所

図表資料 - 26 小学1～3年生

	保護者や祖父母等の同居している家族と過ごした	学童クラブにいた	塾や習いごと、スポーツクラブに行った	児童放課後等居場所活動に参加した	友だちの家にいた	児童館や図書館などの地域の施設にいた	同居していない祖父母や知人等にいた	自宅で一人で過ごした	子どもたちだけで自宅を過ごした	就寝していた	その他	不明（無回答含む）
午後1時～2時	7.9	13.7	0.4	12.4	0.9	0.7	0.5	0.9	0.0	0.0	18.5	44.2
午後2時～3時	17.8	17.3	1.5	13.2	3.1	2.5	0.8	1.4	0.2	0.1	13.7	28.4
午後3時～4時	26.9	19.4	10.7	11.2	8.8	5.8	1.1	1.8	1.5	0.1	6.1	6.6
午後4時～5時	27.7	17.2	23.6	6.0	7.8	5.1	1.8	1.3	0.8	0.2	4.6	4.0
午後5時～6時	56.5	8.5	18.0	0.0	1.5	0.4	3.4	1.6	2.1	0.2	1.9	5.8
午後6時～7時	78.0	0.1	6.1	0.0	0.6	0.2	2.7	1.6	2.0	0.5	1.5	6.6
午後7時～8時	83.6	0.1	1.9	0.0	0.4	0.1	2.1	0.7	0.4	2.7	1.2	6.8

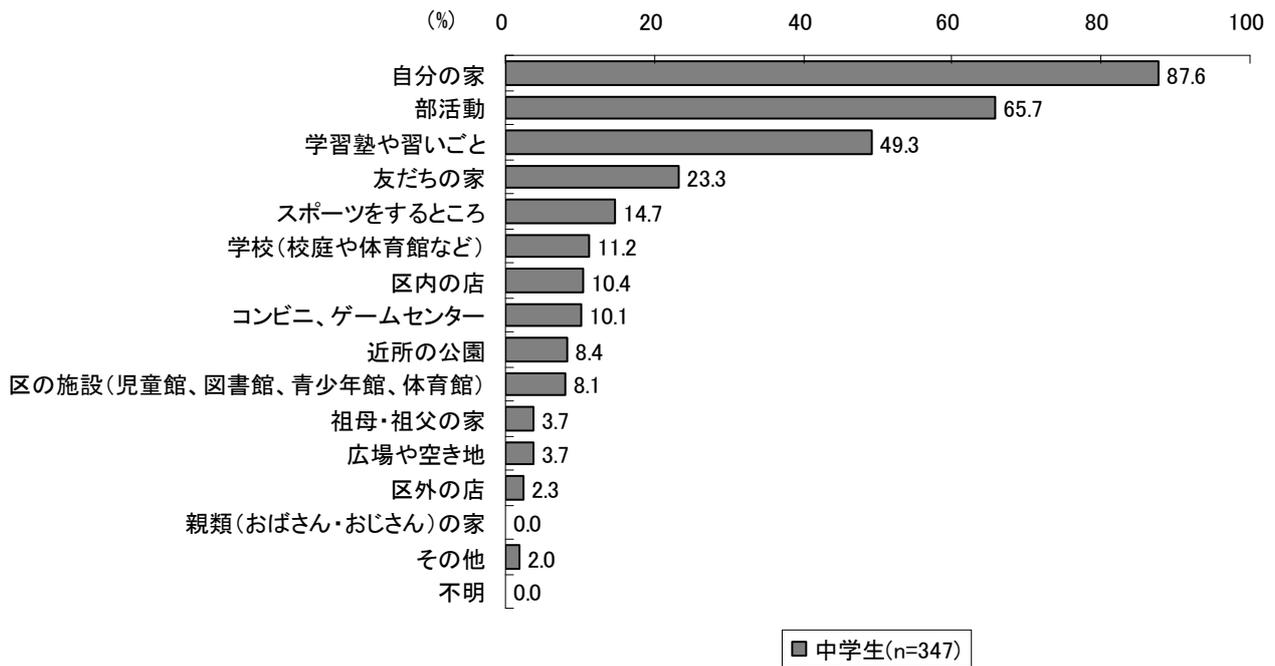
図表資料 - 27 小学4～6年生

	保護者や祖父母等の同居している家族と過ごした	塾や習いごと、スポーツクラブに行った	児童放課後等居場所活動に参加した	自宅で一人で過ごした	友だちの家にいた	子どもたちだけで自宅を過ごした	同居していない祖父母や知人等にいた	児童館や図書館などの地域の施設にいた	就寝していた	学童クラブにいた	その他	不明（無回答含む）
午後1時～2時	3.5	0.3	16.3	1.2	0.6	1.2	0.2	0.3	0.1	0.1	23.1	53.1
午後2時～3時	6.8	1.0	16.3	1.6	1.5	1.5	0.3	0.8	0.1	0.2	21.9	47.7
午後3時～4時	16.5	4.6	14.1	5.6	6.1	3.2	0.9	2.9	0.1	0.3	15.5	30.0
午後4時～5時	32.2	22.8	5.0	6.3	9.4	5.0	2.1	2.7	0.1	0.2	6.5	7.8
午後5時～6時	40.8	34.9	0.7	4.5	3.0	4.2	2.4	0.3	0.1	0.1	2.4	6.5
午後6時～7時	58.3	24.6	0.0	2.7	0.1	2.5	2.5	0.1	0.2	0.0	1.2	7.8
午後7時～8時	73.0	12.3	0.0	0.6	0.3	1.2	1.5	0.1	0.8	0.0	1.5	8.7

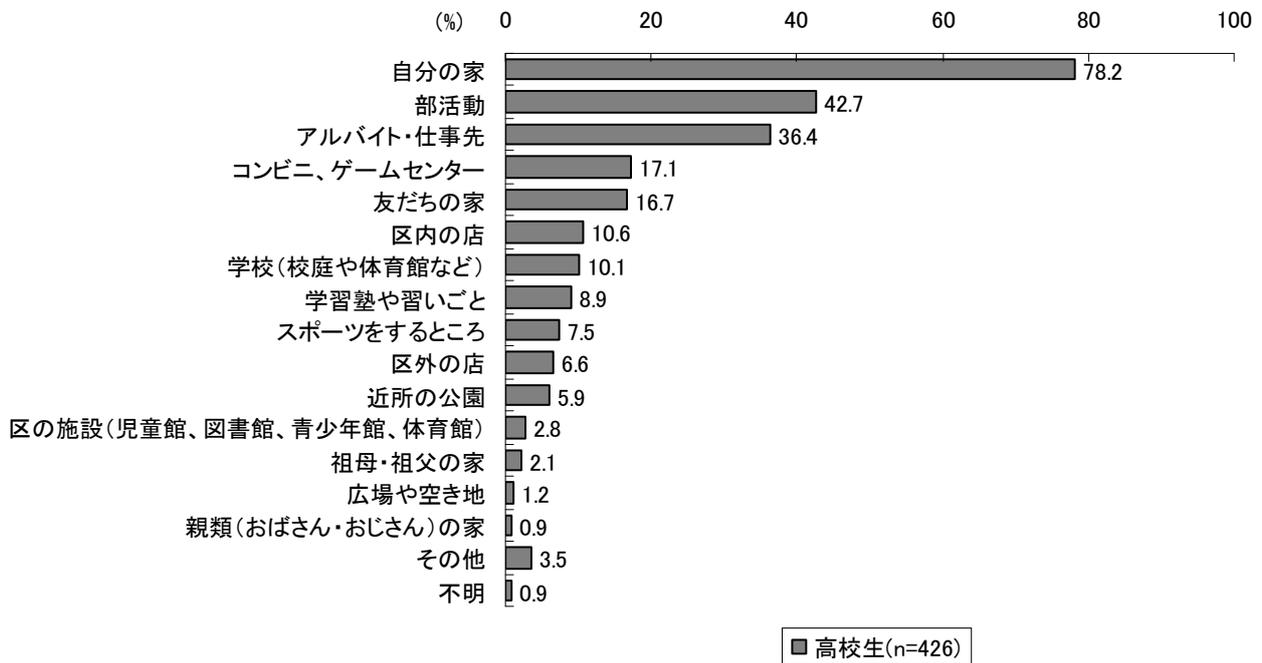
出典：（後期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

◆ 放課後の居場所

図表資料 - 28 中学生



図表資料 - 29 高校生



出典：(後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書 (平成 20 年度)

## 6. 子どもの安全・安心

- 中学生以下の子どもの交通事故は、平成 19 年には発生件数が 247 件、死者数が 1 件、負傷者数が 291 件となっており、平成 15 年と比較すると件数は 67 件、21.3%の減少となっている（図表資料 - 30）。

図表資料 - 30 子どもの交通事故発生状況

年および警察署	発生件数				死者数				負傷者数			
	計	幼児	小学生	中学生	計	幼児	小学生	中学生	計	幼児	小学生	中学生
平成 15	314	40	207	67	0	0	0	0	362	90	210	62
16	328	42	220	66	0	0	0	0	404	111	229	64
17	316	45	207	64	1	0	1	0	373	87	216	70
18	274	26	184	64	0	0	0	0	329	68	196	65
19	247	24	169	54	1	0	1	0	291	69	171	51
練馬警察署	65	7	42	16	0	0	0	0	66	10	40	16
光が丘警察署	65	6	47	12	1	0	1	0	90	29	49	12
石神井警察署	117	11	80	26	0	0	0	0	135	30	82	23

出典：「練馬区統計書」（平成 20 年版）

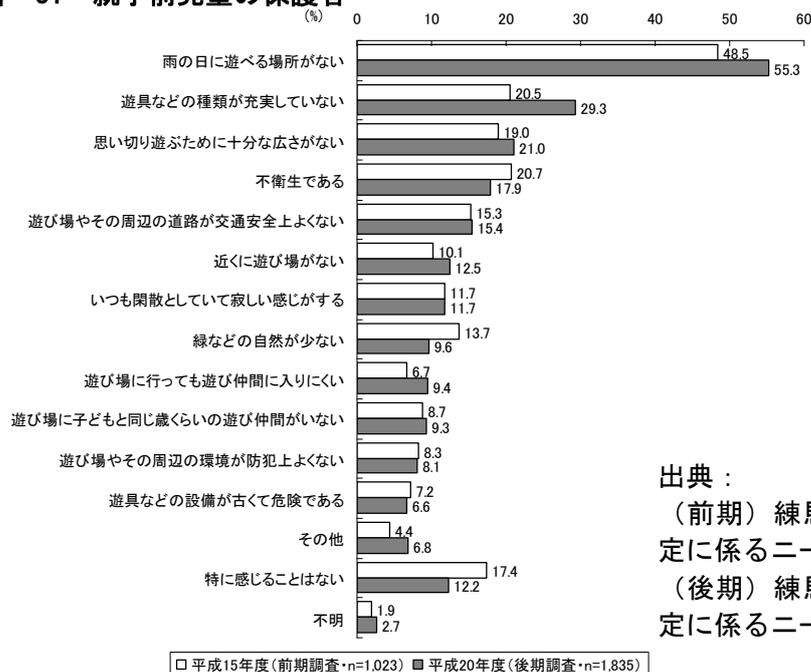
（注）件数は、子どもが第一・第二当事者となった事故件数で、死傷者数は、車両同乗者等を含む全被害者数を計上した。

練馬警察署、光が丘警察署、石神井警察署の取扱い件数であるため、区内の発生件数とは一致しない。

- 子どもの屋外の遊び場について感じることに、就学前児童の保護者は、「雨の日に遊べる場所がない」が 55.3%で最も多く、続いて「遊具などの種類が充実していない」が 29.3%、「思い切り遊ぶために十分な広さがない」が 21.0%となっている。また、就学児童の保護者は、「雨の日に遊べる場所がない」が 49.2%で最も多くなっており、続いて「思い切り遊ぶために十分な広さがない」が 38.4%などとなっている。また、平成 15 年度調査においても同様に 3 項目が上位に挙がっており、いずれの項目も平成 20 年度調査の方が割合が高まっている（図表資料 - 31、32）。

### ◆ 子どもの屋外の遊びについて感じることに

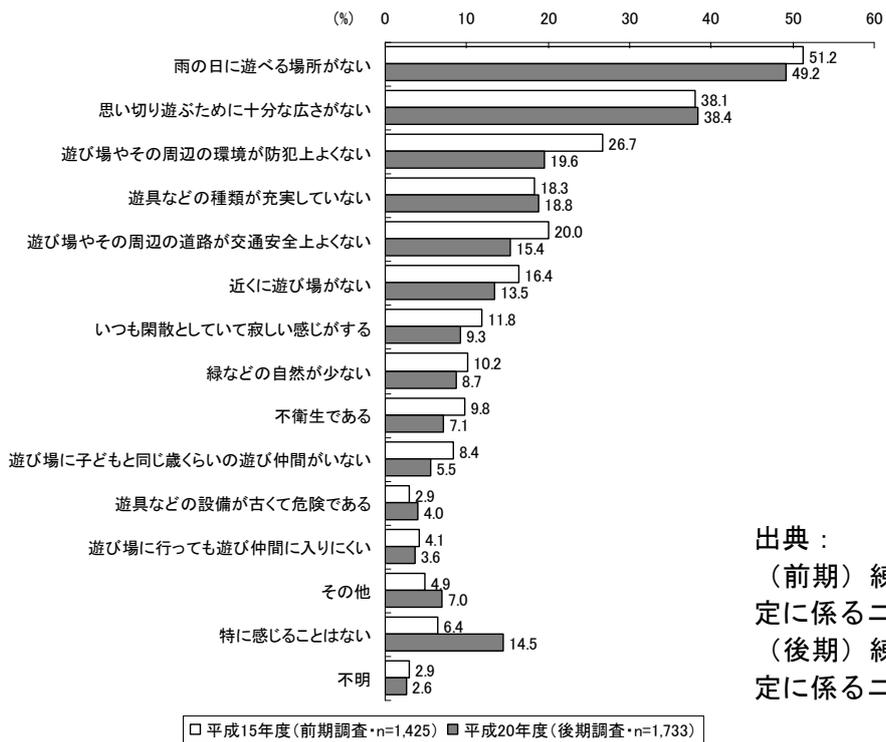
図表資料 - 31 就学前児童の保護者



出典：

（前期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成 15 年度）  
（後期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成 20 年度）

## 図表資料 - 32 就学児童の保護者



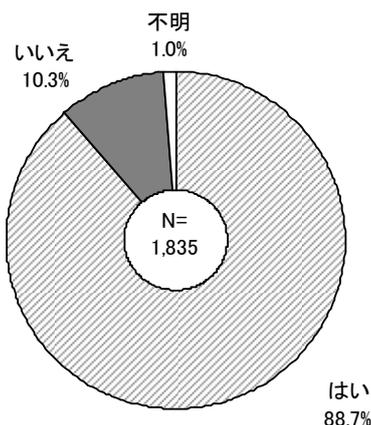
出典：  
 (前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成15年度)  
 (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成20年度)

## 7. 子どもの健康

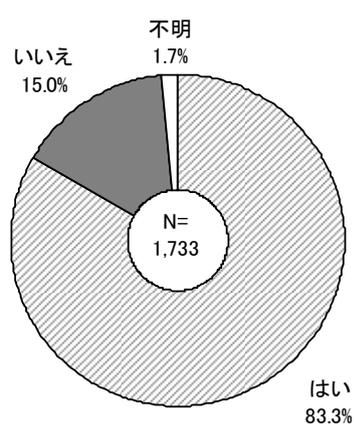
- かかりつけ医の有無について見てみると、就学前児童保護者の88.7%、就学児童保護者の83.3%が持っている（「はい」）と回答している（図表資料 - 33、34）。
- 『かかりつけ医を持っている』と回答した人に満足度について質問したところ、就学前児童保護者では「満足している」が34.9%、「だいたい満足している」が56.4%となっており、合計すると91.3%となる。また、就学児童保護者では、「満足している」が36.6%、「だいたい満足している」が56.4%となっており、合計すると93.0%となる。また、いずれも、「満足している」と「だいたい満足している」を合わせた、満足している割合は平成20年度調査の方が高い（図表資料 - 35、36）。
- 休日・夜間対応の小児救急医療機関の有無について見てみると、就学前児童保護者は83.9%が、就学児童保護者は81.9%が「ある」と回答している（図表資料 - 37、38）。
- 乳幼児健診への満足度については、「満足している」が26.4%、「だいたい満足している」が59.0%となっており、合計すると85.4%となっている。「満足している」と「だいたい満足している」を合わせた割合は、平成15年度調査の方が高い（図表資料 - 39）。

### ◆ 小児科かかりつけ医の有無

図表資料 - 33 就学前児童の保護者



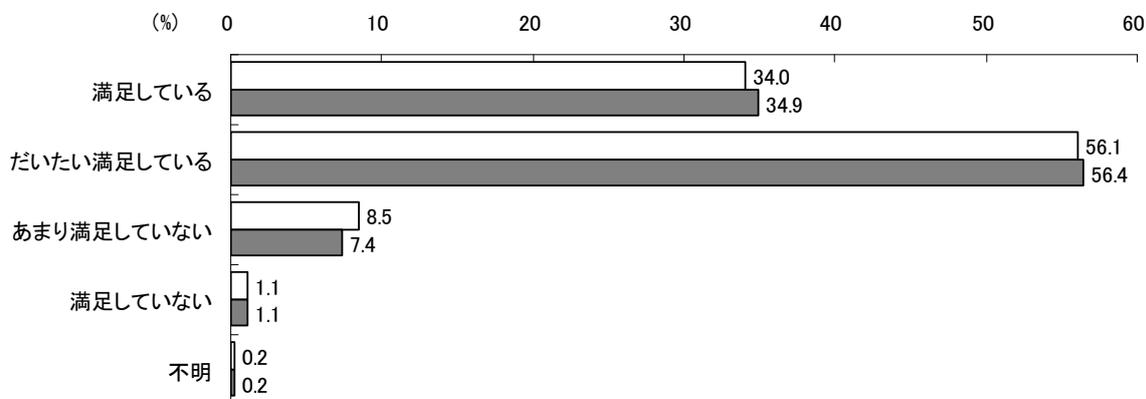
図表資料 - 34 就学児童の保護者



出典：（後期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

### ◆ 小児科かかりつけ医への満足度

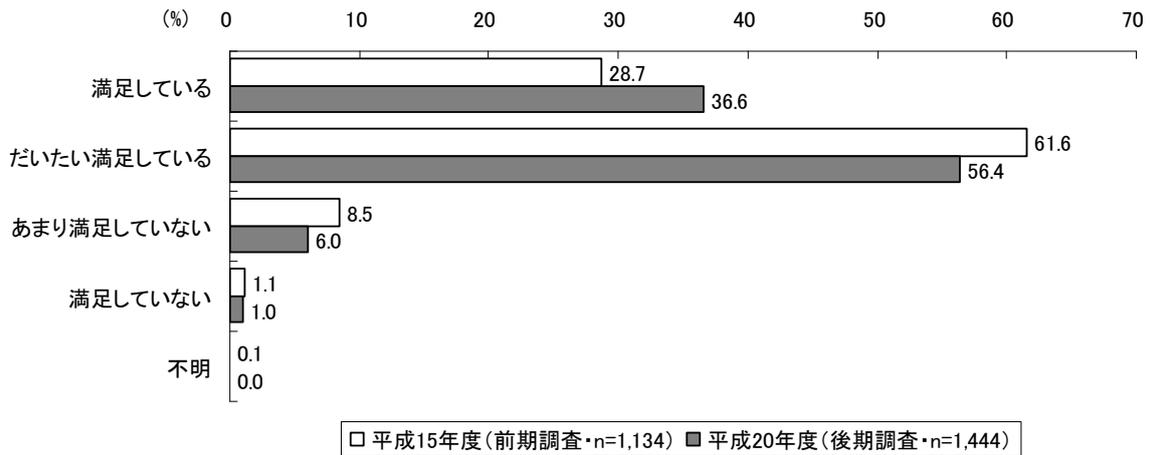
図表資料 - 35 就学前児童の保護者



出典：

- （前期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成15年度）  
 （後期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

図表資料 - 36 就学児童の保護者

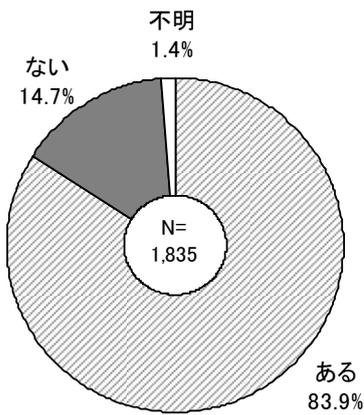


出典：

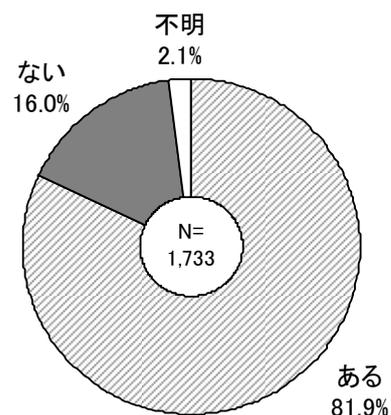
- (前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書 (平成 15 年度)
- (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書 (平成 20 年度)

◆ 休日・夜間対応の小児救急医療機関の有無

図表資料 - 37 就学前児童の保護者

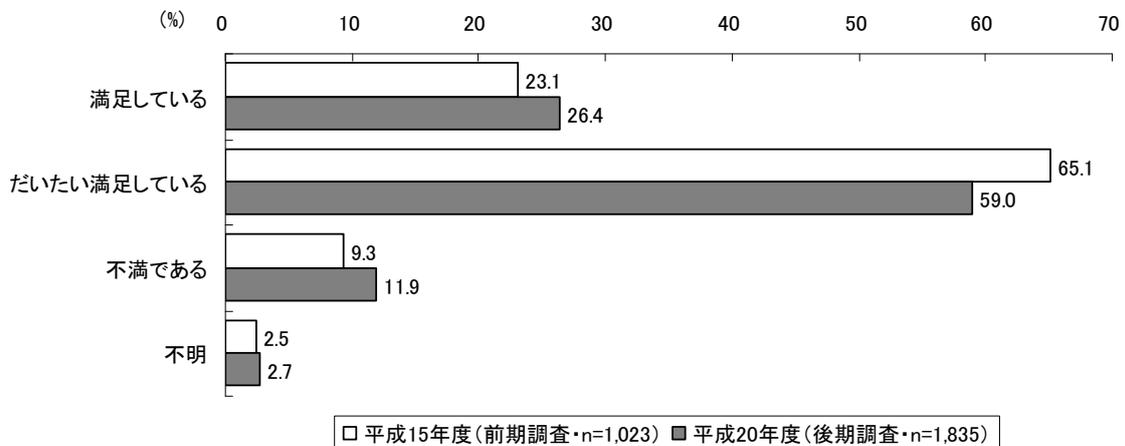


図表資料 - 38 就学児童の保護者



出典：(後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書 (平成 20 年度)

図表資料 - 39 乳幼児健診の内容・方法への満足度 (就学前児童の保護者)



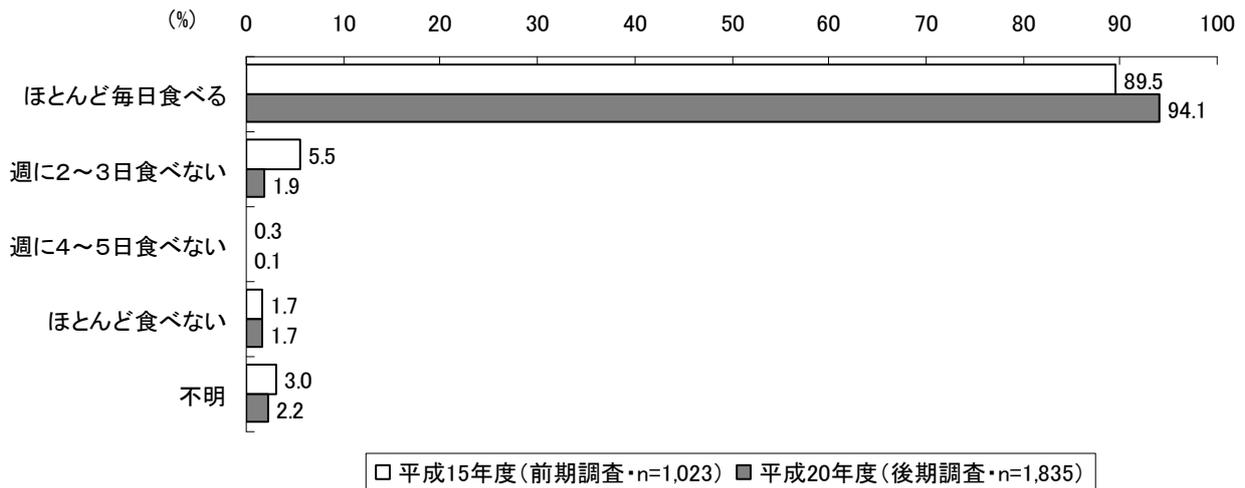
出典：

- (前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書 (平成 15 年度)
- (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書 (平成 20 年度)

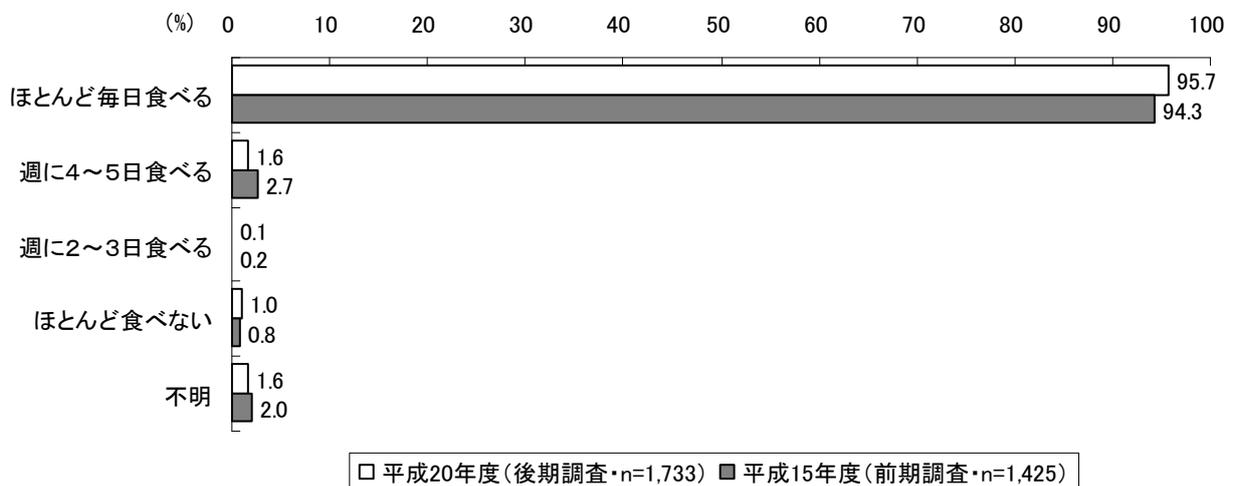
- 朝食摂取状況については、就学前児童は「ほとんど毎日食べる」が 94.1%、就学児童は「ほとんど毎日食べる」が 94.3%となっている。就学前児童保護者では「ほとんど毎日食べる」の割合が平成 15 年度調査より増加したものの、就学児童保護者では微減している。(図表資料 - 40、41)。

◆ 朝食摂取の状況

図表資料 - 40 就学前児童の保護者



図表資料 - 41 就学児童の保護者



出典：

(前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書 (平成 15 年度)

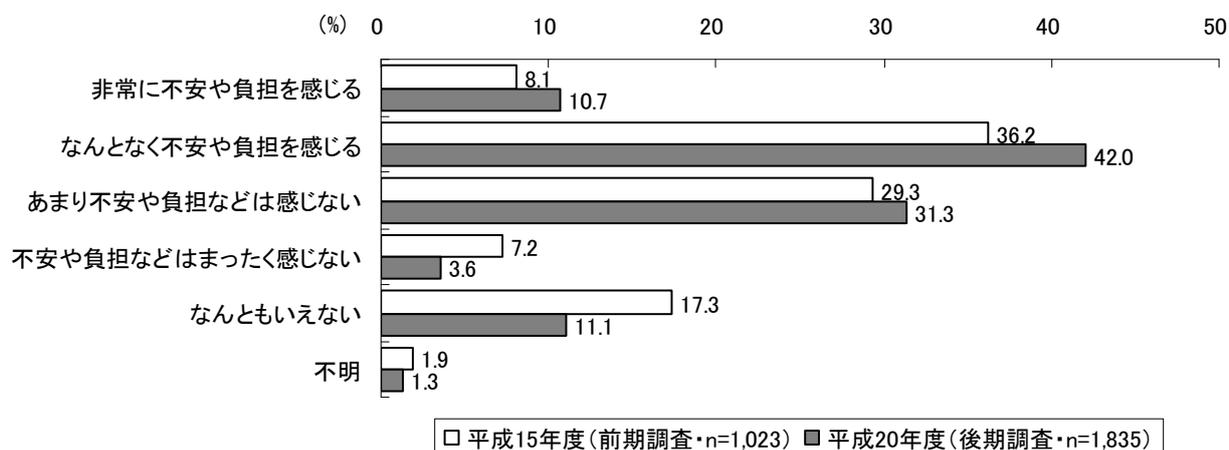
(後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書 (平成 20 年度)

## 8. 子育てへの不安や負担

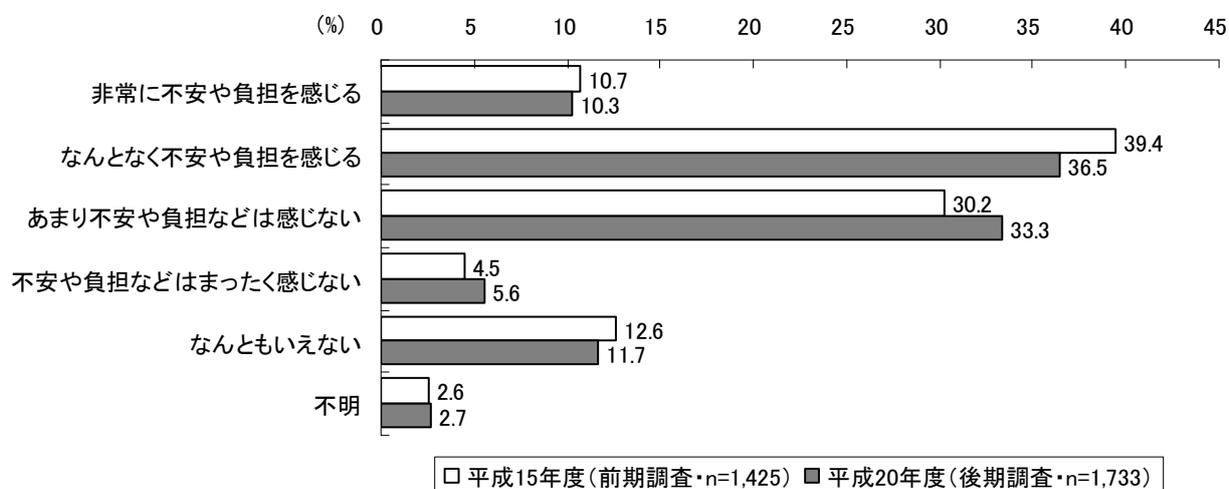
- 就学前児童保護者の子育てに関する不安感や負担感については、不安や負担を感じる（「非常に不安や負担を感じる」＋「なんとなく不安や負担を感じる」）は52.7%、不安や負担などは感じない（「あまり不安や負担などは感じない」＋「不安や負担などはまったく感じない」）は34.9%となっている。平成15年度調査と比較すると、不安感や負担感は増加傾向にある（図表資料-42）。
- 就学児童保護者の子育てに関する不安感や負担感については、不安や負担を感じる（「非常に不安や負担を感じる」＋「なんとなく不安や負担を感じる」）は46.8%、不安や負担などは感じない（「あまり不安や負担などは感じない」＋「不安や負担などはまったく感じない」）は38.9%となっている。また、平成15年度調査と比較すると、不安感や負担感については大きな変化はない（図表資料-43）。

### ◆ 子育てに関する不安感や負担感

図表資料 - 42 就学前児童の保護者



図表資料 - 43 就学児童の保護者

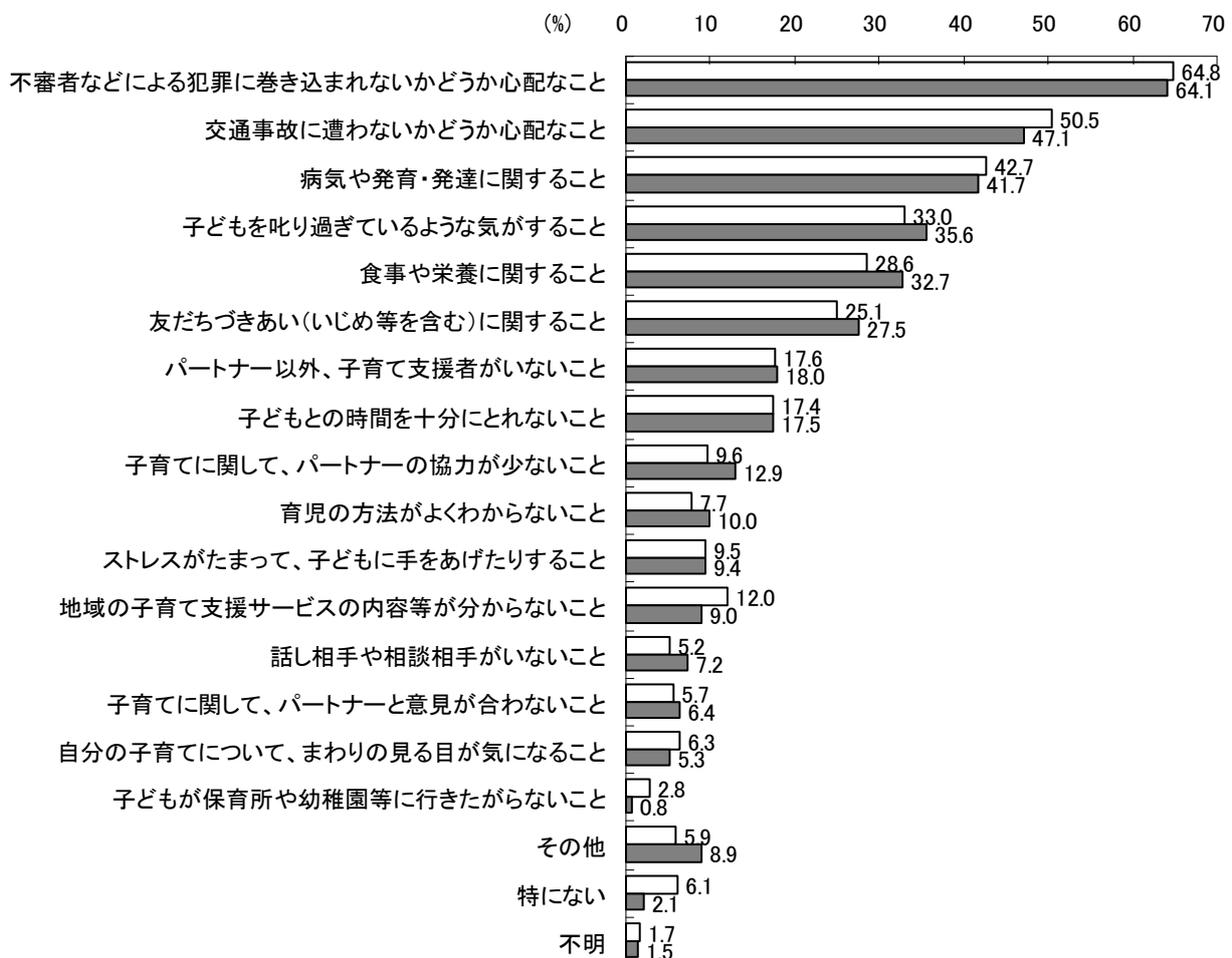


出典：（前期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成15年度）  
 （後期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

- 就学前児童の子どものことで心配に感じていること、気になっていることについて見てみると、「不審者などによる犯罪に巻き込まれないか心配なこと」が64.1%で最も多くなっており、続いて「交通事故に遭わないかどうか心配なこと」が47.1%、「病気や発育・発達に関すること」が41.7%となっている。これら上位3つの項目は、平成15年度調査から変化はないが、割合は平成20年度調査の方が低くなっている（図表資料 - 44）。
- 就学児童保護者の子どものことで心配に感じていること、気になっていることについて見てみると、「不審者などによる犯罪に巻き込まれないか心配なこと」が73.4%で最も多く、続いて「交通事故に遭わないかどうか心配なこと」が53.3%、「友達づきあい（いじめ等を含む）に関すること」が42.8%となっている。また、これら上位3つの項目は、平成15年度調査でも上位3つに入っているが、上位2項目は平成15年度調査の方が割合が高い（図表資料 - 45）。

◆ 子どものことで心配に感じていること、気になっていること

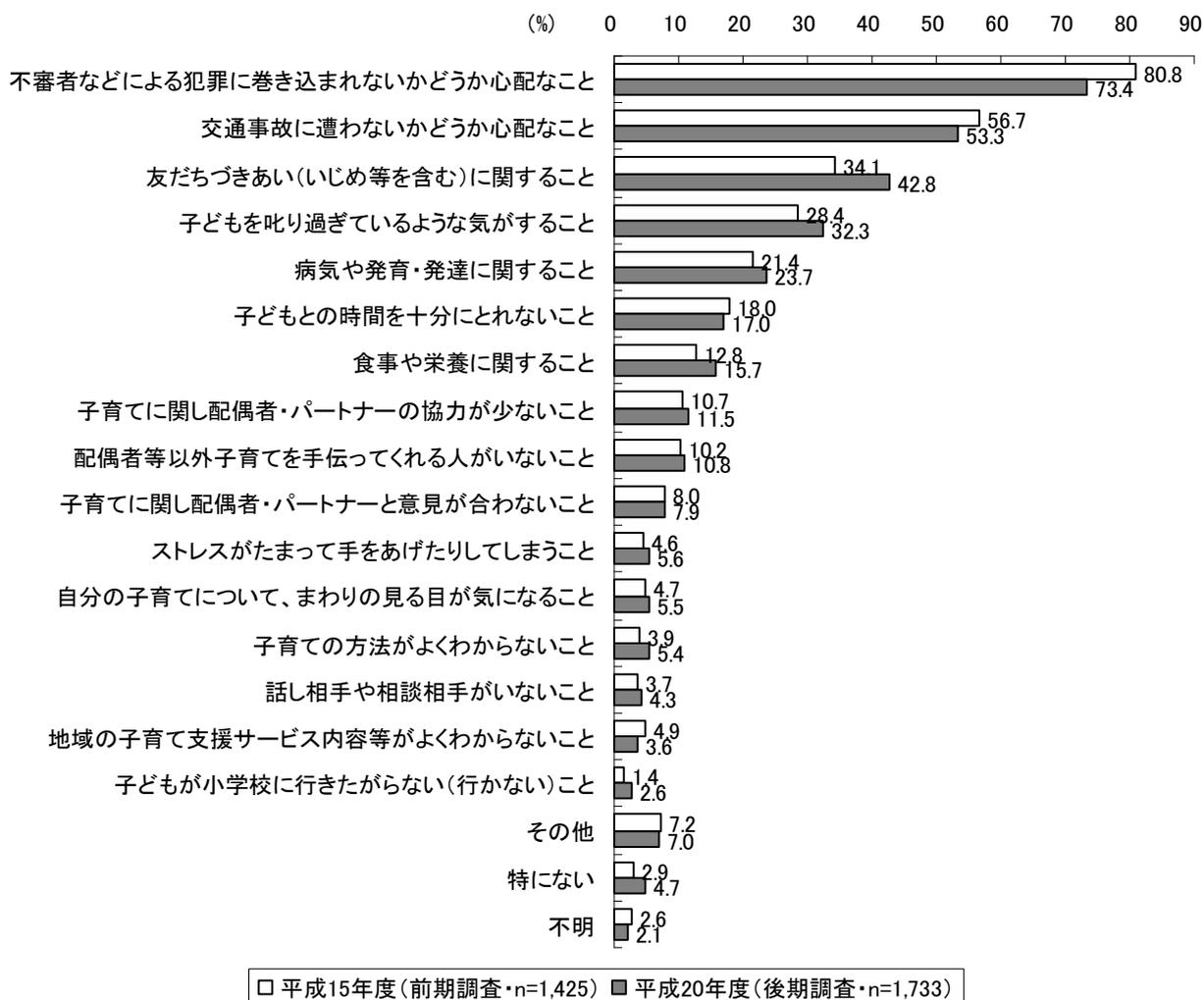
図表資料 - 44 就学前児童の保護者



□ 平成15年度(前期調査・n=1,023) ■ 平成20年度(後期調査・n=1,835)

出典：(前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成15年度）  
 (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

図表資料 - 45 就学児童の保護者

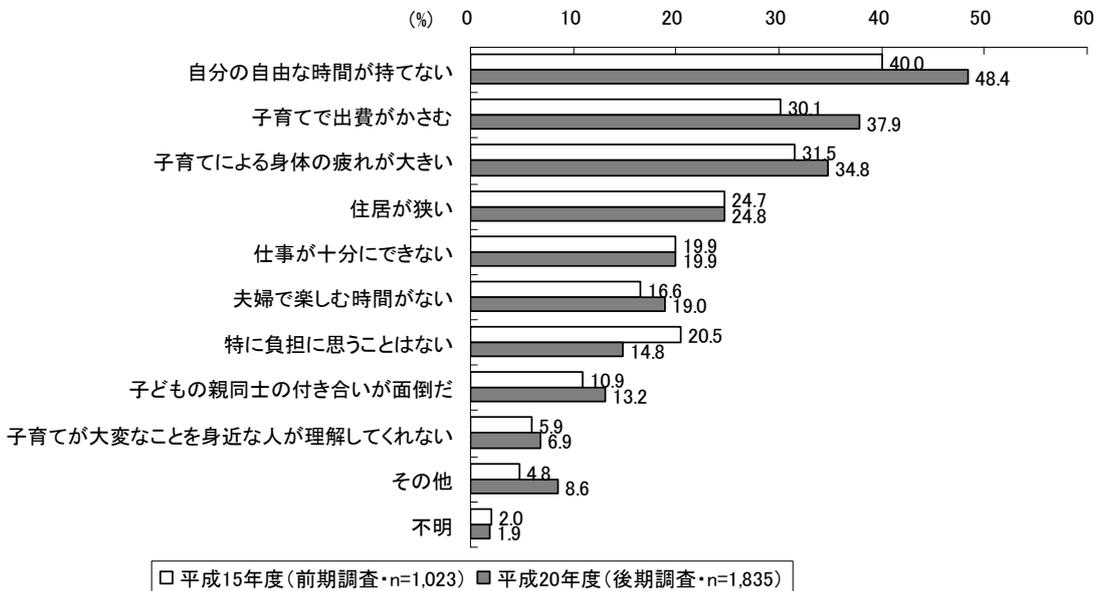


出典：(前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成15年度）  
 (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

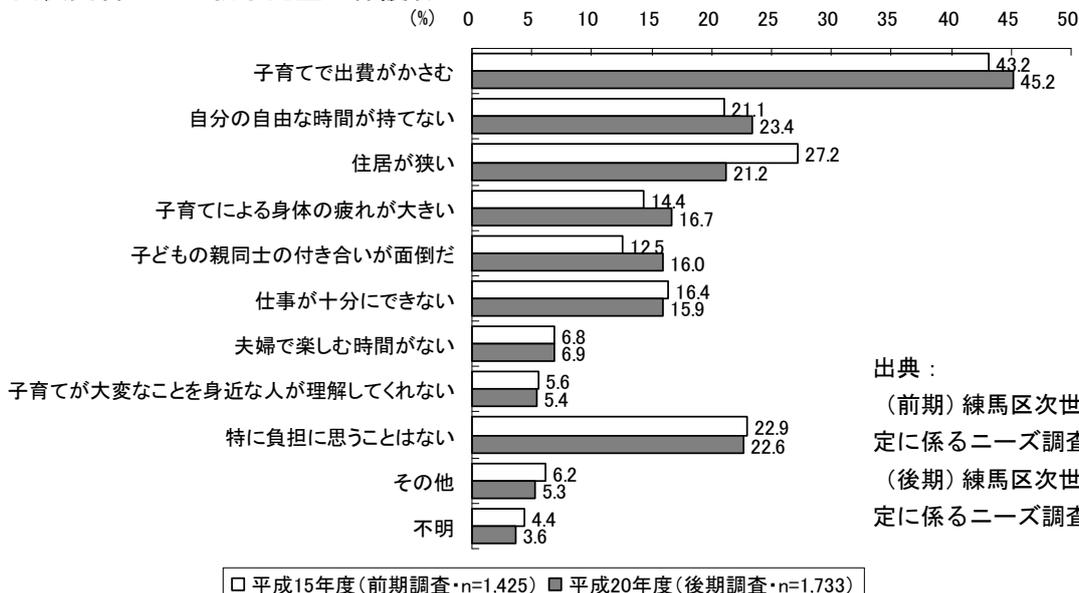
- 就学前児童保護者の子育てをするうえで特に負担を感じていること、悩んでいることについて見てみると、平成 20 年度期調査では、「自分の自由な時間が持てない」が 48.4%、「子育てで出費がかさむ」が 37.9%、「子育てによる身体の疲れが大きい」が 34.8%となっている。これら上位 3 つの項目は、平成 15 年度調査においても上位 3 つに入っているが、いずれも平成 20 年度調査の方が平成 15 年度調査より割合が高くなっている（図表資料 - 46）。
- 就学児童保護者の子育てをするうえで特に負担を感じていること、悩んでいることについて見てみると、「子育てで出費がかさむ」が 45.2%で最も多く、続いて「特に負担に思うことはない」が 22.6%、「自分の自由な時間が持てない」が 23.4%となっている。平成 15 年度調査では、「子育てで出費がかさむ」43.2%、「住居が狭い」27.2%、「特に負担に思うことはない」22.9%が上位 3 つとなっており、平成 20 年度調査の上位 2 項目は、平成 15 年度調査より割合が高くなっている（図表資料 - 47）。

◆ 子育てをするうえで特に負担を感じていること、悩んでいること

図表資料 - 46 就学前児童の保護者



図表資料 - 47 就学児童の保護者



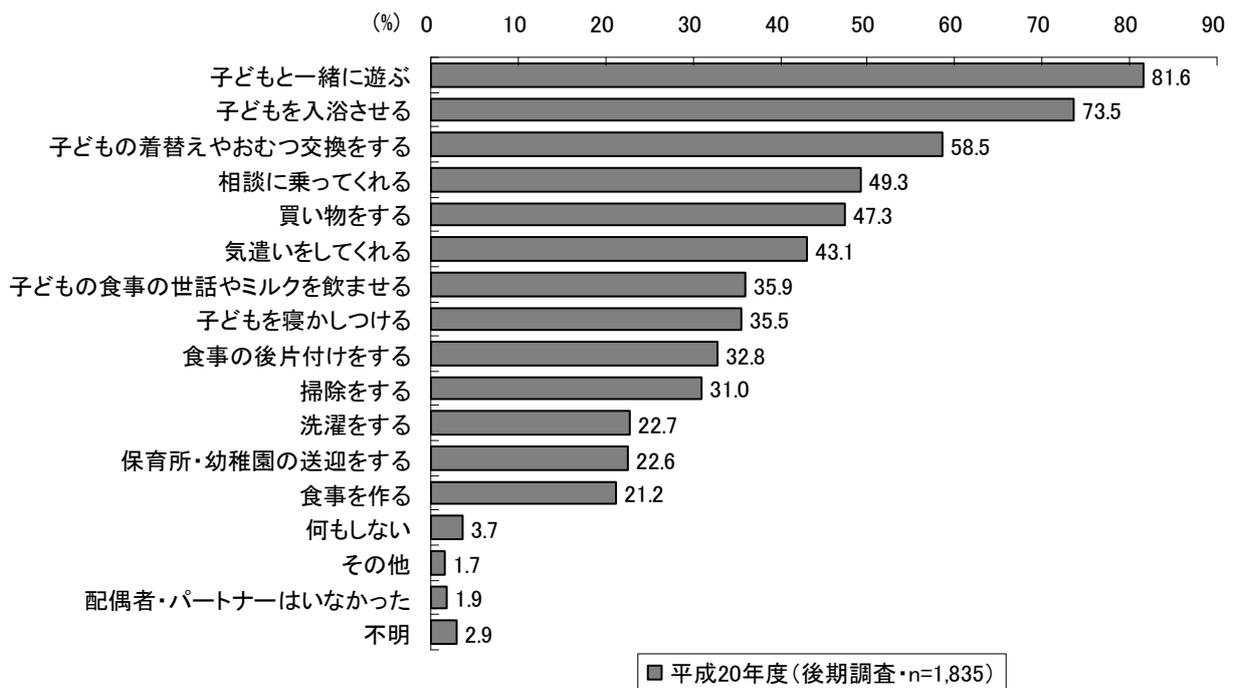
出典：

(前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成 15 年度)  
 (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成 20 年度)

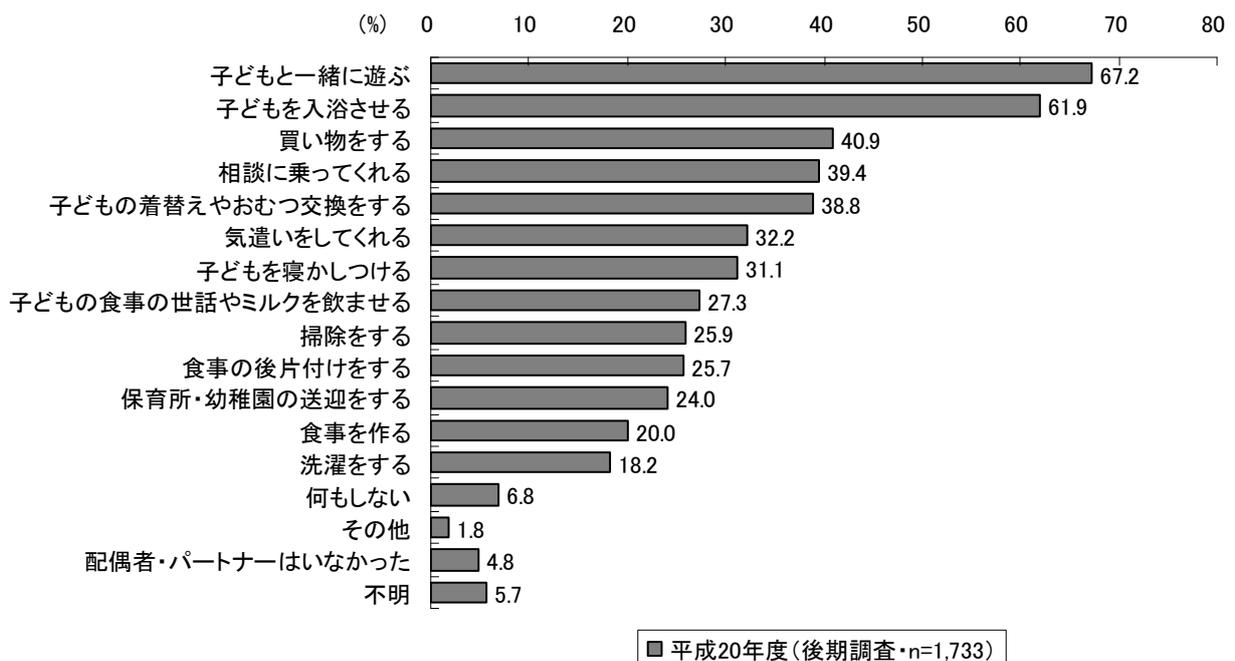
- 配偶者・パートナーの育児へ参加形態について質問したところ、就学前児童では「子どもと一緒に遊ぶ」が81.6%で最も多く、続いて「子どもを入浴させる」が73.5%、「子どもの着替えやおむつ交換をする」58.5%となっている（図表資料 - 48）。また、就学児童では、「子どもと一緒に遊ぶ」が67.2%で最も多くなっており、続いて「子どもを入浴させる」が61.9%となっている（図表資料 - 49）。

◆ 配偶者・パートナーの育児への参加形態

図表資料 - 48 就学前児童の保護者



図表資料 - 49 就学児童の保護者

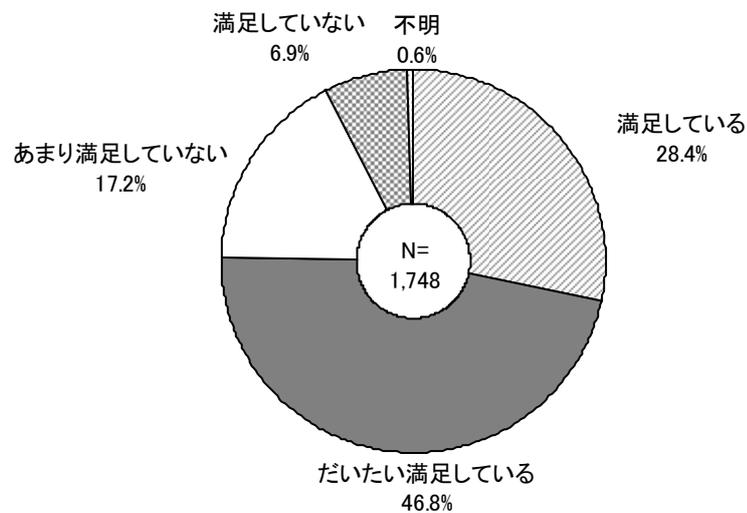


出典：(後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

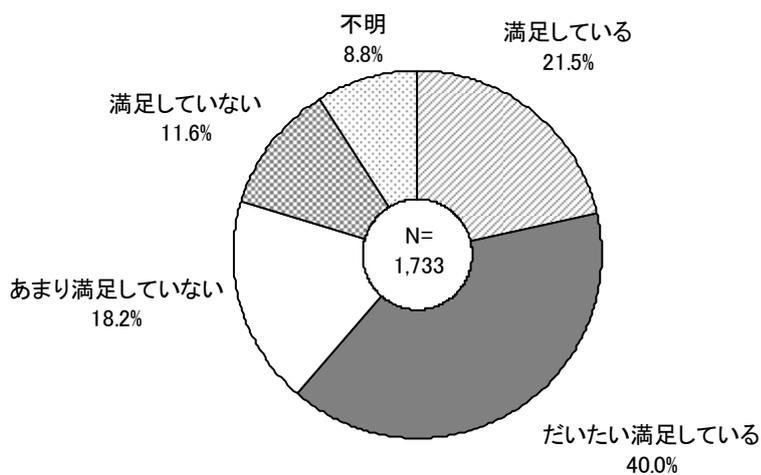
- 配偶者・パートナーの育児参加の仕方への満足度を質問したところ、就学前児童保護者では「満足している」28.4%、「だいたい満足している」46.8%となっており、合計75.2%が満足していることがわかる。一方「あまり満足していない」17.2%、「満足していない」6.9%となっており、合計24.1%が満足していない（図表資料 - 50）。また、就学児童保護者では、「満足している」21.5%、「だいたい満足している」40.0%となっており、合計は61.5%である。一方「あまり満足していない」が18.2%、「満足していない」が11.6%となっており、合計は29.8%である（図表資料 - 51）。

◆ 配偶者・パートナーの育児参加への満足度

図表資料 - 50 就学前児童の保護者



図表資料 - 51 就学児童の保護者

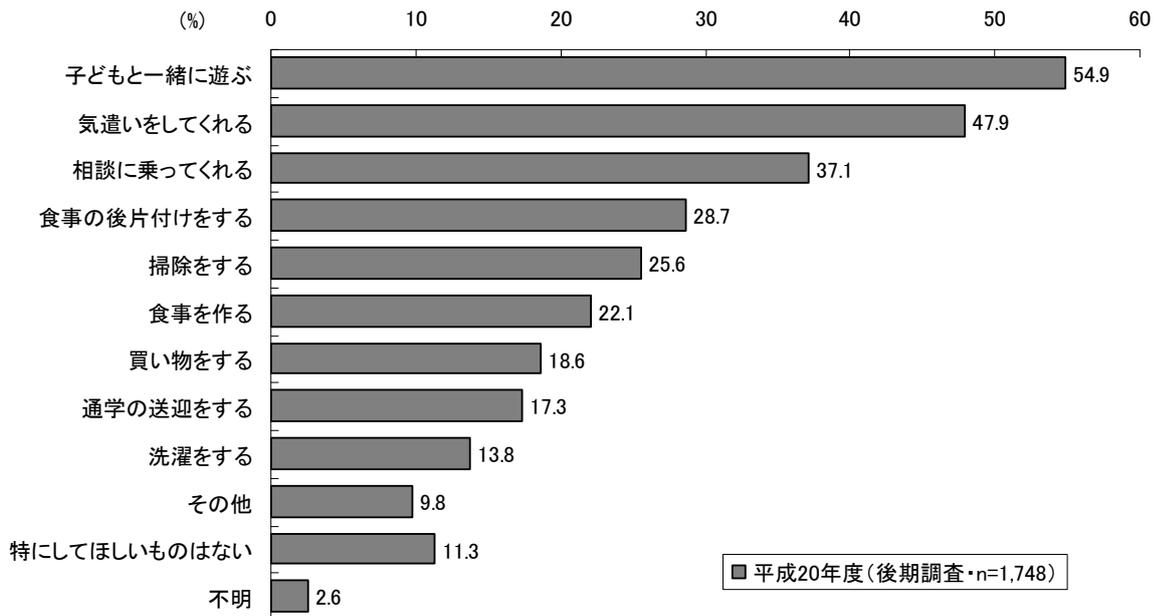


出典：（後期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

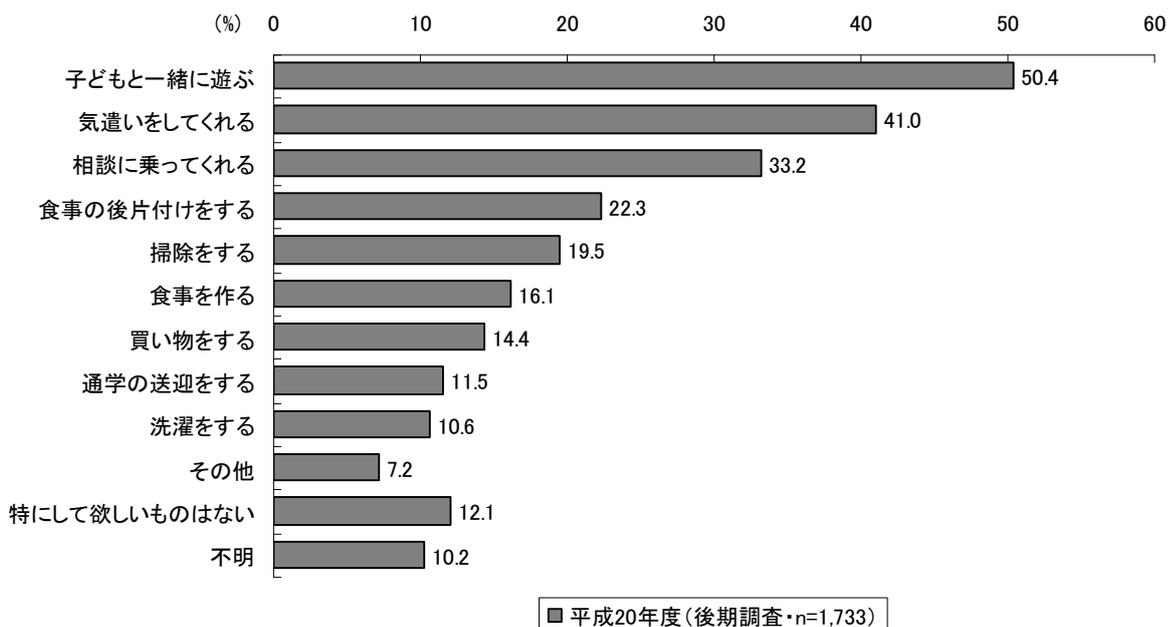
- 配偶者・パートナーに育児参加をしてほしいと思う（思った）ことについて質問したところ、就学前児童保護者では、「子どもと一緒に遊ぶ」が54.9%で最も多くなっており、続いて「気遣いをしてくれる」が47.9%、「相談に乗ってくれる」が37.1%となっている（図表資料 - 52）。また、就学児童保護者では、「子どもと一緒に遊ぶ」が50.4%で最も多く、続いて「気遣いをしてくれる」が41.0%、「相談に乗ってくれる」が33.2%となっている（図表資料 - 53）。

◆ 配偶者・パートナーに育児参加してほしいと思う（思った）こと

図表資料 - 52 就学前児童の保護者



図表資料 - 53 就学児童の保護者

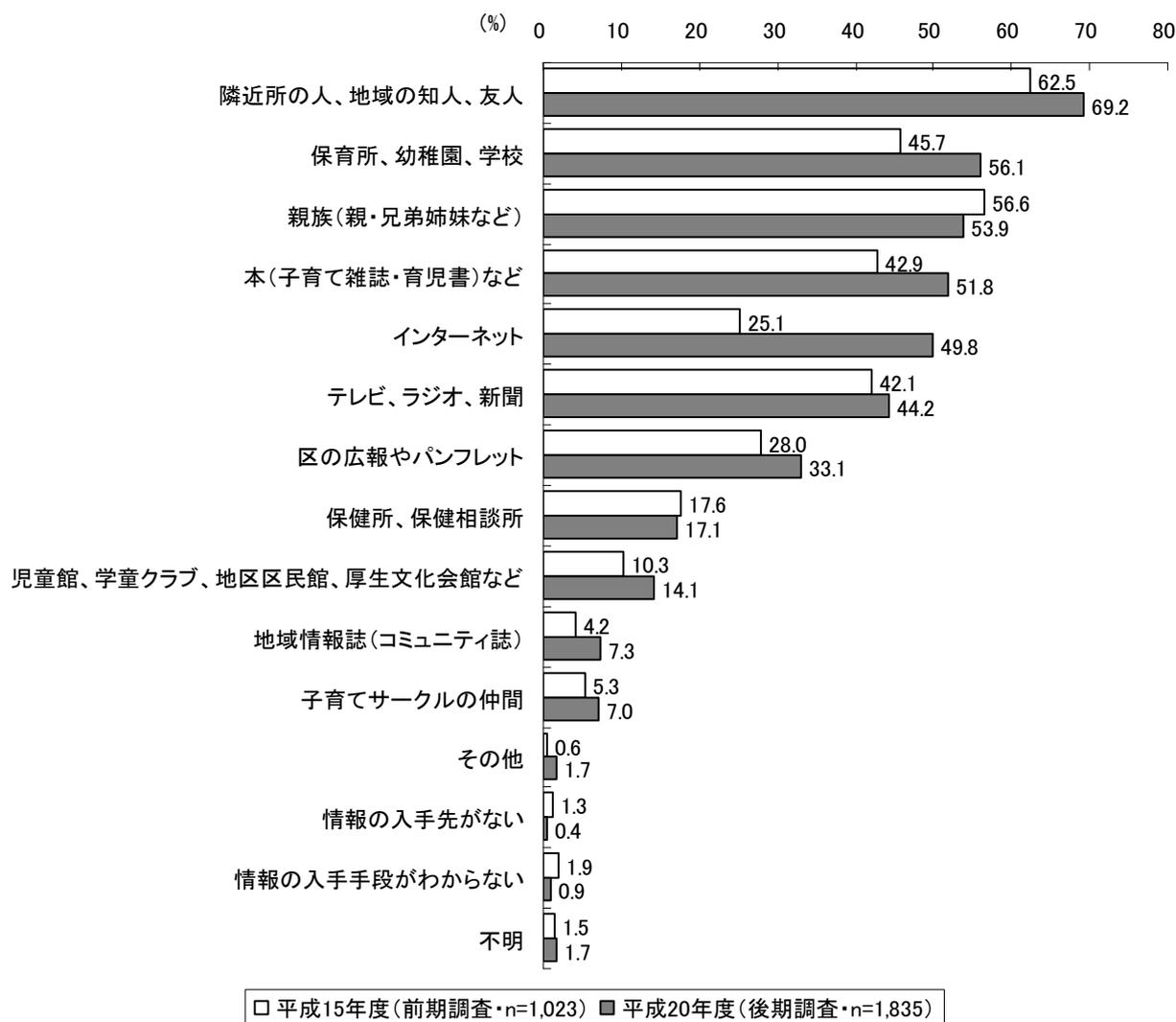


出典：(後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

- 子育て情報の入手先について見てみると、就学前児童では、「隣近所の人、地域の知人、友人」が69.2%で最も多く、続いて「保育園、幼稚園、学校」が56.1%、「親族（親・兄弟姉妹など）」が53.9%となっている。また、就学児童保護者では、「隣近所の人、地域の知人、友人」が73.2%で最も多く、続いて「テレビ、ラジオ、新聞」が55.8%、「保育園、幼稚園、学校」が55.7%となっている。就学前児童保護者、就学児童保護者ともに平成15年度調査と上位3項目は同様の結果であり、また上位2項目は平成20年度調査の方が割合が高い（図表資料 - 54、55）。

◆ 子育て情報入手先

図表資料 - 54 就学前児童の保護者

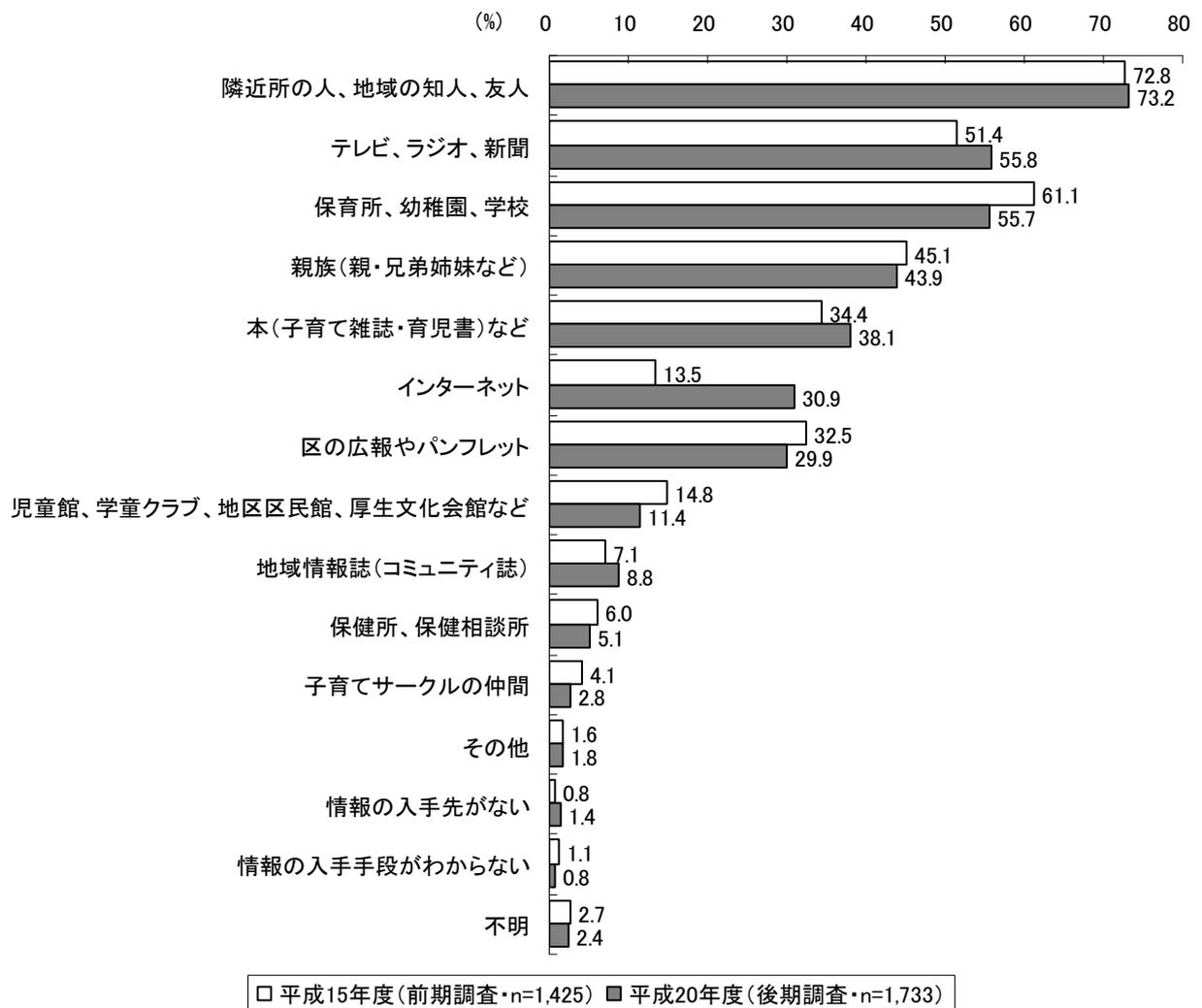


出典：

(前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書 (平成15年度)

(後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書 (平成20年度)

図表資料 - 55 就学児童の保護者



出典：

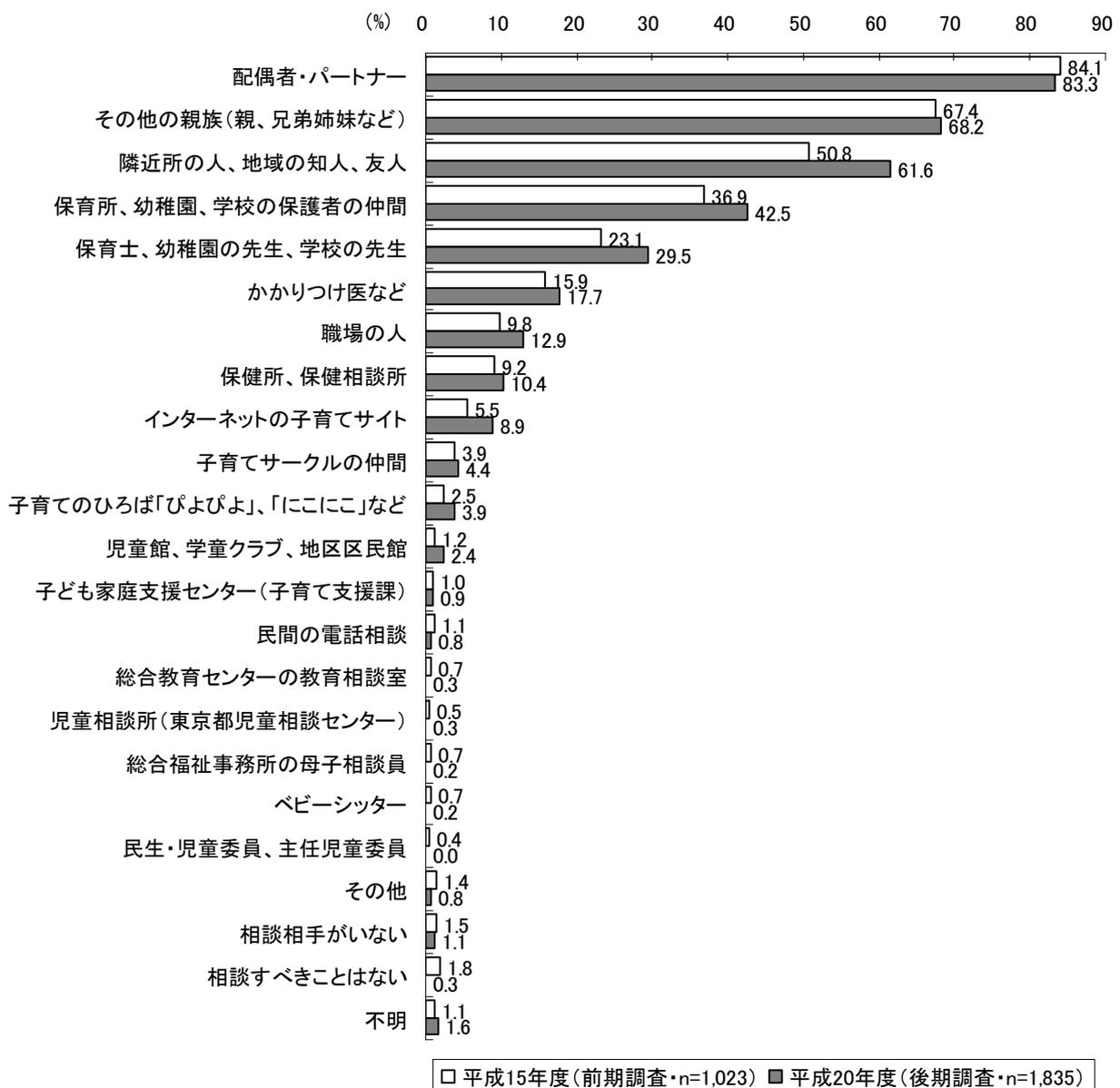
(前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書 (平成 15 年度)

(後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書 (平成 20 年度)

- 子育てに関する悩みや不安などの相談相手について見てみると、就学前児童保護者では、「配偶者・パートナー」が83.3%で最も多く、続いて「その他の親族（親、兄弟姉妹など）」が68.2%、「隣近所の人、地域の知人、友人」が61.6%となっている。また、就学児童保護者では、「配偶者・パートナー」が74.8%で最も多く、続いて「隣近所の人、地域の知人、友人」が66.0%、「その他の親族（親、兄弟姉妹など）」が59.3%となっている。就学前児童保護者、就学児童保護者ともに平成15年度調査と上位3項目は同様の結果であるが、就学前児童の3位である「隣近所の人、地域の知人、友人」は平成15年度調査より10ポイント増加している（図表資料-56、57）。

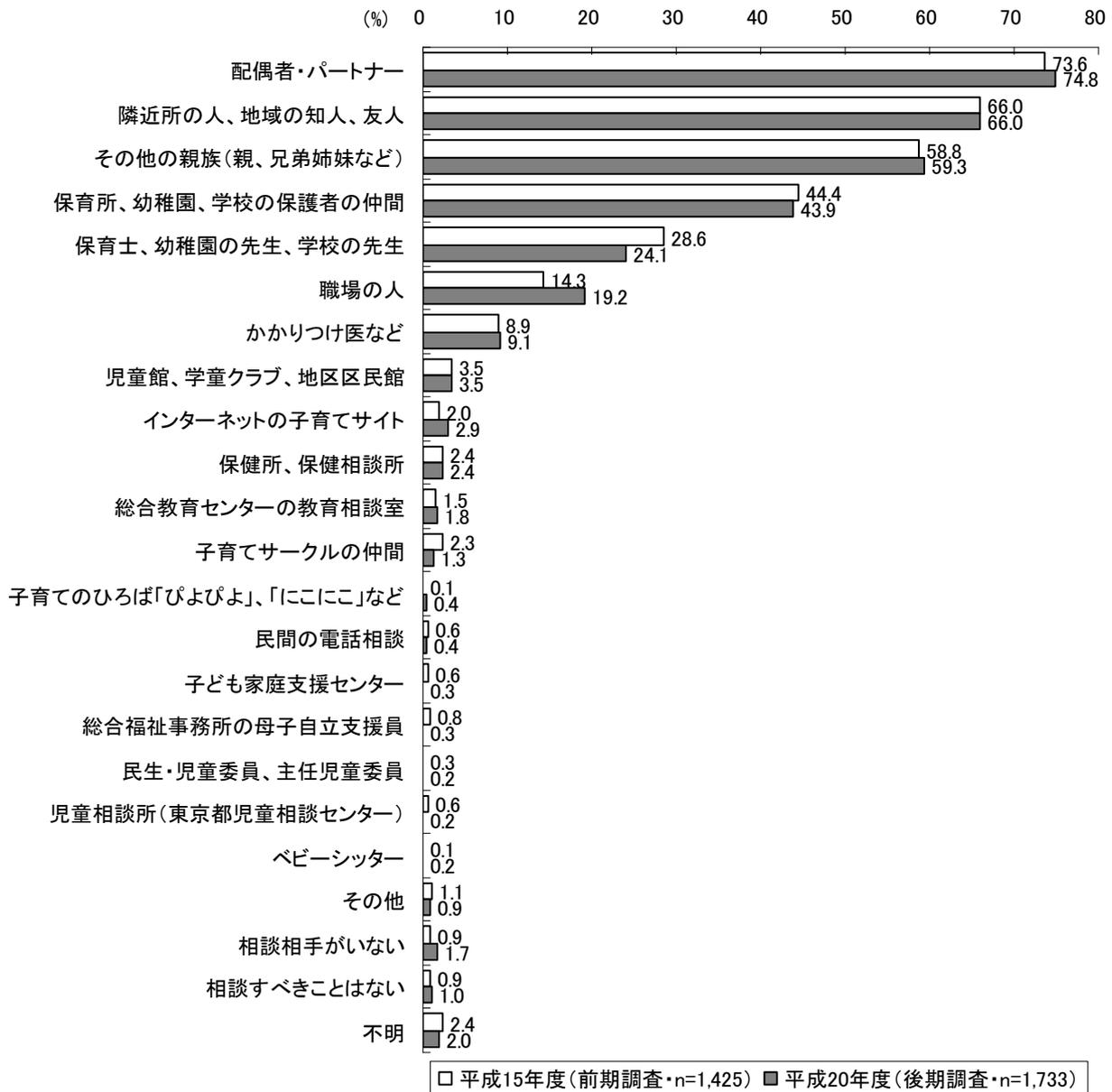
◆ 子育てに関する悩みや不安などの相談相手

図表資料 - 56 就学前児童の保護者



出典：(前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成15年度）  
 (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

図表資料 - 57 就学児童の保護者



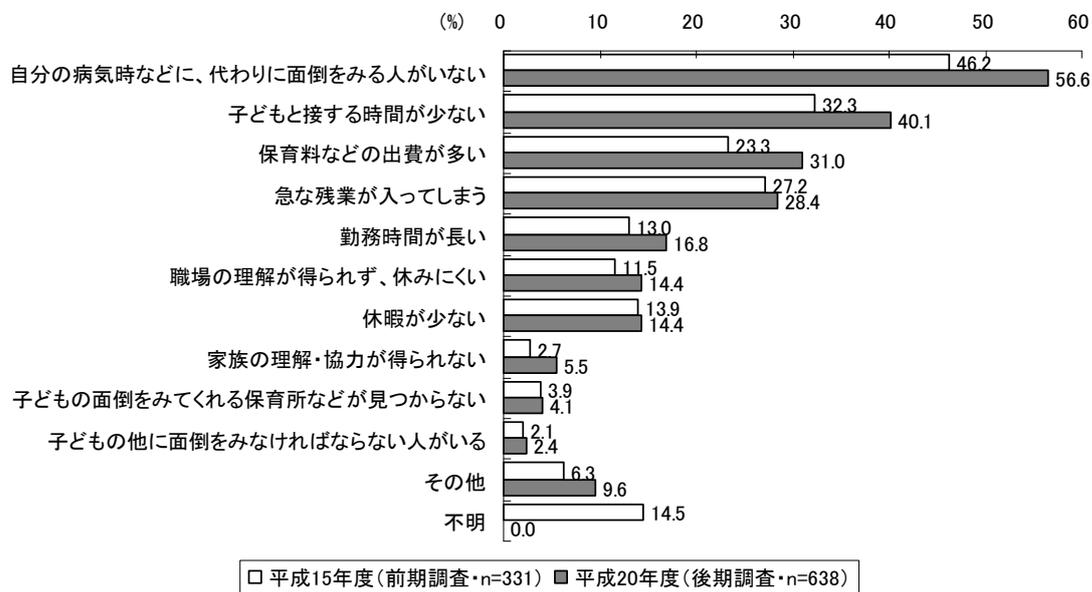
出典：(前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成15年度）  
 (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

## 9. 仕事と子育ての両立

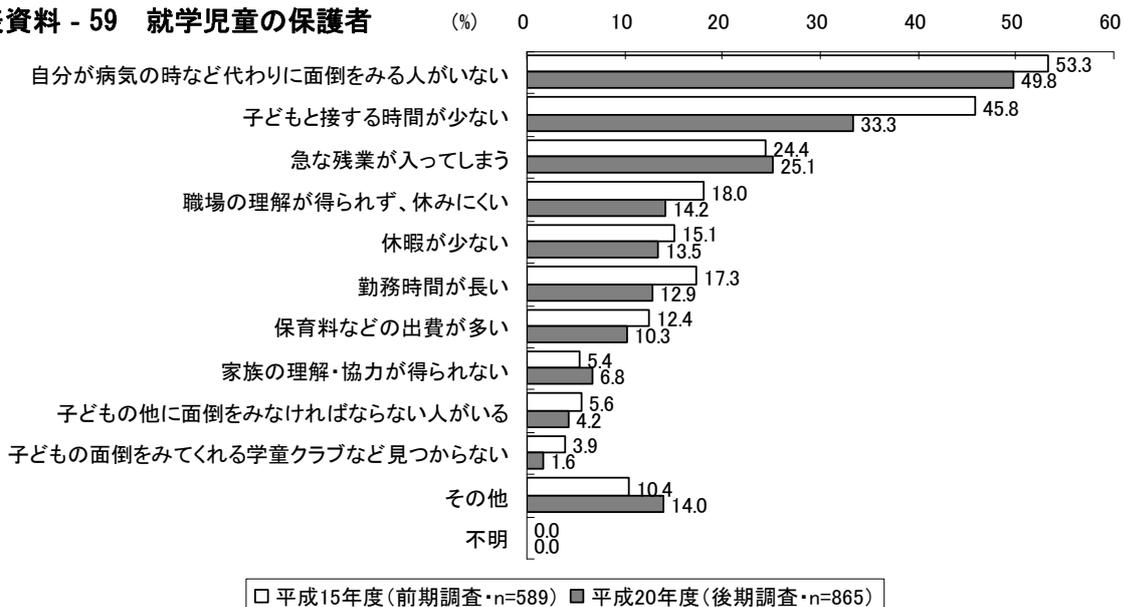
- 仕事と子育てとを両立させる上で大変だと感じていることについては（「不明」サンプルを除く）、就学前児童保護者では、「自分が病気をした時等に代わりに面倒をみる人がいない」が56.6%で最も多く、続いて「子どもと接する時間が少ない」が40.1%となっている。これら上位2つの項目は、平成15年度調査でも同様であるが、割合は平成20年度調査の方が高い（図表資料-58）。また、就学児童保護者では、「自分が病気をした時等に代わりに面倒をみる人がいない」が49.8%で最も多く、続いて「子どもと接する時間が少ない」が33.3%となっている。平成15年度調査においても、これら2つの項目が上位2つとなっているが割合は平成15年度調査の方が高い（図表資料-59）。

### ◆ 仕事と子育てを両立させるうえで大変だと感じること

図表資料 - 58 就学前児童の保護者



図表資料 - 59 就学児童の保護者



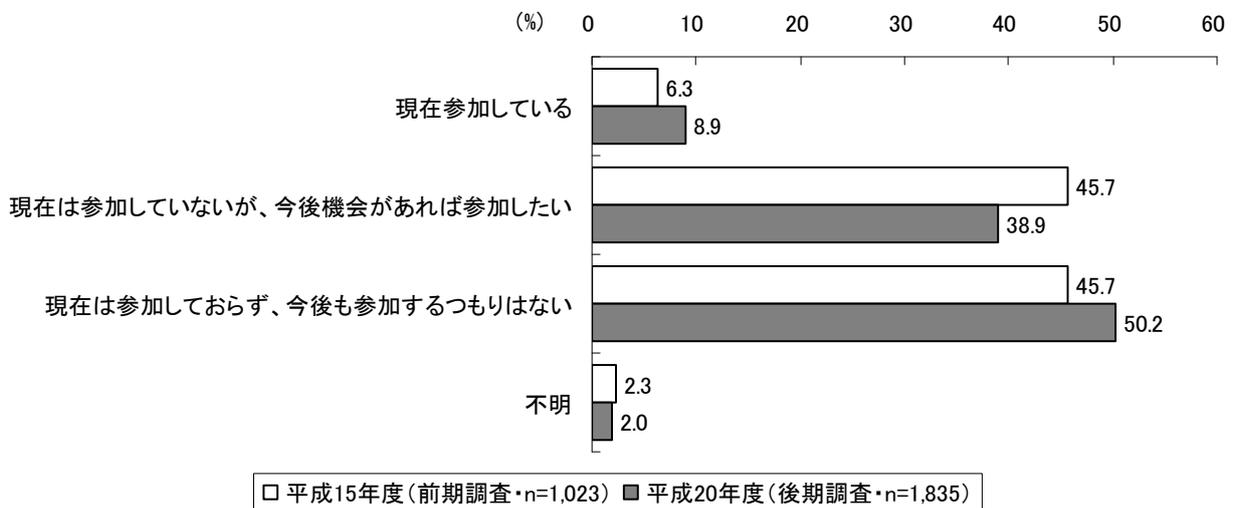
出典：（前期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成15年度）  
（後期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

## 10.子育てのネットワーク

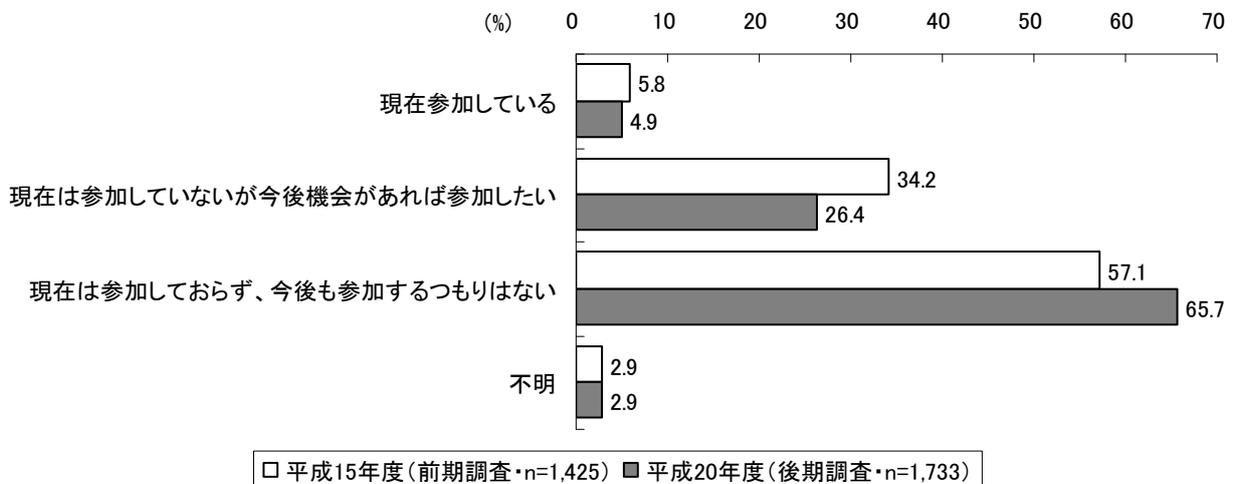
- 子育てサークルなど自主的活動への参加については、就学前児童保護者では、「現在は参加しておらず、今後も参加するつもりはない」が50.2%で、「現在は参加していないが、今後機会があれば参加したい」が38.9%となっている。また、就学児童保護者では、「現在は参加しておらず、今後も参加するつもりはない」が65.7%で、「現在は参加していないが、今後機会があれば参加したい」が26.4%である。平成15年度調査と比較すると、就学前児童保護者では「現在参加している」割合が高くなった一方で、「現在は参加しておらず、今後も参加するつもりはない」も増加している。就学児童保護者では、「現在参加している」、「現在は参加していないが、今後機会があれば参加したい」が減少し、「現在は参加しておらず、今後も参加するつもりはない」が増加している（図表資料 - 60、61）。

### ◆ 自主的活動への参加

図表資料 - 60 就学前児童の保護者



図表資料 - 61 就学児童の保護者



出典：(前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成15年度）

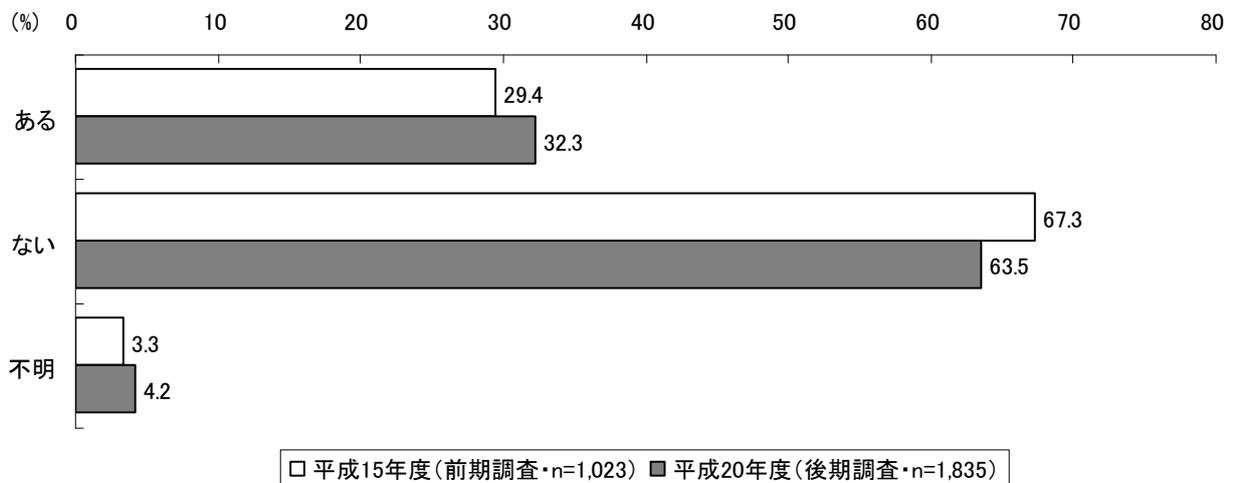
(後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

## 11.行政の子育て支援への要望

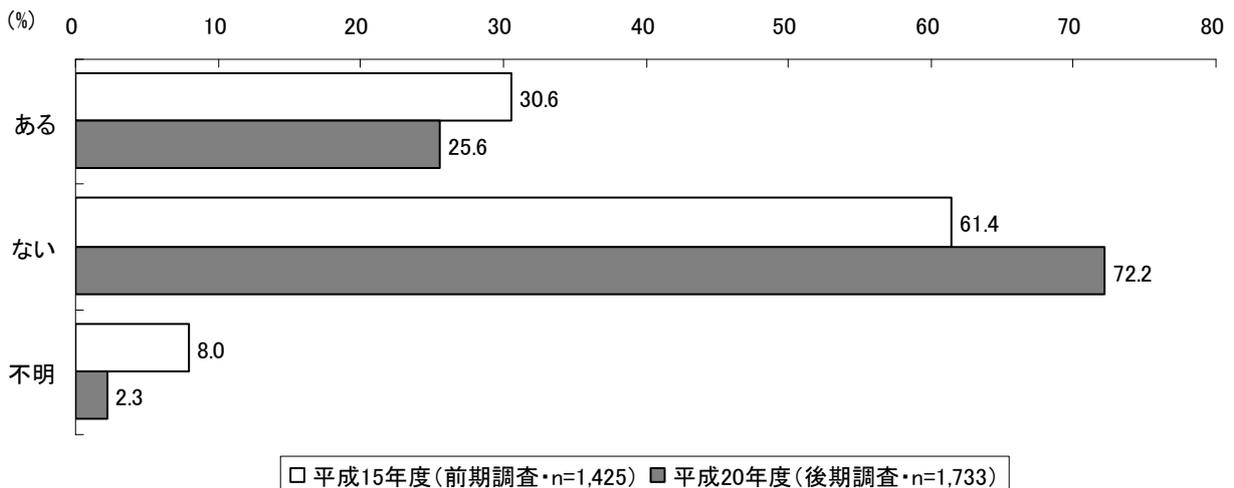
- 子育てに関する担当者の対応への不満について見てみると、就学前児童保護者は、「ある」が32.3%、「ない」が63.5%となっている。また、就学児童保護者では、「ある」が25.6%、「ない」が72.2%となっている。就学前児童保護者では、「ある」割合が平成15年度調査よりも高くなっているが、就学児童保護者では低くなっている（図表資料 - 62、63）。

### ◆ 出産、育児に関する担当者への不満

図表資料 - 62 就学前児童の保護者



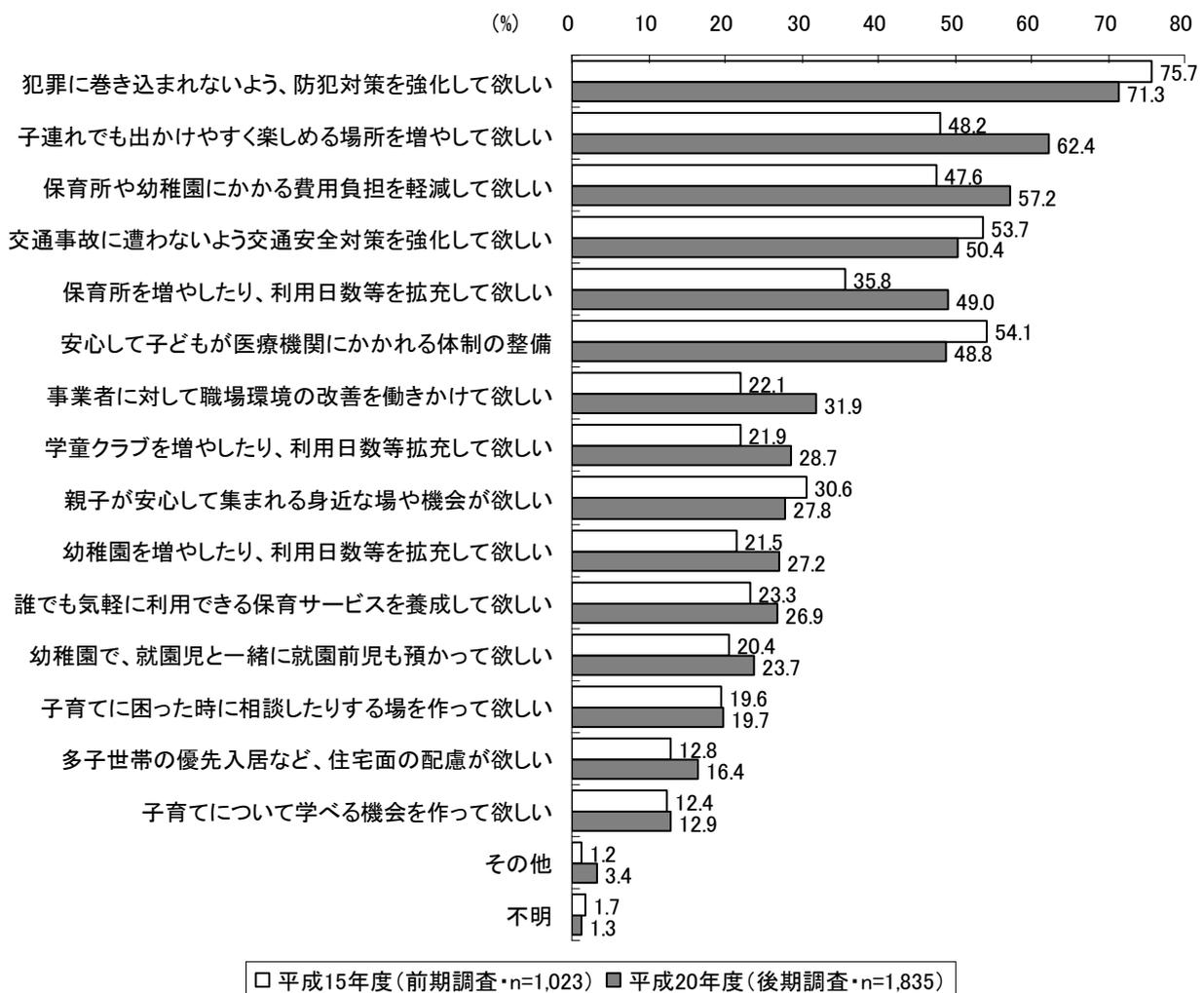
図表資料 - 63 就学児童の保護者



出典：(前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成15年度）  
 (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

- 子育て支援要望について見てみると、「犯罪に巻き込まれないよう、防犯対策を強化して欲しい」が71.3%で最も多く、続いて「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」が62.4%、「保育園や幼稚園にかかる費用負担を軽減して欲しい」が57.2%となっている。平成15年度調査では、「犯罪に巻き込まれないよう、防犯対策を強化して欲しい」が75.7%で最も多く、続いて「安心して子どもが医療機関にかかれる体制の整備」が54.1%、「交通事故に遭わないよう交通安全対策を強化して欲しい」が53.7%となっており、全体的に安心・安全に関する要望が強い。一方、平成20年度調査では安心・安全に関する要望のほか、環境整備や経済的支援の割合が平成15年度調査よりも高くなっている（図表資料 - 64）。

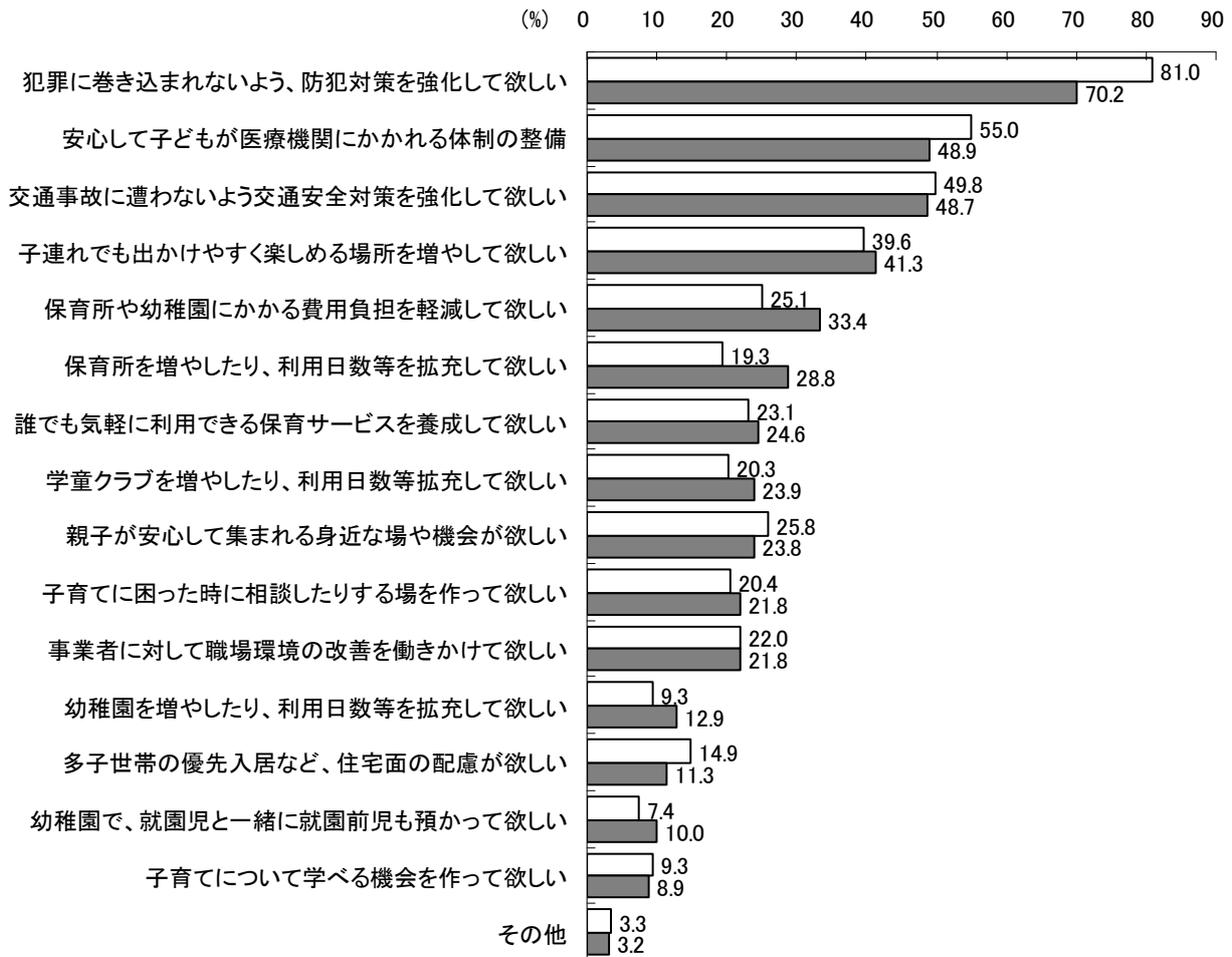
図表資料 - 64 子育て支援要望（就学前児童の保護者）



出典：（前期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成15年度）  
（後期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

- 子育て支援要望について見てみると、「犯罪に巻き込まれないよう、防犯対策を強化して欲しい」が70.2%で最も多く、続いて「安心して子どもが医療機関にかかれる体制の整備」が48.9%、「交通事故に遭わないよう交通安全対策を強化してほしい」が48.7%となっている。平成15年度調査においても同様の項目が上位3位になっており、全体的に安心・安全に関する要望が強い。ただし、上位3項目の割合はいずれも平成15年度調査の方が高い結果となっている(図表資料-65)。

図表資料 - 65 子育て支援要望 (就学児童の保護者)



□ 平成15年度(前期調査・n=1,425) ■ 平成20年度(後期調査・n=1,733)

出典：(前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書 (平成15年度)  
 (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書 (平成20年度)